

# 竹原市地域防災計画

## 一 資 料 編 一

(令和8年3月修正)

竹原市防災会議



竹原市防災会議

事務局

竹原市中央五丁目6番28号

竹原市総務部危機管理課

電話 0846-22-2283

FAX 0846-22-8579

E-mail [kikikanri@city.takehara.lg.jp](mailto:kikikanri@city.takehara.lg.jp)

「令和8年3月改訂」





## 目 次

### 〔防災関係組織〕

- 防災関係機関及び連絡先一覧…………… 1

### 〔災害危険箇所〕

- 過去の主な災害…………… 4
- 過去の主な地震被害状況…………… 5
- 山地災害危険地区一覧…………… 7
- 土石流危険溪流一覧…………… 19
- 急傾斜地崩壊危険箇所一覧…………… 26
- 急傾斜地崩壊危険区域一覧…………… 37
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧…………… 41
- 防災重点ため池の現況…………… 92
- 大規模盛土造成地の現況…………… 94
- 海岸保全区域一覧…………… 95
- 港湾の現況…………… 96

### 〔通信設備等〕

- 告知放送設備の現況…………… 97

### 〔観測施設等〕

- 市内観測所一覧…………… 98
- 市内震度計設置状況…………… 99
- 気象庁震度階級関連解説表…………… 100

### 〔避難所・医療関係〕

- 指定避難所及び指定緊急避難場所等一覧…………… 102
- 協定避難所…………… 105
- 福祉避難所協定締結施設一覧…………… 106
- 災害拠点病院…………… 107
- 西部東保健所管内国立公立病院…………… 107
- 市内医療機関一覧…………… 107
- 市内薬局店一覧…………… 109

○要配慮者利用施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110

**〔備蓄物資・給水等〕**

○備蓄物資等保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113

○救援物資集積場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113

○給食施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113

○給水器具の保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114

○応急仮設住宅建設予定地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114

**〔消防・水防〕**

○消防水利の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115

○消防署、消防車両等保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 115

○消防団消防車両等保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 115

○救難用資材の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116

○水防備蓄資材の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116

○海上流出油対策用資機材保有状況・・・・・・・・・・・・ 116

○樋門等の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116

○重要水防箇所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117

○水防活動実施報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119

○水防活動実績報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120

**〔防疫・廃棄物等〕**

○斎場施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121

○ごみ処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121

○し尿処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121

**〔危険物施設等〕**

○危険物施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122

○毒物・劇物製造所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122

**〔輸送関係〕**

○ヘリポート適地の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 123

○緊急通行車両の標章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124

○規制除外車両確認証明書	125
○市有自動車一覧	126

## 〔条例、協定等〕

○竹原市防災会議委員及び水防協議会委員構成	127
○竹原市防災会議条例	128
○竹原市災害対策本部条例	130
○竹原市水防協議会条例	131
○応援協定一覧表	132
○広島県内広域消防相互応援協定書	135
○広島県内広域消防相互応援協定実施細目	136
○広島県内大規模災害時等広域消防相互応援実施基準	139
○広島県内航空消防応援協定書	142
○広島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書	144
○広島県防災ヘリコプター応援協定	146
○県内市町村の災害時の相互応援に関する協定	147
○災害時における被災車両の撤去等に関する協定	149
○災害時における道の駅たけはら施設使用に関する協定	150
○災害時における情報交換に関する協定（国土交通省中国地方整備局）	151
○瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	152
○特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（NTT西日本）	154
○災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い（中国電力ネットワーク株式会社）	156
○消防応援協定書（三井金属鉱業株式会社竹原製煉所）	158
○緊急時における船舶の使用に関する覚書（大久野島国民休暇村）	159
○消防応援協定書（電源開発株式会社竹原火力発電所）	161
○緊急時における船舶の使用に関する覚書（山陽商船株式会社）	162
○災害時の医療救護活動に関する協定書（竹原地区医師会）	163
○災害時における竹原市と竹原市内郵便局及び三原郵便局の協力に関する協定	165
○災害通信活動協定書（竹原アマチュア無線クラブ）	167
○消防応援協定書（中国生コンクリート）	168
○災害活動協定書（竹原市建設同志会）	169
○災害時における食材提供及び調理等の協力に関する協定（竹原飲食組合）	170

○災害時における協力に関する協定（荘野協働のまちづくりネットワーク）	171
○災害時等における福祉避難所の設置運営等に関する協定	172
○災害時における物資の調達に関する協定書（広島県LPガス協会竹原地区協議会）	174
○避難所施設利用に関する協定書（忠海高校）	176
○避難所施設利用に関する協定書（竹原高校）	178
○災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書（アクティオ）	179
○災害及び防災情報の放送に関する協定書（たけはらケーブルネットワーク）	181
○広島中央地域連携中枢都市圏における災害時の相互応援に関する協定	182
○災害時における施設の提供協力に関する協定書（東洋コルク株式会社）	184
○災害発生時における生活関連物資の供給等に関する協定書（生活協同組合ひろしま）	186
○災害救助物資の調達に関する協定書（株式会社ジュンテンドー）	187
○災害時における支援協力に関する協定書（株式会社フジ）	189
○災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	190
○災害時における医療救護活動に関する協定書（一般社団法人竹原薬剤師会）	192
○災害時の医療救護活動実施細目（一般社団法人竹原薬剤師会）	193
○災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書（太陽工業株式会社）	195
○災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）	196
○災害時における物資の調達に関する協定書（瀬戸内カートン株式会社）	198
○災害対応に関する協定書（株式会社セトウチ）	200
○災害時における物資の調達に関する協定書（王子コンテナ株式会社）	202
○災害時における物資の保管及び輸送等に関する協定書（中国通運株式会社）	203
○災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ）	205
○防災パートナーシップに関する協定書（広島テレビ放送株式会社）	206
○災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書（広島県行政書士会）	207
○災害時における物資輸送等に関する協定書（福山通運株式会社）	209
○災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）	210
○竹原市被災者生活サポートボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書（竹原市社会福祉協議会）	212
○災害廃棄物等の処理に関する基本協定書（大栄環境株式会社）	214
○災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（株式会社サタケ）	217
○災害時の相互応援に関する協定書（備後圏域連携協議会を組織する9市町）	219
○災害に係る情報発信等に関する協定書（株式会社テレビ新広島）	221
○災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便株式会社）	222

- 
- 災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定（ヤマト運輸株式会社） …… 225
  - 災害時等における情報発信協力に関する協定書（株式会社熊平製作所） …………… 227

### 〔様式等〕

- 災害発生報告 …………… 230
- 被害総括表 …………… 231
- 被害程度の判定基準 …………… 233
- 罹災台帳 …………… 236
- 罹災証明書 …………… 237
- 罹災証明書交付申請書 …………… 238

### 〔その他〕

- 市内文化財一覧 …………… 239
- 災害救助法による災害救助基準 …………… 240
- 災害融資制度等一覧 …………… 244



## 〔防災関係組織〕

## ○防災関係機関及び連絡先一覧

## 1 市

名称	所在地	電話番号 (FAX番号)
市役所総務部危機管理課	竹原市中央五丁目 6-28	0846-22-2283 (0846-22-8579)
忠海支所	竹原市忠海中町二丁目 25-1	0846-26-0231

## 2 県関係

名称	所在地	電話番号 (FAX番号)
県危機管理監危機管理課	広島市中区基町 10-52	082-513-2786 (082-227-2122)
西部建設事務所東広島支所 仁賀ダム管理事務所	東広島市西条昭和町 13-10 竹原市仁賀町 1685-2	082-422-6911 0846-23-1337
西部農林水産事務所東広島農林事務所	東広島市西条昭和町 13-10	0824-22-6911
西部東厚生環境事務所・西部東保健所	東広島市西条昭和町 13-10	0824-22-6911
西部畜産事務所	東広島市西条御条町 1-15	082-423-2441
西部教育事務所	呉市西中央一丁目 3-25	0823-22-5400
広島県水道広域連合企業団竹原事務所	竹原市中央四丁目 8-17	0846-22-7768 (0846-22-1044)

## 3 警察

名称	所在地	電話番号
竹原警察署	竹原市中央一丁目 1-13	0846-22-0110
竹原警察署 忠海交番	竹原市忠海中町一丁目 1-10	0846-26-0708
竹原警察署 大乘駐在所	竹原市高崎町 194-1	0846-27-0425
竹原警察署 東野駐在所	竹原市東野町 903-14	0846-29-0110
竹原警察署 新庄駐在所	竹原市新庄町 1110-8	0846-29-0344
竹原警察署 大井駐在所	竹原市竹原町 2520-8	0846-22-6255
竹原警察署 吉名駐在所	竹原市吉名町 1-8	0846-28-0200

## 4 消防

名称	所在地	電話番号 (FAX番号)
東広島市消防局	東広島市西条上助実 1173- 1	082-422-0119 (082-423-0363)
東広島市消防局 竹原消防署	竹原市中央四丁目 13-1	0846-23-0119
東広島市消防局 竹原消防署忠海分署	竹原市忠海中町二丁目 25-1	0846-26-0420

## 5 指定地方行政機関

名称	所在地	電話番号
中国四国管区警察局	広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-6411
中国四国農政局 広島県拠点	広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-5840
中国運輸局	広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-3434
近畿中国森林管理局 広島森林管理署	広島市中区吉島東三丁目 2-51	082-247-2201
中国地方整備局 広島国道事務所	広島市南区東雲町二丁目 13-28	082-281-4143
広島地方気象台	広島市中区八丁堀 6-30	082-223-3953
中国地方整備局 港湾空港部	広島市中区東白島町 14-15	082-511-3900
広島空港事務所	三原市本郷町善入寺 64-43	0848-86-8650
海上保安庁第六管区海上保安本部	広島市南区宇品海岸三丁目 10-17	082-251-5111
海上保安庁第六管区呉海上保安部	呉市宝町 9-25	0823-26-0118
中国地方測量部	広島市中区上八丁堀 6-30	082-221-9743

## 6 自衛隊

名称	所在地	電話番号
陸上自衛隊第 13 旅団司令部	海田町寿町 2-1	082-822-3101
海上自衛隊呉地方総監部	呉市幸町 8-1	0823-22-5511

## 7 指定公共機関

名称	所在地	電話番号
NTT西日本 (株)中国支店	広島市中区基町 6-77	082-505-4757
中国電力ネットワーク (株) 東広島ネットワークセンター	東広島市西条下見五丁目 5-15	082-424-0231
電源開発株式会社竹原火力発電所	竹原市忠海長浜二丁目 1-1	0846-27-0211
日本赤十字社広島県支部	広島市中区千田町二丁目 5-64	082-241-8811
日本放送協会広島放送局	広島市中区大手町二丁目 11-10	082-504-5111
西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部	広島市東区上大須賀町 15-20	082-261-2252
日本通運(株)三原支店	三原市古浜三丁目 7-1	0848-62-4122
株式会社NTT ドコモ中国支社	広島市中区大手町四丁目 1-8	082-544-1670
竹原郵便局	広島県竹原市中央三丁目 1-2	0846-22-0512
忠海郵便局	竹原市忠海中町二丁目 24-2	0846-26-0140
荘野郵便局	竹原市新庄町 1333-1	0846-29-0744
竹原本川郵便局	竹原市中央一丁目 10-12	0846-22-0500
竹原東野郵便局	竹原市東野町 112-1	0846-29-0742
田万里郵便局	竹原市田万里町 1949-3	0846-29-0741
大乘郵便局	竹原市高崎町 75-8	0846-27-0140
吉名郵便局	竹原市吉名町西条 4927-4	0846-28-0140

下野簡易郵便局	竹原市下野町 1771-7	0846-22-0776
中通簡易郵便局	竹原市本町四丁目 13-9	0846-22-0396

## 8 指定地方公共機関

名称	所在地	電話番号
一般社団法人広島県医師会	広島市東区二葉の里三丁目 2-3	082-568-1511
一般社団法人中国旅客船協会	広島市南区宇品海岸一丁目 13-26	082-253-6907
広島地区旅客船協会	広島市南区宇品海岸一丁目 13-26	082-253-6907
広島ガス株式会社	広島市南区皆実町二丁目 7-1	082-251-2151
芸陽バス株式会社	東広島市西条西本町 21-39	082-424-4721
一般社団法人広島県LPガス協会	広島市西区己斐本町三丁目 8-5	082-275-1804
(株)中国放送	広島市中区基町 21-3	082-222-1141
広島テレビ放送(株)	広島市東区二葉の里三丁目 5-4	082-207-0404
(株)広島ホームテレビ	広島市中区白島北町 19-2	082-221-7111
(株)テレビ新広島	広島市南区出汐二丁目 3-19	082-256-2200
広島エフエム放送(株)	広島市南区皆実町一丁目 8-2	082-251-2200

## 9 公共的団体

名称	所在地	電話番号
一般社団法人竹原地区医師会	竹原市中央三丁目 14-1 (竹原市保健センター内)	0846-22-9377
竹原商工会議所	竹原市中央三丁目 7-1	0846-22-2424
竹原市社会福祉協議会	竹原市中央三丁目 13-5	0846-22-5131
J Aひろしま竹原支店	竹原市中央三丁目 14-16	0846-22-0432
J Aひろしま荘野支店	竹原市新庄町 1129-3	0846-29-1135
公益社団法人 竹原市シルバー人材センター	竹原市中央四丁目 7-71	0846-22-3331
竹原市自治会連合会	竹原市中央五丁目 6-28 (竹原市地域づくり課内)	0846-22-7757
(株)たけはらケーブルネットワーク	竹原市中央四丁目 6-16	0846-23-5330

## 〔災害危険箇所〕

## ○過去の主な災害

## 1 風水害

(広島地方気象台発表資料)

発生年月日	種別	風向	最大風速 (m /S)	最低気圧 (h p)	備考
平成 16 年 8 月 30 日	台風 16 号	南南西	18.0	972.1	家屋被害(高潮による床下・床上浸水)
平成 16 年 9 月 7 日	台風 18 号	南西	20.0	972.6	家屋被害(高潮による床下・床上浸水) 高潮により沿岸部の国道では一部崩壊や全面通行止
平成 17 年 9 月 6～7 日	台風 14 号	南西	19.0	981.8	家屋被害(高潮による床下・床上浸水) 国道 185 号線路面冠水により全面通行止

※観測地点：最低気圧（広島）、最大風速・風向（竹原）

## 2 火災

(広島県農林事務所資料)

区分	内容
火災種別	林野火災
出火場所	竹原市福田町奥大乘 911
出火日時	平成 6 年 8 月 11 日 15 時 33 分
鎮火日時	平成 6 年 8 月 20 日 14 時 00 分
延日数	10 日間 (215 時間)
焼損面積	378 h a(竹原市 357ha、三原市 21ha)
損害額	500,870 千円 (竹原市 483,230 千円)、三原市 17,640 千円)
死傷者等	負傷者 3 名
住家等被害	なし
出火原因	たばこの火の不始末 (推定)
竹原市災害対策本部	8 月 11 日 21 時 20 分設置、8 月 20 日 14 時解散
延べ出動人員及び車両等	出動人員 9,521 人、出動車両 1,006 台、出動ヘリコプター 49 機

※ 当時広島県地方では台風の影響で 10m/sec 近くの強風が吹いており、8 月 13 日 6 時 20 分から 8 月 14 日 5 時 00 分の間には、強風波浪注意報（広島地方気象台）が出されている。

## ○ 過去の主な地震被害状況

## 1 主な地震と被害状況

スラブ内地震	海溝型地震	活断層型地震	発生年月日	北緯	東経	マグニチュード	深さ (km)	(被害地域) 又は震央地名	被害等の概要
			寛永元 (1625) 1. 21					(安芸)	広島で大震
●			慶安2 (1649) 3. 17	33. 7°	132. 5°	7. 0±1/4		(安芸・伊予)	広島にて侍屋敷等多数破損
●			貞享2 (1686) 1. 4	34. 0°	132. 6°	7. 0~7. 4		(安芸・伊予)	死者2名 広島県中西部199ヶ村で被害
	●		宝永4 (1707) 10. 28	33. 2°	135. 9°	8. 4		(五畿七道)	日本最大級の地震の一つ。町・郡中で全壊家屋78、半壊68(宝永地震)
			享保18 (1733) 9. 18			6. 6		(安芸)	奥郡で被害あり
	●		安政元 (1854) 12. 24	33. 0°	135. 0°	8. 4		(畿内、東海、北陸、南海、山陰、山陽)	広島県内被害不明(安政南海地震)
●			安政元 (1854) 12. 26	33. 3°	132. 0°	7. 3~7. 5		(伊予西部)	広島県内被害不明
●			安政4 (1857) 10. 12	34. 0°	132. 5°	7. 1/4±0. 5		(伊予・安芸)	広島で家屋の破損 三原、呉で被害
		●	安政5 (1859) 1. 5	34. 8°	131. 9°	6. 2±0. 2		(石見)	広島、三原で灯籠等小損 余震が約1ヶ月程度続く
		●	明治5 (1872) 3. 14	35. 2°	132. 1°	7. 1±0. 2		(石見・出雲)	中野村(現芸北町)で亀裂(延長500m)を生じた。県内各地で小被害。 余震が半年余り続く。(浜田地震)
●			明治38 (1905) 6. 2	34. 1°	132. 5°	7. 1/4		安芸灘	広島県南部で被害大(特に呉) 死者11名、家屋全壊102他(芸予地震)
		●	大正8 (1919) 11. 1	34. 8°	132. 9°	5. 8		広島県三次付近	県北部で被害。井戸水の増減有
		●	昭和5 (1930) 12. 20	34. 9°	132. 8°	6. 1	0	広島県三次付近	県北部で被害
	●		昭和21 (1946) 12. 21	33. 0°	135. 6°	8. 0	20	南海道沖	負傷3名、家屋・道路に被害(南海地震)
●			昭和24 (1949) 7. 12	34. 1°	132. 7°	6. 2	40	安芸灘	死者2名。道路に多くの亀裂が生じた。
		●	昭和45 (1970) 3. 13	34° 56'	132° 49'	4. 6	10	広島県北部	4月末まで地震が頻発 落石が多く、農家の納屋及び屋根破損
		●	昭和45 (1970) 9. 29	34° 26'	133° 18'	4. 9	10	広島県南東部	久井町で用水路破損し、水田が冠水
		●	昭和53 (1978) 6. 4	35° 05'	132° 42'	6. 1	0	島根県中部	県北部で小被害
		●	平成7 (1995) 1. 17	34° 36'	135° 02'	7. 3	18	淡路島	福山市の一部で水道管の一部が破損(平成7年(1995年)兵庫県南部地震・阪神淡路大震災)
		●	平成9 (1997) 6. 25	34° 26'	131° 40'	6. 6	8	山口県北部	口和町で民家の屋根瓦落下。広島市安佐北区可部町で落石により列車脱線(負傷者なし)。
		●	平成11 (1999) 7. 16	34° 25'	133° 12'	4. 4	20	広島県南東部	広島市中区在住の男性(87歳)が地震発生に驚き転倒、腰部を打撲
		●	平成12 (2000) 10. 6	35° 17'	133° 21'	7. 3	11	鳥取県西部	広島市、江田島町で軽傷者3名。ガラス窓の破損、壁の亀裂、屋根瓦の落下等多数(平成12年(2000年)鳥取県西部地震)
●			平成13 (2001) 3. 24	34° 07'	132° 43'	6. 7	51	安芸灘	呉市で死者1名。 呉市、広島市等県南部を中心に被害大(平成13年(2001年)芸予地震)

※1 広島地方気象台作成資料(参考:「新編日本被害地震総覧」(宇佐美龍夫著 東京大学出版会 1996年8月発行))に地震のタイプ(スラブ内地震、海溝型地震、活断層型地震)を加筆した。

※2 緯度経度については、1970年の地震以後は度分表示、それ以前は度のみ。

## 2 発生メカニズムによる地震の分類

地震のタイプ	本県に被害を及ぼした主な地震	地震の発生周期
<スラブ内地震> 沈み込んだフィリピン海プレート 内の地震 (やや深い地震)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年(2001年) 芸予地震</li> <li>・昭和24年(1949年) 安芸灘</li> <li>・明治38年(1905年) 芸予地震</li> <li>・慶安2年(1649年)</li> <li>・貞享2年(1686年)</li> <li>・安政4年(1857年)</li> </ul> } 安芸灘・伊予灘	約50~100年間隔で発生
<海溝型地震> フィリピン海プレートの沈み込み によるプレート間地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和21年(1946年) 南海地震</li> <li>・安政1年(1854年) 安政南海地震</li> <li>・宝永4年(1707年) 宝永地震</li> </ul>	約100~150年間隔で発生
<活断層型地震> 陸域の浅い地震 (深さ約20km以浅)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年(2000年) 鳥取県西部地震</li> <li>・平成7年(1995年) 兵庫県南部地震</li> <li>・明治5年(1872年) 浜田地震</li> </ul>	千年~数万年間隔で発生

## ○ 山地災害危険地区一覽

## 1 総括表

(広島県森林保全課調：令和4年4月1日現在)

町名	山腹崩壊		崩壊土砂		合計	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
田万里町	32	29.85	26	17.88	59	160.84
西野町	16	10.6	40	22.16	55	140.71
新庄町	27	16.02	35	20.01	61	209.73
東野町	19	20.43	27	16.68	39	143.07
仁賀町	21	30.54	22	25.67	46	228.9
小梨町	5	4.78	11	7.63	13	14.12
下野町	27	40.23	56	38.24	76	214.47
吉名町	33	29.2	15	8.63	45	242.18
竹原町	20	12.52	19	6.76	40	56.32
本町	3	0.91			3	1.9
田ノ浦	2	0.72			4	2.6
高崎町	5	3.15	13	6.2	11	71.81
福田町	9	4.85	32	13.89	28	90.31
忠海町	8	3.5	30	13.19	31	117.6
忠海中町	1	0.2				
忠海長浜	3	1.49			2	1
忠海東町	3	0.68			3	0.4
総計	234	209.67	326	196.94	516	1,695.96

## 2 山腹崩壊危険地区

自然現象	危険箇所番号	町・字		面積(ha)
山腹崩壊	203	1	新庄町 押伝	0.16
山腹崩壊	203	2	新庄町 東粉谷	0.41
山腹崩壊	203	3	新庄町 東粉谷	0.16
山腹崩壊	203	4	新庄町 西粉谷	0.92
山腹崩壊	203	5	新庄町 西粉谷	0.30
山腹崩壊	203	6	新庄町 乙井谷	0.88
山腹崩壊	203	7	新庄町 乙井谷	0.31
山腹崩壊	203	8	田万里町 背戸峯	0.88
山腹崩壊	203	9	田万里町 井野上	0.40
山腹崩壊	203	10	新庄町 西葛子	1.00
山腹崩壊	203	11	田万里町 背戸峯	0.45
山腹崩壊	203	12	田万里町 背戸峯	1.73
山腹崩壊	203	13	田万里町 井野上	0.56
山腹崩壊	203	14	田万里町 胡ヶ丸	0.70
山腹崩壊	203	15	田万里町 胡ヶ丸	0.48
山腹崩壊	203	16	田万里町 胡ヶ丸	0.75
山腹崩壊	203	17	田万里町 胡ヶ丸	0.48
山腹崩壊	203	18	田万里町 東小寺	1.20
山腹崩壊	203	19	田万里町 西小寺	0.99
山腹崩壊	203	20	田万里町 後口田	1.25
山腹崩壊	203	21	新庄町 西葛子	0.48
山腹崩壊	203	22	田万里町 東小寺	1.57
山腹崩壊	203	23	新庄町 鷺之森	0.48

自然現象	危険箇所番号		町・字		面積(ha)
山腹崩壊	203	24	田万里町	市奥	1.57
山腹崩壊	203	25	田万里町	刈畠	3.55
山腹崩壊	203	26	田万里町	市奥	1.66
山腹崩壊	203	27	田万里町	東鳥越	1.00
山腹崩壊	203	28	田万里町	後口田	0.66
山腹崩壊	203	29	田万里町	篠内	0.50
山腹崩壊	203	30	田万里町	東鳥越	0.66
山腹崩壊	203	31	田万里町	篠内	0.20
山腹崩壊	203	32	田万里町	篠内	1.00
山腹崩壊	203	33	田万里町		0.22
山腹崩壊	203	34	田万里町	後口田	0.60
山腹崩壊	203	35	田万里町	後口田	0.60
山腹崩壊	203	36	田万里町	東鳥越	0.62
山腹崩壊	203	37	田万里町	後口田	1.46
山腹崩壊	203	38	田万里町	末徳師	1.54
山腹崩壊	203	39	田万里町	篠内	0.80
山腹崩壊	203	40	西野町	大盤	1.20
山腹崩壊	203	41	田万里町	西鳥越	0.39
山腹崩壊	203	42	新庄町	鷺之森	0.99
山腹崩壊	203	43	田万里町	末徳師	0.39
山腹崩壊	203	44	田万里町	末徳師	0.99
山腹崩壊	203	45	西野町	宝器	0.87
山腹崩壊	203	46	西野町	東天下城	0.70
山腹崩壊	203	47	新庄町	鷺之森	0.48
山腹崩壊	203	48	西野町	大盤	0.71
山腹崩壊	203	49	新庄町	鷺之森	0.48
山腹崩壊	203	50	西野町	宝器	0.39
山腹崩壊	203	51	新庄町	西葛子	0.20
山腹崩壊	203	52	新庄町	蔵山	0.39
山腹崩壊	203	53	西野町	東天下城	0.48
山腹崩壊	203	54	西野町	高田	0.32
山腹崩壊	203	55	新庄町	蔵山	0.10
山腹崩壊	203	56	西野町	立坂	0.32
山腹崩壊	203	57	西野町	東天下城	0.12
山腹崩壊	203	58	西野町	東天下城	0.42
山腹崩壊	203	59	西野町	高田	0.50
山腹崩壊	203	60	西野町	立坂	1.58
山腹崩壊	203	61	西野町	西天下城	0.53
山腹崩壊	203	62	西野町	立坂	1.00
山腹崩壊	203	63	仁賀町	宮ノ岳	3.00
山腹崩壊	203	64	東野町	北青田山	1.00
山腹崩壊	203	65	西野町	南北内光	0.46
山腹崩壊	203	66	仁賀町	北荒谷	1.00
山腹崩壊	203	67	仁賀町	鳥越	0.46
山腹崩壊	203	68	新庄町	大木	0.70
山腹崩壊	203	69	東野町	北青田山	1.00
山腹崩壊	203	70	仁賀町	鳥越	0.71
山腹崩壊	203	71	新庄町	大木	1.00
山腹崩壊	203	72	仁賀町	市井木	0.70

自然現象	危険箇所番号		町・字		面積(ha)
山腹崩壊	203	73	仁賀町	大畝迫	1.52
山腹崩壊	203	74	東野町	北青田山	0.50
山腹崩壊	203	75	新庄町	西末宗	1.00
山腹崩壊	203	76	新庄町	東椋原	1.00
山腹崩壊	203	77	新庄町	北松橋	1.00
山腹崩壊	203	78	仁賀町	柏谷	1.04
山腹崩壊	203	79	東野町	北青田山	1.00
山腹崩壊	203	80	仁賀町	東芙蓉	0.30
山腹崩壊	203	81	東野町	北青田山	1.00
山腹崩壊	203	82	新庄町	片山	1.20
山腹崩壊	203	83	仁賀町	柏谷	0.38
山腹崩壊	203	84	仁賀町	大畝迫	0.60
山腹崩壊	203	85	新庄町	西末宗	0.70
山腹崩壊	203	86	新庄町	松橋	0.64
山腹崩壊	203	87	東野町	北柏野山	0.72
山腹崩壊	203	88	東野町	北柏野山	1.80
山腹崩壊	203	89	新庄町	東末宗	0.50
山腹崩壊	203	90	小梨町	陰地平	1.80
山腹崩壊	203	91	東野町	南柏野山	0.5
山腹崩壊	203	92	高崎町	杭谷	1.00
山腹崩壊	203	93	仁賀町	立掛	3.18
山腹崩壊	203	94	仁賀町	東芙蓉	0.29
山腹崩壊	203	95	仁賀町	東芙蓉	8.10
山腹崩壊	203	96	新庄町	西末宗	0.29
山腹崩壊	203	97	仁賀町	鹿庭	1.90
山腹崩壊	203	98	仁賀町	鹿庭	0.75
山腹崩壊	203	99	仁賀町	鹿庭	0.60
山腹崩壊	203	100	東野町	東鐘撞山	5.00
山腹崩壊	203	101	仁賀町	下有屋谷	0.61
山腹崩壊	203	102	東野町	城山	0.20
山腹崩壊	203	103	新庄町	西正部	0.25
山腹崩壊	203	104	小梨町	南谷平	0.55
山腹崩壊	203	105	下野町	長谷	1.69
山腹崩壊	203	106	仁賀町	前南ヶ	1.68
山腹崩壊	203	107	東野町	東鐘撞山	0.80
山腹崩壊	203	108	仁賀町	前南ヶ	1.39
山腹崩壊	203	109	東野町	枇杷迫	0.82
山腹崩壊	203	110	仁賀町	下有屋谷	1.39
山腹崩壊	203	111	仁賀町	下有屋谷	0.94
山腹崩壊	203	112	東野町	東鐘撞山	0.90
山腹崩壊	203	113	東野町	天神山	0.98
山腹崩壊	203	114	東野町	枇杷迫	0.91
山腹崩壊	203	115	小梨町	南谷平	0.98
山腹崩壊	203	116	下野町	東上条	1.00
山腹崩壊	203	117	東野町	枇杷迫	1.00
山腹崩壊	203	118	下野町	柏木	0.89
山腹崩壊	203	119	東野町	天神山	1.00
山腹崩壊	203	120	東野町	天神山	0.26
山腹崩壊	203	121	下野町	西宮原	1.31

自然現象	危険箇所番号		町・字		面積 (ha)
山腹崩壊	203	122	下野町	氏ヶ迫	0.26
山腹崩壊	203	123	東野町	枇杷迫	1.00
山腹崩壊	203	124	下野町	西宮原	0.65
山腹崩壊	203	125	下野町	柏木	3.91
山腹崩壊	203	126	下野町	石比	2.00
山腹崩壊	203	127	下野町	西上条	7.60
山腹崩壊	203	128	下野町	西宮原	1.70
山腹崩壊	203	129	下野町	石比	2.95
山腹崩壊	203	130	下野町	高下	1.71
山腹崩壊	203	131	下野町	柏木	0.60
山腹崩壊	203	132	下野町	神久山	0.62
山腹崩壊	203	133	下野町	石比	1.00
山腹崩壊	203	134	下野町	氏ヶ迫	1.00
山腹崩壊	203	135	下野町	内垣内	0.10
山腹崩壊	203	136	福田町	奥大乘	0.60
山腹崩壊	203	137	下野町	内垣内	0.63
山腹崩壊	203	138	下野町	氏ヶ迫	0.79
山腹崩壊	203	139	下野町	神久山	1.24
山腹崩壊	203	140	下野町	氏ヶ迫	0.68
山腹崩壊	203	141	下野町	朝日山	0.80
山腹崩壊	203	142	本町	2丁目	0.49
山腹崩壊	203	143	下野町	氏ヶ迫	0.83
山腹崩壊	203	144	小梨町	坂之谷	0.49
山腹崩壊	203	145	小梨町	坂之谷	0.96
山腹崩壊	203	146	竹原町	北谷	0.20
山腹崩壊	203	147	本町	2丁目	0.20
山腹崩壊	203	148	本町	2丁目	0.22
山腹崩壊	203	149	竹原町	北谷	0.25
山腹崩壊	203	150	田ノ浦	2丁目	0.30
山腹崩壊	203	151	竹原町	北谷	0.40
山腹崩壊	203	152	竹原町	北谷	1.00
山腹崩壊	203	153	田ノ浦	2丁目	0.42
山腹崩壊	203	154	下野町	下成井	2.82
山腹崩壊	203	155	福田町	岡山	1.00
山腹崩壊	203	156	福田町	奥大乘	0.26
山腹崩壊	203	157	福田町	岡山	0.76
山腹崩壊	203	158	福田町		0.26
山腹崩壊	203	159	忠海町	清水山	0.76
山腹崩壊	203	160	竹原町		0.62
山腹崩壊	203	161	忠海町	珍竹谷山	0.40
山腹崩壊	203	162	竹原町	北谷	1.30
山腹崩壊	203	163	福田町		0.96
山腹崩壊	203	164	福田町	奥大乘	0.30
山腹崩壊	203	165	福田町		0.40
山腹崩壊	203	166	福田町		0.31
山腹崩壊	203	167	忠海中町	3丁目	0.20
山腹崩壊	203	168	忠海町		0.22
山腹崩壊	203	169	忠海東町	3丁目	0.07
山腹崩壊	203	170	忠海町	大平山	0.50

自然現象	危険箇所番号		町・字		面積(ha)
山腹崩壊	203	171	忠海町	珍竹谷山	0.30
山腹崩壊	203	172	忠海東町	3丁目	0.51
山腹崩壊	203	173	竹原町		0.05
山腹崩壊	203	174	竹原町	西山	0.68
山腹崩壊	203	175	高崎町		0.05
山腹崩壊	203	176	忠海長浜	1丁目	0.40
山腹崩壊	203	177	忠海町		0.56
山腹崩壊	203	178	忠海長浜	3丁目	0.45
山腹崩壊	203	179	忠海町	串山	0.56
山腹崩壊	203	180	竹原町	東山	1.40
山腹崩壊	203	181	忠海長浜	3丁目	0.64
山腹崩壊	203	182	竹原町	西山	0.30
山腹崩壊	203	183	忠海東町	1丁目	0.10
山腹崩壊	203	184	竹原町	西山	0.58
山腹崩壊	203	185	下野町	水長山	0.93
山腹崩壊	203	186	竹原町	西山	0.20
山腹崩壊	203	187	竹原町	東山	1.07
山腹崩壊	203	188	忠海町	串山	0.20
山腹崩壊	203	189	高崎町	南深川	0.10
山腹崩壊	203	190	竹原町	東山	0.80
山腹崩壊	203	191	下野町		0.14
山腹崩壊	203	192	吉名	諏訪	0.58
山腹崩壊	203	193	吉名	諏訪	1.00
山腹崩壊	203	194	吉名	毛木平	0.58
山腹崩壊	203	195	竹原町		0.26
山腹崩壊	203	196	竹原町	東山	0.78
山腹崩壊	203	197	竹原町	東山	0.26
山腹崩壊	203	198	竹原町	南島	1.72
山腹崩壊	203	199	竹原町		0.35
山腹崩壊	203	200	下野町	大南山	2.38
山腹崩壊	203	201	竹原町	南島	0.30
山腹崩壊	203	202	高崎町	南深川	1.00
山腹崩壊	203	203	吉名町	浦ヶ平	5.19
山腹崩壊	203	204	吉名町		0.60
山腹崩壊	203	205	吉名町	浦ヶ平	1.59
山腹崩壊	203	206	吉名町	西ヶ崎	0.17
山腹崩壊	203	207	吉名町	浦ヶ平	1.59
山腹崩壊	203	208	吉名町		0.17
山腹崩壊	203	209	吉名町	西ヶ崎	0.09
山腹崩壊	203	210	吉名町	園崎	1.20
山腹崩壊	203	211	吉名町		0.40
山腹崩壊	203	212	吉名町	西ヶ崎	0.32
山腹崩壊	203	213	吉名町		0.53
山腹崩壊	203	214	吉名町	西ヶ崎	1.10
山腹崩壊	203	215	吉名町		0.65
山腹崩壊	203	216	吉名町		0.80
山腹崩壊	203	217	吉名町	園崎	1.00
山腹崩壊	203	218	吉名町		0.80
山腹崩壊	203	219	吉名町	西ヶ崎	1.69

自然現象	危険箇所番号		町・字		面積(ha)
山腹崩壊	203	220	吉名町	園崎	1.00
山腹崩壊	203	221	吉名町	大平方	0.75
山腹崩壊	203	222	吉名町	大平方	0.50
山腹崩壊	203	223	吉名町	大平方	0.52
山腹崩壊	203	224	吉名町	園崎	0.60
山腹崩壊	203	225	吉名町	園崎	1.00
山腹崩壊	203	226	吉名町	名荷	0.55
山腹崩壊	203	227	吉名町	大平方	0.39
山腹崩壊	203	228	吉名町	園崎	0.55
山腹崩壊	203	229	吉名町	大平方	0.39
山腹崩壊	203	230	吉名町	小泊	2.06
山腹崩壊	203	231	吉名町	小泊	0.70
山腹崩壊	203	232	吉名町	毛木	0.14
山腹崩壊	203	233	西野町	馬ノ背	1.00
山腹崩壊	203	234	高崎町	中ノ谷	1.00

※地形、地質、林況からみて山腹崩壊により人家、公共建物等に被害を与えるおそれのある区域

### 3 崩壊土砂危険地区

自然現象	危険箇所番号		町・字		面積(ha)
崩壊土砂流出	203	1	新庄町	東粉谷	0.30
崩壊土砂流出	203	2	新庄町	東粉谷	0.23
崩壊土砂流出	203	3	田万里町	背戸峯	0.38
崩壊土砂流出	203	4	新庄町	西粉谷	0.60
崩壊土砂流出	203	5	田万里町	背戸峯	0.61
崩壊土砂流出	203	6	田万里町	背戸峯	0.60
崩壊土砂流出	203	7	新庄町	西粉谷	0.54
崩壊土砂流出	203	8	田万里町	井野上	0.90
崩壊土砂流出	203	9	新庄町	西粉谷	0.36
崩壊土砂流出	203	10	田万里町	井野上	0.24
崩壊土砂流出	203	11	田万里町	胡ヶ丸	0.35
崩壊土砂流出	203	12	田万里町	背戸峯	0.60
崩壊土砂流出	203	13	新庄町	乙井谷	1.37
崩壊土砂流出	203	14	田万里町	胡ヶ丸	0.55
崩壊土砂流出	203	15	田万里町	胡ヶ丸	0.71
崩壊土砂流出	203	16	田万里町	胡ヶ丸	0.53
崩壊土砂流出	203	17	田万里町	胡ヶ丸	0.60
崩壊土砂流出	203	18	新庄町	西葛子	0.17
崩壊土砂流出	203	19	田万里町	東小寺	0.60
崩壊土砂流出	203	20	田万里町	後口田	0.13
崩壊土砂流出	203	21	田万里町	後口田	2.21
崩壊土砂流出	203	22	田万里町	西小寺	0.30
崩壊土砂流出	203	23	新庄町	西葛子	1.20
崩壊土砂流出	203	24	西野町	西野路	0.24
崩壊土砂流出	203	25	田万里町	後口田	0.60
崩壊土砂流出	203	26	新庄町	鷺之森	0.45
崩壊土砂流出	203	27	田万里町	後口田	0.83
崩壊土砂流出	203	28	新庄町	西葛子	0.35
崩壊土砂流出	203	29	西野町	西野路	0.72

自然現象	危険箇所番号		町・字		面積(ha)
崩壊土砂流出	203	30	田万里町	後口田	0.60
崩壊土砂流出	203	31	西野町	大盤	0.60
崩壊土砂流出	203	32	新庄町	鷺之森	0.64
崩壊土砂流出	203	33	西野町	西野路	0.24
崩壊土砂流出	203	34	田万里町	刈畠	0.63
崩壊土砂流出	203	35	西野町	東野路	0.75
崩壊土砂流出	203	36	田万里町	東鳥越	0.45
崩壊土砂流出	203	37	新庄町	鷺之森	1.05
崩壊土砂流出	203	38	西野町	宝器	0.23
崩壊土砂流出	203	39	西野町	大盤	2.21
崩壊土砂流出	203	40	西野町	宝器	0.54
崩壊土砂流出	203	41	田万里町	刈畠	1.20
崩壊土砂流出	203	42	西野町	大盤	0.54
崩壊土砂流出	203	43	西野町	東野路	0.45
崩壊土砂流出	203	44	新庄町	鷺之森	0.18
崩壊土砂流出	203	45	田万里町	市奥	0.63
崩壊土砂流出	203	46	新庄町	鷺之森	0.54
崩壊土砂流出	203	47	田万里町	末徳師	0.38
崩壊土砂流出	203	48	田万里町	末徳師	0.60
崩壊土砂流出	203	49	田万里町	末徳師	1.99
崩壊土砂流出	203	50	田万里町	末徳師	0.66
崩壊土砂流出	203	51	新庄町	蕨山	1.00
崩壊土砂流出	203	52	西野町	東天下城	0.27
崩壊土砂流出	203	53	西野町	東天下城	0.45
崩壊土砂流出	203	54	西野町	東天下城	0.38
崩壊土砂流出	203	55	西野町	丸沢田	0.36
崩壊土砂流出	203	56	西野町	西天下城	0.54
崩壊土砂流出	203	57	西野町	西天下城	0.41
崩壊土砂流出	203	58	西野町	東天下城	1.62
崩壊土砂流出	203	59	新庄町	蕨山	0.54
崩壊土砂流出	203	60	新庄町	蕨山	0.87
崩壊土砂流出	203	61	西野町	高田	0.18
崩壊土砂流出	203	62	西野町	高田	0.18
崩壊土砂流出	203	63	新庄町	蕨山	0.30
崩壊土砂流出	203	64	西野町	高田	0.60
崩壊土砂流出	203	65	仁賀町	鳥越	0.72
崩壊土砂流出	203	66	西野町	高田	0.25
崩壊土砂流出	203	67	仁賀町	片良	0.36
崩壊土砂流出	203	68	新庄町	大木	0.60
崩壊土砂流出	203	69	西野町	立坂	0.38
崩壊土砂流出	203	70	西野町	立坂	0.21
崩壊土砂流出	203	71	西野町	立坂	0.30
崩壊土砂流出	203	72	仁賀町	宮ノ岳	1.37
崩壊土砂流出	203	73	西野町	立坂	0.60
崩壊土砂流出	203	74	西野町	高田	0.60
崩壊土砂流出	203	75	仁賀町	宮ノ岳	0.35
崩壊土砂流出	203	76	仁賀町	鳥越	0.90
崩壊土砂流出	203	77	新庄町	大木	0.60
崩壊土砂流出	203	78	西野町	高田	0.15

自然現象	危険箇所番号		町・字		面積(ha)
崩壊土砂流出	203	79	西野町	立坂	1.51
崩壊土砂流出	203	80	新庄町	大木	0.18
崩壊土砂流出	203	81	西野町	南北内光	0.54
崩壊土砂流出	203	82	仁賀町	鳥越	0.54
崩壊土砂流出	203	83	仁賀町	大畝迫	1.63
崩壊土砂流出	203	84	西野町	立坂	0.60
崩壊土砂流出	203	85	西野町	南北内光	0.45
崩壊土砂流出	203	86	東野町	北青田山	0.38
崩壊土砂流出	203	87	仁賀町	大畝迫	0.36
崩壊土砂流出	203	88	西野町	芙蓉	1.06
崩壊土砂流出	203	89	新庄町	東椋原	0.98
崩壊土砂流出	203	90	仁賀町	鳥越	0.55
崩壊土砂流出	203	91	新庄町	東椋原	0.17
崩壊土砂流出	203	92	西野町	立坂	0.60
崩壊土砂流出	203	93	東野町	北青田山	0.60
崩壊土砂流出	203	94	西野町	立坂	0.60
崩壊土砂流出	203	95	西野町	立坂	0.03
崩壊土砂流出	203	96	新庄町	北松橋	0.04
崩壊土砂流出	203	97	西野町	芙蓉	0.59
崩壊土砂流出	203	98	仁賀町	大畝迫	0.45
崩壊土砂流出	203	99	新庄町	東椋原	0.30
崩壊土砂流出	203	100	仁賀町	市井木	0.60
崩壊土砂流出	203	101	仁賀町	鳥越	5.67
崩壊土砂流出	203	102	新庄町	北松橋	0.11
崩壊土砂流出	203	103	新庄町	北松橋	0.23
崩壊土砂流出	203	104	仁賀町	柏谷	0.22
崩壊土砂流出	203	105	東野町	北青田山	0.02
崩壊土砂流出	203	106	東野町	北柏野山	0.72
崩壊土砂流出	203	107	東野町	北青田山	0.02
崩壊土砂流出	203	108	仁賀町	東芙蓉	0.14
崩壊土砂流出	203	109	新庄町	片山	0.47
崩壊土砂流出	203	110	東野町	北柏野山	0.45
崩壊土砂流出	203	111	仁賀町	北荒谷	3.60
崩壊土砂流出	203	112	東野町	北柏野山	0.81
崩壊土砂流出	203	113	東野町	北柏野山	0.16
崩壊土砂流出	203	114	東野町	南柏野山	0.60
崩壊土砂流出	203	115	仁賀町	東芙蓉	3.36
崩壊土砂流出	203	116	仁賀町	東芙蓉	1.49
崩壊土砂流出	203	117	新庄町	松橋	1.26
崩壊土砂流出	203	118	仁賀町	東芙蓉	0.11
崩壊土砂流出	203	119	西野町	立坂	0.24
崩壊土砂流出	203	120	新庄町	松橋	0.20
崩壊土砂流出	203	121	新庄町	東末宗	1.44
崩壊土砂流出	203	122	東野町	南柏野山	0.35
崩壊土砂流出	203	123	新庄町	西末宗	0.03
崩壊土砂流出	203	124	新庄町	松橋	0.39
崩壊土砂流出	203	125	新庄町	東末宗	1.06
崩壊土砂流出	203	126	仁賀町	東朽谷	0.46
崩壊土砂流出	203	127	東野町	南柏野山	0.26

自然現象	危険箇所番号		町・字		面積(ha)
崩壊土砂流出	203	128	仁賀町	立掛	1.05
崩壊土砂流出	203	129	東野町	南柏野山	0.44
崩壊土砂流出	203	130	新庄町	西末宗	1.26
崩壊土砂流出	203	131	仁賀町	立掛	0.25
崩壊土砂流出	203	132	東野町	南柏野山	0.47
崩壊土砂流出	203	133	東野町	東鐘撞山	0.15
崩壊土砂流出	203	134	東野町	東鐘撞山	0.66
崩壊土砂流出	203	135	東野町	東鐘撞山	0.45
崩壊土砂流出	203	136	下野町	長谷	0.47
崩壊土砂流出	203	137	東野町	城山	0.54
崩壊土砂流出	203	138	東野町	上大戸山	1.34
崩壊土砂流出	203	139	下野町	長谷	0.29
崩壊土砂流出	203	140	仁賀町	前南ヶ	1.49
崩壊土砂流出	203	141	下野町	長谷	1.55
崩壊土砂流出	203	142	東野町	東鐘撞山	0.41
崩壊土砂流出	203	143	下野町	東上条	0.63
崩壊土砂流出	203	144	東野町	枇杷迫	1.08
崩壊土砂流出	203	145	下野町	長谷	0.38
崩壊土砂流出	203	146	小梨町	神立	2.83
崩壊土砂流出	203	147	下野町	柏木	0.32
崩壊土砂流出	203	148	東野町	枇杷迫	0.39
崩壊土砂流出	203	149	下野町	石比	1.46
崩壊土砂流出	203	150	下野町	西宮原	0.82
崩壊土砂流出	203	151	東野町	天神山	0.14
崩壊土砂流出	203	152	東野町	天神山	1.37
崩壊土砂流出	203	153	下野町	西宮原	0.29
崩壊土砂流出	203	154	下野町	柏木	0.95
崩壊土砂流出	203	155	下野町	西宮原	0.54
崩壊土砂流出	203	156	東野町	枇杷迫	0.31
崩壊土砂流出	203	157	東野町	枇杷迫	0.20
崩壊土砂流出	203	158	下野町	高下	0.36
崩壊土砂流出	203	159	下野町	石比	0.60
崩壊土砂流出	203	160	下野町	氏ヶ迫	0.17
崩壊土砂流出	203	161	東野町	天神山	0.90
崩壊土砂流出	203	162	下野町	石比	6.21
崩壊土砂流出	203	163	下野町	柏木	0.63
崩壊土砂流出	203	164	下野町	柏木	0.20
崩壊土砂流出	203	165	下野町	西上条	0.63
崩壊土砂流出	203	166	下野町	西宮原	0.10
崩壊土砂流出	203	167	下野町	柏木	0.62
崩壊土砂流出	203	168	下野町	西宮原	0.94
崩壊土砂流出	203	169	下野町	西上条	0.06
崩壊土砂流出	203	170	下野町	氏ヶ迫	0.35
崩壊土砂流出	203	171	小梨町	万歳	1.88
崩壊土砂流出	203	172	下野町	西上条	0.40
崩壊土砂流出	203	173	小梨町	坂之谷	0.86
崩壊土砂流出	203	174	東野町	北在屋山	3.46
崩壊土砂流出	203	175	下野町	高下	0.35
崩壊土砂流出	203	176	下野町	氏ヶ迫	0.18

自然現象	危険箇所番号		町・字		面積(ha)
崩壊土砂流出	203	177	小梨町	坂之谷	0.09
崩壊土砂流出	203	178	下野町	内垣内	0.36
崩壊土砂流出	203	179	小梨町	坂之谷	0.43
崩壊土砂流出	203	180	下野町	氏ヶ迫	0.22
崩壊土砂流出	203	181	下野町	氏ヶ迫	0.20
崩壊土砂流出	203	182	下野町	氏ヶ迫	0.20
崩壊土砂流出	203	183	小梨町	坂之谷	0.24
崩壊土砂流出	203	184	小梨町	万歳	0.18
崩壊土砂流出	203	185	下野町	内垣内	0.60
崩壊土砂流出	203	186	福田町	内ヶ原	0.31
崩壊土砂流出	203	187	下野町	氏ヶ迫	0.32
崩壊土砂流出	203	188	下野町	内垣内	0.05
崩壊土砂流出	203	189	下野町	氏ヶ迫	0.14
崩壊土砂流出	203	190	福田町	西大乘	0.75
崩壊土砂流出	203	191	下野町	内垣内	0.54
崩壊土砂流出	203	192	下野町	氏ヶ迫	0.14
崩壊土砂流出	203	193	下野町	内垣内	0.23
崩壊土砂流出	203	194	下野町	氏ヶ迫	0.18
崩壊土砂流出	203	195	福田町	奥大乘	0.29
崩壊土砂流出	203	196	福田町	奥大乘	0.77
崩壊土砂流出	203	197	下野町	神久山	0.02
崩壊土砂流出	203	198	小梨町	坂之谷	0.41
崩壊土砂流出	203	199	福田町	岡山	0.33
崩壊土砂流出	203	200	福田町	神ヶ迫	0.78
崩壊土砂流出	203	201	福田町	西大乘	0.77
崩壊土砂流出	203	202	福田町	奥大乘	0.60
崩壊土砂流出	203	203	福田町	龍王谷	0.40
崩壊土砂流出	203	204	下野町	大北山	0.37
崩壊土砂流出	203	205	下野町	氏ヶ迫	0.45
崩壊土砂流出	203	206	福田町	岡山	0.02
崩壊土砂流出	203	207	福田町	岡山	0.46
崩壊土砂流出	203	208	福田町	奥大乘	0.25
崩壊土砂流出	203	209	下野町	朝日山	1.08
崩壊土砂流出	203	210	福田町	西大乘	0.39
崩壊土砂流出	203	211	福田町	岡山	0.60
崩壊土砂流出	203	212	福田町	西大乘	0.27
崩壊土砂流出	203	213	小梨町	坂之谷	0.33
崩壊土砂流出	203	214	福田町	神ヶ迫	1.23
崩壊土砂流出	203	215	福田町	神ヶ迫	0.08
崩壊土砂流出	203	216	福田町	奥大乘	0.68
崩壊土砂流出	203	217	福田町	龍王谷	0.20
崩壊土砂流出	203	218	福田町	岡山	0.75
崩壊土砂流出	203	219	福田町	西大乘	0.42
崩壊土砂流出	203	220	福田町	神ヶ迫	0.57
崩壊土砂流出	203	221	福田町	神ヶ迫	0.02
崩壊土砂流出	203	222	小梨町	坂之谷	0.08
崩壊土砂流出	203	223	福田町	岡山	0.12
崩壊土砂流出	203	224	下野町	下成井	0.48
崩壊土砂流出	203	225	忠海町	珍竹谷山	0.64

自然現象	危険箇所番号		町・字		面積 (ha)
崩壊土砂流出	203	226	竹原町	北谷	0.13
崩壊土砂流出	203	227	竹原町	北谷	0.06
崩壊土砂流出	203	228	下野町	下成井	0.50
崩壊土砂流出	203	229	下野町	大北山	3.30
崩壊土砂流出	203	230	福田町	奥大乘	0.30
崩壊土砂流出	203	231	下野町	西永谷	2.79
崩壊土砂流出	203	232	忠海町	珍竹谷山	0.07
崩壊土砂流出	203	233	下野町	下成井	0.90
崩壊土砂流出	203	234	小梨町		0.30
崩壊土砂流出	203	235	竹原町	北谷	0.38
崩壊土砂流出	203	236	福田町	龍王谷	0.54
崩壊土砂流出	203	237	忠海町	清水山	0.48
崩壊土砂流出	203	238	忠海町	珍竹谷山	0.45
崩壊土砂流出	203	239	忠海町	清水山	0.31
崩壊土砂流出	203	240	忠海町	串山	0.06
崩壊土砂流出	203	241	忠海町	串山	0.78
崩壊土砂流出	203	242	高崎町	向山	1.35
崩壊土砂流出	203	243	下野町	西永谷	0.31
崩壊土砂流出	203	244	忠海町	清水山	0.72
崩壊土砂流出	203	245	下野町	下成井	0.25
崩壊土砂流出	203	246	忠海町	珍竹谷山	0.61
崩壊土砂流出	203	247	高崎町	向山	0.54
崩壊土砂流出	203	248	忠海町	珍竹谷山	0.36
崩壊土砂流出	203	249	福田町	高山	0.34
崩壊土砂流出	203	250	竹原町	北谷	0.71
崩壊土砂流出	203	251	竹原町	北谷	0.33
崩壊土砂流出	203	252	忠海町	清水山	0.08
崩壊土砂流出	203	253	忠海町	清水山	0.06
崩壊土砂流出	203	254	下野町	大北山	0.99
崩壊土砂流出	203	255	福田町	高山	0.72
崩壊土砂流出	203	256	忠海町	清水山	0.60
崩壊土砂流出	203	257	高崎町	向山	0.45
崩壊土砂流出	203	258	忠海町	清水山	0.54
崩壊土砂流出	203	259	福田町	高山	0.19
崩壊土砂流出	203	260	福田町	高山	0.09
崩壊土砂流出	203	261	下野町	大北山	1.24
崩壊土砂流出	203	262	福田町	高山	0.11
崩壊土砂流出	203	263	忠海町	西長浜山	0.84
崩壊土砂流出	203	264	忠海町	串山	0.11
崩壊土砂流出	203	265	忠海町	西長浜山	0.80
崩壊土砂流出	203	266	忠海町	西長浜山	0.16
崩壊土砂流出	203	267	忠海町	西長浜山	0.20
崩壊土砂流出	203	268	高崎町	向山	0.36
崩壊土砂流出	203	269	忠海町	西長浜山	0.77
崩壊土砂流出	203	270	忠海町	西長浜山	0.11
崩壊土砂流出	203	271	高崎町	向山	0.15
崩壊土砂流出	203	272	竹原町	北谷	0.13
崩壊土砂流出	203	273	福田町	高山	0.54
崩壊土砂流出	203	274	高崎町	向山	0.02

自然現象	危険箇所番号		町・字		面積(ha)
崩壊土砂流出	203	275	下野町	大北山	0.45
崩壊土砂流出	203	276	竹原町		0.14
崩壊土砂流出	203	277	竹原町	西山	0.54
崩壊土砂流出	203	278	忠海町	西長浜山	0.04
崩壊土砂流出	203	279	高崎町	向山	0.27
崩壊土砂流出	203	280	高崎町	向山	0.35
崩壊土砂流出	203	281	竹原町	西山	0.25
崩壊土砂流出	203	282	忠海町	西長浜山	0.30
崩壊土砂流出	203	283	下野町	水長山	1.33
崩壊土砂流出	203	284	竹原町	東山	0.91
崩壊土砂流出	203	285	高崎町	向山	0.10
崩壊土砂流出	203	286	忠海町	大平山	1.17
崩壊土砂流出	203	287	忠海町	大平山	0.31
崩壊土砂流出	203	288	下野町	大北山	0.60
崩壊土砂流出	203	289	忠海町	西長浜山	0.51
崩壊土砂流出	203	290	竹原町	東山	0.03
崩壊土砂流出	203	291	竹原町	西山	0.16
崩壊土砂流出	203	292	忠海町	西長浜山	0.54
崩壊土砂流出	203	293	高崎町	恵ヶ迫	0.63
崩壊土砂流出	203	294	忠海町	西長浜山	0.43
崩壊土砂流出	203	295	下野町	大西山	0.32
崩壊土砂流出	203	296	高崎町	恵ヶ迫	0.84
崩壊土砂流出	203	297	吉名町	奥山	1.45
崩壊土砂流出	203	298	竹原町	東山	0.60
崩壊土砂流出	203	299	高崎町	恵ヶ迫	0.63
崩壊土砂流出	203	300	竹原町	東山	0.19
崩壊土砂流出	203	301	竹原町	東山	1.17
崩壊土砂流出	203	302	吉名町	毛木平	0.45
崩壊土砂流出	203	303	吉名町	毛木平	0.02
崩壊土砂流出	203	304	竹原町	東山	0.44
崩壊土砂流出	203	305	忠海町	大平山	0.54
崩壊土砂流出	203	306	吉名町	毛木平	0.14
崩壊土砂流出	203	307	吉名町	毛木平	0.07
崩壊土砂流出	203	308	竹原町	東山	0.48
崩壊土砂流出	203	309	吉名町	諏訪	0.94
崩壊土砂流出	203	310	吉名町	諏訪	1.13
崩壊土砂流出	203	311	高崎町	南深川	0.51
崩壊土砂流出	203	312	竹原町	東山	0.05
崩壊土砂流出	203	313	吉名町	浦ヶ平	0.51
崩壊土砂流出	203	314	吉名町	諏訪	0.30
崩壊土砂流出	203	315	吉名町	浦ヶ平	0.15
崩壊土砂流出	203	316	吉名町	浦ヶ平	0.54
崩壊土砂流出	203	317	吉名町	浦ヶ平	0.54
崩壊土砂流出	203	318	吉名町	浦ヶ平	0.04
崩壊土砂流出	203	319	吉名町	浦ヶ平	2.28
崩壊土砂流出	203	320	吉名町	西ヶ崎	0.07
崩壊土砂流出	203	321	竹原町	西山	0.06
崩壊土砂流出	203	322	忠海町	珍竹谷山	0.60
崩壊土砂流出	203	323	西野町	下西野	0.30

自然現象	危険箇所番号		町・字		面積(ha)
崩壊土砂流出	203	324	西野町	下西野	0.14
崩壊土砂流出	203	325	西野町	東天下城	1.50
崩壊土砂流出	203	326	下野町	東宮原	0.18

※地形、地質、林況からみて山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流失し、人家、

公共建物等に被害を与えるおそれがある地域

## ○土石流危険渓流一覧

### 1 総括表

(広島県砂防課調：平成14年6月1日公表数値)

位置	仮屋谷川	賀茂川	葛子川	郷川	江の内川	城川	植松谷川	西の川	西川	西長浜川	大井東川	大砂川	大乗川	田ノ浦川	田万里川	東川	内浜川	本川	明神川	毛木川	その他	総計
田万里町		3													24							27
西野町		10	2												12							24
新庄町		19	10																			29
東野町		17																1				18
仁賀町		23													5							28
小梨町													2				2	2				6
下野町		17						10			1							15			2	45
吉名町				2		3														1		6
竹原町	2	2									1			2				7			3	17
高崎町													1				7				1	9
福田町									2				12			1					1	16
忠海町					1		3			2		5							1		6	18
総計	2	91	12	2	1	3	3	10	2	2	2	5	15	2	41	1	9	25	1	1	13	243

### 2 市域

地区	河川名	渓流名	位置	番号	戸数	備考
下野町	賀茂川	賀茂川支川1	下野	2-8-1	34	1戸竹原中学校、公民館
下野町	賀茂川	上成井川	下野	2-8-3	39	公民館・集会所1戸
下野町	賀茂川	賀茂川支川12	下野	2-8-4	5	老人福祉施設(厚労省)竹原むつみ
東野町	賀茂川	在屋川、奥在屋川	東野	2-8-5	13	
東野町	賀茂川	柏野川、柏野北川	東野	2-8-8	32	
東野町	賀茂川	青田川	東野	2-8-9	17	その他1戸消防庫
東野町	賀茂川	賀茂川支川2	東野	2-8-10	4	
西野町	賀茂川	賀茂川支川3	西野	2-8-12	6	
仁賀町	賀茂川	賀茂川支川4	仁賀	2-8-14	3	
仁賀町	賀茂川	荒谷川	仁賀	2-8-15	2	
仁賀町	賀茂川	賀茂川支川5	仁賀	2-8-17	4	集会所1戸仁賀集会所
仁賀町	賀茂川	賀茂川支川6	仁賀	2-8-18	0	

地区	河川名	溪流名	位置	番号	戸数	備考
仁賀町	賀茂川	上西谷川	仁賀	2-8-19	6	
西野町	賀茂川	賀茂川支川7	西野	2-8-20	7	国道0.14km国道2号線
西野町	賀茂川	賀茂川支川8	西野	2-8-21	7	
西野町	賀茂川	賀茂川支川9	西野	2-8-22	19	国道0.22km国道2号線
西野町	賀茂川	賀茂川支川10	西野	2-8-23	45	国道0.16km国道2号線
新庄町	賀茂川	棕原川	新庄	2-8-24	2	
新庄町	賀茂川	片山谷川	新庄	2-8-25	1	公民館・集会所1戸
新庄町	賀茂川	大福地川	新庄	2-8-26	4	
下野町	賀茂川	賀茂川支川11	下野	2-8-27	9	
新庄町	賀茂川	葛子川支川1	新庄	2-8-28	2	国道0.09km国道432号線
新庄町	葛子川	権現川	新庄	2-8-29	2	国道0.15km国道432号線
新庄町	葛子川	矢谷川	新庄	2-8-30	2	
西野町	田万里川	金子川	西野	2-8-31	3	
西野町	田万里川	赤坂川支川	西野	2-8-32	2	
田万里町	田万里川	市奥川	田万里	2-8-33	10	
田万里町	田万里川	八王子川及び支川	田万里	2-8-34	4	寺院1戸西立寺
田万里町	田万里川	古家谷川	田万里	2-8-35	4	
田万里町	田万里川	堀坂川	田万里	2-8-36	1	国道0.09km国道2号線
田万里町	田万里川	田万里川支川1	田万里	2-8-37	9	国道0.26km国道2号線
田万里町	田万里川	田万里川支川2	田万里	2-8-38	2	国道0.22km国道2号線
田万里町	田万里川	鑄師原川	田万里	2-8-39	20	国道0.33km国道2号線
田万里町	田万里川	竜王川	田万里	2-8-40	23	国道0.3km国道2号線
田万里町	田万里川	田万里川支川3	田万里	2-8-41	7	国道0.21km国道2号線
西野町	田万里川	田万里川支川4	西野	2-8-42	2	国道0.1km国道2号線
西野町	田万里川	田万里川支川5	西野	2-8-43	17	国道0.23km国道2号線
竹原	賀茂川	賀茂川支川13	竹原	2-8-44	19	国道0.11km国道185号線
竹原	賀茂川	賀茂川支川14	竹原	2-8-45	70	
下野町	賀茂川	賀茂川支川15	下野	2-8-46	12	
下野町	賀茂川	賀茂川支川16	下野	2-8-47	57	公民館・集会所2戸集会所
下野町	賀茂川	賀茂川支川17	下野	2-8-48	1	医療提供施設1戸
東野町	賀茂川	在屋川	東野	2-8-49	4	
東野町	賀茂川	賀茂川支川18	東野	2-8-50	10	小学校1戸東野小学校
東野町	賀茂川	中条川	東野	2-8-54	12	
西野町	賀茂川	賀茂川支川48	西野	2-8-55	7	
西野町	賀茂川	賀茂川支川49	西野	2-8-56	8	宿泊施設1戸ホテル湯坂
仁賀町	賀茂川	賀茂川支川50	仁賀	2-8-57	1	小学校1戸仁賀小学校
西野町	田万里川	赤坂川	西野	2-8-58	4	上水施設1戸赤坂増圧ポンプ
田万里町	田万里川	田万里川支川21	田万里	2-8-63	3	国道0.18km国道2号線

地区	河川名	溪流名	位置	番号	戸数	備考
西野町	田万里川	田万里川支川22	西野	2-8-64	8	国道0.14km国道2号線
西野町	田万里川	田万里川支川23	西野	2-8-65	5	国道0.13km国道2号線
西野町	賀茂川	賀茂川支川51	西野	2-8-66	18	国道0.18km国道2号線
新庄町	賀茂川	葛子川支川8	新庄	2-8-67	7	国道0.16km国道432号線
新庄町	賀茂川	葛子川支川9	新庄	2-8-68	21	国道0.19km国道432号線
新庄町	賀茂川	賀茂川支川52	新庄	2-8-71	18	国道0.08km国道2号線
新庄町	賀茂川	賀茂川支川53	新庄	2-8-72	28	国道0.09km国道2号線
新庄町	賀茂川	賀茂川支川54	新庄	2-8-73	24	国道0.16km国道432号線
新庄町	賀茂川	賀茂川支川55	新庄	2-8-75	7	事務所1戸(株カメイ)
下野町	賀茂川	賀茂川支川19	下野	2-8-5001	8	
下野町	賀茂川	賀茂川支川20	下野	2-8-5002	3	
下野町	賀茂川	賀茂川支川21	下野	2-8-5003	2	
下野町	賀茂川	賀茂川支川22	下野	2-8-5004	1	上水施設1戸上条水源地
下野町	賀茂川	賀茂川支川23	下野	2-8-5005	2	
東野町	賀茂川	在屋川	東野	2-8-5006	9	
東野町	賀茂川	在屋川	東野	2-8-5014	3	
東野町	賀茂川	賀茂川支川24	東野	2-8-5017	3	
西野町	葛子川	賀茂川支川25	西野	2-8-5018	1	老人福祉施設(厚労省)
西野町	葛子川	賀茂川支川26	西野	2-8-5019	3	
仁賀町	賀茂川	賀茂川支川27	仁賀	2-8-5020	2	
仁賀町	賀茂川	賀茂川支川28	仁賀	2-8-5021	2	
仁賀町	賀茂川	賀茂川支川29	仁賀	2-8-5022	5	
仁賀町	賀茂川	賀茂川支川30	仁賀	2-8-5023	4	
仁賀町	賀茂川	賀茂川支川31	仁賀	2-8-5024	1	
仁賀町	賀茂川	賀茂川支川32	仁賀	2-8-5025	2	
仁賀町	賀茂川	賀茂川支川33	仁賀	2-8-5026	1	
仁賀町	賀茂川	賀茂川支川34	仁賀	2-8-5027	2	
仁賀町	賀茂川	賀茂川支川35	仁賀	2-8-5028	9	上水施設1戸(ホップ場)
仁賀町	賀茂川	賀茂川支川36	仁賀	2-8-5029	0	
仁賀町	賀茂川	賀茂川支川37	仁賀	2-8-5030	1	
仁賀町	賀茂川	賀茂川支川38	仁賀	2-8-5031	4	
仁賀町	賀茂川	賀茂川支川39	仁賀	2-8-5032	2	
仁賀町	賀茂川	賀茂川支川40	仁賀	2-8-5033	2	
仁賀町	田万里川	赤坂川	仁賀	2-8-5034	2	
仁賀町	田万里川	赤坂川	仁賀	2-8-5036	6	
仁賀町	田万里川	赤坂川	仁賀	2-8-5037	5	上水施設1戸赤坂加圧ホップ
仁賀町	田万里川	赤坂川	仁賀	2-8-5038	2	
仁賀町	田万里川	赤坂川	仁賀	2-8-5039	2	寺院1戸金剛寺

地区	河川名	溪流名	位置	番号	戸数	備考
田万里町	田万里川	田万里川支川6	田万里	2-8-5040	3	
田万里町	田万里川	田万里川支川7	田万里	2-8-5041	2	
田万里町	田万里川	田万里川支川8	田万里	2-8-5043	3	
田万里町	田万里川	田万里川支川9	田万里	2-8-5044	3	
田万里町	田万里川	田万里川支川10	田万里	2-8-5045	4	事務所1戸(有)重井工業
田万里町	田万里川	田万里川支川11	田万里	2-8-5046	1	
田万里町	田万里川	中田万里川	田万里	2-8-5047	3	国道0.15km国道2号線
田万里町	田万里川	田万里川支川12	田万里	2-8-5048	3	国道0.15km国道2号線
田万里町	田万里川	田万里川支川13	田万里	2-8-5049	3	国道0.13km国道2号線
田万里町	田万里川	田万里川支川14	田万里	2-8-5050	3	国道0.16km国道2号線
田万里町	田万里川	田万里川支川15	田万里	2-8-5051	2	国道0.13km国道2号線
田万里町	田万里川	田万里川支川16	田万里	2-8-5052	1	国道0.08km国道2号線
田万里町	田万里川	田万里川支川17	田万里	2-8-5053	1	国道0.06km国道2号線
田万里町	賀茂川	田万里川支川18	田万里	2-8-5054	1	国道0.07km国道2号線
田万里町	賀茂川	田万里川支川19	田万里	2-8-5055	3	国道0.13km国道2号線
田万里町	賀茂川	田万里川支川20	田万里	2-8-5056	2	国道0.11km国道2号線
西野町	賀茂川	賀茂川支川41	西野	2-8-5057	9	国道0.19km号線2号線
新庄町	葛子川	葛子川支川2	新庄	2-8-5058	3	
新庄町	葛子川	葛子川支川3	新庄	2-8-5059	2	国道0.17km国道432号線
新庄町	葛子川	二の瀬川	新庄	2-8-5060	3	国道0.17km国道432号線
新庄町	葛子川	葛子川支川4	新庄	2-8-5061	1	
新庄町	葛子川	葛子川支川5	新庄	2-8-5062	1	
新庄町	葛子川	葛子川支川6	新庄	2-8-5063	1	
新庄町	葛子川	葛子川支川7	新庄	2-8-5064	1	
新庄町	賀茂川	賀茂川支川42	新庄	2-8-5065	1	公民館・集会所1戸集会所
新庄町	賀茂川	片山谷川	新庄	2-8-5066	8	国道0.05km国道432号線
下野町	賀茂川	賀茂川支川43	下野	2-8-5067	1	
下野町	賀茂川	賀茂川支川44	下野	2-8-5068	3	
下野町	賀茂川	賀茂川支川45	下野	2-8-5069	4	国道0.19km国道432号線
下野町	賀茂川	賀茂川支川46	下野	2-8-5070	3	
下野町	賀茂川	賀茂川支川47	下野	2-8-5071	1	
東野町	賀茂川	在屋川	東野	2-8-7500	5	
東野町	賀茂川	賀茂川支川56	東野	2-8-7501	4	
東野町	賀茂川	金九郎川	東野	2-8-7502	0	
東野町	賀茂川	賀茂川支川57	東野	2-8-7503	2	
東野町	賀茂川	賀茂川支川58	東野	2-8-7504	2	
東野町	賀茂川	賀茂川支川59	東野	2-8-7505	6	
東野町	賀茂川	賀茂川支川60	東野	2-8-7506	3	

地区	河川名	溪流名	位置	番号	戸数	備考
新庄町	賀茂川	賀茂川支川61	新庄	2-8-7507	3	
仁賀町	賀茂川	賀茂川支川62	仁賀	2-8-7508	1	その他1戸消防庫
仁賀町	賀茂川	賀茂川支川63	仁賀	2-8-7509	0	
仁賀町	賀茂川	賀茂川支川64	仁賀	2-8-7510	3	
西野町	賀茂川	賀茂川支川65	西野	2-8-7511	0	
西野町	田万里川	赤坂川	西野	2-8-7512	1	
西野町	田万里川	金子川	西野	2-8-7513	3	
西野町	田万里川	赤坂川	西野	2-8-7514	1	
西野町	田万里川	田万里川支川24	西野	2-8-7515	0	
西野町	田万里川	田万里川支川25	西野	2-8-7516	3	
田万里町	田万里川	田万里川支川26	田万里	2-8-7517	0	
新庄町	葛子川	葛子川支川10	新庄	2-8-7518	7	国道0.11km国道432号線
新庄町	賀茂川	棕原川	新庄	2-8-7519	5	
新庄町	賀茂川	棕原川	新庄	2-8-7520	4	
新庄町	賀茂川	片山谷川	新庄	2-8-7521	4	
新庄町	賀茂川	賀茂川支川66	新庄	2-8-7522	0	
新庄町	賀茂川	賀茂川支川67	新庄	2-8-7523	0	
新庄町	賀茂川	賀茂川支川68	新庄	2-8-7524	1	
東野町	本川	賀茂川支川69	東野	2-8-7525	3	
竹原	本川	南紺屋谷川	竹原	2-29-1	31	市道0.07km寺院1戸長建寺
竹原	本川	楠谷川	竹原	2-29-2	17	国道0.07km国道185号線
竹原	本川	貞光川	竹原	2-29-3	21	県道0.05km南方竹原線
小梨町	本川	田之浦東川	小梨	2-29-5	73	県道0.03km南方竹原線
小梨町	本川	田之浦川	小梨	2-29-6	24	県道0.14km三原竹原線
下野町	本川	孝下告川	下野	2-29-7	23	市道0.59km
下野町	本川	本川	下野	2-29-8	6	市道0.29km
下野町	本川	上宮原川	下野	2-29-9	9	市道0.09km
下野町	本川	孝下告川下谷	下野	2-29-11	22	市道0.21km寺院1戸誠導院
下野町	本川	孝下告川上南谷	下野	2-29-13	26	市道0.27km
下野町	本川	大王谷	下野	2-29-14	52	市道0.42km
竹原	田ノ浦川	田ノ浦南谷	竹原	2-29-18	13	市道0.19km
竹原	本川	東山南谷	竹原	2-29-19	34	市道0.17km
下野町	本川	宮原西上谷	下野	2-29-5001	10	市道0.08km
下野町	本川	本川第三支川	下野	2-29-5002	2	市道0.11km
下野町	本川	受矢下谷	下野	2-29-5003	1	市道0.07km
下野町	本川	宮原東上谷	下野	2-29-5004	8	市道0.05km
下野町	本川	阿此比谷	下野	2-29-5005	2	市道0.13km
下野町	本川	宮原東下谷	下野	2-29-7038	3	市道0.02km

地区	河川名	溪流名	位置	番号	戸数	備考
竹原	本川	かかえ地蔵谷	竹原	2-29-7039	21	市道0.07kmその他1戸
竹原	本川	田ノ浦下東谷	竹原	2-29-7040	21	市道0.21km保育所1戸
竹原	田ノ浦川	八幡谷	竹原	2-29-7041	1	市道0.02km磯宮八幡神社
竹原	本川	黒浜谷	竹原	2-29-7042	13	市道0.08km
下野町	本川	宮原西中谷	下野	2-29-7043	2	市道0.06km
下野町	本川	受矢上谷	下野	2-29-7044	3	市道0.09km
下野町	本川	宮原西下谷	下野	2-29-7045	1	市道0.04km
吉名町	城川	城川	吉名	3-148-229	16	国道0.11km国道185号線
吉名町	城川	八代谷川	吉名	3-148-1030	5	国道0.02km国道185号線
吉名町	城川	小浦尻西谷	吉名	3-148-1032	26	国道0.09km国道185号線
吉名町	郷川	郷川	吉名	3-149-232	31	国道0.15km国道185号線
吉名町	郷川	東条谷	吉名	3-149-7049	10	市道0.07km
吉名町	毛木川	毛木3川	吉名	3-150-233	21	市道0.54km
竹原	その他	築地西谷	竹原	3-150-7050	2	市道0.05km
下野町	西の川	西の川	下野	3-151-235	3	市道0.05km
下野町	西の川	西の川	下野	3-151-236	0	市道0.51km
竹原	大井東川	水長山2川	竹原	3-151-237	20	市道0.36km
下野町	大井東川	水長山1川	下野	3-151-238	18	市道0.52km馬場病院
竹原	その他	奈良屋谷川	竹原	3-151-240	51	国道0.09km国道185号線
下野町	西の川	宿根中西谷	下野	3-151-5125	0	市道0.07km
下野町	西の川	宿根上西谷	下野	3-151-5126	5	市道0.07km生活改善センター
下野町	その他	大井東下谷	下野	3-151-7051	5	国道0.07km国道185号線
下野町	西の川	宿根中東谷	下野	3-151-7052	1	市道120km
下野町	その他	大井東上谷	下野	3-151-7053	5	国道0.1km国道185号線
下野町	西の川	宿根下西谷	下野	3-151-7054	0	
下野町	西の川	宿根中南谷	下野	3-151-7055	0	
下野町	西の川	宿根中北谷	下野	3-151-7056	0	市道0.25km
下野町	西の川	宿根上南谷	下野	3-151-7057	0	市道0.18km
下野町	西の川	宿根下東谷	下野	3-151-7058	0	市道0.04km
竹原	仮屋谷川	仮屋北谷川	竹原	3-152-241	24	国道0.07km国道185号線
竹原	その他	仮屋谷川西谷	竹原	3-153-242	3	国道0.3km国道185号線
小梨町	内浜川	内浜川	小梨	3-154-244	7	市道0.49km道路橋小吹橋
高崎町	内浜川	内浜川下西谷	高崎	3-154-7059	0	市道0.14km竹原市体育館
小梨町	内浜川	内浜川上南谷	小梨	3-154-7060	2	市道0.13km
高崎町	内浜川	内浜川下東谷	高崎	3-154-7061	2	市道0.23km
高崎町	その他	高山北谷	高崎	3-154-7062	0	市道0.14km
高崎町	内浜川	内浜川中西谷	高崎	3-154-7063	0	市道0.07km
高崎町	内浜川	内浜川中北谷	高崎	3-154-7064	0	市道0.05km

地区	河川名	溪流名	位置	番号	戸数	備考
高崎町	内浜川	内浜川中東谷	高崎	3-154-7065	0	市道0.26km
高崎町	内浜川	内浜川中南谷	高崎	3-154-7066	0	市道0.11km
高崎町	内浜川	内浜川下北谷	高崎	3-154-7067	0	市道0.07km
福田町	大乘川	大乘川	福田	3-155-245	1	市道0.59km竹原クリン
高崎町	大乘川	大乘東谷	高崎	3-155-1037	11	市道0.56km
福田町	大乘川	大乘川下西谷	福田	3-155-1038	0	市道0.5km竹原クリン
福田町	大乘川	大乘川下南谷	福田	3-155-7068	4	市道0.1km
福田町	大乘川	大乘川下北谷	福田	3-155-7070	0	市道0.03km
福田町	大乘川	大乘川中西谷	福田	3-155-7071	0	市道0.03km
福田町	大乘川	大乘川上西谷	福田	3-155-7072	0	市道0.28km
小梨町	大乘川	大乘川上北谷	小梨	3-155-7073	0	県道0.12km三原竹原線
小梨町	大乘川	大乘川	小梨	3-155-7074	0	県道0.19km三原竹原線
福田町	大乘川	大乘川上東谷	福田	3-155-7075	0	市道0.19km
福田町	大乘川	大乘川上南谷	福田	3-155-7076	0	市道0.04km
福田町	大乘川	大乘川中北谷	福田	3-155-7077	0	市道0.04km
福田町	大乘川	大乘川中東谷	福田	3-155-7078	0	市道0.04km
福田町	大乘川	大乘川中南谷	福田	3-155-7079	0	市道0.07km
福田町	大乘川	大乘川下東谷	福田	3-155-7080	0	市道0.05km
福田町	西川	西川	福田	3-156-246	20	市道0.78km
福田町	西川	中谷	福田	3-156-1041	29	市道0.53km医療提供施設
福田町	東川	東川	福田	3-157-248	1	市道0.84km
忠海	西長浜川	神奥1川	忠海	3-158-249	4	市道0.2km
忠海	西長浜川	西長浜川	忠海	3-158-1047	4	市道0.41km
忠海	その他	西明神川	忠海	3-159-250	19	市道0.21km
忠海	明神川	西明神川	忠海	3-160-251	19	市道0.97km
忠海	大砂川	大砂川	忠海	3-161-253	9	県道0.07km東広島本郷
忠海	大砂川	滑川	忠海	3-161-254	7	県道0.1km東広島本郷忠海
忠海	大砂川	今御堂川	忠海	3-161-255	17	市道0.51km忠海八幡神社
忠海	大砂川	大砂川上東谷	忠海	3-161-1051	15	市道0.07km身体障害者援護
忠海	大砂川	大砂川下西谷	忠海	3-161-7082	28	市道0.13km
忠海	その他	脇川	忠海	3-162-256	22	市道0.11km誓念寺
忠海	その他	東脇川	忠海	3-162-257	15	市道0.37km瑠璃殿
忠海	江の内川	江の内川	忠海	3-163-258	14	市道0.92km祈願寺
忠海	その他	奥榎迫谷	忠海	3-163-259	7	国道0.13km国道185号線
忠海	その他	堀越西谷	忠海	3-163-1053	17	市道0.33km
竹原	仮屋谷川	仮屋谷川	竹原	3-634-1035	6	国道0.05km国道185号線
福田町	その他	打越東谷	福田	3-635-1046	8	市道0.08km
忠海	植松谷川	植松谷川	忠海	3-636-5131	2	市道0.67km

地区	河川名	溪流名	位置	番号	戸数	備考
忠海	植松谷川	植松谷川西上谷	忠海	3-636-7088	1	市道0.09km
忠海	植松谷川	植松谷川西下谷	忠海	3-636-7089	0	市道0.22km
忠海	その他	床浦谷	忠海	3-881-7087	43	市道0.2km

## ○急傾斜地崩壊危険箇所一覧

### 1 総括表

(広島県砂防課調：平成14年6月1日公表数値)

町名	戸数	自然斜面				人口斜面				合計
		0	1~4	5	小計	0	1~4	5	小計	
田万里町	20	16	1	37	0	0	0	0	37	
西野町	8	11	1	20	0	1	0	1	21	
新庄町	12	19	1	32	0	0	0	0	32	
東野町	4	15	9	28	0	0	0	0	28	
仁賀町	0	19	1	20	0	1	1	2	22	
小梨町	0	10	0	10	0	0	0	0	10	
下野町	12	17	11	40	1	2	3	6	46	
吉名町	2	12	20	34	1	1	3	5	39	
竹原町	3	4	23	30	1	1	3	5	35	
本町	1	3	0	4	0	0	0	0	4	
田ノ浦	3	5	1	9	0	0	0	0	9	
高崎町	0	1	1	2	0	0	0	0	2	
福田町	2	6	1	9	0	0	4	4	13	
忠海町	0	2	11	13	0	1	3	4	17	
忠海床浦	0	1	0	1	0	0	0	0	1	
忠海長浜	2	0	0	2	0	0	0	0	2	
忠海中町	0	1	0	1	0	0	0	0	1	
忠海東町	2	3	0	5	0	0	0	0	5	
合計	71	145	81	297	3	7	17	27	324	

### 2 自然斜面（人家戸数5戸以上）

箇所番号	危険箇所名	位置	斜面延長(m)	傾斜度	高さ	人家戸数
2297	吉名	吉名 水場	240	50	18	34
2298	沖辺	吉名 沖辺	340	50	10	25
2299	八王子	吉名 八王子	250	40	15	13
2300	宮条	吉名 宮条	90	45	7	6
2301	柏	吉名 柏	240	60	17	18
2302	小平方東宅裏	吉名 平方	500	45	20	25

箇所 番号	危険箇所名	位置		斜面延長 (m)	傾斜 度	高さ	人家 戸数
2303	平方B鼻山宅裏	吉名	平方	220	70	10	8
2304	小浦尻	吉名	小浦尻	120	65	8	5
2305	峠	吉名	峠	100	50	10	6
2306	築地A保手浜宅裏	下野	築地	280	50	15	6
2307	築地B	下野	築地	400	55	25	13
2308	大井東	下野	大井	480	45	30	31
2309	阿此比赤坂宅裏	下野	阿此比	200	50	25	9
2310	中通A小学校	下野	中通	400	45	30	9
2311	水の口	東野	水の口	150	50	20	15
2312	奥在屋	東野	在屋	350	60	30	9
2313	在屋	東野	在屋	850	50	30	24
2314	下大鼻入川宅裏	西野	下大鼻	120	45	25	7
2317	上仁賀	仁賀	上仁賀	800	50	30	13
2318	皆実A河田宅裏	竹原	皆実	190	50	20	6
2319	皆実	竹原	皆実	160	57	15	15
2320	明神	竹原	明神	300	50	15	22
2321	地蔵	竹原	地蔵	220	55	15	30
2322	小田山	竹原	大王	120	50	20	28
2323	地蔵三宅宅裏	竹原	地蔵	170	50	15	11
2324	竹原小学校	竹原	田中	280	55	25	13
2325	黒浜	竹原	黒浜	210	73	20	39
2326	大石	竹原	大石	650	47	23	82
2327	北崎西	竹原	北崎	180	45	20	20
2328	北崎	竹原	北崎	180	47	15	16
2329	北崎東	竹原	北崎	200	48	15	11
2330	高崎	竹原	高崎	600	55	23	55
2331	長浜	忠海	本長浜	200	45	15	14
2332	鳥ヶ城	忠海	鍵坪	200	45	20	19
2333	掛場	忠海	鍵坪	100	40	20	9
2334	高見	忠海	高見町	130	45	20	15
2335	冠崎	忠海	山田町	250	60	15	22
2336	西冠崎	忠海	可寿美町	160	50	18	7
2337	江の内	忠海	桜町	180	40	17	39
2338	榎迫	忠海	二窓	320	50	20	19
2339	中通B	忠海	中通	170	60	20	6
2340	黒浜	竹原	黒浜	250	65	25	26

箇所番号	危険箇所名	位置	斜面延長(m)	傾斜度	高さ	人家戸数
2341	水場	吉名 水場	200	54	20	27
2342	久保城	吉名 久保城2723	180	40	22	9
2343	誠	吉名 誠	160	55	15	11
2344	城	吉名 城	300	67	12	16
2345	大福寺	東野 大福地	230	40	20	10
2347	向島	竹原 向島	500	50	30	86
2348	西町	竹原 奈良屋谷	230	40	30	24
2351	地藏北	竹原 後山	500	50	20	58
2352	寺山	竹原 上市	350	50	20	27
2353	可寿美	忠海 冠崎	90	55	15	5
2355	地藏	竹原 地藏	90	70	10	10
2356	地藏	竹原 地藏	130	65	15	14
2357	地藏	竹原 地藏	90	70	15	12
2358	大乘	高崎 大乘	160	45	10	10
5455	水場	吉名 水場	245	60	20	15
5456	東谷	福田 東谷	30	40	15	15
5457	観音谷	吉名 観音谷	460	50	15	9
6341	横大道石橋宅前	新庄 横大道	150	40	40	7
6342	寺谷	吉名 寺谷	360	30	15	8
6343	中通B	下野 中通3563-7	167	60	10	9
6344	裏尻	吉名 小裏尻	700	45	110	13
6346	八代谷2501	吉名 八代谷2501	700	40	15	6
6347	八代谷2597-1	吉名 八代谷2597-1	180	35	15	19
6348	宗越4412	吉名 宗越4412	120	70	15	5
6351	大井1728	下野 大井1728	230	45	20	9
6352	成井2389	下野 成井2389-2	70	40	30	8
6354	宮原4184-7	下野 宮原4184	100	45	40	5
6355	宮原4070	下野 宮原4070-7	150	40	40	13
6356	宮原3596	下野 宮原3596-4	50	45	40	6
6357	在屋805	東野 在屋805-4	380	40	40	14
6358	在屋227	東野 在屋227	370	40	30	17
6359	柏野1273	東野 柏野1273	240	35	20	8
6360	柏野1359	東野 柏野1359-8	360	35	20	17
6361	大福地45	東野 大福地45-28	65	50	15	7
6362	上田万里95	田万里 上田万里95	250	40	50	5
6363	田ノ浦三丁目6	田ノ浦 三丁目6-19	60	40	15	5

箇所番号	危険箇所名	位置		斜面延長(m)	傾斜度	高さ	人家戸数
6364	西町2924	竹原町	西町2924-1	200	45	20	25
6365	西町3074	竹原町	西町3074	140	35	20	10
6367	柿ノ木546	忠海	柿ノ木546	110	30	6	5

### 3 自然斜面（人家戸数1戸～4戸）

箇所番号	危険箇所名	位置		斜面延長(m)	傾斜度	高さ	人家戸数
654	西上条竹原病院浦	下野	上条	120	62	15	3
1642	平方A竹友宅裏	吉名	平方	180	35	25	4
1644	明神A	竹原	明神	40	45	10	2
2316	下仁賀	仁賀	下仁賀	200	45	45	1
2346	金九郎	東野	金九郎	130	46	30	3
2354	城山	忠海	城山	220	60	15	4
5440	沖辺	吉名	沖辺	100	65	30	3
6345	寿福地	忠海	寿福地	130	45	10	2
6350	毛木沖	吉名	毛木沖	170	50	10	1
6366	忠海床浦二丁目10	忠海床浦	二丁目10-1	80	40	15	1
9441	中西谷	仁賀	中西谷	170	35	10	2
9442	諏訪谷1812	吉名	諏訪谷1812	70	40	15	2
9443	諏訪谷1840	吉名	諏訪谷1840	50	30	30	1
9444	東条	吉名	東条	70	40	10	3
9445	曾井3224	吉名	曾井3224	50	40	15	1
9446	曾井3552	吉名	曾井3552	40	35	18	1
9447	曾井3721	吉名	曾井3721	40	40	15	1
9448	曾井3138	吉名	曾井3138	110	50	14	1
9449	大井985	下野	大井985-2	100	60	50	2
9450	成井2080	下野	成井2080	50	40	15	1
9451	成井2134	下野	成井2134	90	40	15	1
9452	宿根437	下野	宿根437	50	30	15	1
9453	阿此比4431	下野	阿此比4431	150	45	15	4
9454	阿此比4352	下野	阿此比4352	40	40	8	1
9455	阿此比4315	下野	阿此比4315	60	45	8	3
9456	宮原4141	下野	宮原4141-4	50	45	30	3
9457	宮原4046	下野	宮原4046-1	90	40	30	4
9458	宮原3608	下野	宮原3608-3	100	35	40	2
9459	宮原3670	下野	宮原3670	50	35	15	4
9460	上条2951	下野	上条2951	70	40	15	2

箇所番号	危険箇所名	位置	斜面延長(m)	傾斜度	高さ	人家戸数
9461	上条2501	下野 上条2501	250	60	20	4
9462	上条2723	下野 上条2723	180	35	15	4
9463	野々浦トンネル側面	下野 大井野々浦トンネル側面	90	70	60	2
9464	受矢3866	下野 受矢3866	30	40	8	1
9465	受矢	下野 受矢	50	60	10	1
9466	正部369	新庄 正部369	70	30	10	2
9467	在屋651	東野 在屋651	150	35	40	3
9468	在屋608	東野 在屋608	30	40	30	1
9469	在屋596	東野 在屋596	150	35	30	3
9470	在屋728	東野 在屋728	60	45	30	1
9471	在屋743	東野 在屋743	75	40	30	2
9472	在屋389	東野 在屋389	100	45	30	2
9473	柏野1214	東野 柏野1214	20	35	7	1
9474	柏野1191	東野 柏野1191	80	40	15	2
9475	柏野1523	東野 柏野1523	150	35	8	3
9476	青田1825	東野 青田1825	120	60	5	4
9477	青田1769	東野 青田1769	25	50	5	1
9478	青田1926	東野 青田1926	40	70	8	1
9479	青田1932	東野 青田1932	30	60	7	1
9480	青田2002	東野 青田2002	40	60	6	1
9481	下大島2196	西野 下大島2196	50	60	8	2
9482	湯坂236	西野 湯坂236	50	35	15	2
9483	赤坂1182	西野 赤坂1182	30	40	7	2
9484	赤坂1090	西野 赤坂1090	140	65	5	2
9485	赤坂1077	西野 赤坂1077	70	65	5	1
9486	赤坂946	西野 赤坂946	120	65	7	2
9487	赤坂823	西野 赤坂823	40	75	5	1
9488	亀山2525	西野 亀山2525	50	40	15	1
9489	亀山2538	西野 亀山2538	130	30	20	4
9490	大橋1467	西野 大橋1467-1	40	50	10	1
9491	大橋1416	西野 大橋1416	50	45	10	1
9492	上西谷671	仁賀 上西谷671-1	40	60	7	1
9493	有屋谷A	仁賀 有屋谷	20	50	10	1
9494	有屋谷B	仁賀 有屋谷	20	30	10	1
9495	戸石1650	仁賀 戸石1650	200	65	30	2
9496	戸石2079	仁賀 戸石2079	30	35	10	1

箇所 番号	危険箇所名	位置	斜面延長 (m)	傾斜 度	高さ	人家 戸数
9497	戸石	仁賀 戸石	150	40	15	2
9498	鹿庭1913	仁賀 鹿庭1913	30	35	10	1
9499	大谷1885	仁賀 大谷1885	25	50	10	1
9500	大谷1854	仁賀 大谷1854	100	40	15	2
9501	大谷1788	仁賀 大谷1788	60	60	10	1
9502	大谷1719	仁賀 大谷1719	30	50	10	1
9503	下仁賀1309	仁賀 下仁賀1309	150	40	40	3
9504	上仁賀2636	仁賀 上仁賀2636	50	55	5	1
9505	上仁賀2797	仁賀 上仁賀2797	70	70	5	2
9506	上仁賀3248	仁賀 上仁賀3248	45	60	7	1
9507	上仁賀3275	仁賀 上仁賀3275	30	70	5	1
9508	上仁賀3321	仁賀 上仁賀3321	30	40	5	1
9509	上田万里3785	田万里 上田万里3785	20	35	10	2
9510	上田万里3785	田万里 上田万里3785	15	40	15	1
9511	上田万里3944	田万里 上田万里3944	30	40	20	2
9512	上田万里3997	田万里 上田万里3997	40	35	20	1
9513	上田万里3715	田万里 上田万里3715	25	35	25	1
9514	上田万里	田万里 上田万里	120	45	20	3
9515	上田万里390	田万里 上田万里390	140	45	20	2
9516	上田万里	田万里 上田万里	50	30	8	2
9517	中田万里684	田万里 中田万里684	20	50	15	1
9518	中田万里1052	田万里 中田万里1052	80	40	20	2
9519	中田万里1178	田万里 中田万里1178	30	50	10	1
9520	中田万里1418	田万里 中田万里1418	30	35	5	1
9521	中田万里1574	田万里 中田万里1574	30	60	15	1
9522	下田万里3030	田万里 下田万里3030	30	70	15	1
9523	下田万里2580	田万里 下田万里2580	110	40	10	2
9524	下田万里2678	田万里 下田万里2678	30	40	15	1
9525	土梶2363	新庄 土梶2363	20	45	10	1
9526	粉谷2139	新庄 粉谷2139	100	40	20	3
9527	粉谷2150	新庄 粉谷2150	90	60	10	3
9528	粉谷2080	新庄 粉谷2080	50	40	20	1
9529	粉谷2074	新庄 粉谷2074-2	40	35	8	1
9530	粉谷2055	新庄 粉谷2055-1	50	60	25	1
9531	粉谷2042	新庄 粉谷2042-3	30	30	20	1
9532	葛子1982	新庄 葛子1982-3	70	40	10	2

箇所 番号	危険箇所名	位置		斜面延長 (m)	傾斜 度	高さ	人家 戸数
9533	葛子1927	新庄	葛子1927	50	30	8	2
9534	葛子1982	新庄	葛子1982-3	60	45	10	2
9535	片山谷862	新庄	片山谷862-5	80	65	6	2
9536	片山谷755	新庄	片山谷755	150	65	25	4
9537	片山谷766	新庄	片山谷766	110	55	10	2
9538	砂原107	新庄	砂原107-1	45	60	7	1
9539	末宗190	新庄	末宗190	45	50	6	1
9540	松橋574	新庄	松橋574	30	60	6	1
9541	松橋649	新庄	松橋649	20	40	10	1
9542	松橋622	新庄	松橋622	10	30	5	1
9543	十八原10684	小梨	十八原10684	30	30	5	1
9544	小梨10569	小梨	小梨10569	30	30	6	1
9545	小梨9375	小梨	小梨9375	40	60	8	1
9546	小梨9468	小梨	小梨9468	80	45	8	2
9547	小梨9572	小梨	小梨9572	40	50	10	1
9548	小梨10318	小梨	小梨10318	30	40	5	1
9549	小吹	小梨	小吹	35	35	8	1
9550	小吹9958	小梨	小吹9958	45	75	5	1
9551	小吹10019	小梨	小吹10019	80	60	7	3
9552	小吹9994	小梨	小吹9994	70	70	50	1
9553	田ノ浦三丁目5	田ノ浦	三丁目5-6	30	70	8	1
9554	田ノ浦二丁目8	田ノ浦	二丁目8-22	70	50	15	3
9555	田ノ浦二丁目2	田ノ浦	二丁目2-3	70	40	15	3
9556	田ノ浦二丁目2	田ノ浦	二丁目2-18	80	35	10	3
9557	田ノ浦二丁目2	田ノ浦	二丁目2-15	40	45	15	3
9558	本町二丁目17	本町	二丁目17-1	40	40	8	4
9559	本町二丁目8	本町	二丁目8-6	90	60	8	4
9560	本町二丁目10	本町	二丁目10-2	60	60	15	2
9561	西町2948	竹原	西町2948-3	40	30	7	1
9562	明神1916	竹原	明神1916-7	45	50	8	4
9563	中浦新開734	高崎	中浦新開734	35	65	5	2
9564	西谷	福田	西谷	20	43	5	1
9565	西谷2108	福田	西谷2108	40	40	20	1
9566	西谷2144	福田	西谷2144	60	40	20	2
9567	西谷2232	福田	西谷2232	80	40	15	4
9568	西谷2855	福田	西谷2855-7	110	40	5	4

箇所番号	危険箇所名	位置	斜面延長(m)	傾斜度	高さ	人家戸数
9569	東谷489	福田 東谷489-7	40	50	15	2
9570	忠海東町一丁目8	忠海東 一丁目8-8	80	45	15	4
9571	忠海東町三丁目4	忠海東 三丁目4	30	50	5	3
9572	忠海東町四丁目6-8	忠海東 四丁目6-8	40	35	10	1
9573	久保城北	吉名 久保城2727	120	45	16	3
9574	忠海中町三丁目8	忠海中 三丁目8-5	40	65	5	1
9575	東条429	吉名 東条429	80	40	12	1

#### 4 自然斜面（準ずる斜面）（人家戸数0戸）

箇所番号	危険箇所名	位置	斜面延長(m)	傾斜度	高さ	人家戸数
1603	上田万里A	田万里 上田万里	160	45	30	
1604	上田万里B	田万里 上田万里	90	40	20	
1605	上田万里C	田万里 上田万里	150	40	20	
1606	上田万里D	田万里 上田万里	130	45	30	
1607	中田万里A	田万里 中田万里	150	40	20	
1608	中田万里B	田万里 中田万里	260	40	30	
1609	中田万里C	田万里 中田万里	100	35	20	
1610	中田万里D	田万里 中田万里	160	40	50	
1611	中田万里E	田万里 中田万里	180	45	30	
1612	田万里市A	田万里 田万里市	70	35	20	
1613	田万里市B	田万里 田万里市	150	40	30	
1614	田万里市C	田万里 田万里市	130	35	25	
1615	田万里市D	田万里 田万里市	100	35	30	
1616	田万里市E	田万里 田万里市	150	45	30	
1617	田万里市F	田万里 田万里市	210	45	30	
1618	田万里市G	田万里 田万里市	140	40	20	
1619	田万里市H	田万里 田万里市	140	40	20	
1620	下田万里A	田万里 下田万里	100	35	20	
1621	下田万里B	田万里 下田万里	120	40	20	
1622	下田万里C	田万里 下田万里	160	40	20	
1623	大橋	西野 大橋	180	45	30	
1624	末京	西野 末京	120	35	20	
1625	葛子	新庄 葛子	130	40	30	
1626	横大道A	新庄 横大道	200	40	30	
1627	横大道B	新庄 横大道	180	45	30	
1628	横大道C	新庄 横大道	140	40	10	

箇所 番号	危険箇所名	位置		斜面延長 (m)	傾斜 度	高さ	人家 戸数
1629	横大道D	新庄	横大道	160	35	20	
1630	湯坂A	西野	湯坂	110	45	20	
1631	湯坂B	西野	湯坂	160	40	20	
1632	湯坂C	西野	湯坂	170	40	35	
1633	湯坂D	西野	湯坂	150	45	30	
1634	下大島A	西野	下大島	170	45	30	
1635	下大島B	西野	下大島	70	40	20	
1636	金九郎A	東野	金九郎	70	40	20	
1637	金九郎B	東野	金九郎	130	40	30	
1638	棕原A	新庄	棕原	90	40	20	
1639	棕原B	新庄	棕原	100	40	20	
1640	神田	新庄	神田	110	30	10	
1641	片山谷	新庄	片山谷	160	40	30	
1642	末宗A	新庄	末宗	150	45	30	
1643	末宗B	新庄	末宗	60	40	20	
1644	末宗C	新庄	末宗	100	45	20	
1645	砂原A	東野	砂原	150	40	25	
1646	砂原B	東野	砂原	140	40	30	
1647	上条A	下野	上条	160	40	30	
1648	上条B	下野	上条	160	40	20	
1649	上条C	下野	上条	160	40	20	
1650	中通	下野	中通	160	35	20	
1651	宮原A	下野	宮原	180	40	30	
1652	宮原B	下野	宮原	150	40	30	
1653	宮原C	下野	宮原	140	45	20	
1654	上条	下野	上条	110	40	30	
1655	阿此比	下野	阿此比	120	40	15	
1656	大王	下野	大王	110	40	25	
1657	本町2丁目	本町	2丁目20	90	35	10	
1658	田の浦3丁目	田ノ浦	3丁目8	90	40	10	
1659	田の浦3丁目	田ノ浦	3丁目7	130	35	20	
1660	田の浦3丁目	田ノ浦	3丁目6	70	40	20	
1661	来須	竹原	来須	80	35	10	
1662	大井	下野	大井	90	40	20	
1663	西町	竹原	西町	70	30	10	
1664	浦尻	吉名	浦尻	110	35	25	

箇所番号	危険箇所名	位置	斜面延長(m)	傾斜度	高さ	人家戸数
1665	忠海長浜1丁目	忠海長浜 1丁目12	130	30	10	
1666	忠海長浜3丁目	忠海長浜 3丁目14	130	40	15	
1667	沖条	福田 沖条	120	35	10	
1668	東谷	福田 東谷	110	40	20	
1669	忠海東町4丁目	忠海東町 4丁目15	90	35	10	
1670	忠海東町4丁目	忠海東町 4丁目10	100	40	20	
2359	西町南	竹原 西山	150	80	18	
6349	宗越793	吉名 宗越793	160	60	15	
6353	上条2402	下野 上条2402-1	190	45	20	

## 5 人工斜面（人家戸数5戸以上）

箇所番号	危険箇所名	位置	斜面延長(m)	傾斜度	高さ	人家戸数
649	掛の浦	吉名 掛の浦	100	45	20	5
650	観音谷南	吉名 観音谷	370	40	15	11
651	観音谷	吉名 観音谷	70	45	15	5
655	小泉宅裏	下野 上条	100	45	10	6
658	戸石	仁賀 戸石	200	65	20	6
659	西町C	竹原 西町	90	55	20	5
660	西中谷	福田 東谷	200	50	15	10
661	東中谷	福田 東谷	170	30	10	8
662	東谷	福田 東谷	180	45	10	6
663	打越村中宅裏	福田 打越	200	40	15	11
664	西ヶ迫	忠海 西ヶ迫	80	45	7	5
666	流田	忠海 西越	230	55	10	13
668	中通B	下野 中通	240	35	30	18
669	貞光	竹原 貞光	100	60	25	12
671	高山	竹原 高崎	170	50	5	5
1101	大井森兼宅裏	下野 大井	100	80	10	7
1102	南冠崎	忠海 可寿美町	180	38	15	8

## 6 人工斜面（人家戸数1戸～4戸）

箇所番号	危険箇所名	位置	斜面延長(m)	傾斜度	高さ	人家戸数
282	地蔵	竹原 後山	50	50	20	4
283	宗越安木宅裏	吉名 宗越	220	45	12	4
665	宮床	忠海 宮床	130	75	15	3
1261	宿毛A大重宅裏	下野 宿根	30	30	10	1

箇所 番号	危険箇所名	位置		斜面延長 (m)	傾斜 度	高さ	人家 戸数
1262	上西谷長谷川宅裏	仁賀	上西谷	170	40	25	3
1263	西谷	竹原	西谷	20	70	5	1
1264	赤坂 1	西野	赤坂 1	30	60	10	1

## 7 人工斜面（準ずる斜面）（人家戸数0戸）

箇所 番号	危険箇所名	位置		斜面延長 (m)	傾斜 度	高さ	人家 戸数
271	宿根	下野	宿根	90	35	25	
272	小泊	吉名	小泊	200	40	20	
670	長新開	竹原	的場	80	65	15	

## ○急傾斜地崩壊危険区域一覽

## 1 総括表（広島県砂防課調：平成31年4月1日現在）

	地区数	指定面積	人家戸数
田万里町			
西野町			
新庄町			
東野町	5	498.9	72
仁賀町			
小梨町			
下野町	14	1416.98	193
吉名町	28	2417.59	475
竹原町	25	2875.33	933
本町			
田ノ浦	1	235.5	28
高崎町	1	1036.78	129
福田町			
忠海町	11	473.98	260
忠海床浦			
忠海長浜			
忠海中町			
忠海東町			
合計	85	8955.06	2090

## 2 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覽

番号	地区名	告示番号	位置	指定面積	人家戸数
5	吉名地区	昭和44年第981号	吉名町水場沖辺9-3	184.43	89
6	地藏地区	昭和44年第981号	竹原町上市本町北4251	104.4	236
50	宗津地区	昭和45年第281号	吉名町宗津宗津2727	93.48	16
51	高崎地区	昭和45年第281号	高崎町高崎西条1814-24	1036.78	129
161	冠崎地区	昭和46年第338号	忠海町冠崎5079-5	128.03	76
162	高見地区	昭和46年第338号	忠海町高見町4912	65.25	117
163	沖辺地区	昭和46年第338号	吉名町水場532-1	86.77	46
164	水の口北地区	昭和46年第338号	東野町水の口98-2	23.69	10
165	水の口南地区	昭和46年第338号	東野町東上条449-3	298.02	45
166	竹原小学校地区	昭和46年第338号	竹原町貞光455	86.4	
197	地藏北地区	昭和46年第860号	竹原町後山6	161.23	89

番号	地区名	告示番号	位置	指定面積	人家戸数
198	向島地区	昭和46年第860号	竹原町向島587-5	341.88	141
285	水の口地区	昭和48年第109号	東野町水の口100-2	19.91	8
286	寺山地区	昭和48年第109号	竹原町本町北五番4252-1	336.03	81
322	宗津北地区	昭和48年第575号	吉名町名荷653	24.35	6
323	南冠崎地区	昭和48年第575号	忠海町冠崎5079-5	39.35	8
324	鳥ヶ城地区	昭和48年第575号	忠海町鍵坪4200-1	77.46	21
325	北崎地区	昭和48年第575号	竹原町北崎1088	51.71	23
326	金九郎地区	昭和48年第575号	東野町金九郎2043-1	149.78	7
385	城地区	昭和50年第294号	吉名町城4795	115.08	23
386	水場地区	昭和50年第294号	吉名町水場508	64.13	31
387	皆実地区	昭和50年第294号	竹原町皆実新開1784-2	84.44	11
388	明神地区	昭和50年第294号	竹原町明神1679-2	200.94	30
530	大石地区	昭和54年第235号	竹原町南紺屋谷4871	423.46	88
564	東多井地区	昭和54年第868号	竹原町奈良屋谷2980	103.31	30
644	西冠崎地区	昭和56年第13号	忠海町冠崎5622	59.2	6
645	高見地区（追加）	昭和56年第13号	忠海町高見町4912-2	9.58	6
646	黒浜地区	昭和56年第13号	竹原町黒浜685-3	59.5	26
647	小田山地区	昭和56年第13号	竹原町胡町3790	80.25	23
724	宗津北地区（追加）	昭和57年第11号	吉名町宗津2716-1	10.2	2
725	可寿美地区	昭和57年第11号	忠海町冠崎5071	33.1	5
848	沖辺地区（追加）	昭和58年第976号	吉名町沖辺1-9	70.3	19
849	黒浜地区（追加）	昭和58年第976号	竹原町楠谷66-3	35.5	12
850	誠地区	昭和58年第976号	吉名町宗津2737-1	64.1	11
851	黒浜南地区	昭和58年第976号	竹原町北紺屋谷4776-3	25	9
936	皆実地区（追加）	昭和59年第743号	竹原町皆実新開1784-3	7.87	-
1126	城山地区	昭和62年第228号	忠海町城山鍵坪4119-1	21.3	4
1189	北崎南地区	昭和62年第849号	竹原町北崎南紺屋谷4886-1	194.3	34
1207	柏地区	昭和62年第1191号	吉名町柏字誠704-4	89.4	24
1230	吉名地区（追加）	昭和63年第189号	吉名町本谷405-1	47.5	15
1231	皆実地区（追加）	昭和63年第189号	竹原町皆実新開1769	7.5	1
1288	西冠崎地区（追加）	平成01年第212号	忠海町冠甲5041-1	25.6	3
1289	水の口北地区（追加）	平成01年第212号	東野町大福地77-4	7.5	2
1290	八王子地区	平成01年第212号	吉名町八王子276-1	71.6	22
1291	西町西地区	平成01年第212号	下野町仁作谷1870-2	50.6	13
1292	平方地区	平成01年第212号	吉名町大平方4703	101.6	18

番号	地区名	告示番号	位置	指定面積	人家戸数
1293	東大井地区	平成01年第212号	竹原町多井一ノ割2864-3	57.5	6
1294	中通B地区	平成01年第212号	下野町夏目垣内3415	40.4	11
1295	中通A地区	平成01年第212号	下野町夏目垣内3482	40.6	11
1292	築地A地区	平成01年第212号	下野町吉良崎1195	131.4	10
1296	築地B地区	平成01年第212号	下野町吉良崎1195	101.2	7
1379	峠地区	平成01年第1188号	吉名町大蔵226	53.9	10
1490	西町西地区（追加）	平成03年第439号	竹原町奈良屋谷2897	54.1	7
1491	堀越地区	平成03年第439号	忠海町江ノ内5128	7.5	8
1492	阿此比地区	平成03年第439号	下野町阿此比107	75.7	12
1493	築地C地区	平成03年第439号	下野町築地野乃浦4698-21	18.85	13
1557	観音谷地区	平成04年第159号	吉名町大門1846-1	174.5	13
1558	西町南地区	平成04年第159号	竹原町多井二ノ割2517-1	76.6	23
1631	東大井地区（追加）	平成05年第99号	下野町多東郷1816	125.47	22
1679	地藏大ノ城地区	平成05年第811号	竹原町北大ノ城4643-1	182.13	33
1734	寺谷地区	平成06年第511号	吉名町寺谷1956-1	155.02	9
1741	浦尻地区	平成06年第613号	吉名町小浦尻2216-3	71.1	11
1742	八代谷地区	平成06年第613号	吉名町八城2532-2	216.35	21
1815	西町南地区（追加）	平成07年第1012号	竹原町多井二ノ割2511-3	39.8	4
1829	小平方地区	平成07年第1309号	吉名町西柏新開5048-4	218.14	27
1830	立正寺西地区	平成07年第1309号	竹原町堀越3064	95.52	16
1860	宗越地区	平成08年第1205号	吉名町須坪谷甲4548	86.52	12
1925	水場B地区	平成10年第45号	吉名町水場535-2	59.69	6
1926	水場A地区	平成10年第45号	吉名町水場490	39.38	13
1959	観音谷北地区	平成10年第1168号	吉名町観音谷1672	85.79	5
1960	浦尻地区（追加）	平成10年第1168号	吉名町小浦尻2204	49.04	3
2089	水場B地区（追加）	平成13年第51号	吉名町篠山538-1	3.88	2
2289	向島地区（追加）	平成16年第462号	田ノ浦二丁目470地先道路敷	235.5	28
2321	八王子地区（追加）	平成16年第1376号	吉名町本谷423	102.69	14
	忠海中町三丁目地区（追加）		忠海町字鳥居町4699	7.61	6
1	宗越793地区	平成30年第135号	吉名町宗越793-1	53.49	1
	東多井地区（追加）	平成21年第993号	竹原町奈良屋谷	—	—
	浦尻地区（追加）	平成22年第199号	吉名町天満2138番2	25.16	6
	東多井北地区	平成23年第179号	竹原町奈良屋谷3036番	65.96	10
	宮原4070地区	平成23年第645号	下野町西宮原3589-1	87.1	16
	上条2402地区	平成23年第1140号	下野町内垣内2398番1号	28.1	3

番号	地区名	告示番号	位置	指定面積	人家戸数
	上条2402地区	平成23年第1140号	下野町朝日山	28.1	3
	大井1728地区	平成27年第29号	下野町早木1727番1	229.82	24
	大井1728地区	平成27年第29号	下野町大東山840番2	229.82	24
	大井1728地区	平成27年第29号	下野町多東郷1810番	229.82	24

## ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

## 1 総括表

(広島県砂防課：令和3年3月31日現在)

町名	箇所数	警戒区域			特別警戒区域		
		急傾斜地の崩壊	土石流	合計	急傾斜地の崩壊	土石流	合計
田万里町		86	119	205	86	113	199
西野町		39	48	87	38	43	81
新庄町		76	104	180	75	100	175
東野町		36	46	82	35	42	77
仁賀町		74	62	136	74	58	132
小梨町		52	38	90	50	31	81
下野町		71	90	161	71	84	155
吉名町		115	29	144	114	28	142
竹原町		22	37	59	21	32	53
本町		14	0	14	14	0	14
田ノ浦		12	0	12	12	0	12
港町		11	0	11	11	0	11
高崎町		30	22	52	29	20	49
福田町		11	27	38	10	19	29
忠海町		18	0	18	18	0	18
忠海床浦		3	0	3	3	0	3
忠海長浜		8	0	8	8	0	8
忠海中町		2	0	2	2	0	2
忠海東町		5	2	7	5	1	6
合計		685	624	1,309	676	571	1,247

## 2 警戒区域等

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番号	警戒区域	特別警戒区域
1	急傾斜地の崩壊	下野町上条	上条	2402(6353)	H17.3.31 515	○	○
2	急傾斜地の崩壊	下野町上条	小泉宅裏	655	H17.3.31 515	○	○
3	急傾斜地の崩壊	下野町上条	西上条竹原病院裏	654	H17.3.31 515	○	○
4	急傾斜地の崩壊	下野町上条	上条	C(1649)	H17.3.31 515	○	○
5	急傾斜地の崩壊	下野町上条	上条	2501(9461)	H17.3.31 515	○	○
6	急傾斜地の崩壊	下野町上条	上条	A(1647)	H17.3.31 515	○	○
7	急傾斜地の崩壊	下野町上条	上条	2951(9460)	H17.3.31 515	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番号	警戒区域	特別警戒区域
8	急傾斜地の崩壊	下野町上条	中通	B(2339)	H17.3.31 515	○	○
9	急傾斜地の崩壊	下野町上条	上条	2723(9462)	H17.3.31 515	○	○
10	土石流	田万里町下田万里	田万里川支川	7515	H18.3.9 262	○	○
11	土石流	田万里町下田万里	田万里川支川	7516	H18.3.9 262	○	○
12	土石流	田万里町下田万里	田万里川支川	5040	H18.3.9 262	○	
13	土石流	田万里町下田万里	田万里川支川	5041	H18.3.9 262	○	○
14	土石流	田万里町下田万里	田万里川支川	5041 隣 a	H18.3.9 262	○	○
15	土石流	田万里町下田万里	田万里川支川	5041 隣 b	H18.3.9 262	○	○
16	土石流	田万里町下田万里	田万里川支川	5041 隣 c	H18.3.9 262	○	○
17	土石流	田万里町下田万里	田万里川支川	7517	H18.3.9 262	○	○
18	土石流	田万里町下田万里	田万里川支川	7517 隣 a	H18.3.9 262	○	○
19	土石流	田万里町下田万里	市奥川	33	H18.3.9 262	○	
20	土石流	田万里町下田万里	市奥川	33 隣 a	H18.3.9 262	○	○
21	土石流	田万里町下田万里	市奥川	33 隣 b	H18.3.9 262	○	○
22	土石流	田万里町下田万里	田万里川支川	5055	H18.3.9 262	○	○
23	土石流	田万里町下田万里	田万里川支川	63 隣 a	H18.3.9 262	○	○
24	土石流	田万里町下田万里	田万里川支川	63	H18.3.9 262	○	○
25	土石流	田万里町下田万里	田万里川支川	5054	H18.3.9 262	○	○
26	土石流	田万里町下田万里	田万里川支川	5053	H18.3.9 262	○	○
27	土石流	田万里町田万里市	田万里川支川	5052	H18.3.9 262	○	○
28	土石流	田万里町田万里市	田万里川支川	5051	H18.3.9 262	○	○
29	土石流	田万里町田万里市	竜王川	40j	H18.3.9 262	○	○
30	土石流	田万里町田万里市	竜王川	40i	H18.3.9 262	○	○
31	土石流	田万里町田万里市	竜王川	40h	H18.3.9 262	○	○
32	土石流	田万里町田万里市	竜王川	40g	H18.3.9 262	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
33	土石流	田万里町田万里市	竜王川	40f	H18.3.9 262	○	
34	土石流	田万里町田万里市	竜王川	40e	H18.3.9 262	○	○
35	土石流	田万里町田万里市	竜王川	40d	H18.3.9 262	○	○
36	土石流	田万里町田万里市	竜王川	40c	H18.3.9 262	○	○
37	土石流	田万里町田万里市	竜王川	40d	H18.3.9 262	○	○
38	土石流	田万里町田万里市	竜王川	40a	H18.3.9 262	○	○
39	土石流	田万里町田万里市	田万里川支川	5050	H18.3.9 262	○	○
40	土石流	田万里町田万里市	田万里川支川	5049	H18.3.9 262	○	○
41	土石流	田万里町田万里市	田万里川支川	5048	H18.3.9 262	○	○
42	急傾斜地の崩壊	田万里町下田万里	下田万里	C(1622 - 1)	H18.3.9 262	○	○
43	急傾斜地の崩壊	田万里町下田万里	下田万里	C(1622)	H18.3.9 262	○	○
44	急傾斜地の崩壊	田万里町下田万里	下田万里	B(1621)	H18.3.9 262	○	○
45	急傾斜地の崩壊	田万里町下田万里	下田万里	3030(9522、1619)	H18.3.9 262	○	○
46	急傾斜地の崩壊	田万里町下田万里	下田万里	3030(9522 - 1)	H18.3.9 262	○	○
47	急傾斜地の崩壊	田万里町下田万里	下田万里	3030(9522 - 2)	H18.3.9 262	○	○
48	急傾斜地の崩壊	田万里町下田万里	下田万里	3030(9522 - 3)	H18.3.9 262	○	○
49	急傾斜地の崩壊	田万里町田万里市	下田万里	F(1617)	H18.3.9 262	○	○
50	急傾斜地の崩壊	田万里町田万里市	下田万里	F(1617-1)	H18.3.9 262	○	○
51	急傾斜地の崩壊	田万里町下田万里	下田万里	2678(9524 - 1)	H18.3.9 262	○	○
52	急傾斜地の崩壊	田万里町下田万里	下田万里	2678(9524、1620)	H18.3.9 262	○	○
53	急傾斜地の崩壊	田万里町下田万里	下田万里	2580(9523)	H18.3.9 262	○	○
54	急傾斜地の崩壊	田万里町田万里市	田万里市	G(1618)	H18.3.9 262	○	○
55	急傾斜地の崩壊	田万里町田万里市	田万里市	G(1618 - 1)	H18.3.9 262	○	○
56	急傾斜地の崩壊	田万里町田万里市	田万里市	E(1616)	H18.3.9 262	○	○
57	急傾斜地の崩壊	田万里町田万里市	田万里市	E(1616 - 1)	H18.3.9 262	○	○
58	急傾斜地の崩壊	田万里町田万里市	田万里市	E(1616 - 2)	H18.3.9 262	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
59	急傾斜地の崩壊	田万里町田万里市	田万里市	D(1615 - 2)	H18. 3. 9 262	○	○
60	急傾斜地の崩壊	田万里町田万里市	田万里市	D(1615 - 1)	H18. 3. 9 262	○	○
61	急傾斜地の崩壊	田万里町田万里市	田万里市	D(1615)	H18. 3. 9 262	○	○
62	急傾斜地の崩壊	田万里町田万里市	田万里市	C(1614)	H18. 3. 9 262	○	○
63	急傾斜地の崩壊	田万里町田万里市	田万里市	B(1613)	H18. 3. 9 262	○	○
64	急傾斜地の崩壊	田万里町田万里市	田万里市	A(1612)	H18. 3. 9 262	○	○
65	土石流	竹原町	賀茂川支川	45	H19. 3. 19 281	○	○
66	土石流	竹原町	賀茂川支川	45 隣 a	H19. 3. 19 281	○	○
67	土石流	竹原町	賀茂川支川	45 隣 b	H19. 3. 19 281	○	○
68	土石流	竹原町	賀茂川支川	44a	H19. 3. 19 281	○	○
69	土石流	竹原町	賀茂川支川	44b	H19. 3. 19 281	○	○
70	土石流	下野町	奈良屋谷川	240	H19. 3. 19 281	○	○
71	土石流	下野町	大井東下谷	7051	H19. 3. 19 281	○	○
72	土石流	下野町	大井東上谷	7053	H19. 3. 19 281	○	○
73	土石流	下野町	大井東上谷	7053 隣 a	H19. 3. 19 281	○	○
74	土石流	下野町	水長山 1 川	238a	H19. 3. 19 281	○	○
75	土石流	下野町	水長山 1 川	238b	H19. 3. 19 281	○	○
76	土石流	下野町	水長山 1 川	238 隣 a	H19. 3. 19 281	○	○
77	土石流	下野町	水長山 1 川	238 隣 b	H19. 3. 19 281	○	○
78	土石流	下野町	水長山 2 川	237	H19. 3. 19 281	○	○
79	土石流	下野町	西の川	235	H19. 3. 19 281	○	○
80	急傾斜地の崩壊	下野町成井	成井	6352、1654	H19. 3. 19 281	○	○
81	急傾斜地の崩壊	下野町成井	成井	9451-2	H19. 3. 19 281	○	○
82	急傾斜地の崩壊	下野町成井	成井	9451-1	H19. 3. 19 281	○	○
83	急傾斜地の崩壊	下野町成井	成井	9451	H19. 3. 19 281	○	○
84	急傾斜地の崩壊	下野町成井	成井	9450	H19. 3. 19 281	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
85	急傾斜地の崩壊	下野町成井	成井	9450-1	H19.3.19 281	○	○
86	急傾斜地の崩壊	下野町成井	成井	9450-2	H19.3.19 281	○	○
87	急傾斜地の崩壊	下野町成井	成井	9450-3	H19.3.19 281	○	○
88	急傾斜地の崩壊	竹原町来須	来須	1661	H19.3.19 281	○	○
89	急傾斜地の崩壊	竹原町来須	来須	1661-1	H19.3.19 281	○	○
90	急傾斜地の崩壊	竹原町来須	西町	6365-1	H19.3.19 281	○	○
91	急傾斜地の崩壊	竹原町西町	西町	6365、1663	H19.3.19 281	○	○
92	急傾斜地の崩壊	竹原町西町	西町	C(0659)	H19.3.19 281	○	○
93	急傾斜地の崩壊	竹原町西町	西町	2348-1	H19.3.19 281	○	○
94	急傾斜地の崩壊	竹原町西町	西町	2348	H19.3.19 281	○	○
95	急傾斜地の崩壊	竹原町西町	西町	9561	H19.3.19 281	○	○
96	急傾斜地の崩壊	竹原町西町	西町	6364	H19.3.19 281	○	○
97	急傾斜地の崩壊	竹原町西町	西町	1101	H19.3.19 281	○	
98	急傾斜地の崩壊	竹原町西町	西町	1101-1	H19.3.19 281	○	○
99	急傾斜地の崩壊	下野町大井	大井東	2308	H19.3.19 281	○	○
100	急傾斜地の崩壊	下野町大井	大井	6351	H19.3.19 281	○	○
101	急傾斜地の崩壊	下野町大井	大井	1662	H19.3.19 281	○	○
102	急傾斜地の崩壊	下野町大井	大井	1662-1	H19.3.19 281	○	○
103	急傾斜地の崩壊	下野町大井	大井	1662-2	H19.3.19 281	○	○
104	急傾斜地の崩壊	下野町大井	大井	1662-3	H19.3.19 281	○	○
105	急傾斜地の崩壊	下野町大井	大井	1662-4	H19.3.19 281	○	○
106	急傾斜地の崩壊	下野町大井	大井	9449	H19.3.19 281	○	○
107	急傾斜地の崩壊	下野町大井	大井	9449-1	H19.3.19 281	○	○
108	急傾斜地の崩壊	下野町大井	大井	9449-2	H19.3.19 281	○	○
109	急傾斜地の崩壊	下野町大井	大井	9449-3	H19.3.19 281	○	○
110	急傾斜地の崩壊	下野町中通	中通	1650	H19.3.19 281	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
111	急傾斜地の崩壊	下野町中通	中通	A2310	H19.3.19 281	○	○
112	急傾斜地の崩壊	下野町中通	中通	B6343	H19.3.19 281	○	○
113	急傾斜地の崩壊	下野町宮原	中通	B(6343-1)	H19.3.19 281	○	○
114	急傾斜地の崩壊	下野町宮原	宮原	A(1651)	H19.3.19 281	○	○
115	急傾斜地の崩壊	下野町宮原	宮原	A(1651-1)	H19.3.19 281	○	○
116	急傾斜地の崩壊	下野町宮原	宮原	A(1651-2)	H19.3.19 281	○	○
117	急傾斜地の崩壊	下野町宮原	宮原	9459	H19.3.19 281	○	○
118	急傾斜地の崩壊	下野町宮原	宮原	9459-1	H19.3.19 281	○	○
119	急傾斜地の崩壊	下野町宮原	宮原	9458-2	H19.3.19 281	○	○
120	急傾斜地の崩壊	下野町宮原	宮原	9458-1	H19.3.19 281	○	○
121	急傾斜地の崩壊	下野町宮原	宮原	6355、6356、 9458、1652	H19.3.19 281	○	○
122	急傾斜地の崩壊	下野町宮原	宮原	9457	H19.3.19 281	○	○
123	急傾斜地の崩壊	下野町宮原	宮原	9456、1653	H19.3.19 281	○	○
124	急傾斜地の崩壊	下野町宮原	宮原	6354	H19.3.19 281	○	○
125	急傾斜地の崩壊	下野町阿此比	阿此比	9455	H19.3.19 281	○	○
126	急傾斜地の崩壊	下野町阿此比	阿此比	9454	H19.3.19 281	○	○
127	急傾斜地の崩壊	下野町阿此比	阿此比	1655	H19.3.19 281	○	○
128	急傾斜地の崩壊	下野町阿此比	阿此比	9453	H19.3.19 281	○	○
129	急傾斜地の崩壊	下野町阿此比	阿此比	9453-1	H19.3.19 281	○	○
130	急傾斜地の崩壊	下野町阿此比	阿此比	2309	H19.3.19 281	○	○
131	急傾斜地の崩壊	下野町大王	大王	1656-2	H19.3.19 281	○	○
132	急傾斜地の崩壊	下野町大王	大王	1656-1	H19.3.19 281	○	○
133	急傾斜地の崩壊	下野町大王	大王	1656	H19.3.19 281	○	○
134	急傾斜地の崩壊	本町四丁目	小田山	2322	H19.3.19 281	○	○
135	急傾斜地の崩壊	本町三丁目	寺山	2352	H19.3.19 281	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
136	急傾斜地の崩壊	本町三丁目	地蔵	2321	H19. 3. 19 281	○	○
137	急傾斜地の崩壊	本町一丁目	地蔵北	2351	H19. 3. 19 281	○	○
138	急傾斜地の崩壊	本町二丁目	地蔵	282	H20. 3. 13 239	○	○
139	急傾斜地の崩壊	本町二丁目	本町二丁目	9559、9560	H20. 3. 13 239	○	○
140	急傾斜地の崩壊	本町二丁目	地蔵	2357	H20. 3. 13 239	○	○
141	急傾斜地の崩壊	本町二丁目	地蔵	2355、2356	H20. 3. 13 239	○	○
142	急傾斜地の崩壊	本町二丁目	本町二丁目	9558	H20. 3. 13 239	○	○
143	急傾斜地の崩壊	本町二丁目	本町二丁目	1657	H20. 3. 13 239	○	○
144	急傾斜地の崩壊	本町二丁目	本町二丁目	1657-1	H20. 3. 13 239	○	○
145	急傾斜地の崩壊	本町二丁目	本町二丁目	1657-2	H20. 3. 13 239	○	○
146	急傾斜地の崩壊	本町二丁目	本町二丁目	1657-3	H20. 3. 13 239	○	○
147	急傾斜地の崩壊	本町二丁目	本町二丁目	1657-4	H20. 3. 13 239	○	○
148	急傾斜地の崩壊	田ノ浦三丁目	田ノ浦三丁目	6353、1658、 1659	H20. 3. 13 239	○	○
149	急傾斜地の崩壊	田ノ浦三丁目	田ノ浦三丁目	1660	H20. 3. 13 239	○	○
150	急傾斜地の崩壊	田ノ浦三丁目	田ノ浦三丁目	9553	H20. 3. 13 239	○	○
151	急傾斜地の崩壊	田ノ浦三丁目	地蔵	2323	H20. 3. 13 239	○	○
152	急傾斜地の崩壊	田ノ浦三丁目	地蔵	2323-1	H20. 3. 13 239	○	○
153	急傾斜地の崩壊	田ノ浦二丁目	田ノ浦二丁目	9554	H20. 3. 13 239	○	○
154	急傾斜地の崩壊	田ノ浦二丁目	田ノ浦二丁目	2324	H20. 3. 13 239	○	○
155	急傾斜地の崩壊	田ノ浦二丁目	貞光	669	H20. 3. 13 239	○	○
156	急傾斜地の崩壊	田ノ浦二丁目	田ノ浦二丁目	9557	H20. 3. 13 239	○	○
157	急傾斜地の崩壊	田ノ浦一丁目	向島	2347、9555、 9556	H20. 3. 13 239	○	○
158	急傾斜地の崩壊	田ノ浦一丁目	黒浜	2325-1	H20. 3. 13 239	○	○
159	急傾斜地の崩壊	田ノ浦一丁目	黒浜	2325	H20. 3. 13 239	○	○
160	急傾斜地の崩壊	竹原町黒浜	黒浜	2325-2	H22. 3. 15 200	○	○
161	急傾斜地の崩壊	港町一丁目	黒浜	2340	H22. 3. 15 200	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
162	急傾斜地の崩壊	港町一丁目	黒浜	2340-1	H22. 3. 15 200	○	○
163	急傾斜地の崩壊	港町二丁目	大石	2326	H22. 3. 15 200	○	○
164	急傾斜地の崩壊	港町二丁目	北崎西	2327	H22. 3. 15 200	○	○
165	急傾斜地の崩壊	港町三丁目	北崎	2328	H22. 3. 15 200	○	○
166	急傾斜地の崩壊	港町三丁目	北崎東	2329	H22. 3. 15 200	○	○
167	急傾斜地の崩壊	港町五丁目	高山	671	H22. 3. 15 200	○	○
168	急傾斜地の崩壊	港町五丁目	高山	671-1	H22. 3. 15 200	○	○
169	急傾斜地の崩壊	港町四丁目	長新開	670	H22. 3. 15 200	○	○
170	急傾斜地の崩壊	港町四丁目	長新開	670-1	H22. 3. 15 200	○	○
171	急傾斜地の崩壊	港町五丁目	長新開	670-2	H22. 3. 15 200	○	○
172	急傾斜地の崩壊	竹原町明神	明神	2320	H22. 3. 15 201	○	○
173	急傾斜地の崩壊	竹原町明神	明神	A(1644、9562)	H22. 3. 15 201	○	○
174	急傾斜地の崩壊	竹原町明神	明神	A(1644-1)	H22. 3. 15 201	○	○
175	急傾斜地の崩壊	竹原町明神	明神	A(1644-2)	H22. 3. 15 201	○	○
176	急傾斜地の崩壊	竹原町皆実	皆実	2319	H22. 3. 15 201	○	○
177	急傾斜地の崩壊	竹原町皆実	皆実	2318	H22. 3. 15 201	○	○
178	急傾斜地の崩壊	竹原町皆実	皆実	2318-1	H22. 3. 15 201	○	○
179	急傾斜地の崩壊	竹原町皆実	皆実	2318-2	H22. 3. 15 201	○	○
180	急傾斜地の崩壊	竹原町皆実	皆実	2318-3	H22. 3. 15 201	○	○
181	急傾斜地の崩壊	竹原町皆実	皆実	2318-4	H22. 3. 15 201	○	○
182	土石流	竹原町	明神東谷	44 隣 a	H22. 3. 15 201	○	○
183	土石流	竹原町	明神西谷	44 隣 b	H22. 3. 15 201	○	○
184	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	上田万里	B(1608)	H22. 3. 29 223	○	○
185	急傾斜地の崩壊	田万里町上田万里	上田万里	D(1606)	H22. 3. 29 278	○	○
186	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	上田万里	D(1606-1)	H22. 3. 29 278	○	○
187	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	上田万里	D(1606-2)	H22. 3. 29 278	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
188	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	上田万里	D(1606-3)	H22. 3. 29 278	○	○
189	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	上田万里	D(1606-4)	H22. 3. 29 278	○	○
190	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	上田万里	D(1606-5)	H22. 3. 29 278	○	○
191	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	上田万里	D(1606-6)	H22. 3. 29 278	○	○
192	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	上田万里	D(1606-7)	H22. 3. 29 278	○	○
193	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9517、1607	H22. 3. 29 278	○	○
194	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9518	H22. 3. 29 278	○	○
195	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9518-1	H22. 3. 29 278	○	○
196	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9518-2	H22. 3. 29 278	○	○
197	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9519	H22. 3. 29 278	○	○
198	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9519-1	H22. 3. 29 278	○	○
199	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9519-2	H22. 3. 29 278	○	○
200	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9519-3	H22. 3. 29 278	○	○
201	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9520	H22. 3. 29 278	○	○
202	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9520-1	H22. 3. 29 278	○	○
203	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9520-2	H22. 3. 29 278	○	○
204	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9521	H22. 3. 29 278	○	○
205	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9521-1	H22. 3. 29 278	○	○
206	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9521-2	H22. 3. 29 278	○	○
207	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9521-3	H22. 3. 29 278	○	○
208	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9521-4	H22. 3. 29 278	○	○
209	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9521-5	H22. 3. 29 278	○	○
210	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9521-6	H22. 3. 29 278	○	○
211	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9521-7	H22. 3. 29 278	○	○
212	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9521-8	H22. 3. 29 278	○	○
213	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9521-9	H22. 3. 29 278	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
214	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9521-10	H22. 3. 29 278	○	○
215	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9521-11	H22. 3. 29 278	○	○
216	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9521-12	H22. 3. 29 278	○	○
217	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9521-13	H22. 3. 29 278	○	○
218	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9521-14	H22. 3. 29 278	○	○
219	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9521-15	H22. 3. 29 278	○	○
220	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	9521-16	H22. 3. 29 278	○	○
221	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	A(1607-1)	H22. 3. 29 278	○	○
222	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	C(1609)	H22. 3. 29 278	○	○
223	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	D(1610)	H22. 3. 29 278	○	○
224	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	D(1610-1)	H22. 3. 29 278	○	○
225	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	D(1610-2)	H22. 3. 29 278	○	○
226	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	D(1610-3)	H22. 3. 29 278	○	○
227	急傾斜地の崩壊	田万里町中田万里	中田万里	E(1611)	H22. 3. 29 278	○	○
228	急傾斜地の崩壊	田万里町田万里市	田万里市	A(1612-1)	H22. 3. 29 278	○	○
229	急傾斜地の崩壊	田万里町田万里市	田万里市	A(1612-2)	H22. 3. 29 278	○	○
230	土石流	田万里町	堀坂川	36a	H22. 3. 29 278	○	○
231	土石流	田万里町	堀坂川	36b	H22. 3. 29 278	○	○
232	土石流	田万里町	堀坂川	36c	H22. 3. 29 278	○	
233	土石流	田万里町	堀坂川	36d	H22. 3. 29 278	○	○
234	土石流	田万里町	堀坂川	36e	H22. 3. 29 278	○	○
235	土石流	田万里町	堀坂川	36f	H22. 3. 29 278	○	○
236	土石流	田万里町	堀坂川	36g	H22. 3. 29 278	○	○
237	土石流	田万里町	堀坂川	36 隣 a	H22. 3. 29 278	○	○
238	土石流	田万里町	堀坂川	36 隣 b	H22. 3. 29 278	○	○
239	土石流	田万里町	堀坂川	36 隣 c	H22. 3. 29 278	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
240	土石流	田万里町	堀坂川	36 隣 d	H22. 3. 29 278	○	○
241	土石流	田万里町	堀坂川	36 隣 e	H22. 3. 29 278	○	○
242	土石流	田万里町	堀坂川	36 隣 f	H22. 3. 29 278	○	○
243	土石流	田万里町	堀坂川	36 隣 g	H22. 3. 29 278	○	○
244	土石流	田万里町	堀坂川	36 隣 h	H22. 3. 29 278	○	○
245	土石流	田万里町	堀坂川	36 隣 i	H22. 3. 29 278	○	○
246	土石流	田万里町	田万里川支川	37	H22. 3. 29 278	○	○
247	土石流	田万里町	田万里川支川	37 隣 a	H22. 3. 29 278	○	○
248	土石流	田万里町	田万里川支川	37 隣 b	H22. 3. 29 278	○	○
249	土石流	田万里町	田万里川支川	37 隣 c	H22. 3. 29 278	○	○
250	土石流	田万里町	田万里川支川	37 隣 d	H22. 3. 29 278	○	○
251	土石流	田万里町	田万里川支川	37 隣 e	H22. 3. 29 278	○	○
252	土石流	田万里町	田万里川支川	37 隣 f	H22. 3. 29 278	○	○
253	土石流	田万里町	田万里川支川	38	H22. 3. 29 278	○	○
254	土石流	田万里町	田万里川支川	5040 隣 a	H22. 3. 29 278	○	○
255	土石流	田万里町	田万里川支川	5040 隣 b	H22. 3. 29 278	○	○
256	土石流	田万里町	田万里川支川	5046 隣 b	H22. 3. 29 278	○	○
257	土石流	田万里町	田万里川支川	7517 隣 b	H22. 3. 29 278	○	○
258	土石流	田万里町	田万里川支川	7517 隣 c	H22. 3. 29 278	○	○
259	土石流	田万里町	中田万里川	5047	H22. 3. 29 278	○	○
260	土石流	田万里町	中田万里川	5047 隣 a	H22. 3. 29 278	○	○
261	土石流	田万里町	中田万里川	5047 隣 b	H22. 3. 29 278	○	○
262	土石流	田万里町	鑄師原川	39a	H22. 3. 29 278	○	○
263	土石流	田万里町	鑄師原川	39b	H22. 3. 29 278	○	○
264	土石流	田万里町	鑄師原川	39c	H22. 3. 29 278	○	○
265	土石流	田万里町	鑄師原川	39d	H22. 3. 29 278	○	○
266	土石流	田万里町	鑄師原川	39e	H22. 3. 29 278	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
267	土石流	田万里町	鑄師原川	39f	H22. 3. 29 278	○	○
268	土石流	田万里町	鑄師原川	39g	H22. 3. 29 278	○	○
269	土石流	田万里町	鑄師原川	39h	H22. 3. 29 278	○	○
270	土石流	田万里町	鑄師原川	39i	H22. 3. 29 278	○	○
271	土石流	田万里町	鑄師原川	39j	H22. 3. 29 278	○	○
272	土石流	田万里町	鑄師原川	39k	H22. 3. 29 278	○	○
273	土石流	田万里町	鑄師原川	39l	H22. 3. 29 278	○	○
274	土石流	田万里町	鑄師原川	39m	H22. 3. 29 278	○	○
275	土石流	田万里町	鑄師原川	39n	H22. 3. 29 278	○	○
276	土石流	田万里町	鑄師原川	39o	H22. 3. 29 278	○	○
277	土石流	田万里町	鑄師原川	39p	H22. 3. 29 278	○	○
278	土石流	田万里町	鑄師原川	39q	H22. 3. 29 278	○	○
279	土石流	田万里町	鑄師原川	39r	H22. 3. 29 278	○	○
280	土石流	田万里町	鑄師原川	39s	H22. 3. 29 278	○	○
281	土石流	田万里町	鑄師原川	39t	H22. 3. 29 278	○	○
282	土石流	田万里町	鑄師原川	39u	H22. 3. 29 278	○	○
283	土石流	田万里町	鑄師原川	39v	H22. 3. 29 278	○	○
284	土石流	田万里町	鑄師原川	39w	H22. 3. 29 278	○	○
285	土石流	田万里町	鑄師原川	39x	H22. 3. 29 278	○	○
286	土石流	田万里町	八王子川	34 隣 a	H22. 3. 29 278	○	○
287	土石流	田万里町	八王子川	34 隣 b	H22. 3. 29 278	○	○
288	土石流	田万里町	八王子川	34a	H22. 3. 29 278	○	
289	土石流	田万里町	八王子川	34b	H22. 3. 29 278	○	○
290	急傾斜地の 崩壊	東野町字金九 郎	金九郎	B(1637)	H23. 3. 31 319	○	
291	急傾斜地の 崩壊	東野町字金九 郎	金九郎	2346、1636	H23. 3. 31 319	○	○
292	急傾斜地の 崩壊	東野町字柏野	柏野	6359	H23. 3. 31 319	○	○
293	急傾斜地の 崩壊	東野町字柏野	柏野	6360	H23. 3. 31 319	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
294	急傾斜地の崩壊	東野町字柏野	柏野	9473-1	H23. 3. 31 319	○	○
295	急傾斜地の崩壊	東野町字柏野	柏野	9474	H23. 3. 31 319	○	○
296	急傾斜地の崩壊	東野町字柏野	柏野	9474-1	H23. 3. 31 319	○	○
297	急傾斜地の崩壊	東野町字柏野	柏野	9474-2	H23. 3. 31 319	○	○
298	急傾斜地の崩壊	東野町字柏野	柏野	9474-3	H23. 3. 31 319	○	○
299	急傾斜地の崩壊	東野町字柏野	柏野	9475	H23. 3. 31 319	○	○
300	急傾斜地の崩壊	東野町字柏野	柏野	9475-1	H23. 3. 31 319	○	○
301	急傾斜地の崩壊	東野町字青田	柏野	9475-2	H23. 3. 31 319	○	○
302	急傾斜地の崩壊	東野町字青田	柏野	9475-3	H23. 3. 31 319	○	○
303	急傾斜地の崩壊	東野町字青田	柏野	9475-4	H23. 3. 31 319	○	○
304	急傾斜地の崩壊	東野町字青田	青田	9476	H23. 3. 31 319	○	○
305	急傾斜地の崩壊	東野町字青田	青田	9476-1	H23. 3. 31 319	○	○
306	急傾斜地の崩壊	東野町字青田	青田	9476-2	H23. 3. 31 319	○	○
307	急傾斜地の崩壊	東野町字青田	青田	9477、9478	H23. 3. 31 319	○	○
308	急傾斜地の崩壊	東野町字青田	青田	9479	H23. 3. 31 319	○	○
309	急傾斜地の崩壊	東野町字青田	青田	9480	H23. 3. 31 319	○	○
310	急傾斜地の崩壊	東野町字砂原	在屋	1646	H23. 3. 31 319	○	○
311	急傾斜地の崩壊	東野町字水野口	水の口	2311	H23. 3. 31 319	○	○
312	急傾斜地の崩壊	東野町字在屋	奥在屋	2312	H23. 3. 31 319	○	○
313	急傾斜地の崩壊	東野町字山田	在屋	2313	H23. 3. 31 319	○	○
314	急傾斜地の崩壊	東野町字柏野	在屋	2313-1	H23. 3. 31 319	○	○
315	急傾斜地の崩壊	東野町字在屋	在屋	6357	H23. 3. 31 319	○	○
316	急傾斜地の崩壊	東野町字在屋	在屋	6357-1	H23. 3. 31 319	○	○
317	急傾斜地の崩壊	東野町字在屋	在屋	6358、1645	H23. 3. 31 319	○	○
318	急傾斜地の崩壊	東野町字在屋	在屋	6358-1	H23. 3. 31 319	○	○
319	急傾斜地の崩壊	東野町字大福寺	大福寺	6361	H23. 3. 31 319	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
320	急傾斜地の崩壊	東野町字在屋	在屋	9467	H23. 3. 31 319	○	○
321	急傾斜地の崩壊	東野町字在屋	在屋	9468	H23. 3. 31 319	○	○
322	急傾斜地の崩壊	東野町字在屋	在屋	9469	H23. 3. 31 319	○	○
323	急傾斜地の崩壊	東野町字在屋	在屋	9470	H23. 3. 31 319	○	○
324	急傾斜地の崩壊	東野町字在屋	在屋	9471	H23. 3. 31 319	○	○
325	急傾斜地の崩壊	東野町字在屋	在屋	9472	H23. 3. 31 319	○	○
326	土石流	東野町	柏野川、柏野北川	8a	H23. 3. 31 319	○	○
327	土石流	東野町	柏野川、柏野北川	8b	H23. 3. 31 319	○	○
328	土石流	東野町	柏野川、柏野北川	8d	H23. 3. 31 319	○	○
329	土石流	東野町	柏野川、柏野北川	8e	H23. 3. 31 319	○	○
330	土石流	東野町	柏野川、柏野北川	8f	H23. 3. 31 319	○	○
331	土石流	東野町	柏野川、柏野北川	8g	H23. 3. 31 319	○	○
332	土石流	東野町	青田川	9b	H23. 3. 31 319	○	○
333	土石流	東野町	青田川	9c	H23. 3. 31 319	○	○
334	土石流	東野町	青田川	9d	H23. 3. 31 319	○	○
335	土石流	東野町	青田川	9e	H23. 3. 31 319	○	○
336	土石流	東野町	青田川	9f	H23. 3. 31 319	○	○
337	土石流	東野町	青田川	9g	H23. 3. 31 319	○	○
338	土石流	東野町	青田川	9h	H23. 3. 31 319	○	○
339	土石流	東野町	青田川	9i	H23. 3. 31 319	○	○
340	土石流	東野町	青田川	9j	H23. 3. 31 319	○	○
341	土石流	東野町	賀茂川支川	10	H23. 3. 31 319	○	○
342	土石流	東野町	賀茂川支川	12	H23. 3. 31 319	○	
343	土石流	東野町	賀茂川支川	12 隣 a	H23. 3. 31 319	○	
344	土石流	東野町	中条川	54a	H23. 3. 31 319	○	○
345	土石流	東野町	中条川	54b	H23. 3. 31 319	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
346	土石流	東野町	賀茂川支川	5017	H23. 3. 31 319	○	○
347	土石流	東野町	賀茂川支川	5017 隣 a	H23. 3. 31 319	○	○
348	土石流	東野町	賀茂川支川	7501	R1. 9. 26 718	○	○
349	土石流	東野町	賀茂川支川	7501 隣 a	H23. 3. 31 319	○	○
350	土石流	東野町	金九郎川	7502	H23. 3. 31 319	○	○
351	土石流	東野町	在屋川、奥在 屋川	5a	H23. 3. 31 319	○	○
352	土石流	東野町	在屋川、奥在 屋川	5c	H23. 3. 31 319	○	○
353	土石流	東野町	在屋川、奥在 屋川	5d	H23. 3. 31 319	○	○
354	土石流	東野町	在屋川、奥在 屋川	5e	H23. 3. 31 319	○	○
355	土石流	東野町	在屋川、奥在 屋川	5f	H23. 3. 31 319	○	○
356	土石流	東野町	在屋川、奥在 屋川	5g	H23. 3. 31 319	○	○
357	土石流	東野町	在屋川、奥在 屋川	5h	H23. 3. 31 319	○	○
358	土石流	東野町	在屋川、奥在 屋川	5i	H23. 3. 31 319	○	○
359	土石流	東野町	在屋川、奥在 屋川	5j	H23. 3. 31 319	○	○
360	土石流	東野町	在屋川、奥在 屋川	5k	H23. 3. 31 319	○	○
361	土石流	東野町	大福寺川	26	H23. 3. 31 319	○	○
362	土石流	東野町	在屋川	49	H23. 3. 31 319	○	○
363	土石流	東野町	在屋川	49 隣 a	H23. 3. 31 319	○	○
364	土石流	東野町	在屋川	49 隣 b	H23. 3. 31 319	○	○
365	土石流	東野町	賀茂川支川	50	H23. 3. 31 319	○	
366	土石流	東野町	賀茂川支川	50 隣 a	H23. 3. 31 319	○	○
367	土石流	東野町	賀茂川支川	5005 隣 a	H23. 3. 31 319	○	○
368	土石流	東野町	在屋川	5006	H23. 3. 31 319	○	○
369	土石流	東野町	在屋川	5006 隣 a	H23. 3. 31 319	○	
370	土石流	東野町	在屋川	5014	H23. 3. 31 319	○	○
371	土石流	東野町	在屋川	7500	H23. 3. 31 319	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
372	急傾斜地の崩壊	西野町下大畠	下大畠	23、141、635	H24. 3. 22 252	○	○
373	急傾斜地の崩壊	西野町下大畠	下大畠	2314-1	H24. 3. 22 252	○	○
374	急傾斜地の崩壊	西野町下大畠	下大畠	2314-2	H24. 3. 22 252	○	○
375	急傾斜地の崩壊	西野町湯坂	湯坂	9482-2	H24. 3. 22 252	○	○
376	急傾斜地の崩壊	西野町湯坂	湯坂	9482-1	H24. 3. 22 252	○	○
377	急傾斜地の崩壊	西野町湯坂	湯坂	9482	H24. 3. 22 252	○	○
378	急傾斜地の崩壊	西野町湯坂	湯坂	9482-3	H24. 3. 22 252	○	○
379	急傾斜地の崩壊	仁賀町下西谷	湯坂	9482-4	H24. 3. 22 252	○	○
380	急傾斜地の崩壊	仁賀町下西谷	湯坂	9482-5	H24. 3. 22 252	○	○
381	急傾斜地の崩壊	仁賀町下西谷	下西谷		H24. 3. 22 252	○	○
382	急傾斜地の崩壊	仁賀町中西谷	中西谷	9441-4	H24. 3. 22 252	○	○
383	急傾斜地の崩壊	仁賀町上西谷	上西谷	9492	H24. 3. 22 252	○	○
384	急傾斜地の崩壊	仁賀町上西谷	上西谷	9492-1	H24. 3. 22 252	○	○
385	急傾斜地の崩壊	仁賀町上西谷	上西谷	9492-2	H24. 3. 22 252	○	○
386	急傾斜地の崩壊	仁賀町上西谷	上西谷	9492-3	H24. 3. 22 252	○	○
387	急傾斜地の崩壊	仁賀町上西谷	上西谷	1262-1	H24. 3. 22 252	○	○
388	急傾斜地の崩壊	仁賀町上西谷	上西谷	1262-2	H24. 3. 22 252	○	○
389	急傾斜地の崩壊	仁賀町上西谷	上西谷	1262-3	H24. 3. 22 252	○	○
390	急傾斜地の崩壊	仁賀町上西谷	上西谷	1262-4	H24. 3. 22 252	○	○
391	急傾斜地の崩壊	仁賀町上西谷	上西谷	1262-5	H24. 3. 22 252	○	○
392	急傾斜地の崩壊	仁賀町上西谷	上西谷	1262	H24. 3. 22 252	○	○
393	急傾斜地の崩壊	仁賀町中西谷	中西谷	9441-1	H24. 3. 22 252	○	○
394	急傾斜地の崩壊	仁賀町中西谷	中西谷	9441	H24. 3. 22 252	○	○
395	急傾斜地の崩壊	仁賀町中西谷	中西谷	9441-2	H24. 3. 22 252	○	○
396	急傾斜地の崩壊	仁賀町中西谷	中西谷	9441-3	H24. 3. 22 252	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
397	急傾斜地の崩壊	西野町湯坂	湯坂	D(1633)	H24. 3. 22 252	○	○
398	急傾斜地の崩壊	西野町湯坂	湯坂	C(1632)	H24. 3. 22 252	○	○
399	急傾斜地の崩壊	西野町湯坂	湯坂	A(1630-1)	H24. 3. 22 252	○	○
400	急傾斜地の崩壊	西野町湯坂	湯坂	B(1631)	H24. 3. 22 252	○	○
401	土石流	西野町	賀茂川支川	55	H24. 3. 22 252	○	○
402	土石流	西野町	賀茂川支川	7503	H24. 3. 22 252	○	○
403	土石流	西野町	賀茂川支川	7503 隣 a	H24. 3. 22 252	○	○
404	土石流	西野町	賀茂川支川	56	H24. 3. 22 252	○	○
405	土石流	西野町	賀茂川支川	5018	H24. 3. 22 252	○	○
406	土石流	西野町	賀茂川支川	7504	H24. 3. 22 252	○	○
407	土石流	西野町	賀茂川支川	7505	H24. 3. 22 252	○	
408	土石流	西野町	賀茂川支川	7505 隣 a	H24. 3. 22 252	○	○
409	土石流	西野町	賀茂川支川	5019	H24. 3. 22 252	○	○
410	土石流	西野町	賀茂川支川	7506	H24. 3. 22 252	○	○
411	土石流	仁賀町	賀茂川支川	7507	H24. 3. 22 252	○	○
412	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5020 隣 a	R1. 9. 26 720	○	
413	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5020	H24. 3. 22 252	○	○
414	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5021	H24. 3. 22 252	○	○
415	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5022 隣 a	H24. 3. 22 252	○	○
416	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5022a	H24. 3. 22 252	○	○
417	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5022b	H24. 3. 22 252	○	○
418	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5022c	H24. 3. 22 252	○	○
419	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5022d	H24. 3. 22 252	○	○
420	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5022e	H24. 3. 22 252	○	○
421	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5022f	H24. 3. 22 252	○	○
422	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5022g	H24. 3. 22 252	○	○
423	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5022h	H24. 3. 22 252	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
424	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5022i	H24. 3. 22 252	○	○
425	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5023 隣 a	H24. 3. 22 252	○	○
426	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5023	H24. 3. 22 252	○	○
427	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5024	H24. 3. 22 252	○	○
428	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5030	H24. 3. 22 252	○	○
429	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5031	H24. 3. 22 252	○	○
430	土石流	仁賀町	賀茂川支川	19	H24. 3. 22 252	○	
431	土石流	仁賀町	賀茂川支川	19 隣 a	H24. 3. 22 252	○	○
432	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5032 隣 a	H24. 3. 22 252	○	○
433	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5032	H24. 3. 22 252	○	○
434	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5033	H24. 3. 22 252	○	○
435	土石流	仁賀町	賀茂川支川	7510	H24. 3. 22 252	○	○
436	土石流	仁賀町	賀茂川支川	7510 隣 a	H24. 3. 22 252	○	○
437	土石流	仁賀町	賀茂川支川	7510 隣 b	H24. 3. 22 252	○	○
438	土石流	仁賀町	賀茂川支川	7511 隣 a	H24. 3. 22 252	○	○
439	土石流	西野町	賀茂川支川	7511	H24. 3. 22 252	○	○
440	土石流	西野町	賀茂川支川	7511 隣 b	H24. 3. 22 252	○	○
441	土石流	西野町	田万里川支川	64 隣 a	H24. 3. 22 252	○	○
442	急傾斜地の 崩壊	西野町大橋	大橋	9491	H25. 2. 7 95	○	○
443	急傾斜地の 崩壊	西野町大橋	大橋	9490	H25. 2. 7 95	○	○
444	急傾斜地の 崩壊	西野町末京	末京	1624	H25. 2. 7 95	○	○
445	急傾斜地の 崩壊	西野町末京	亀山	9489	H25. 2. 7 95	○	○
446	急傾斜地の 崩壊	西野町末京	亀山	9488	H25. 2. 7 95	○	○
447	急傾斜地の 崩壊	吉名町宗越	宗越	283-1	H25. 2. 7 95	○	○
448	急傾斜地の 崩壊	吉名町宗越	宗越	283-2	H25. 2. 7 95	○	○
449	急傾斜地の 崩壊	吉名町宗越	宗越	283-3	H25. 2. 7 95	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
450	急傾斜地の崩壊	吉名町宗越	宗越	283-4	H25. 2. 7 95	○	○
451	急傾斜地の崩壊	吉名町宗越	宗越	283-5	H25. 2. 7 95	○	○
452	急傾斜地の崩壊	吉名町宗越	宗越	283-6	H25. 2. 7 95	○	○
453	急傾斜地の崩壊	吉名町宗越	宗越	283-7	H25. 2. 7 95	○	○
454	急傾斜地の崩壊	吉名町宗越	宗越安木宅裏	283	H25. 2. 7 95	○	○
455	急傾斜地の崩壊	宗越吉名町	宗越	4412(6348)	H25. 2. 7 95	○	○
456	急傾斜地の崩壊	吉名町平方	平方 B 鼻山宅裏	2303	H25. 2. 7 95	○	○
457	急傾斜地の崩壊	吉名町平方	平方 A 竹友宅裏	1642	H25. 2. 7 95	○	○
458	急傾斜地の崩壊	吉名町平方	平方 A 竹友宅裏	1642-1	H25. 2. 7 95	○	○
459	急傾斜地の崩壊	吉名町小平方	小平方東宅裏	2302、2344	H25. 2. 7 95	○	○
460	急傾斜地の崩壊	吉名町柏	柏	2301	H25. 2. 7 95	○	○
461	急傾斜地の崩壊	吉名町誠	誠	2343	H25. 2. 7 95	○	○
462	急傾斜地の崩壊	吉名町久保城	久保城	2342	H25. 2. 7 95	○	○
463	急傾斜地の崩壊	吉名町久保城	久保城	2342-1	H25. 2. 7 95	○	○
464	急傾斜地の崩壊	吉名町久保城	久保城	2342-2	H25. 2. 7 95	○	○
465	急傾斜地の崩壊	吉名町久保城	久保城北	9573	H25. 2. 7 95	○	○
466	急傾斜地の崩壊	吉名町久保城北	久保城北	9573	H25. 2. 7 95	○	○
467	急傾斜地の崩壊	吉名町久保城北	久保城北	9573-2	H25. 2. 7 95	○	○
468	急傾斜地の崩壊	吉名町久保城北	久保城北	9573-3	H25. 2. 7 95	○	○
469	急傾斜地の崩壊	吉名町久保城北	久保城北	9573-4	H25. 2. 7 95	○	○
470	急傾斜地の崩壊	吉名町久保城北	久保城北	9573-5	H25. 2. 7 95	○	○
471	急傾斜地の崩壊	吉名町八代谷	八代谷	2501(6346)	H25. 2. 7 95	○	○
472	急傾斜地の崩壊	吉名町八代谷	八代谷	2501(6346-1)	H25. 2. 7 95	○	
473	急傾斜地の崩壊	吉名町八代谷	八代谷	2501(6346-4)	H25. 2. 7 95	○	○
474	急傾斜地の崩壊	吉名町八代谷	八代谷	2501(6346-3)	H25. 2. 7 95	○	○
475	急傾斜地の崩壊	吉名町八代谷	八代谷	2501(6346-2)	H25. 2. 7 95	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
476	急傾斜地の崩壊	吉名町八代谷	八代谷	2597-1(6347)	H25.2.7 95	○	○
477	急傾斜地の崩壊	吉名町八代谷	八代谷	2597-1(6347-1)	H25.2.7 95	○	○
478	急傾斜地の崩壊	吉名町八代谷	八代谷	2597-1(6347-2)	H25.2.7 95	○	○
479	急傾斜地の崩壊	吉名町八代谷	八代谷	2597-1(6347-3)	H25.2.7 95	○	○
480	急傾斜地の崩壊	吉名町八代谷	八代谷	2597-1(6347-4)	H25.2.7 95	○	○
481	急傾斜地の崩壊	吉名町浦尻	浦尻	1664	H25.2.7 95	○	○
482	急傾斜地の崩壊	吉名町浦尻	浦尻	1664-1	H25.2.7 95	○	○
483	急傾斜地の崩壊	吉名町浦尻	浦尻	1664-2	H25.2.7 95	○	○
484	急傾斜地の崩壊	吉名町浦尻	浦尻	1664-3	H25.2.7 95	○	○
485	急傾斜地の崩壊	吉名町浦尻	裏尻	6344	H25.2.7 95	○	○
486	急傾斜地の崩壊	吉名町浦尻	裏尻	6344-1	H25.2.7 95	○	○
487	急傾斜地の崩壊	吉名町小浦尻	小浦尻	2304	H25.2.7 95	○	○
488	急傾斜地の崩壊	吉名町小浦尻	小浦尻	2304-1	H25.2.7 95	○	○
489	急傾斜地の崩壊	吉名町小浦尻	小浦尻	2304-2	H25.2.7 95	○	○
490	急傾斜地の崩壊	吉名町宮上	宮条	2300	H25.2.7 95	○	○
491	急傾斜地の崩壊	吉名町寺谷	寺谷	6342	H25.2.7 95	○	○
492	急傾斜地の崩壊	吉名町諏訪谷	諏訪谷	1840(9443)	H25.2.7 95	○	○
493	急傾斜地の崩壊	吉名町観音谷	観音谷	5457	H25.2.7 95	○	○
494	急傾斜地の崩壊	吉名町観音谷	観音南	650	H25.2.7 95	○	○
495	急傾斜地の崩壊	吉名町観音谷	諏訪谷	1812(9442)	H25.2.7 95	○	○
496	急傾斜地の崩壊	吉名町観音谷	観音谷	651	H25.2.7 95	○	○
497	急傾斜地の崩壊	吉名町観音谷	観音谷	5457-1	H25.2.7 95	○	○
498	急傾斜地の崩壊	吉名町八王子	八王子	2299、9575	H25.2.7 95	○	○
499	急傾斜地の崩壊	吉名町八王子	八王子	2299-1	H25.2.7 95	○	○
500	急傾斜地の崩壊	吉名町東条	東条	9444	H25.2.7 95	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
501	急傾斜地の崩壊	吉名町東条	東条	9444-1	H25. 2. 7 95	○	○
502	急傾斜地の崩壊	吉名町東条	東条	9444-2	H25. 2. 7 95	○	○
503	急傾斜地の崩壊	吉名町吉名	吉名	2297	H25. 2. 7 95	○	○
504	急傾斜地の崩壊	吉名町水場	水場	2341	H25. 2. 7 95	○	○
505	急傾斜地の崩壊	吉名町沖辺	沖辺	2298	H25. 2. 7 95	○	○
506	急傾斜地の崩壊	吉名町沖辺	沖辺	5440	H25. 2. 7 95	○	○
507	急傾斜地の崩壊	吉名町水場	水場	5455	H25. 2. 7 95	○	○
508	急傾斜地の崩壊	吉名町曾井	曾井	3224 (9445)	H25. 2. 7 95	○	○
509	急傾斜地の崩壊	吉名町曾井	曾井	3224 (9445-1)	H25. 2. 7 95	○	○
510	急傾斜地の崩壊	吉名町曾井	曾井	3224 (9445-2)	H25. 2. 7 95	○	○
511	急傾斜地の崩壊	吉名町曾井	曾井	3224 (9445-3)	H25. 2. 7 95	○	○
512	急傾斜地の崩壊	吉名町曾井	曾井	3224 (9445-4)	H25. 2. 7 95	○	○
513	急傾斜地の崩壊	吉名町曾井	曾井	3224 (9445-5)	H25. 2. 7 95	○	○
514	急傾斜地の崩壊	吉名町曾井	曾井	3224 (9445-6)	H25. 2. 7 95	○	○
515	急傾斜地の崩壊	吉名町曾井	曾井	3224 (9445-7)	H25. 2. 7 95	○	○
516	急傾斜地の崩壊	吉名町曾井	曾井	3224 (9445-8)	H25. 2. 7 95	○	○
517	急傾斜地の崩壊	吉名町曾井	曾井	3552 (9446)	H25. 2. 7 95	○	○
518	急傾斜地の崩壊	吉名町曾井	曾井	3721 (9447)	H25. 2. 7 95	○	○
519	急傾斜地の崩壊	吉名町曾井	曾井	3138 (9448)	H25. 2. 7 95	○	○
520	急傾斜地の崩壊	吉名町曾井	曾井	3138 (9448-1)	H25. 2. 7 95	○	○
521	急傾斜地の崩壊	吉名町曾井	曾井	3138 (9448-2)	H25. 2. 7 95	○	○
522	急傾斜地の崩壊	吉名町曾井	曾井	3138 (9448-3)	H25. 2. 7 95	○	○
523	急傾斜地の崩壊	吉名町曾井	曾井	138 (9448-4)	H25. 2. 7 95	○	○
524	急傾斜地の崩壊	吉名町曾井	曾井	3138 (9448-5)	H25. 2. 7 95	○	○
525	急傾斜地の崩壊	吉名町曾井	曾井	3138 (9448-6)	H25. 2. 7 95	○	○
526	急傾斜地の崩壊	吉名町曾井	曾井	3138 (9448-7)	H25. 2. 7 95	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
527	急傾斜地の崩壊	吉名町曾井	曾井	3138(9448-8)	H25.2.7 95	○	○
528	急傾斜地の崩壊	吉名町曾井	曾井	3138(9448-9)	H25.2.7 95	○	○
529	急傾斜地の崩壊	吉名町曾井	曾井	3138(9448-10)	H25.2.7 95	○	○
530	急傾斜地の崩壊	吉名町大井	野乃浦トンネル側面	9463	H25.2.7 95	○	○
531	急傾斜地の崩壊	吉名町大井	野乃浦トンネル側面	9463-1	H25.2.7 95	○	○
532	急傾斜地の崩壊	吉名町大井	野乃浦トンネル側面	9463-2	H25.2.7 95	○	○
533	急傾斜地の崩壊	吉名町築地	築地 A 保手浜宅裏	2306	H25.2.7 95	○	○
534	急傾斜地の崩壊	吉名町築地	築地	B(2307)	H25.2.7 95	○	○
535	急傾斜地の崩壊	吉名町築地	築地	B(2307-1)	H25.2.7 95	○	○
536	急傾斜地の崩壊	吉名町築地	築地	B(2307-2)	H25.2.7 95	○	○
537	急傾斜地の崩壊	吉名町築地	築地	B(2307-3)	H25.2.7 95	○	○
538	急傾斜地の崩壊	吉名町宗越	毛木沖	6350	H25.2.7 95	○	○
539	急傾斜地の崩壊	吉名町毛木沖	毛木沖	6350-1	H25.2.7 95	○	○
540	急傾斜地の崩壊	吉名町毛木沖	毛木沖	6350-2	H25.2.7 95	○	○
541	急傾斜地の崩壊	吉名町毛木沖	毛木沖	6350-3	H25.2.7 95	○	○
542	急傾斜地の崩壊	吉名町毛木沖	毛木沖	6350-4	H25.2.7 95	○	○
543	急傾斜地の崩壊	吉名町毛木沖	毛木沖	6350-5	H25.2.7 95	○	○
544	急傾斜地の崩壊	吉名町毛木沖	毛木沖	6350-6	H25.2.7 95	○	○
545	急傾斜地の崩壊	吉名町毛木沖	毛木沖	6350-7	H25.2.7 95	○	○
546	急傾斜地の崩壊	吉名町毛木沖	毛木沖	6350-8	H25.2.7 95	○	○
547	急傾斜地の崩壊	吉名町毛木沖	毛木沖	6350-9	H25.2.7 95	○	○
548	急傾斜地の崩壊	吉名町毛木沖	毛木沖	6350-10	H25.2.7 95	○	○
549	急傾斜地の崩壊	吉名町毛木沖	毛木沖	6350-11	H25.2.7 95	○	○
550	急傾斜地の崩壊	吉名町掛の浦	掛の浦	649	H25.2.7 95	○	○
551	急傾斜地の崩壊	吉名町掛の浦	掛の浦	649-1	H25.2.7 95	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
552	急傾斜地の崩壊	吉名町掛の浦	掛の浦	649-2	H25. 2. 7 95	○	○
553	急傾斜地の崩壊	吉名町峠	峠	2305	H25. 2. 7 95	○	○
554	土石流	西野町	田万里川支川	41	H25. 2. 7 95	○	○
555	土石流	西野町	田万里川支川	5056	H25. 2. 7 95	○	○
556	土石流	西野町	田万里川支川	42	H25. 2. 7 95	○	○
557	土石流	西野町	田万里川支川	42 隣 a	H25. 2. 7 95	○	○
558	土石流	西野町	田万里川支川	64	H25. 2. 7 95	○	○
559	土石流	西野町	田万里川支川	65	H25. 2. 7 95	○	○
560	土石流	西野町	田万里川支川	43	H25. 2. 7 95	○	○
561	土石流	西野町	田万里川支川	43 隣 a	H25. 2. 7 95	○	○
562	土石流	西野町	賀茂川支川	20	H25. 2. 7 95	○	○
563	土石流	西野町	賀茂川支川	5057	H25. 2. 7 95	○	○
564	土石流	西野町	賀茂川支川	5057 隣 a	H25. 2. 7 95	○	○
565	土石流	西野町	賀茂川支川	21	H25. 2. 7 95	○	○
566	土石流	西野町	賀茂川支川	22	H25. 2. 7 95	○	○
567	土石流	西野町	賀茂川支川	66	H25. 2. 7 95	○	○
568	土石流	西野町	賀茂川支川	23	H25. 2. 7 95	○	○
569	土石流	吉名町	八代谷川	1030	H25. 2. 7 95	○	○
570	土石流	吉名町	八代谷川	1030 隣 a	H25. 2. 7 95	○	○
571	土石流	吉名町	八代谷川	1030 隣 c	H25. 2. 7 95	○	○
572	土石流	吉名町	城川	229a	H25. 2. 7 95	○	○
573	土石流	吉名町	城川	229b	H25. 2. 7 95	○	○
574	土石流	吉名町	城川	229c	H25. 2. 7 95	○	○
575	土石流	吉名町	城川	229d	H25. 2. 7 95	○	○
576	土石流	吉名町	小浦尻西谷	1032	H25. 2. 7 95	○	○
577	土石流	吉名町	郷川	232 隣 a	H25. 2. 7 95	○	○
578	土石流	吉名町	郷川	232 隣 b	H25. 2. 7 95	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
579	土石流	吉名町	郷川	232 隣 c	H25. 2. 7 95	○	○
580	土石流	吉名町	郷川	232a	H25. 2. 7 95	○	○
581	土石流	吉名町	郷川	232 隣 d	H25. 2. 7 95	○	○
582	土石流	吉名町	郷川	232 隣 e	H25. 2. 7 95	○	○
583	土石流	吉名町	郷川	232 隣 f	H25. 2. 7 95	○	○
584	土石流	吉名町	郷川	232 隣 g	H25. 2. 7 95	○	○
585	土石流	吉名町	郷川	232 隣 h	H25. 2. 7 95	○	○
586	土石流	吉名町	郷川	232 隣 i	H25. 2. 7 95	○	○
587	土石流	吉名町	郷川	232 隣 j	H25. 2. 7 95	○	○
588	土石流	吉名町	郷川	232 隣 k	H25. 2. 7 95	○	○
589	土石流	吉名町曾井	八代谷川	1030 隣 b	H25. 2. 7 95	○	○
590	土石流	吉名町	毛木 3 川	233a	H25. 2. 7 95	○	○
591	土石流	吉名町	毛木 3 川	233b	H25. 2. 7 95	○	○
592	土石流	吉名町	毛木 3 川	233c	H25. 2. 7 95	○	○
593	土石流	吉名町	毛木 3 川	233d	H25. 2. 7 95	○	○
594	土石流	吉名町	築地西谷	7050	H25. 2. 7 95	○	○
595	土石流	吉名町	築地西谷	7050 隣 a	H25. 2. 7 95	○	○
596	土石流	吉名町	毛木 3 川	233 隣 b	H25. 2. 7 95	○	○
597	土石流	吉名町	毛木 3 川	233 隣 a	H25. 2. 7 95	○	○
598	土石流	新庄町横大道	葛子川支川	5058	H26. 2. 27 128	○	○
599	土石流	新庄町横大道	葛子川支川	67	H26. 2. 27 128	○	○
600	土石流	新庄町横大道	葛子川支川	68a	H26. 2. 27 128	○	○
601	土石流	新庄町横大道	葛子川支川	68b	H26. 2. 27 128	○	○
602	土石流	新庄町横大道	葛子川支川	68c	H26. 2. 27 128	○	○
603	土石流	新庄町横大道	葛子川支川	68d	H26. 2. 27 128	○	○
604	土石流	新庄町横大道	葛子川支川	68e	H26. 2. 27 128	○	○
605	土石流	新庄町横大道	葛子川支川	68f	H26. 2. 27 128	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
606	土石流	新庄町横大道	葛子川支川	68g	H26. 2. 27 128	○	○
607	土石流	新庄町横大道	葛子川支川	68h	H26. 2. 27 128	○	○
608	土石流	新庄町横大道	葛子川支川	68i	H26. 2. 27 128	○	○
609	土石流	新庄町横大道	葛子川支川	68j	H26. 2. 27 128	○	○
610	土石流	新庄町横大道	葛子川支川	68k	H26. 2. 27 128	○	○
611	土石流	新庄町横大道	葛子川支川	68l	H26. 2. 27 128	○	○
612	土石流	新庄町横大道	葛子川支川	68m	H26. 2. 27 128	○	○
613	土石流	新庄町横大道	葛子川支川	68n	H26. 2. 27 128	○	○
614	土石流	新庄町横大道	葛子川支川	68o	H26. 2. 27 128	○	○
615	土石流	新庄町葛子	葛子川支川	1(28)	H26. 2. 27 128	○	○
616	土石流	新庄町葛子	権現川	29	H26. 2. 27 128	○	○
617	土石流	新庄町葛子	権現川	29 隣	H26. 2. 27 128	○	○
618	土石流	新庄町葛子	葛子川支川	3(5059)	H26. 2. 27 128	○	○
619	土石流	新庄町葛子	葛子川支川	6(5063)	H26. 2. 27 128	○	○
620	土石流	新庄町葛子	葛子川支川	6(5063 隣 a)	H26. 2. 27 128	○	○
621	土石流	新庄町葛子	葛子川支川	6(5063 隣 b)	H26. 2. 27 128	○	○
622	土石流	新庄町葛子	葛子川支川	6(5063 隣 c)	H26. 2. 27 128	○	○
623	土石流	新庄町葛子	葛子川支川	6(5063 隣 d)	H26. 2. 27 128	○	○
624	土石流	新庄町葛子	葛子川支川	6(5063 隣 e)	H26. 2. 27 128	○	○
625	土石流	新庄町葛子	葛子川支川	7(5064)	H26. 2. 27 128	○	○
626	急傾斜地の 崩壊	新庄町横大道	横大道	6341	H26. 2. 27 128	○	○
627	急傾斜地の 崩壊	新庄町横大道	横大道	A(1626)	H26. 2. 27 128	○	○
628	急傾斜地の 崩壊	新庄町横大道	横大道	B(1627)	H26. 2. 27 128	○	○
629	急傾斜地の 崩壊	新庄町横大道	横大道	C(1628-1)	H26. 2. 27 128	○	○
630	急傾斜地の 崩壊	新庄町横大道	横大道	C(1628)	H26. 2. 27 128	○	○
631	急傾斜地の 崩壊	新庄町葛子	葛子	1982(9532)	H26. 2. 27 128	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
632	急傾斜地の崩壊	新庄町葛子	葛子	1982(9532-1)	H26.2.27 128	○	○
633	急傾斜地の崩壊	新庄町葛子	葛子	1982(9532-2)	H26.2.27 128	○	○
634	急傾斜地の崩壊	新庄町葛子	葛子	1927(9533)	H26.2.27 128	○	○
635	急傾斜地の崩壊	新庄町葛子	葛子	1927(9533-1)	H26.2.27 128	○	○
636	急傾斜地の崩壊	新庄町葛子	葛子	1982(9534)	H26.2.27 128	○	○
637	急傾斜地の崩壊	新庄町葛子	葛子	1982(9534-1)	H26.2.27 128	○	○
638	急傾斜地の崩壊	新庄町葛子	葛子	1625	H26.2.27 128	○	○
639	急傾斜地の崩壊	新庄町葛子	横大道	A(1626-1)	H26.2.27 128	○	○
640	急傾斜地の崩壊	新庄町葛子	横大道	A(1626-2)	H26.2.27 128	○	○
641	土石流	新庄町砂原	賀茂川支川	75	H26.2.27 129	○	○
642	土石流	新庄町砂原	賀茂川支川	7525	H26.2.27 129	○	○
643	土石流	新庄町砂原	賀茂川支川	7525 隣 a	H26.2.27 129	○	○
644	土石流	新庄町砂原	賀茂川支川	7525 隣 b	H26.2.27 129	○	○
645	土石流	新庄町末宗	賀茂川支川	73a	H26.2.27 129	○	○
646	土石流	新庄町末宗	賀茂川支川	73b	H26.2.27 129	○	○
647	土石流	新庄町末宗	賀茂川支川	73c	H26.2.27 129	○	○
648	土石流	新庄町末宗	賀茂川支川	73d	H26.2.27 129	○	○
649	土石流	新庄町末宗	賀茂川支川	73e	H26.2.27 129	○	○
650	土石流	新庄町片山谷	片山谷川	7521	H26.2.27 129	○	○
651	土石流	新庄町神田	賀茂川支川	71 隣 a	H26.2.27 129	○	○
652	土石流	新庄町神田	賀茂川支川	71	H26.2.27 129	○	
653	土石流	新庄町神田	賀茂川支川	72	H26.2.27 129	○	○
654	土石流	新庄町神田	賀茂川支川	72 隣 a	H26.2.27 129	○	○
655	土石流	新庄町神田	賀茂川支川	72 隣 b	H26.2.27 129	○	○
656	土石流	新庄町棕原	賀茂川支川	7519 隣 a	H26.2.27 129	○	○
657	土石流	新庄町棕原	賀茂川支川	7519 隣 b	H26.2.27 129	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
658	土石流	新庄町棕原	賀茂川支川	7519 隣 c	H26. 2. 27 129	○	○
659	土石流	新庄町棕原	賀茂川支川	7519 隣 d	H26. 2. 27 129	○	○
660	土石流	新庄町棕原	賀茂川支川	5065 隣 a	H26. 2. 27 129	○	○
661	土石流	新庄町片山谷	片山谷川	5066 隣 a	H26. 2. 27 129	○	○
662	土石流	新庄町松橋	片山谷川	5066 隣 b	H26. 2. 27 129	○	○
663	土石流	新庄町松橋	片山谷川	5066 隣 c	H26. 2. 27 129	○	○
664	土石流	新庄町片山谷	片山谷川	5066 隣 d	H26. 2. 27 129	○	○
665	土石流	新庄町片山谷	片山谷川	5066 隣 e	H26. 2. 27 129	○	○
666	土石流	新庄町片山谷	片山谷川	5066 隣 f	H26. 2. 27 129	○	○
667	土石流	新庄町松橋	賀茂川支川	5065	H26. 2. 27 129	○	○
668	土石流	新庄町松橋	賀茂川支川	7522	H26. 2. 27 129	○	○
669	土石流	新庄町松橋	賀茂川支川	7522 隣 a	H26. 2. 27 129	○	○
670	土石流	新庄町松橋	賀茂川支川	7524 隣 a	H26. 2. 27 129	○	○
671	土石流	新庄町松橋	片山谷川	5066a	H26. 2. 27 129	○	○
672	土石流	新庄町松橋	片山谷川	5066b	H26. 2. 27 129	○	○
673	土石流	新庄町松橋	片山谷川	5066c	H26. 2. 27 129	○	○
674	土石流	新庄町横大道	葛子川支川	7518	H26. 2. 27 129	○	○
675	土石流	新庄町棕原	棕原川	7519	H26. 2. 27 129	○	○
676	土石流	新庄町棕原	棕原川	24	H26. 2. 27 129	○	○
677	土石流	新庄町棕原	棕原川	7520a	H26. 2. 27 129	○	○
678	土石流	新庄町棕原	棕原川	7520b	H26. 2. 27 129	○	○
679	土石流	新庄町棕原	棕原川	7520 隣 a	H26. 2. 27 129	○	○
680	土石流	新庄町棕原	棕原川	7520 隣 b	H26. 2. 27 129	○	○
681	土石流	新庄町棕原	棕原川	7520 隣 c	H26. 2. 27 129	○	○
682	土石流	新庄町棕原	棕原川	7520 隣 d	H26. 2. 27 129	○	○
683	土石流	新庄町棕原	棕原川	7520 隣 e	H26. 2. 27 129	○	○
684	土石流	新庄町棕原	棕原川	7520 隣 f	H26. 2. 27 129	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
685	土石流	新庄町棕原	棕原川	7520 隣 g	H26. 2. 27 129	○	○
686	土石流	新庄町棕原	棕原川	7520 隣 h	H26. 2. 27 129	○	○
687	土石流	新庄町棕原	棕原川	7520 隣 i	H26. 2. 27 129	○	○
688	土石流	新庄町棕原	棕原川	7520 隣 j	H26. 2. 27 129	○	○
689	土石流	新庄町松橋	賀茂川支川	68(7524)	H26. 2. 27 129	○	○
690	土石流	新庄町松橋	賀茂川支川	67(7523)	H26. 2. 27 129	○	○
691	急傾斜地の 崩壊	新庄町砂原	末宗	C(1644)	H26. 2. 27 129	○	○
692	急傾斜地の 崩壊	新庄町砂原	末宗	B(1643)	H26. 2. 27 129	○	○
693	急傾斜地の 崩壊	新庄町砂原	砂原	9538、1642	H26. 2. 27 129	○	○
694	急傾斜地の 崩壊	新庄町末宗	末宗	9539-1	H26. 2. 27 129	○	○
695	急傾斜地の 崩壊	新庄町末宗	末宗	9539	H26. 2. 27 129	○	○
696	急傾斜地の 崩壊	新庄町片山谷	片山谷	1641	H26. 2. 27 129	○	○
697	急傾斜地の 崩壊	新庄町片山谷	片山谷	9535	H26. 2. 27 129	○	○
698	急傾斜地の 崩壊	新庄町片山谷	片山谷	9536、9537	H26. 2. 27 129	○	○
699	急傾斜地の 崩壊	新庄町松橋	片山谷	9537-1	H26. 2. 27 129	○	○
700	急傾斜地の 崩壊	新庄町松橋	片山谷	9537-2	H26. 2. 27 129	○	○
701	急傾斜地の 崩壊	新庄町松橋	松橋	9540	H26. 2. 27 129	○	○
702	急傾斜地の 崩壊	新庄町松橋	松橋	9541-2	H26. 2. 27 129	○	○
703	急傾斜地の 崩壊	新庄町松橋	松橋	9541-1	H26. 2. 27 129	○	○
704	急傾斜地の 崩壊	新庄町松橋	松橋	9541	H26. 2. 27 129	○	○
705	急傾斜地の 崩壊	新庄町松橋	松橋	9542-1	H26. 2. 27 129	○	○
706	急傾斜地の 崩壊	新庄町松橋	松橋	9542	H26. 2. 27 129	○	○
707	急傾斜地の 崩壊	新庄町神田	神田	1640-1	H26. 2. 27 129	○	○
708	急傾斜地の 崩壊	新庄町神田	神田	1640-2	H26. 2. 27 129	○	○
709	急傾斜地の 崩壊	新庄町神田	神田	1640-3	H26. 2. 27 129	○	○
710	急傾斜地の 崩壊	新庄町神田	神田	1640-4	H26. 2. 27 129	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
711	急傾斜地の崩壊	新庄町横大道	棕原	B(1639)	H26. 2. 27 129	○	○
712	急傾斜地の崩壊	新庄町棕原	片山谷	9536-1	H26. 2. 27 129	○	○
713	急傾斜地の崩壊	新庄町棕原	片山谷	9536-2	H26. 2. 27 129	○	○
714	急傾斜地の崩壊	新庄町棕原	片山谷	9536-3	H26. 2. 27 129	○	○
715	急傾斜地の崩壊	新庄町棕原	片山谷	9536-4	H26. 2. 27 129	○	○
716	急傾斜地の崩壊	新庄町棕原	片山谷	9536-5	H26. 2. 27 129	○	○
717	急傾斜地の崩壊	新庄町棕原	片山谷	9536-6	H26. 2. 27 129	○	○
718	急傾斜地の崩壊	新庄町松橋	片山谷	9537-3	H26. 2. 27 129	○	○
719	急傾斜地の崩壊	新庄町横大道	棕原	A(1638)	H26. 2. 27 129	○	○
720	急傾斜地の崩壊	新庄町横大道	棕原	A(1638-1)	H26. 2. 27 129	○	○
721	急傾斜地の崩壊	新庄町棕原	神田	1640-5	H26. 2. 27 129	○	○
722	土石流	下野町宿根	宿根下西谷	7054	H26. 2. 27 126	○	○
723	土石流	下野町宿根	宿根中南谷	7055	H26. 2. 27 126	○	○
724	土石流	下野町宿根	宿根中西谷	5125	H26. 2. 27 126	○	○
725	土石流	下野町宿根	宿根中北谷	7056a	H26. 2. 27 126	○	○
726	土石流	下野町宿根	宿根中北谷	7056b	H26. 2. 27 126	○	○
727	土石流	下野町宿根	宿根中北谷	7056 隣 a	H26. 2. 27 126	○	○
728	土石流	下野町宿根	宿根上西谷	5126 隣 a	H26. 2. 27 126	○	○
729	土石流	下野町宿根	宿根上西谷	5126a	H26. 2. 27 126	○	○
730	土石流	下野町宿根	宿根上西谷	5126b	H26. 2. 27 126	○	○
731	土石流	下野町宿根	宿根上西谷	5126 隣 b	H26. 2. 27 126	○	○
732	土石流	下野町宿根	西の川	236 隣 c	H26. 2. 27 126	○	○
733	土石流	下野町宿根	西の川	236 隣 b	H26. 2. 27 126	○	○
734	土石流	下野町宿根	西の川	236 隣 a	H26. 2. 27 126	○	○
735	土石流	下野町宿根	西の川	236a	H26. 2. 27 126	○	○
736	土石流	下野町宿根	西の川	236b	H26. 2. 27 126	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
737	土石流	下野町宿根	宿根上南谷	7057	H26. 2. 27 126	○	○
738	土石流	下野町宿根	宿根中東谷	7052	H26. 2. 27 126	○	○
739	土石流	下野町宿根	宿根下東谷	7058	H26. 2. 27 126	○	○
740	急傾斜地の 崩壊	下野町宿根	宿根	A(1261-1)	H26. 2. 27 126	○	○
741	急傾斜地の 崩壊	下野町宿根	宿根	A(1261-2)	H26. 2. 27 126	○	○
742	急傾斜地の 崩壊	下野町宿根	宿根	A(1261-3)	H26. 2. 27 126	○	○
743	急傾斜地の 崩壊	下野町宿根	宿根	A(1261)	H26. 2. 27 126	○	○
744	急傾斜地の 崩壊	下野町宿根	宿根	A(1261-4)	H26. 2. 27 126	○	○
745	急傾斜地の 崩壊	下野町宿根	宿根	A(1261-5)	H26. 2. 27 126	○	○
746	急傾斜地の 崩壊	下野町宿根	宿根	A(1261-6)	H26. 2. 27 126	○	○
747	急傾斜地の 崩壊	下野町宿根	宿根	A(1261-7)	H26. 2. 27 126	○	○
748	急傾斜地の 崩壊	下野町宿根	宿根	437(9452)	H26. 2. 27 126	○	○
749	急傾斜地の 崩壊	下野町宿根	宿根	437(9452- 1)	H26. 2. 27 126	○	○
750	急傾斜地の 崩壊	下野町宿根	宿根	437(9452- 2)	H26. 2. 27 126	○	○
751	急傾斜地の 崩壊	下野町宿根	宿根	437(9452- 3)	H26. 2. 27 126	○	○
752	急傾斜地の 崩壊	下野町宿根	宿根	271	H26. 2. 27 126	○	○
753	土石流	田万里町上田 万里	田万里川支川	8(5043b)	H26. 2. 27 127	○	○
754	土石流	田万里町上田 万里	田万里川支川	8(5043a)	H26. 2. 27 127	○	○
755	土石流	田万里町上田 万里	田万里川支川	9(5044)	H26. 2. 27 127	○	○
756	土石流	田万里町上田 万里	田万里川支川	10(5045a)	H26. 2. 27 127	○	○
757	土石流	田万里町上田 万里	田万里川支川	10(5045b)	H26. 2. 27 127	○	○
758	土石流	田万里町上田 万里	田万里川支川	10(5045c)	H26. 2. 27 127	○	○
759	土石流	田万里町上田 万里	田万里川支川	10(5045 隣 a)	H26. 2. 27 127	○	○
760	土石流	田万里町上田 万里	古家谷川	35	H26. 2. 27 127	○	
761	土石流	田万里町上田 万里	古家谷川	35 隣 a	H26. 2. 27 127	○	○
762	土石流	田万里町上田 万里	古家谷川	35 隣 b	H26. 2. 27 127	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
763	土石流	田万里町上田 万里	古家谷川	35 隣 c	H26. 2. 27 127	○	○
764	土石流	田万里町上田 万里	古家谷川	35 隣 d	H26. 2. 27 127	○	○
765	土石流	田万里町上田 万里	古家谷川	35 隣 e	H26. 2. 27 127	○	○
766	土石流	田万里町上田 万里	古家谷川	35 隣 f	H26. 2. 27 127	○	○
767	土石流	田万里町上田 万里	田万里川支川	5046a	H26. 2. 27 127	○	○
768	土石流	田万里町上田 万里	田万里川支川	5046b	H26. 2. 27 127	○	○
769	土石流	田万里町上田 万里	田万里川支川	5046c	H26. 2. 27 127	○	○
770	土石流	田万里町上田 万里	田万里川支川	5046 隣 a	H26. 2. 27 127	○	○
771	土石流	田万里町上田 万里	田万里川支川	5046 隣 b	H26. 2. 27 127	○	○
772	土石流	田万里町上田 万里	田万里川支川	5046 隣 c	H26. 2. 27 127	○	○
773	土石流	田万里町上田 万里	田万里川支川	5046 隣 d	H26. 2. 27 127	○	○
774	土石流	田万里町上田 万里	田万里川支川	5046 隣 e	H26. 2. 27 127	○	○
775	土石流	田万里町上田 万里	田万里川支川	5046 隣 f	H26. 2. 27 127	○	○
776	土石流	田万里町上田 万里	田万里川支川	5046 隣 g	H26. 2. 27 127	○	○
777	土石流	田万里町上田 万里	田万里川支川	5046 隣 h	H26. 2. 27 127	○	○
778	土石流	田万里町上田 万里	田万里川支川	5046 隣 i	H26. 2. 27 127	○	○
779	土石流	田万里町上田 万里	田万里川支川	5046 隣 j	H26. 2. 27 127	○	○
780	急傾斜地の 崩壊	田万里町上田 万里	上田万里	9516	H26. 2. 27 127	○	○
781	急傾斜地の 崩壊	田万里町上田 万里	上田万里	9515	H26. 2. 27 127	○	○
782	急傾斜地の 崩壊	田万里町上田 万里	上田万里	9514	H26. 2. 27 127	○	○
783	急傾斜地の 崩壊	田万里町上田 万里	上田万里	9514-1	H26. 2. 27 127	○	○
784	急傾斜地の 崩壊	田万里町上田 万里	上田万里	9514-2	H26. 2. 27 127	○	○
785	急傾斜地の 崩壊	田万里町上田 万里	上田万里	9514-3	H26. 2. 27 127	○	○
786	急傾斜地の 崩壊	田万里町上田 万里	上田万里	9514-4	H26. 2. 27 127	○	○
787	急傾斜地の 崩壊	田万里町上田 万里	上田万里	B(1608-1)	H26. 2. 27 127	○	○
788	急傾斜地の 崩壊	田万里町上田 万里	上田万里	C(1605-1)	H26. 2. 27 127	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
789	急傾斜地の崩壊	田万里町上田万里	上田万里	C(1605)	H26. 2. 27 127	○	○
790	急傾斜地の崩壊	田万里町上田万里	上田万里	9513	H26. 2. 27 127	○	○
791	急傾斜地の崩壊	田万里町上田万里	上田万里	9512	H26. 2. 27 127	○	○
792	急傾斜地の崩壊	田万里町上田万里	上田万里	9511	H26. 2. 27 127	○	○
793	急傾斜地の崩壊	田万里町上田万里	上田万里	9510	H26. 2. 27 127	○	○
794	急傾斜地の崩壊	田万里町上田万里	上田万里	9509	H26. 2. 27 127	○	○
795	急傾斜地の崩壊	田万里町上田万里	上田万里	6362	H26. 2. 27 127	○	○
796	急傾斜地の崩壊	田万里町上田万里	上田万里	6362-1	H26. 2. 27 127	○	○
797	急傾斜地の崩壊	吉名町宗越	宗越	793(6349)	H27. 3. 23 201	○	○
798	急傾斜地の崩壊	吉名町宗越	宗越	793(6349-1)	H27. 3. 23 201	○	○
799	急傾斜地の崩壊	吉名町宗越	宗越	793(6349-2)	H27. 3. 23 201	○	○
800	急傾斜地の崩壊	吉名町宗越	宗越	793(6349-3)	H27. 3. 23 201	○	○
801	急傾斜地の崩壊	吉名町宗越	宗越	793(6349-4)	H27. 3. 23 201	○	○
802	急傾斜地の崩壊	吉名町宗越	宗越	793(6349-5)	H27. 3. 23 201	○	○
803	急傾斜地の崩壊	吉名町宗越	宗越	793(6349-6)	H27. 3. 23 201	○	○
804	急傾斜地の崩壊	吉名町宗越	宗越	793(6349-7)	H27. 3. 23 201	○	○
805	急傾斜地の崩壊	吉名町宗越	宗越	793(6349-8)	H27. 3. 23 201	○	○
806	急傾斜地の崩壊	小梨町十八原	十八原	9543	H27. 3. 23 201	○	○
807	急傾斜地の崩壊	小梨町十八原	十八原	9543-1	H27. 3. 23 201	○	○
808	急傾斜地の崩壊	小梨町十八原	十八原	9543-2	H27. 3. 23 201	○	○
809	急傾斜地の崩壊	小梨町十八原	十八原	9543-3	H27. 3. 23 201	○	○
810	急傾斜地の崩壊	小梨町十八原	十八原	9543-4	H27. 3. 23 201	○	○
811	急傾斜地の崩壊	小梨町十八原	十八原	9543-5	H27. 3. 23 201	○	○
812	急傾斜地の崩壊	小梨町十八原	十八原	9543-6	H27. 3. 23 201	○	○
813	急傾斜地の崩壊	小梨町十八原	十八原	9543-7	H27. 3. 23 201	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
814	急傾斜地の崩壊	小梨町十八原	十八原	9543-8	H27. 3. 23 201	○	○
815	急傾斜地の崩壊	小梨町十八原	十八原	9543-9	H27. 3. 23 201	○	○
816	急傾斜地の崩壊	新庄町正部	正部	9466	H27. 3. 23 201	○	○
817	急傾斜地の崩壊	新庄町正部	正部	9466-1	H27. 3. 23 201	○	○
818	急傾斜地の崩壊	下野町受矢	受矢	9464	H27. 3. 23 201	○	○
819	急傾斜地の崩壊	下野町受矢	受矢	9465	H27. 3. 23 201	○	○
820	急傾斜地の崩壊	下野町受矢	受矢	9465-1	H27. 3. 23 201	○	○
821	急傾斜地の崩壊	下野町受矢	受矢	9465-2	H27. 3. 23 201	○	○
822	急傾斜地の崩壊	下野町受矢	受矢	9465-3	H27. 3. 23 201	○	○
823	急傾斜地の崩壊	下野町受矢	受矢	9465-4	H27. 3. 23 201	○	○
824	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9544	H27. 3. 23 201	○	○
825	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9544-1	H27. 3. 23 201	○	○
826	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9544-2	H27. 3. 23 201	○	○
827	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9544-3	H27. 3. 23 201	○	○
828	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9544-4	H27. 3. 23 201	○	○
829	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9545	H27. 3. 23 201	○	○
830	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9545-1	H27. 3. 23 201	○	○
831	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9545-2	H27. 3. 23 201	○	○
832	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9545-3	H27. 3. 23 201	○	○
833	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9545-4	H27. 3. 23 201	○	○
834	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9545-5	H27. 3. 23 201	○	○
835	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9545-6	H27. 3. 23 201	○	○
836	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9545-7	H27. 3. 23 201	○	○
837	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9545-8	H27. 3. 23 201	○	○
838	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9545-9	H27. 3. 23 201	○	○
839	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9545-10	H27. 3. 23 201	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
840	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9548	H27. 3. 23 201	○	○
841	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9548-1	H27. 3. 23 201	○	○
842	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9546	H27. 3. 23 201	○	
843	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9546-1	H27. 3. 23 201	○	○
844	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9546-2	H27. 3. 23 201	○	○
845	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9546-3	H27. 3. 23 201	○	○
846	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9546-4	H27. 3. 23 201	○	○
847	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9546-5	H27. 3. 23 201	○	○
848	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9546-6	H27. 3. 23 201	○	○
849	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9546-7	H27. 3. 23 201	○	○
850	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9546-8	H27. 3. 23 201	○	○
851	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9547	H27. 3. 23 201	○	○
852	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9547-1	H27. 3. 23 201	○	○
853	急傾斜地の崩壊	小梨町小梨	小梨	9547-2	H27. 3. 23 201	○	○
854	急傾斜地の崩壊	福田町沖条	沖条	1667	H27. 3. 23 201	○	
855	急傾斜地の崩壊	福田町沖条	沖条	1667-1	H27. 3. 23 201	○	○
856	急傾斜地の崩壊	福田町沖条	沖条	1667-2	H27. 3. 23 201	○	○
857	急傾斜地の崩壊	福田町	福田町	2359-1	H27. 3. 23 201	○	○
858	急傾斜地の崩壊	福田町	福田町	2359-2	H27. 3. 23 201	○	○
859	急傾斜地の崩壊	小梨町小吹	小吹	9549	H27. 3. 23 201	○	
860	急傾斜地の崩壊	小梨町小吹	小吹	9549-1	H27. 3. 23 201	○	○
861	急傾斜地の崩壊	小梨町小吹	小吹	9549-2	H27. 3. 23 201	○	○
862	急傾斜地の崩壊	小梨町小吹	小吹	9549-3	H27. 3. 23 201	○	○
863	急傾斜地の崩壊	小梨町小吹	小吹	9549-4	H27. 3. 23 201	○	○
864	急傾斜地の崩壊	小梨町小吹	小吹	9549-5	H27. 3. 23 201	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
865	急傾斜地の崩壊	小梨町小吹	小吹	9550	H27.3.23 201	○	○
866	急傾斜地の崩壊	小梨町小吹	小吹	9551	H27.3.23 201	○	○
867	急傾斜地の崩壊	小梨町小吹	小吹	9551-1	H27.3.23 201	○	○
868	急傾斜地の崩壊	小梨町小吹	小吹	9551-2	H27.3.23 201	○	○
869	急傾斜地の崩壊	小梨町小吹	小吹	9552	H27.3.23 201	○	○
870	急傾斜地の崩壊	小梨町小吹	小吹	9552-1	H27.3.23 201	○	○
871	急傾斜地の崩壊	高崎町	高崎町	9552-2	H27.3.23 201	○	○
872	急傾斜地の崩壊	高崎町	高崎町	9552-3	H27.3.23 201	○	○
873	急傾斜地の崩壊	高崎町	高崎町	9552-4	H27.3.23 201	○	○
874	急傾斜地の崩壊	高崎町	高崎町	9552-5	H27.3.23 201	○	○
875	急傾斜地の崩壊	高崎町	高崎町	9552-6	H27.3.23 201	○	○
876	急傾斜地の崩壊	高崎町	高崎町	9552-7	H27.3.23 201	○	○
877	急傾斜地の崩壊	高崎町	高崎町	9552-8	H27.3.23 201	○	○
878	急傾斜地の崩壊	高崎町	高崎町	9552-9	H27.3.23 201	○	○
879	急傾斜地の崩壊	高崎町西条	高崎	2330	H27.3.23 201	○	
880	急傾斜地の崩壊	高崎町白玉	高崎	2330-1	H27.3.23 201	○	○
881	急傾斜地の崩壊	高崎町白玉	高崎	2330-2	H27.3.23 201	○	○
882	急傾斜地の崩壊	高崎町深川	高崎	2330-3	H27.3.23 201	○	○
883	急傾斜地の崩壊	高崎町深川	高崎	2330-4	H27.3.23 201	○	○
884	急傾斜地の崩壊	高崎町深川	高崎	2330-5	H27.3.23 201	○	○
885	急傾斜地の崩壊	高崎町深川	高崎	2330-6	H27.3.23 201	○	○
886	急傾斜地の崩壊	高崎町深川	高崎	2330-7	H27.3.23 201	○	○
887	急傾斜地の崩壊	高崎町深川	高崎	2330-8	H27.3.23 201	○	○
888	急傾斜地の崩壊	高崎町砂田	高崎	2330-9	H27.3.23 201	○	○
889	急傾斜地の崩壊	高崎町後鳥越	大乘	2358	H27.3.23 201	○	○
890	急傾斜地の崩壊	高崎町先開	大乘	2358-1	H27.3.23 201	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
891	急傾斜地の崩壊	高崎町先開	大乘	2358-2	H27. 3. 23 201	○	○
892	急傾斜地の崩壊	高崎町先開	大乘	2358-3	H27. 3. 23 201	○	○
893	急傾斜地の崩壊	福田町浦福田	大乘	2358-4	H27. 3. 23 201	○	○
894	急傾斜地の崩壊	高崎町先開	大乘	2358-5	H27. 3. 23 201	○	○
895	急傾斜地の崩壊	高崎町西大乘 新開	大乘	2358-6	H27. 3. 23 201	○	○
896	急傾斜地の崩壊	高崎町高山	高山	671-2	H27. 3. 23 201	○	○
897	急傾斜地の崩壊	高崎町高山	高山	671-3	H27. 3. 23 201	○	○
898	急傾斜地の崩壊	高崎町東向	中浦新開	9563	H27. 3. 23 201	○	○
899	急傾斜地の崩壊	高崎町東向	中浦新開	9563-1	H27. 3. 23 201	○	○
900	急傾斜地の崩壊	高崎町東向	中浦新開	9563-2	H27. 3. 23 201	○	○
901	急傾斜地の崩壊	高崎町西中浦	中浦新開	9563-3	H27. 3. 23 201	○	○
902	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	9483	H29. 2. 23 89	○	
903	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	9483-1	H29. 2. 23 89	○	○
904	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	9484	H29. 2. 23 89	○	○
905	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	9484-1	H29. 2. 23 89	○	○
906	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	9484-2	H29. 2. 23 89	○	○
907	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	9484-3	H29. 2. 23 89	○	○
908	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	9484-4	H29. 2. 23 89	○	○
909	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	9485	H29. 2. 23 89	○	○
910	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	9485-1	H29. 2. 23 89	○	○
911	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	9485-2	H29. 2. 23 89	○	○
912	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	9485-3	H29. 2. 23 89	○	○
913	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	9486	H29. 2. 23 89	○	○
914	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	9486-1	H29. 2. 23 89	○	○
915	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	9487	H29. 2. 23 89	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
916	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	9487-1	H29. 2. 23 89	○	○
917	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	9487-2	H29. 2. 23 89	○	○
918	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	1264	H29. 2. 23 89	○	○
919	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	1264-1	H29. 2. 23 89	○	○
920	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	1264-2	H29. 2. 23 89	○	○
921	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	1264-3	H29. 2. 23 89	○	○
922	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	1264-4	H29. 2. 23 89	○	○
923	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	1264-5	H29. 2. 23 89	○	○
924	急傾斜地の崩壊	西野町赤坂	赤坂	1264-6	H29. 2. 23 89	○	○
925	急傾斜地の崩壊	新庄町土梶	土梶	9525	H29. 2. 23 89	○	○
926	急傾斜地の崩壊	新庄町土梶	土梶	9525-1	H29. 2. 23 89	○	○
927	急傾斜地の崩壊	新庄町土梶	土梶	9525-2	H29. 2. 23 89	○	○
928	急傾斜地の崩壊	新庄町土梶	土梶	9525-3	H29. 2. 23 89	○	○
929	急傾斜地の崩壊	新庄町土梶	土梶	9525-4	H29. 2. 23 89	○	○
930	急傾斜地の崩壊	新庄町土梶	土梶	9525-5	H29. 2. 23 89	○	○
931	急傾斜地の崩壊	新庄町上粉谷	粉谷	9526	H29. 2. 23 89	○	○
932	急傾斜地の崩壊	新庄町上粉谷	粉谷	9526-1	H29. 2. 23 89	○	○
933	急傾斜地の崩壊	新庄町上粉谷	粉谷	9526-2	H29. 2. 23 89	○	○
934	急傾斜地の崩壊	新庄町黒豆	粉谷	9527	H29. 2. 23 89	○	○
935	急傾斜地の崩壊	新庄町西粉谷	粉谷	9528	H29. 2. 23 89	○	○
936	急傾斜地の崩壊	新庄町西粉谷	粉谷	9529	H29. 2. 23 89	○	○
937	急傾斜地の崩壊	新庄町西粉谷	粉谷	9529-1	H29. 2. 23 89	○	○
938	急傾斜地の崩壊	新庄町西粉谷	粉谷	9529-2	H29. 2. 23 89	○	○
939	急傾斜地の崩壊	新庄町西粉谷	粉谷	9530	H29. 2. 23 89	○	○
940	急傾斜地の崩壊	新庄町二の瀬	粉谷	9530-1	H29. 2. 23 89	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
941	急傾斜地の崩壊	新庄町二の瀬 東広島市河内 町入野	粉谷	9530-2	H29. 2. 23 90	○	○
942	急傾斜地の崩壊	新庄町二の瀬	粉谷	9531	H29. 2. 23 89	○	○
943	急傾斜地の崩壊	新庄町二の瀬	粉谷	9531-1	H29. 2. 23 89	○	○
944	急傾斜地の崩壊	新庄町二の瀬	粉谷	9531-2	H29. 2. 23 89	○	○
945	急傾斜地の崩壊	新庄町乙井谷	粉谷	9531-3	H29. 2. 23 89	○	○
946	急傾斜地の崩壊	新庄町乙井谷	粉谷	9531-4	H29. 2. 23 89	○	○
947	急傾斜地の崩壊	新庄町乙井谷	粉谷	9531-5	H29. 2. 23 89	○	○
948	急傾斜地の崩壊	新庄町二の瀬	粉谷	9531-6	H29. 2. 23 89	○	○
949	急傾斜地の崩壊	新庄町乙井谷	粉谷	9531-7	H29. 2. 23 89	○	○
950	急傾斜地の崩壊	新庄町乙井谷	粉谷	9531-8	H29. 2. 23 89	○	○
951	急傾斜地の崩壊	新庄町乙井谷	粉谷	9531-9	H29. 2. 23 89	○	○
952	急傾斜地の崩壊	新庄町乙井谷	粉谷	9531-10	H29. 2. 23 89	○	○
953	土石流	西野町赤坂	赤坂川	58-1	H29. 2. 23 89	○	○
954	土石流	西野町赤坂	I -2-8-58-2		H29. 2. 23 89	○	○
955	土石流	西野町赤坂	I -2-8-5036		H29. 2. 23 89	○	
956	土石流	西野町赤坂	赤坂川	5037-1	H29. 2. 23 89	○	
957	土石流	西野町赤坂	I -2-8-5037- 2		H29. 2. 23 89	○	○
958	土石流	西野町赤坂	赤坂川	5039	R1. 9. 26 719	○	○
959	土石流	西野町赤坂	II -2-8-31-1		H29. 2. 23 89	○	○
960	土石流	西野町赤坂	金子川	31-2	H29. 2. 23 89	○	
961	土石流	西野町赤坂	金子川	31 隣	H29. 2. 23 89	○	○
962	土石流	西野町赤坂	II -2-8-32		H29. 2. 23 89	○	○
963	土石流	西野町赤坂	赤坂川支川	32 隣-1	H29. 2. 23 89	○	
964	土石流	西野町赤坂	赤坂川支川	32 隣-2	H29. 2. 23 89	○	○
965	土石流	西野町赤坂	赤坂川	5034-1	H29. 2. 23 89	○	○
966	土石流	西野町赤坂	赤坂川	5034-2	H29. 2. 23 89	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
967	土石流	西野町赤坂	赤坂川	5034-3	H29. 2. 23 89	○	○
968	土石流	西野町赤坂	赤坂川	5034 隣	H29. 2. 23 89	○	○
969	土石流	西野町赤坂	赤坂川	5038	H29. 2. 23 89	○	○
970	土石流	西野町赤坂	赤坂川	7512	H29. 2. 23 89	○	○
971	土石流	西野町赤坂	赤坂川	7514-1	H29. 2. 23 89	○	○
972	土石流	西野町赤坂	赤坂川	7514-2	H29. 2. 23 89	○	○
973	土石流	新庄町二の瀬 東広島市河内 町入野	粉谷	9530-2	H29. 2. 23 90	○	○
974	土石流	新庄町二の瀬 東広島市河内 町入野	二の瀬川	5060 隣 a	H29. 2. 23 90	○	○
975	土石流	新庄町二の瀬 東広島市河内 町入野	二の瀬川	5060 隣 b	H29. 2. 23 90	○	○
976	土石流	新庄町西粉谷 東広島市河内 町入野	矢谷川	30a	H29. 2. 23 90	○	○
977	土石流	新庄町西粉谷 東広島市河内 町入野	矢谷川	30b	H29. 2. 23 90	○	○
978	土石流	新庄町西粉谷	矢谷川	30 隣	H29. 2. 23 89	○	○
979	土石流	新庄町西粉谷	葛子川支川 4	5061	H29. 2. 23 89	○	○
980	土石流	新庄町西粉谷	葛子川支川 4	5061 隣 a	H29. 2. 23 89	○	○
981	土石流	新庄町二の瀬	葛子川支川 5	5062	H29. 2. 23 89	○	○
982	土石流	新庄町二の瀬	観音谷川	5062 隣 a	H29. 2. 23 89	○	○
983	土石流	新庄町乙井谷	観音谷川	5062 隣 b	H29. 2. 23 89	○	○
984	土石流	新庄町黒豆	葛子川支川 5	5062 隣 d	H29. 2. 23 89	○	○
985	土石流	新庄町黒豆	葛子川支川 5	5062 隣 e	H29. 2. 23 89	○	○
986	土石流	新庄町黒豆	葛子川支川 5	5062 隣 f	H29. 2. 23 89	○	○
987	土石流	新庄町上粉谷	葛子川支川 5	5062 隣 g	H29. 2. 23 89	○	○
988	土石流	新庄町土梶	Ⅱ -2-8-5062 隣 h		H29. 2. 23 89	○	○
989	土石流	新庄町土梶	葛子川支川 5	5062 隣 i	H29. 2. 23 89	○	
990	土石流	新庄町土梶	葛子川支川 5	5062 隣 j	H29. 2. 23 89	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
991	土石流	新庄町上粉谷	Ⅱ -2-8-5062 隣 m		H29. 2. 23 89	○	○
992	急傾斜地の 崩壊	福田町	西中谷	660	H30. 3. 1 167	○	○
993	急傾斜地の 崩壊	福田町	打越	663	H30. 3. 1 167	○	○
994	急傾斜地の 崩壊	福田町	西谷 2232	9567	H30. 3. 1 167	○	○
995	急傾斜地の 崩壊	福田町	西谷 2855	9568	H30. 3. 1 167	○	○
996	急傾斜地の 崩壊	福田町	東谷 489	9569-1	H30. 3. 1 167	○	○
997	土石流	高崎町	内浜川下西谷	7059 隣 d	H30. 3. 1 167	○	○
998	土石流	福田町	西川	246a-1	H30. 3. 1 167	○	
999	土石流	福田町	中谷	246b	H30. 3. 1 167	○	○
1000	土石流	福田町	東川	248-2	H30. 3. 1 167	○	○
1001	土石流	福田町	東川	248-1	H30. 3. 1 167	○	
1002	土石流	福田町	打越東谷	1046 隣	H30. 3. 1 167	○	
1003	土石流	福田町	打越東谷	1046	H30. 3. 1 167	○	○
1004	土石流	福田町	大乘川上西谷	7072a	H30. 3. 1 167	○	○
1005	土石流	福田町	大乘川上西谷	7072b	H30. 3. 1 167	○	○
1006	土石流	福田町	大乘川上西谷	7072c	H30. 3. 1 167	○	○
1007	土石流	福田町	大乘川上西谷	7072d	H30. 3. 1 167	○	○
1008	土石流	福田町	大乘川下北谷	7070	H30. 3. 1 167	○	○
1009	土石流	福田町	大乘川中西谷	7071	H30. 3. 1 167	○	
1010	土石流	福田町	大乘川中北谷	7077a	H30. 3. 1 167	○	○
1011	土石流	福田町	大乘川中北谷	7077b	H30. 3. 1 167	○	○
1012	土石流	福田町	大乘川中北谷	7077c	H30. 3. 1 167	○	○
1013	土石流	福田町	大乘川中東谷	7078	H30. 3. 1 167	○	○
1014	土石流	福田町	大乘川中南谷	7079	H30. 3. 1 167	○	
1015	土石流	福田町	西迫川支川	245a	H30. 3. 1 167	○	
1016	土石流	福田町	西迫川支川	245b	H30. 3. 1 167	○	

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
1017	土石流	福田町	西迫川支川	245c	H30.3.1 167	○	
1018	土石流	福田町	大乘川下西谷	1038a	H30.3.1 167	○	○
1019	土石流	福田町	大乘川下西谷	1038b	H30.3.1 167	○	○
1020	土石流	福田町	大乘川下西谷	1038c	H30.3.1 167	○	○
1021	土石流	福田町	大乘川下東谷	7080	H30.3.1 167	○	○
1022	土石流	福田町	大乘川下南谷	7068	H30.3.1 167	○	○
1023	土石流	高崎町	内浜川支川	7059 隣 a	H30.3.1 167	○	○
1024	土石流	高崎町	内浜川下西谷	7059a	H30.3.1 167	○	○
1025	土石流	高崎町	内浜川下西谷	7059b	H30.3.1 167	○	○
1026	土石流	高崎町	内浜川下西谷	7059c	H30.3.1 167	○	○
1027	土石流	高崎町	内浜川支川	7059 隣 b	H30.3.1 167	○	○
1028	土石流	高崎町	内浜川支川	7059 隣 c	H30.3.1 167	○	○
1029	土石流	高崎町	内浜川中西谷	7063 隣	H30.3.1 167	○	○
1030	土石流	高崎町	内浜川中西谷	7063	H30.3.1 167	○	○
1031	土石流	高崎町	内浜川中東谷	7065 隣	H30.3.1 167	○	○
1032	土石流	高崎町	内浜川中東谷	7065	H30.3.1 167	○	
1033	土石流	高崎町	内浜川中南谷	7066	H30.3.1 167	○	○
1034	土石流	高崎町	内浜川下東谷	7061	H30.3.1 167	○	
1035	土石流	高崎町	内浜川下東谷	7061 隣	H30.3.1 167	○	○
1036	土石流	高崎町	大乘東谷	1037a	H30.3.1 167	○	○
1037	土石流	高崎町	大乘東谷	1037b	H30.3.1 167	○	○
1038	土石流	高崎町	大乘東谷	1037c	H30.3.1 167	○	○
1039	土石流	高崎町	高山北谷	7062 隣 c	H30.3.1 167	○	○
1040	土石流	高崎町	高山北谷	7062 隣 b	H30.3.1 167	○	○
1041	土石流	高崎町	高山北谷	7062 隣 a	H30.3.1 167	○	○
1042	土石流	高崎町	高山北谷	7062	H30.3.1 167	○	○
1043	土石流	高崎町	高山北谷	7062 隣 d	H30.3.1 167	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
1044	土石流	福田町 三原市小泉町	西川	246a-2	H30. 3. 1 168	○	○
1045	土石流	福田町 三原市小泉町	大乘川上南谷	7076	H30. 3. 1 168	○	○
1046	土石流	下野町上条	賀茂川支川	48	H29. 12. 25 732	○	
1047	土石流	下野町上条	賀茂川支川	4	H29. 12. 25 732	○	○
1048	土石流	下野町上条	賀茂川支川	5001 隣 a	H29. 12. 25 732	○	○
1049	土石流	下野町上条	賀茂川支川	5001	H29. 12. 25 732	○	○
1050	土石流	下野町上条	賀茂川支川	5002	H29. 12. 25 732	○	○
1051	土石流	下野町上条	賀茂川支川	5002 隣 a	H29. 12. 25 732	○	○
1052	土石流	下野町上条	賀茂川支川	5002 隣 b	H29. 12. 25 732	○	○
1053	土石流	下野町上条	賀茂川支川	5002 隣 c	H29. 12. 25 732	○	○
1054	土石流	下野町上条	賀茂川支川	5002 隣 d	H29. 12. 25 732	○	○
1055	土石流	下野町上条	賀茂川支川	5002 隣 e	H29. 12. 25 732	○	○
1056	土石流	下野町上条	賀茂川支川	5003	H29. 12. 25 732	○	○
1057	土石流	下野町上条	賀茂川支川	5004	H29. 12. 25 732	○	○
1058	土石流	下野町上条	賀茂川支川	5005	H29. 12. 25 732	○	○
1059	土石流	下野町上条	賀茂川支川	5071	H29. 12. 25 732	○	○
1060	土石流	下野町上条	賀茂川支川	5070	H29. 12. 25 732	○	○
1061	土石流	下野町上条	賀茂川支川	5069	H29. 12. 25 732	○	○
1062	土石流	下野町上条	賀茂川支川	27	H29. 12. 25 732	○	○
1063	土石流	下野町上条	賀茂川支川	5068	H29. 12. 25 732	○	○
1064	土石流	下野町上条	賀茂川支川	5067	H29. 12. 25 732	○	○
1065	土石流	下野町	上成井川	3	H29. 12. 25 732	○	
1066	土石流	下野町	賀茂川支川	47	H29. 12. 25 732	○	○
1067	土石流	下野町	賀茂川支川	46	H29. 12. 25 732	○	○
1068	土石流	下野町	賀茂川支川	46	H29. 12. 25 732	○	○
1069	土石流	下野町	賀茂川支川	46 隣 a	H29. 12. 25 732	○	○
1070	土石流	下野町	上成井川	1a	H29. 12. 25 732	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
1071	土石流	下野町	上成井川	1b	H29. 12. 25 732	○	○
1072	土石流	下野町	上成井川	1c	H29. 12. 25 732	○	○
1073	土石流	下野町	賀茂川支川	5071 隣 a	H29. 12. 25 732	○	○
1074	土石流	下野町	宮原西下谷	7045	H29. 12. 25 732	○	○
1075	土石流	下野町	宮原西中谷	7043	H29. 12. 25 732	○	○
1076	土石流	下野町	上宮原川	9	H29. 12. 25 732	○	
1077	土石流	下野町	宮原西上谷	5001	H29. 12. 25 732	○	○
1078	土石流	下野町	宮原東上谷	5004 隣 b	H29. 12. 25 732	○	○
1079	土石流	下野町	宮原東上谷	5004 隣 a	H29. 12. 25 732	○	○
1080	土石流	下野町	宮原東上谷	5004a	H29. 12. 25 732	○	○
1081	土石流	下野町	宮原東上谷	5004b	H29. 12. 25 732	○	○
1082	土石流	下野町	高下谷川下谷	11	H29. 12. 25 732	○	○
1083	土石流	下野町	高下谷川	7a	H29. 12. 25 732	○	○
1084	土石流	下野町	高下谷川上南 谷	13	H29. 12. 25 732	○	○
1085	土石流	下野町	高下谷川上南 谷	13 隣 a	H29. 12. 25 732	○	○
1086	土石流	下野町	阿此比谷	5005	H29. 12. 25 732	○	○
1087	土石流	下野町	大王谷	14a	H29. 12. 25 732	○	○
1088	土石流	下野町	大王谷	14b	H29. 12. 25 732	○	○
1089	土石流	下野町	大王谷	14 隣 a	H29. 12. 25 732	○	○
1090	土石流	下野町	田ノ浦川	6e	H29. 12. 25 732	○	
1091	土石流	下野町	高下谷川	7b	H29. 12. 25 732	○	○
1092	土石流	下野町	高下谷川	7c	H29. 12. 25 732	○	○
1093	土石流	下野町	高下谷川	7d	H29. 12. 25 732	○	
1094	土石流	下野町	高下谷川	7e	H29. 12. 25 732	○	○
1095	土石流	下野町	高下谷川	7f	H29. 12. 25 732	○	○
1096	土石流	下野町	高下谷川	7g	H29. 12. 25 732	○	○
1097	土石流	下野町	高下谷川	7h	H29. 12. 25 732	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
1098	土石流	下野町受矢	本川第2支川	8a	H29.12.25 732	○	○
1099	土石流	下野町受矢	本川第2支川	8b	H29.12.25 732	○	○
1100	土石流	下野町受矢	本川第3支川	5002a	H29.12.25 732	○	
1101	土石流	下野町受矢	本川第3支川	5002b	H29.12.25 732	○	○
1102	土石流	下野町受矢	本川第1支川	5002 隣 a	H29.12.25 732	○	○
1103	土石流	下野町受矢	本川支川	5003a	H29.12.25 732	○	○
1104	土石流	下野町受矢	本川支川	5003b	H29.12.25 732	○	○
1105	土石流	下野町受矢	本川支川	7044	H29.12.25 732	○	○
1106	土石流	下野町受矢	本川支川	7044 隣	H29.12.25 732	○	○
1107	土石流	下野町受矢	宮原東下谷	7038	H29.12.25 732	○	○
1108	土石流	小梨町	田ノ浦川	6f	H29.12.25 731	○	○
1109	土石流	小梨町	田ノ浦川	6g	H29.12.25 731	○	
1110	土石流	小梨町	田ノ浦東川	5a	H29.12.25 731	○	
1111	土石流	小梨町	田ノ浦東川	5b	H29.12.25 731	○	○
1112	土石流	小梨町小吹	内浜川支川	244	H29.12.25 731	○	○
1113	土石流	小梨町小吹	内浜川支川	244a	H29.12.25 731	○	○
1114	土石流	小梨町小吹	内浜川支川	244b	H29.12.25 731	○	○
1115	土石流	小梨町小吹	内浜川支川	244c	H29.12.25 731	○	○
1116	土石流	小梨町小吹	内浜川支川	244d	H29.12.25 731	○	○
1117	土石流	小梨町小吹	内浜川支川	244e	H29.12.25 731	○	○
1118	土石流	小梨町小吹	内浜川支川	244f	H29.12.25 731	○	○
1119	土石流	小梨町小吹	内浜川支川	244g	H29.12.25 731	○	○
1120	土石流	小梨町小吹	内浜川支川	244h	H29.12.25 731	○	○
1121	土石流	小梨町小吹	内浜川支川	244i	H29.12.25 731	○	○
1122	土石流	小梨町小吹	内浜川上南谷	7060	H29.12.25 731	○	○
1123	土石流	小梨町小吹	大乘川上北谷	7073a	H29.12.25 731	○	○
1124	土石流	小梨町小吹	大乘川上北谷	7073b	H29.12.25 731	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
1125	土石流	小梨町小吹	大乘川上北谷	7073c	H29.12.25 731	○	○
1126	土石流	小梨町小吹	大乘川上北谷	7073d	H29.12.25 731	○	○
1127	土石流	小梨町小吹	大乘川	7074	H29.12.25 731	○	
1128	土石流	小梨町小梨	小梨川支川	5002 隣 b	H29.12.25 731	○	○
1129	土石流	小梨町小梨	小梨川支川	5002 隣 c	H29.12.25 731	○	○
1130	土石流	小梨町小梨	小梨川支川	5002 隣 d	H29.12.25 731	○	○
1131	土石流	小梨町小梨	小梨川支川	5002 隣 e	H29.12.25 731	○	○
1132	土石流	小梨町小梨	小梨川支川	5002 隣 f	H29.12.25 731	○	○
1133	土石流	小梨町小梨	小梨川支川	5002 隣 g	H29.12.25 731	○	
1134	土石流	小梨町小梨	小梨川支川	5002 隣 h	H29.12.25 731	○	○
1135	土石流	小梨町小梨	小梨川支川	5002 隣 i	H29.12.25 731	○	
1136	土石流	小梨町小梨	小梨川支川	5002 隣 j	H29.12.25 731	○	○
1137	土石流	小梨町小梨	小梨川支川	5002 隣 k	H29.12.25 731	○	○
1138	土石流	小梨町小梨	小梨川支川	5002 隣 l	H29.12.25 731	○	
1139	土石流	小梨町小梨	小梨川支川	5002 隣 m	H29.12.25 731	○	
1140	土石流	小梨町小梨	小梨川支川	5002 隣 n	H29.12.25 731	○	○
1141	土石流	小梨町小梨	小梨川支川	5002 隣 o	H29.12.25 731	○	○
1142	土石流	小梨町小梨	小梨川支川	5002 隣 p	H29.12.25 731	○	○
1143	土石流	小梨町小梨	小梨川支川	5002 隣 q	H29.12.25 731	○	○
1144	土石流	小梨町小吹	内浜川支川	244j	H29.12.25 731	○	○
1145	土石流	小梨町小梨	小梨川支川	5002 隣 r	H29.12.25 731	○	○
1146	土石流	新庄町正部	本川	8 隣 a	H29.12.25 732	○	○
1147	土石流	新庄町正部	本川	8 隣 b	H29.12.25 732	○	○
1148	土石流	新庄町正部	本川	8 隣 c	H29.12.25 732	○	○
1149	土石流	新庄町正部	本川	8 隣 d	H29.12.25 732	○	○
1150	土石流	新庄町乙井谷	観音谷川	5062 隣 b	H29.12.25 732	○	○
1151	土石流	新庄町上粉谷	葛子川支川 5	5062 隣 m	H29.2.23 89	○	

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
1152	土石流	新庄町二の瀬 東広島市河内 町入野	二の瀬川	5060	H29. 2. 23 90	○	
1153	土石流	仁賀町	賀茂川支川	57	H29. 12. 25 733	○	○
1154	土石流	仁賀町	賀茂川支川	57 隣	H29. 12. 25 733	○	○
1155	土石流	仁賀町	賀茂川支川	7508	H29. 12. 25 733	○	○
1156	土石流	仁賀町	滝ヶ谷川	7508 隣 d	H29. 12. 25 733	○	
1157	土石流	仁賀町	賀茂川支川	7508 隣 e	H29. 12. 25 733	○	○
1158	土石流	仁賀町	賀茂川支川	7508 隣 f	H29. 12. 25 733	○	○
1159	土石流	仁賀町	賀茂川支川	7508 隣 g	H29. 12. 25 733	○	○
1160	土石流	仁賀町	賀茂川支川	7508 隣 h	H29. 12. 25 733	○	○
1161	土石流	仁賀町	賀茂川支川	7508 隣 i	H29. 12. 25 733	○	○
1162	土石流	仁賀町	賀茂川支川	7508 隣 j	H29. 12. 25 733	○	○
1163	土石流	仁賀町	賀茂川支川	7508 隣 k	H29. 12. 25 733	○	○
1164	土石流	仁賀町	賀茂川支川	7508 隣 l	H29. 12. 25 733	○	○
1165	土石流	仁賀町	賀茂川支川	7508 隣 m	H29. 12. 25 733	○	○
1166	土石流	仁賀町	賀茂川支川	7508 隣 n	H29. 12. 25 733	○	○
1167	土石流	仁賀町	賀茂川支川	7508 隣 o	H29. 12. 25 733	○	○
1168	土石流	仁賀町	賀茂川支川	7508 隣 p	H29. 12. 25 733	○	○
1169	土石流	仁賀町	賀茂川支川	17a	H29. 12. 25 733	○	○
1170	土石流	仁賀町	賀茂川支川	17b	H29. 12. 25 733	○	○
1171	土石流	仁賀町	賀茂川支川	17c	H29. 12. 25 733	○	○
1172	土石流	仁賀町	賀茂川支川	17d	H29. 12. 25 733	○	○
1173	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5028	H29. 12. 25 733	○	○
1174	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5028 隣	H29. 12. 25 733	○	○
1175	土石流	仁賀町	楠谷川	14	H29. 12. 25 733	○	
1176	土石流	仁賀町	荒谷川	15d	H29. 12. 25 733	○	○
1177	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5025	H29. 12. 25 733	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
1178	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5025 隣 a	H29. 12. 25 733	○	○
1179	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5025 隣 b	H29. 12. 25 733	○	○
1180	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5025 隣 d	H29. 12. 25 733	○	○
1181	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5026	H29. 12. 25 733	○	○
1182	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5027	H29. 12. 25 733	○	○
1183	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5027 隣	H29. 12. 25 733	○	○
1184	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5029a	H29. 12. 25 733	○	○
1185	土石流	仁賀町	賀茂川支川	5029b	H29. 12. 25 733	○	○
1186	土石流	仁賀町	賀茂川支川	7509 隣	H29. 12. 25 733	○	○
1187	土石流	竹原町	かかえ地蔵谷	7039 隣 a	H29. 12. 25 731	○	○
1188	土石流	竹原町	田ノ浦川	6 隣 a	H29. 12. 25 731	○	○
1189	土石流	竹原町	田ノ浦川	6 隣 b	H29. 12. 25 731	○	○
1190	土石流	竹原町	田ノ浦川	6a	H29. 12. 25 731	○	○
1191	土石流	竹原町	田ノ浦川	6b	H29. 12. 25 731	○	
1192	土石流	竹原町	田ノ浦川	6c	H29. 12. 25 731	○	○
1193	土石流	竹原町	田ノ浦川	6d	H29. 12. 25 731	○	○
1194	土石流	竹原町	田ノ浦東川	5c	H29. 12. 25 731	○	○
1195	土石流	竹原町	田ノ浦東川	5d	H29. 12. 25 731	○	
1196	土石流	竹原町	田ノ浦東川	5 隣 a	H29. 12. 25 731	○	○
1197	土石流	竹原町	貞光川	3a	H29. 12. 25 731	○	○
1198	土石流	竹原町	貞光川	3b	H29. 12. 25 731	○	○
1199	土石流	竹原町	田ノ浦東下東 谷	7040	H29. 12. 25 731	○	○
1200	土石流	竹原町	田ノ浦東下南 谷	18	H29. 12. 25 731	○	○
1201	土石流	竹原町	田ノ浦東下南 谷	18 隣 a	H29. 12. 25 731	○	○
1202	土石流	竹原町	田ノ浦東下南 谷	18 隣 b	H29. 12. 25 731	○	○
1203	土石流	竹原町	八幡谷	7041 隣 a	H29. 12. 25 731	○	
1204	土石流	竹原町	八幡谷	7041	H29. 12. 25 731	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
1205	土石流	竹原町	黒浜谷	7042	H29.12.25 731	○	○
1206	土石流	竹原町	楠谷川	2a	H29.12.25 731	○	○
1207	土石流	竹原町	楠谷川	2b	H29.12.25 731	○	○
1208	土石流	竹原町	楠谷川	2c	H29.12.25 731	○	○
1209	土石流	竹原町	楠谷川	2 隣 a	H29.12.25 731	○	○
1210	土石流	竹原町	楠谷川	2 隣 b	H29.12.25 731	○	○
1211	土石流	竹原町	南紺屋谷川	1	H29.12.25 731	○	○
1212	土石流	竹原町	仮屋北谷川	241	H29.12.25 731	○	○
1213	土石流	竹原町	仮屋北谷川	241 隣 a	H29.12.25 731	○	○
1214	土石流	竹原町	仮屋谷川西谷	242a	H29.12.25 731	○	
1215	土石流	竹原町	仮屋谷川西谷	242b	H29.12.25 731	○	○
1216	土石流	竹原町	仮屋谷川西谷	242c	H29.12.25 731	○	
1217	がけ崩れ	仁賀町下大谷	大谷	9500-1	H29.12.25 733	○	○
1218	がけ崩れ	仁賀町下大谷	大谷	9500-2	H29.12.25 733	○	○
1219	がけ崩れ	仁賀町下大谷	大谷	9500-3	H29.12.25 733	○	○
1220	がけ崩れ	仁賀町下大谷	大谷	9501	H29.12.25 733	○	○
1221	がけ崩れ	仁賀町下大谷	大谷	9502	H29.12.25 733	○	○
1222	がけ崩れ	仁賀町下谷	戸石	9496	H29.12.25 733	○	○
1223	がけ崩れ	仁賀町下有屋 谷	下仁賀	2316	H29.12.25 733	○	○
1224	がけ崩れ	仁賀町下有屋 谷	下仁賀	9503	H29.12.25 733	○	○
1225	がけ崩れ	仁賀町宮之西	上仁賀	2317-1	H29.12.25 733	○	○
1226	がけ崩れ	仁賀町宮迫尻	上仁賀	2317-4	H29.12.25 733	○	○
1227	がけ崩れ	仁賀町五十目	大谷	9502-1	H29.12.25 733	○	○
1228	がけ崩れ	仁賀町五十目	下仁賀	9503-1	H29.12.25 733	○	○
1229	がけ崩れ	仁賀町五十目	下仁賀	9503-2	H29.12.25 733	○	○
1230	がけ崩れ	仁賀町荒神畷	上仁賀	9505	H29.12.25 733	○	○
1231	がけ崩れ	仁賀町荒谷	上仁賀	9506	H29.12.25 733	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
1232	がけ崩れ	仁賀町鹿庭	鹿庭	9498	H29. 12. 25 733	○	○
1233	がけ崩れ	仁賀町鹿庭	鹿庭	9498-1	H29. 12. 25 733	○	○
1234	がけ崩れ	仁賀町鹿庭	鹿庭	9498-2	H29. 12. 25 733	○	○
1235	がけ崩れ	仁賀町上大谷	大谷	9499	H29. 12. 25 733	○	○
1236	がけ崩れ	仁賀町上大谷	大谷	9450	H29. 12. 25 733	○	○
1237	がけ崩れ	仁賀町上有屋 谷	有屋谷 A	9493-1	H29. 12. 25 733	○	○
1238	がけ崩れ	仁賀町上有屋 谷	有屋谷 A	9493-2	H29. 12. 25 733	○	○
1239	がけ崩れ	仁賀町新川西	上仁賀	9504-1	H29. 12. 25 733	○	○
1240	がけ崩れ	仁賀町新川西	上仁賀	9504-2	H29. 12. 25 733	○	○
1241	がけ崩れ	仁賀町新川西	上仁賀	9504-3	H29. 12. 25 733	○	○
1242	がけ崩れ	仁賀町新川西	上仁賀	9504-4	H29. 12. 25 733	○	○
1243	がけ崩れ	仁賀町千畑	鹿庭	9498-3	H29. 12. 25 733	○	○
1244	がけ崩れ	仁賀町川井	下仁賀	2316-1	H29. 12. 25 733	○	○
1245	がけ崩れ	仁賀町曾根	上仁賀	9504	H29. 12. 25 733	○	○
1246	がけ崩れ	仁賀町大藤谷	戸石	658	H29. 12. 25 733	○	○
1247	がけ崩れ	仁賀町大藤谷	戸石	658-1	H29. 12. 25 733	○	○
1248	がけ崩れ	仁賀町大藤谷	戸石	658-2	H29. 12. 25 733	○	○
1249	がけ崩れ	仁賀町大藤谷	戸石	658-3	H29. 12. 25 733	○	○
1250	がけ崩れ	仁賀町大藤谷	戸石	658-4	H29. 12. 25 733	○	○
1251	がけ崩れ	仁賀町滝	戸石	9496-1	H29. 12. 25 733	○	○
1252	がけ崩れ	仁賀町瀧ヶ谷	有屋谷 A	9493	H29. 12. 25 733	○	○
1253	がけ崩れ	仁賀町棚ヶ迫	上仁賀	9507-1	H29. 12. 25 733	○	○
1254	がけ崩れ	仁賀町棚ヶ迫	上仁賀	9508	H29. 12. 25 733	○	○
1255	がけ崩れ	仁賀町中西谷	中西谷	9441-4	H24. 03. 22 252	○	○
1256	がけ崩れ	仁賀町中西谷	中西谷	9441-1	H24. 03. 22 252	○	○
1257	がけ崩れ	仁賀町中西谷	中西谷	9441	H24. 03. 22 252	○	○
1258	がけ崩れ	仁賀町中西谷	中西谷	9441-2	H24. 03. 22 252	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
1259	がけ崩れ	仁賀町中西谷	中西谷	9441-3	H24. 03. 22 252	○	○
1260	がけ崩れ	仁賀町中有屋 谷	有屋谷 A	9493-3	H29. 12. 25 733	○	○
1261	がけ崩れ	仁賀町中有屋 谷	有屋谷 A	9493-4	H29. 12. 25 733	○	○
1262	がけ崩れ	仁賀町中有屋 谷	有屋谷 B	9494	H29. 12. 25 733	○	○
1263	がけ崩れ	仁賀町中有屋 谷	下仁賀	9503-3	H29. 12. 25 733	○	○
1264	がけ崩れ	仁賀町土居垣 内	上仁賀	2317	H29. 12. 25 733	○	○
1265	がけ崩れ	仁賀町栃谷	上仁賀	2317-5	H29. 12. 25 733	○	○
1266	がけ崩れ	仁賀町栃谷	上仁賀	2317-6	H29. 12. 25 733	○	○
1267	がけ崩れ	仁賀町栃谷	上仁賀	2317-7	H29. 12. 25 733	○	○
1268	がけ崩れ	仁賀町栃谷	上仁賀	2317-8	H29. 12. 25 733	○	○
1269	がけ崩れ	仁賀町八和田 垣内	上仁賀	2317-2	H29. 12. 25 733	○	○
1270	がけ崩れ	仁賀町八和田 垣内	上仁賀	2317-3	H29. 12. 25 733	○	○
1271	がけ崩れ	仁賀町風呂之 本	上仁賀	9507	H29. 12. 25 733	○	○
1272	がけ崩れ	仁賀町立掛	下仁賀	9503-4	H29. 12. 25 733	○	○
1273	急傾斜地の 崩壊	忠海長浜	1 丁目	2331	H31. 1. 17 34	○	○
1274	急傾斜地の 崩壊	忠海長浜	1 丁目	2331-1	H31. 1. 17 34	○	○
1275	急傾斜地の 崩壊	忠海長浜	1 丁目	2331-2	H31. 1. 17 34	○	○
1276	急傾斜地の 崩壊	忠海長浜	2 丁目	2331-3	H31. 1. 17 34	○	○
1277	急傾斜地の 崩壊	忠海町	忠海町	2332	H31. 1. 17 34	○	○
1278	急傾斜地の 崩壊	忠海町	忠海町	2333-1	H31. 1. 17 34	○	○
1279	急傾斜地の 崩壊	忠海町	忠海町	2333-2	H31. 1. 17 34	○	○
1280	急傾斜地の 崩壊	忠海中町	4 丁目	2334	H31. 1. 17 34	○	○
1281	急傾斜地の 崩壊	忠海東町	3 丁目	2334-1	H31. 1. 17 34	○	○
1282	急傾斜地の 崩壊	忠海東町	1 丁目	2335	H31. 1. 17 34	○	○
1283	急傾斜地の 崩壊	忠海町	忠海町	2337	H31. 1. 17 34	○	○
1284	急傾斜地の 崩壊	忠海町	忠海町	2338	H31. 1. 17 34	○	○

番号	自然現象	町・字	区 域	箇 所	告示年月日・番 号	警戒 区域	特別警 戒区域
1285	急傾斜地の崩壊	忠海町	忠海町	2338-1	H31. 1. 17 34	○	○
1286	急傾斜地の崩壊	忠海東町	4丁目	2338-2	H31. 1. 17 34	○	○
1287	急傾斜地の崩壊	床浦	1丁目	2354	H31. 1. 17 34	○	○
1288	急傾斜地の崩壊	忠海中町	3丁目	6345	H31. 1. 17 34	○	○
1289	急傾斜地の崩壊	忠海町	忠海町	6345-1	H31. 1. 17 34	○	○
1290	急傾斜地の崩壊	忠海町	忠海町	6345-2	H31. 1. 17 34	○	○
1291	急傾斜地の崩壊	忠海町	忠海町	6366-1	H31. 1. 17 34	○	○
1292	急傾斜地の崩壊	忠海町	忠海町	6366-2	H31. 1. 17 34	○	○
1293	急傾斜地の崩壊	忠海町	忠海町	664	H31. 1. 17 34	○	○
1294	急傾斜地の崩壊	忠海長浜	3丁目	664-1	H31. 1. 17 34	○	○
1295	急傾斜地の崩壊	忠海町	忠海町	664-2	H31. 1. 17 34	○	○
1296	急傾斜地の崩壊	床浦	1丁目	665	H31. 1. 17 34	○	○
1297	急傾斜地の崩壊	床浦	1丁目	665-1	H31. 1. 17 34	○	○
1298	急傾斜地の崩壊	忠海東町	3丁目	666	H31. 1. 17 34	○	○
1299	急傾斜地の崩壊	忠海町	忠海町	9572	H31. 1. 17 34	○	○
1300	急傾斜地の崩壊	忠海長浜	3丁目	1665-1	H31. 1. 17 34	○	○
1301	急傾斜地の崩壊	忠海長浜	1丁目	1665-2	H31. 1. 17 34	○	○
1302	急傾斜地の崩壊	忠海長浜	3丁目	1666-1	H31. 1. 17 34	○	○
1303	急傾斜地の崩壊	忠海東町	4丁目	1669-1	H31. 1. 17 34	○	○
1304	急傾斜地の崩壊	忠海町 幸崎町能地	忠海町	1669-2	H31. 1. 17 36	○	○
1305	急傾斜地の崩壊	忠海町	忠海町	1669-3	H31. 1. 17 34	○	○
1306	急傾斜地の崩壊	忠海町	忠海町	1670	H31. 1. 17 34	○	○
1307	急傾斜地の崩壊	忠海町	忠海町	1670-1	H31. 1. 17 34	○	○
1308	急傾斜地の崩壊	忠海町	忠海町	1670-2	H31. 1. 17 34	○	○
1309	土石流	忠海東町	4丁目	266	H31. 3. 25 245	○	○
1310	土石流	忠海東町	4丁目	266 隣	H31. 3. 25 245	○	

## ○防災重点ため池の現況

(令和8年3月1日現在)

名 称	所 在 地	規 模		破堤時 被害予想 戸 数	備 考
		貯水量 (m <sup>3</sup> )	堤高 (m)		
田万里新池	田万里町松ケ山	11,300	6.70	11	
奥野原池	田万里町鑄師原奥の原	1,710	7.8	25	
白井原下池	竹原市田万里町白井原 2356	200	5.3	4	
丸沢田池	西野町赤坂丸沢田906番	6,440	6.9	5	
観音上池	西野町西野路854番	3840	4.7	3	
観音中池	西野町西野路 855 番	1,590	3.5	3	
観音新池	西野町西野路 850 番地の 14	1,260	4.1	1	
観音下池	西野町西野路856番	4,070	4.9	12	
寺下池	新庄町寺 1496	800	3.0	13	
鷺の森小池	新庄町鷺の森	140	2.2	5	
末森池	新庄町江草 2859	900	3.8	1	
牛倉池	新庄町江草 282	6,900	7.0	10	
森川池	新庄町白石 216 番	2,470	4.7	23	
奥の池	新庄町末宗白石 212 番	1,810	6.2	13	
松橋池	新庄町北松橋 571 番	2,460	5.8	6	
柏谷池	仁賀町柏谷 673	2,100	5.0	7	
繁内横池	仁賀町大藤谷	290	2.1	1	
銭亀池	仁賀町戸石字上大谷 2299 番	22,920	6.2	3	
手洗池	仁賀町字朽谷 1395 番	15,040	3.6	3	
澤田井出池	仁賀町字古川 75	820	3.6	9	
柳ヶ迫池	下野町大字宿根	2,720	7.9	10	
岡田池	下野町宿根	240	2.7	7	
天池	竹原町大井2763	9,800	3.40	45	

名 称	所 在 地	規 模		破堤時 被害予想 戸 数	備 考
		貯水量 (m <sup>3</sup> )	堤高 (m)		
大谷池 (*1)	下野町大字築地	1,570	5.3	3	
ひょうたん池	下野町字吉良崎 2695	18,880	3.4	8	
猶木小池 (*1)	東野町下青田	150	3.5	1	
猶木大池 (*1)	東野町下青田	560	2.8	1	
二反田池	小梨町寺迫 9700	1,400	4.4	1	
坂田の池	東野町上柏野 1190	420	2.1	11	
大池 (*1)	下野町大字高下谷	2,670	5.3	96	
瀬戸池	下野町受芦谷3695	3,400	9.8	113	
大池	下野町大字多井山	10,010	6.9	30	
竹下池	吉名町毛木迫	530	2.6	6	
小林の池	吉名町大字西ヶ崎 53	1,050	5.0	2	
西池	吉名町大字諏訪谷	730	2.9	11	
半三池	吉名町大蔵 182	1,600	4.8	64	
天龍池	吉名町奥山田 1772	10,300	15.0	246	
竜泉池	吉名町大字岩坪	2,970	13.5	13	
名荷池	吉名町大字久保谷	1,220	4.8	6	
平井の池	吉名町大字久保谷	1,190	2.3	9	
矢の熊池	吉名町大字曾井	720	3.3	5	
海床池	忠海町海床 2204 番 1	6,500	7.9	8	
植松池	忠海町植松谷 4253 番	2,100	6.2	11	
船ヶ谷池	東広島市河内町大字入野	3,730	4.3	35	西野町(上大畠、宝器)への影響
東山1号池	東広島市河内町大字入野	14,000	7.5	4	新庄町(二ノ瀬、西葛子)への影響

(\*1) 今後解除の予定

※ 防災重点ため池とは、決壊した場合の浸水区域（以下「浸水区域」という）に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池をいう。

「人的被害を与えるおそれ」に関する具体的な基準

- 1 ため池から 100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- 2 ため池から 100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量 1,000 m<sup>3</sup>以上のもの
- 3 ため池から 500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量 5,000 m<sup>3</sup>以上のもの
- 4 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの

## ○大規模盛土造成地の現況

	所在地	要件上の盛土形態 (盛土面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上のもの)
1	下野町上条地区の一部	谷埋め型
2	吉名学園の一部	谷埋め型
3	高崎町の一部	谷埋め型
4	忠海床浦三丁目の一部	谷埋め型
5	忠海学園の一部	谷埋め型

※位置等は竹原市ホームページへ掲載

## ○海岸保全区域一覽

## 1 国土交通省水管理・国土保全局所管

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

海岸名	地区海岸名	地先海岸名	位置	指定年月日 (告示番号)	延長 (m)
竹原	吉名	小泊	竹原市吉名小泊～宗越	S 43. 12. 27 広島示第 1055 号	1, 550

## 2 国土交通省港湾局所管

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

港湾名	海岸名	地区海岸名	地先海岸名	指定年月日 及び告示番号	備考
竹原港	竹原港海岸	吉名 地区海岸	掛浦、沖辺	S 46. 11. 5 広島示第 971	
			東柏、平方、宗越	H13. 11. 13 広島示第 763 号	H10. 12. 10 広島示第 1169 号の変更
		竹原 地区海岸	長浜、大乘、高 崎、的場	S 46. 11. 5 広島示第 971 号	
			辰新開、北崎、新 浜、明神 築地、毛木		
			的場北	H19. 12. 20 広島示第 号	
			的場公園	S 62. 2. 23 広島示第 151 号	
			的場	H2. 11. 13 広島示第 1144 号	
忠海港	忠海港海岸	川下 地区海岸		S 34. 3. 6 広島示第 130 号	
		僧都 地区海岸		S 34. 3. 6 広島示第 130 号	
		栄町 地区海岸		S 40. 5. 21 広島示第 449 号	
		川下 地区海岸		S 40. 5. 21 広島示第 449 号	

## 3 水産庁所管

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

海岸名	地区海岸名	地先海岸名	所在市町村	指定年月日	告示番号
吉名漁港海岸	竹原地区海岸	沖辺及び柏新開地先海岸	竹原市	S44. 5. 27	407
	吉名地区海岸			H17. 7. 28	902

## 4 農村振興局専管

海岸名	地区海岸名	所在市町村名	指定年月日 (告示番号)	備考
竹原	曾井	竹原市	S 36. 4. 18 (243)	

## ○港湾の現況

## 1 港湾施設整備状況

県港湾振興課調  
(平成 31 年 4 月 1 日現在) (単位：m)

港湾名	港格	管理者	外郭施設					係留施設			
			防波堤	防潮堤及び堤防	道流堤	護岸	その他	計	大型係船岸	小型係船岸	計
									－4.5m以上	－4.5m未満	
忠海港	地方	県△	975			2,229	12	3,216		291	291
竹原港	地方	県△	524	418	2,572	9,766	340	13,202	257	1,116	1,373

## 2 主要港湾施設一覧

県港湾企画整備課調  
(平成 31 年 4 月 1 日現在)

港湾名	地区名	施設名	水深(m)	延長(m)	構造形式	建設年度	備考
竹原港	本港	北崎浮棧橋	－4.0	100	—	昭和 50 年	
		新明神岸壁	－4.5	120	鋼矢板敷	昭和45～平成2年	
		新浜岸壁	－4.5	137	鋼矢板敷	昭和41～43年	
忠海港	本港	忠海港棧橋	－2.0	60	—	昭和 55 年	

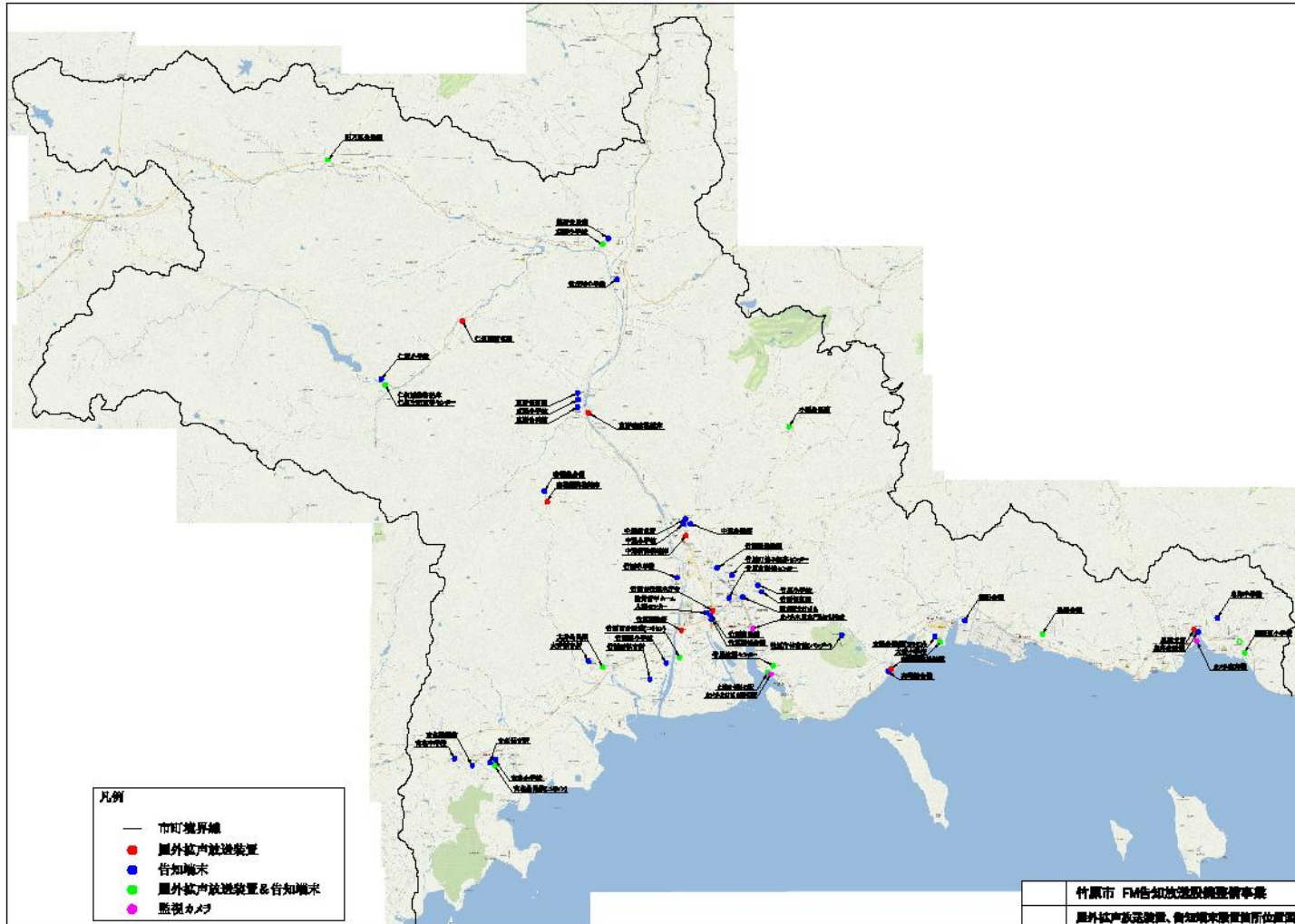
## 3 漁港の現況

県水産課調  
(平成 31 年 4 月 1 日現在) (単位：m)

漁港	管理者又は所有者	外郭施設				係留施設			
		総数	防波堤	護岸	防砂堤等	総数	岸壁さん橋 浮さん橋	船揚場	物揚場
長浜	竹原市	365	117	248	—	67	—	—	67
吉名	竹原市	1,274	496	778	—	319	114	—	205

〔通信設備等〕

○告知放送設備の現況



名称	設置場所
F M告知放送設備センター装置	竹原市情報センター
放送卓	竹原市本庁, 竹原消防署, たけはらケーブルネットワーク
屋外拡声放送装置 (20箇所)	旧田万里小学校, 仁賀消防格納庫, 東野消防格納庫, 宿根消防格納庫, 竹原市役所本庁舎, 竹原西地域交流センター, たけはら海の駅, 吉名地域交流センター, 高崎消防格納庫, 長浜会館, 荘野小学校, 仁賀消防格納庫, 小梨スポーツ広場, 中通消防格納庫, 竹原消防署, 大井地域交流センター, 竹原流通センター, 旧忠海東小学校, 大乘小学校, 忠海支所
告知放送端末 (39箇所)	市内小学校・中学校は全箇所, 地域交流センター・会館は全箇所, 宿根集会所, 市内こども園は全箇所, パンパー体育館, 竹原市民館, 人権センター, 道の駅たけはら, たけはら海の駅, 竹原市保健センター, 町並み保存センター, 分庁舎
監視用カメラ (4箇所)	本川水門No1, No2, たけはら海の駅, 忠海港

## 〔観測施設等〕

## ○市内観測所一覧

## 1 関係機関気象観測所

広島県危機管理課調  
(平成 31 年 4 月 1 日現在)

観測所名	観測地点	設置機関	観測項目	水系名	摘要
竹原	忠海床浦	広島地方気象台	雨量、気温、日照、風向、風速	沿岸部	地域気象観測所
竹原	竹原町吉崎	広島県	雨量	賀茂川	水防
仁賀ダム	竹原市仁賀町 仁賀ダム管理事務所内	広島県	雨量	賀茂川	水防
小梨	小梨町字横走	広島県	雨量		砂防
田万里	田万里町 1241	広島県	雨量		砂防
新庄	新庄町町田 1981-2	広島県	雨量		砂防
竹原市役所	中央五丁目 1-35	広島県	雨量		治山
西野	西野町字西野路 849-66	広島県	雨量		治山
田万里	田万里町字西堀坂 549-2	広島県	雨量		治山
仁賀	仁賀町字鹿庭 917-2	広島県	雨量		治山
小梨	小梨町字北谷平 1849-1	広島県	雨量		治山
忠海	忠海町字甚三平 2478	広島県	雨量		治山
吉名	吉名町字下郷附 4956-22	広島県	雨量		治山
朝日山	下野町字根山 1297-3	広島県	雨量		治山

## 2 水位観測所

広島県河川課調  
(平成 31 年 4 月 1 日現在)

観測所名	観測地点	設置機関	観測項目	河川名	摘要
新庄	竹原市新庄町町田 1981-2	広島県	水位	賀茂川	河川
竹原	竹原市竹原町字吉崎	広島県	水位	賀茂川	河川
下野	竹原市下野町字大応	広島県	水位	本川	河川

## 3 潮位観測所

広島県港湾漁港整備課調  
(平成 31 年 4 月 1 日現在)

観測所名	位置	港湾名	設置者
竹原港	竹原市塩町一丁目 6 番	竹原	広島県

## ○市内震度計設置状況

広島県危機管理課調

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

設置場所 所在地	設置機関	計測震度計等座標					
		北緯			東経		
		度	分	秒	度	分	秒
竹原市役所 竹原市中央五丁目 1-35	広島県	34	20	28	132	54	25

## ○気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。

この表を使用される際は、次の点にご注意下さい。

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないが、その数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
が（も）いる	同上。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## 〔避難所・医療関係〕

## ○指定避難所及び指定緊急避難場所等一覧

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための施設または場所を指定しています。

## 1 指定避難所

災害発生の際の危険性があり、避難した住民、災害により家に戻れなくなった住民等を避難、生活させる施設

(令和6年3月31日現在)

番号	名称	所在地	管理者	連絡先	想定 収容 人員	対応災害 ※				
						土 砂	洪 水	津 波	高 潮	地 震
1	竹原西地域交流センター	竹原町 2377-1	センター 長	22-8504	187	○		②	○	○
2	竹原西小学校体育館	竹原町 2440	校長	22-0946	369	○			○	○
3	竹原高等学校体育館	竹原町 3444-1	〃	22-0745	1,212	○			○	○
4	人権センター・児童館	中央五丁目 5-17	地域づく り課長	22-3726	300	○	②	②	○	○
5	竹原市民館	中央五丁目 5-24	〃	22-0010	1,203	○	②	②	○	
6	道の駅たけはら	本町一丁目 1-1	駅長	23-5100	50	○	②	②	②	○
7	竹原小学校体育館	田ノ浦 二丁目5-1	校長	22-2105	413		○	○	○	○
8	宿根集会所	下野町 345	自治会長	—	21	○	○	○	○	
9	中通小学校体育館	下野町 3469	校長	22-2606	310			○	○	○
10	中通地域交流センター	下野町 3478	センター 長	22-6001	183	○		○	○	○
11	大井地域交流センター	下野町 1525	〃	22-7154	184		○	○	○	○
12	竹原中学校体育館	下野町 2230	校長	22-2045	569			○	○	○
13	東野地域交流センター	東野町 887	センター 長	29-0546	184			○	○	○
14	東野小学校体育館	東野町 914	校長	29-0114	310			○	○	○
15	賀茂川中学校体育館	東野町 2051-1	〃	29-0200	405			○	○	○
16	福田会館	福田町	自治会長	—		○	○	○	○	○
17	大乘地域交流センター	高崎町 185-7	センター 長	27-0941	185	○	○	○	○	○

番号	名称	所在地	管理者	連絡先	想定 収容 人員	対応災害 ※				
						土 砂	洪 水	津 波	高 潮	地 震
18	大乘小学校体育館	高崎町 185-7	校長	24-1155	350	○	○	○	○	○
19	高崎城会館	高崎町 363-1	自治会長	—	44	○	○	○	○	○
20	バンブー体育館	高崎町 1414	指定管理 者	24-1001	924	○	○	○	○	○
21	小梨地域交流センター	小梨町 10381-1	センター 長	22-0507	90		○	○	○	○
22	荘野地域交流センター	西野町 2054-1	〃	29-0983	183		○	○	○	○
23	荘野小学校体育館	西野町 2025	校長	29-0002	310		○	○	○	○
24	田万里地域交流センター	田万里町 1229-1	センター 長	29-1734	310		○	○	○	○
25	仁賀地域交流センター	仁賀町 1292-1	センター 長	29-0284	31			○	○	○
26	仁賀小学校体育館	仁賀町 1280	校長	29-0307	270			○	○	○
27	吉名地域交流センター	吉名町 4956-22	センター 長	25-1674	185	○	○	②	○	○
28	吉名学園体育館	吉名町 2671	校長	28-0205	476	○	○	○	○	○
29	旧吉名小学校体育館	吉名町 4907-1	財政課長	22-7731	363	○	○		○	○
30	忠海地域交流センター	忠海中町 二丁目26-1	センター 長	26-0029	273	○	○	②	②	○
31	忠海高等学校体育館	忠海床浦 四丁目4-1	校長	26-0800	481	○	○			○
32	忠海学園体育館	忠海東町 三丁目9-1	〃	26-0929	456		○	○	○	○
33	忠海東地域交流センター	忠海東町 五丁目1-13	センター 長	26-0353	131	○	○	②	○	○
34	旧忠海東小学校体育館	忠海東町 五丁目19-1	財政課長	22-7731	306	○	○			○
35	長浜会館	忠海長浜 一丁目13-7	自治会長	—	69		○	○	○	○

## ※ 対応災害の見方

- ・土砂：土砂災害警戒区域等の外にある施設
- ・洪水（想定最大規模）、津波、高潮（30年確率）：浸水想定区域の外にある施設
- ・地震：新耐震基準（昭和57年）以降に建てられた施設
- ・②：2階以上に限り安全な施設

## 2 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、一時的にその危険から逃れるための  
野外の場

（令和8年2月28日現在）

番号	名称	所在地	管理者	連絡先	対応災害 ※				指定避難所との重複
					土砂	洪水	津波	高潮	
1	中央公園	竹原町3465	都市整備課長	22-7749	○		× (1.9)	×	
2	竹原西小学校グランド	竹原町2440	校長	22-0946	○		× (0.4)	○	○
3	竹原高等学校グランド	竹原町3444-1	〃	22-0745	○		× (2.2)	○	○
4	旧竹原西保育所グランド	竹原町2596	財政課長	22-7731	○		× (1.1)	○	
5	旧竹原西幼稚園グランド	本町四丁目3-1	財政課長	22-7731	○		× (2.4)	×	
6	道の駅たけはら	本町一丁目1-1	駅長	23-5100	○		× (3.1)	×	○
7	竹原小学校グランド	田ノ浦二丁目5-1	校長	22-2105		○	○	○	○
8	北崎公園	港町三丁目3	都市整備課長	22-7749			× (2.2)	×	
9	中通小学校グランド	下野町3469	校長	22-2606			○	○	○
10	旧竹原東幼稚園グランド	港町二丁目3-1	財政課長	22-7731	○		× (2.3)	×	
11	新町公園	竹原町3522-2	都市整備課長	22-7749	○		× (1.9)	×	
12	竹原中学校グランド	下野町2230	校長	22-2045			○	○	○
13	大王公園	下野町4301	都市整備課長	22-7749			○	○	
14	東野小学校グランド	東野町914	校長	29-0114			○	○	○
15	賀茂川中学校グランド	東野町2051-1	〃	29-0200			○	○	○
16	宿根スポーツ広場	下野町345	文化生涯学習課長	22-2328	○	○	○	○	
17	大井スポーツ広場	下野町926-5	〃	〃		○	○	○	
18	大乘小学校グランド	高崎町185-7	校長	24-1155	○	○	○	○	○
19	旧大乘幼稚園グランド	福田町2705-1	財政課長	22-7731	○	○	○	○	
20	バンブー・ジョイ・ハイランド	高崎町1414	都市整備課長	24-1001	○	○	○	○	○
21	小梨スポーツ広場	小梨町10385-1	文化生涯学習課長	22-2328		○	○	○	○
22	荘野小学校グランド	西野町2025	校長	29-0002			○	○	○
23	中須公園	竹原町2218-4	都市整備課長	22-7749	○		× (0.4)	×	
24	田万里スポーツ広場	田万里町1241	文化生涯学習課長	22-2328		○	○	○	○
25	内堀公園	忠海中町2	都市整備課長	22-7749	○	○	× (2.3)	×	
26	仁賀小学校グランド	仁賀町1280	校長	29-0307			○	○	○
27	忠海スポーツ広場	忠海東町二丁目5040	文化生涯学習課長	22-2328	○	○	× (2.4)	×	
28	吉名学園グランド	吉名町2671	校長	28-0205	○	○	○	○	○
29	黒滝ホームグランド	忠海中町三丁目13-1	園長	26-0928		○	○	○	
30	旧吉名小学校グランド	吉名町4907-1	財政課長	22-7731	○	○	× (1.7)	○	○
31	旧忠海東小学校グランド	忠海東町五丁目19-1	〃	22-7731	○	○	× (2.8)	×	○
32	旧忠海西小学校グランド	忠海床浦一丁目5-1	〃	22-7731		○	× (2.8)	×	○

番号	名称	所在地	管理者	連絡先	対応災害 ※				指定避難所との重複
					土砂	洪水	津波	高潮	
33	忠海高等学校グラウンド	忠海床浦四丁目4-1	校長	26-0800	○	○	× (27)	×	○
34	忠海学園グラウンド	忠海東町三丁目9-1	〃	26-0929	○	○	○	○	○

※ 対応災害の見方

- ・土砂：土砂災害警戒区域等の外にある施設
- ・洪水（想定最大規模）、津波、高潮（30年確率）：浸水想定区域の外にある施設
- ・×は、地震による地盤沈下等で堤防が機能しない場合（m）内は海抜

### 3 広域避難場所

地震や大規模災害などの大きな災害時に使用する公園や広場で、総面積10ヘクタール以上の安全な面積を確保できる避難場所

番号	名称	所在地	管理者	連絡先	対応災害 ※					指定避難所との重複
					土砂	洪水	津波	高潮	地震	
1	総合公園ハンブー・ジョイ・ハイランド	高崎町 1414	指定管理者	24-1001	○	○	○	○	○	○

※ 対応災害の見方

- ・土砂：土砂災害警戒区域等の外にある施設
- ・洪水（想定最大規模）、津波、高潮（30年確率）：浸水想定区域の外にある施設
- ・地震：新耐震基準（昭和57年）以降に建てられた施設

### 4 津波緊急避難場所

南海トラフ地震等による津波から命を守るため、津波浸水予想地域内において、地域住民等が一時避難・退避等の避難行動を行うための施設

番号	施設名	所在地	避難場所	浸水想定区域
1	竹原市役所	中央五丁目 6-28	2階、4階～6階 共用廊下及びエレベーター ホール、屋上	内(海抜2.0m)

## ○協定避難所

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、一時的な避難所として使用できるように、あらかじめ施設の管理者と協定を締結している施設

番号	名称	所在地	管理者	連絡先
1	東洋コルク株式会社	東野町 1660	工場長	0846-29-1100

## ○福祉避難所協定締結施設一覧

高齢者や障害のある方など、避難場所での生活において、特別な配慮を必要とされる方が避難する施設

(令和5年2月1日現在)

番号	名称	所在地	種別	連絡先	対応災害 ※				
					土砂	洪水	津波	高潮	地震
1	リブウェル聖恵	忠海中町 三丁目16-1	障害者 施設	26-1002		○	○	○	○
2	中国芸南学園	忠海東町 二丁目10-1	〃	26-0310		○	○	○	○
3	養護老人ホーム竹原市 黒滝ホーム	忠海中町 三丁目13-1	高齢者 施設	26-0928		○	○	○	○
4	ハウスインまとぼ	竹原町 3643	〃	22-3655	○		○	○	○
5	特別養護老人ホーム瀬戸内 園	港町 四丁目5- 1	〃	22-8017		○	②	②	○
6	特別養護老人ホームハートフル 竹原中央	中央三丁目 10-14	〃	23-5111	○		②	○	○
7	多機能型事業所あさひ	下野町 3356-1	障害者 施設	24-6012	○		○	○	○
8	竹原むつみ老人保健施 設	下野町 650	高齢者 施設	22-7623		②	○	○	○
9	介護老人保健施設まお	下野町 3126-1	〃	22-3007	○		○	○	○
10	馬場病院	下野町 1744	病院	22-2071		○	○	○	○
11	特別養護老人ホーム宗越園	吉名町 宗越 793	〃	25-1900		○	○	○	○
12	ケアハウス宗越苑	〃	〃	〃	○	○	○	○	○
13	介護老人保健施設ゆさ か	西野町 184	〃	29-2190	○	②	○	○	○
14	障害福祉サービス事業所 若竹	田ノ浦 三丁目2- 6	障害者 施設	22-4440		○	○	○	○

備考：上表の施設は、市と当該施設管理者との間で締結した「災害時等における福祉避難所の設置運営等に関する協定」において指定した施設である。災害時には、高齢者や障害者など、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人の受け入れを、市が当該施設管理者へ要請することができる。

## ※ 対応災害の見方

- ・土砂：土砂災害警戒区域等の外にある施設
- ・洪水（想定最大規模）、津波、高潮（30年確率）：浸水想定区域の外にある施設
- ・地震：新耐震基準（昭和57年）以降に建てられた施設
- ・②：2階以上に限り安全な施設

## ○災害拠点病院

(平成 27 年 4 月現在)

保健医療圏	病院名	所在地	電話番号	病床数	災害派遣医療チーム
広島中央	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	東広島市西条町寺家 513	082-423-2176	435	2

## ○西部東保健所管内国立公立病院

(平成 29 年 3 月現在)

病院名	所在地	電話番号
独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	東広島市西条町寺家 513	082-423-2176
独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター	東広島市黒瀬町南方 92	0823-82-3000
県立身体障害者リハビリテーションセンター医療センター	東広島市西条町田口 295-3	082-425-1455
県立心身障害者コロニー重症心身障害児施設わかば療育園	東広島市八本松町米満 198-1	082-428-6672
呉共済病院忠海分院	竹原市忠海中町二丁目 2-45	0846-26-0250
県立安芸津病院	東広島市安芸津町三津 4388	0846-45-0055

## ○市内医療機関一覧

(令和 6 年 10 月 31 日現在)

医療機関名	所在地	電話番号
呉共済病院忠海分院	忠海中町二丁目 2-45	0846-26-0250
竹原病院	下野町 650	0846-22-0963
馬場病院	下野町 1744	0846-22-2071
安田病院	下野町 3136	0846-22-6121
浅野内科医院	忠海中町二丁目 10-10	0846-26-0518
あまの耳鼻咽喉科	中央三丁目 3-1	0846-22-0882
いのくちクリニック	忠海中町二丁目 1-40	0846-26-0700
大田整形おおた内科	中央四丁目 4-25	0846-23-5101
おぎ皮膚科	下野町 3270-1	0846-23-5512

医療機関名	所在地	電話番号
かわの医院	竹原町 3554	0846-22-0724
桑原内科循環器科医院	中央二丁目 20-25	0846-22-2009
城原胃腸科整形外科	中央三丁目 4-1	0846-22-2632
中島内科クリニック	中央二丁目 14-15	0846-22-2002
日谷眼科	中央二丁目 7-7	0846-22-2049
こうの医院	中央三丁目 15-1	0846-22-2325
米田小児科	中央二丁目 18-15	0846-22-1239
しいはらクリニック	竹原町 3643	0846-21-9522

歯科医院名	所在地	電話番号
石井歯科クリニック	竹原町 3078-14	0846-22-6695
今田歯科医院	忠海中町二丁目 2-51	0846-26-0018
大田歯科医院	竹原町 3511-7	0846-22-0879
第2米田歯科医院	福田町 1287-1	0846-24-1224
高橋歯科医院	中央三丁目 16-36	0846-22-2074
西野歯科	西野町 2153-3	0846-29-2229
三好歯科医院	忠海中町二丁目 20-24	0846-26-0739
三好歯科医院	竹原町 3552-7	0846-22-0959
安田歯科医院	下野町 3245-12	0846-22-7727
米田歯科医院	竹原町 3572	0846-22-2122
おかだ歯科	中央四丁目 5-17	0846-22-7111

## ○市内薬局店一覧

(令和6年10月31日現在)

薬局薬店名	所在地	電話番号
アルファ薬局	下野町 1771-1	0846-22-7611
いちご薬局	中央二丁目 18-16	0846-22-0225
イヨウ薬局忠海店	忠海中町二丁目 2-10	0846-26-2782
エンゼル薬局	下野町 3143-6	0846-22-7575
岡本薬局ファーマシー	中央二丁目 4-15	0846-22-3206
神田薬局	中央二丁目 1-22	0846-22-2086
きらり薬局	下野町 3263-1 サンライズ 102	0846-22-1116
黒滝薬局	忠海中町二丁目 1-6	0846-26-3180
しんがい薬局	竹原町 3554-6	0846-22-3714
バンブー薬局	中央三丁目 3-2	0846-23-0100
すなめ利薬局	忠海中町二丁目 2-46	0846-23-2355
竹原中央薬局	中央三丁目 16-54	0846-22-8550
のぞみ薬局	中央三丁目 4-16	0846-23-0227
原田薬局	中央四丁目 4-24	0846-23-5131
ばら薬局	竹原町 3644	0846-24-6066
あすなろ薬局	中央二丁目 14-8	0846-24-6133

## ○要配慮者利用施設一覧

(令和6年3月31日現在)

番号	施設の名称(併設)	所在地	施設区分	電話番号	土砂災害警戒区域等	浸水想定(m)	津波
1	馬場病院	下野町 1744	医療	22-2071	※土石流 急傾斜		
2	安田病院 (介護老人保健施設まお、認可 外保育施設遊友童夢)	下野町 3136	医療	22-6121		3.0～ 5.0	
3	竹原病院 (認可外保育施設恵宣会保育所)	下野町 650	医療	22-0963	※土石流 ※急傾斜	1.0～ 3.0	
4	日谷眼科	中央二丁目 7-7	医療	22-2049		3.0～ 5.0	○
5	呉共済病院忠海分院	忠海中町二丁目 2-45	医療	26-0250			○
6	ツグサポ	西野町 2080-5	障害	29-2346	土石流	1.0～ 3.0	
7	作業所ゆうあい	港町三丁目 2-1	障害	22-2254	急傾斜	0.3～ 0.5	○
8	多機能型事業所あさひ	下野町 3356-1	障害	24-6012		3.0～ 5.0	
9	障害福祉サービス事業所 若竹	田ノ浦三丁目 2-6	障害	22-4440	土石流		
10	地域生活支援センター 365	下野町 2402-1	障害	22-7655	急傾斜	1.0～ 3.0	
11	グループホームあゆみ・翼	下野町 2402-1	障害	23-5388	土石流 急傾斜	1.0～ 3.0	
12	就労継続支援 B 型事業所虹工房	下野町 2402-1	障害	22-2227	急傾斜	1.0～ 3.0	
13	障害児通所支援事業所 デイサービス ひろば	竹原町 3567-1	障害	24-6557		3.0～ 5.0	○
14	郷の駅塩町	塩町四丁目 9-1	障害	22-6527		1.0～ 3.0	○
15	グループホームあさぎり	本町四丁目 13-20	障害	22-1567		3.0～ 5.0	
16	中国芸南学園(第一、第二成人 部、児童部)(ちゅうげい)	忠海東町二丁目 10-1	障害	26-0310	土石流		
17	ホームうきしろ荘	忠海東町三丁目 12- 29	障害	26-3891	土石流 急傾斜		
18	ホームかぐや姫	忠海東町二丁目 7-36	障害	26-1248			○
19	ホームただのうみ	忠海東町二丁目 7-36	障害	26-1140			○
20	ホームくろたき	忠海東町二丁目 7-6	障害	26-4512			○

番号	施設の名称 (併設)	所在地	施設区分	電話番号	土砂災害警戒区域等	浸水想定(m)	津波
21	リーブェル聖恵	忠海中町三丁目 16-1	障害	26-1002	土石流 急傾斜		
22	ワークセンター吉名	高崎町 357-3	障害	25-1926			○
23	聖恵デイサービスセンター	忠海中町三丁目 16-1	高齢	26-0353	土石流 急傾斜		
24	特別養護老人ホーム宗越園 (ケアハウス宗越苑)	吉名町宗越 793	高齢	25-1900	急傾斜		
25	介護老人保健施設ゆさか	西野町 184	高齢	29-2190	急傾斜	0.0～ 0.3	
26	グループホームもみじ	西野町 184	高齢	23-1260	急傾斜	0.0～ 0.3	
27	特別養護老人ホーム瀬戸内園	港町四丁目 5-1	高齢	24-6112 ～6114	急傾斜		○
28	軽費老人ホームコーポ まとば	港町四丁目 5-1	高齢	22-8017	急傾斜		○
29	グループホームまとば	港町四丁目 4-42	高齢	22-8017	急傾斜		○
30	ロータスインまとば (サービス付高齢者住宅宝樹)	竹原町 3643	高齢	22-3655		3.0～ 5.0	
31	竹原むつみ老人保健施設	下野町 650	高齢	22-7623	※土石流 ※急傾斜	1.0～ 3.0	
32	特別養護老人ホームハートフル竹原中央	中央三丁目 10-14	高齢	23-5111		3.0～ 5.0	○
33	サービス付高齢者住宅ケアビレッジかもがわ	竹原町 2219	高齢	22-8330		3.0～ 5.0	○
34	ケアセンターわかば	竹原町 3644	高齢	24-6328		3.0～ 5.0	
35	認知症対応型デイサービスセンターともの家	竹原町 3541-12	高齢	24-6222		3.0～ 5.0	○
36	通所リハビリテーションたけの里 (大田整形外科)	中央四丁目 4-25	高齢	23-5101		3.0～ 5.0	○
37	サービス付高齢者向け住宅ここから塩町	塩町四丁目 1667-2	高齢	22-6527		1.0～ 3.0	○
38	デイサービスここから塩町	塩町四丁目 1667-2	高齢	22-6527		1.0～ 3.0	○
39	デイサービス竹の子	下野町 1656-10	高齢	22-1135	※土石流 急傾斜		
40	竹原市黒滝ホーム	忠海中町三丁目 13-1	高齢	26-0928	土石流		
41	グループホームあすなろ竹原	福田町 1300-1	高齢	24-1287			○
42	賀茂川こども園	新庄町 1486-4	児童	29-0371	土石流 ※急傾斜		
43	竹原こども園	田ノ浦二丁目 5-2	児童	22-2644	土石流 急傾斜		

番号	施設の名称 (併設)	所在地	施設区分	電話番号	土砂災害警戒区域等	浸水想定(m)	津波
44	吉名こども園	吉名町 4819-24	児童	25-1114			○
45	中央こども園	本町二丁目 4-29	児童	22-3000	急傾斜		
46	ふれあい館ひろしま	中央二丁目 4-3	児童	22-9100		3.0～ 5.0	○
47	竹原市中央児童館	中央五丁目 5-17	児童	22-0420		3.0～ 5.0	○
48	東野放課後児童クラブ	東野町 899	児童	29-1725		5.0～ 10	
49	病児保育室ホピ- (米田小児科医院)	中央二丁目 18-15	児童	22-1239		3.0～ 5.0	○
50	明星こども園	忠海中町三丁目 8-2	児童	26-2845	急傾斜		
51	忠海東部こども園	忠海東町四丁目 2-7	児童	26-0228	土石流		
52	たけのここども園	竹原町 3553-3	児童	23-5030		3.0～ 5.0	○
53	竹原小学校	田ノ浦二丁目 5-1	学校	22-2105	※土石流 ※急傾斜		
54	竹原西小学校	竹原町 2440	学校	22-0946		3.0～ 5.0	○
55	中通小学校	下野町 3469	学校	22-2606	土石流 ※急傾斜	3.0～ 5.0	
56	東野小学校	東野町 914	学校	29-0114	土石流 ※急傾斜	5.0～ 10	
57	仁賀小学校	仁賀町 1280	学校	29-0307	土石流 ※急傾斜	3.0～ 5.0	
58	大乘小学校	高崎町 185-7	学校	24-1155			○
59	荘野小学校	西野町 2025	学校	29-0002	土石流	0.0～ 0.3	
60	竹原中学校	下野町 2230	学校	22-2045	土石流 急傾斜	1.0～ 3.0	
61	賀茂川中学校	東野町 2051-1	学校	29-0200	土石流	3.0～ 5.0	
62	忠海学園	忠海東町三丁目 9-1	学校	26-0205	※急傾斜		
63	竹原高校	竹原町 3444-1	学校	22-0745		3.0～ 5.0	○
64	忠海高校	忠海床浦四丁目 4-1	学校	26-0800	急傾斜		○

※は特別警戒区域を示す。

## 〔備蓄物資・給水等〕

## ○備蓄物資等保有状況

(令和8年3月1日現在)

品目		保管場所	避難所/保管倉庫 (現有数)	目標備蓄数 (～R11)
資 機 材	ポータブル発電機		31 台	40 台
	ブルーシート		81 枚	—
生 活 用 品	毛布 (枚)		1,300 枚	2,874 枚
	段ボールベッド <sup>※</sup>		68 台	—
	簡易ベッド <sup>※</sup>		40 台	40 台
	パーティション (テント)		100 張	100 張
	簡易トイレ本体		40 台	40 台
	凝固剤・便収納袋		20,620 個	50,673 個
	トイレ用テント		40 張	40 張
	成人用紙おむつ		192 枚	153 枚
	乳幼児用紙おむつ		564 枚	331 枚
	生理用品		1,377 枚	112 枚
	トイレットペーパー		1,485 巻	1,824 巻
食 料 ・ 飲 料 水	アルファ化米 (食)		16,950 食	16,844 食
	アルファ化米おかゆ (食)		1,050 食	3,100 食
	乳幼児食・離乳食		80 食	78 食
	乳児用液体ミルク		20,880ml	20,834ml
	飲料水 (500ml)		18,480 本	20,084 本

## ○救援物資集積場所

名称	所在地	電話番号
総合公園/シンブー・ジョイ・ハイランド 竹原市体育館	高崎町 1414	0846-24-1001

## ○給食施設

区分	所在地	電話番号
竹原市学校給食センター	竹原町 1678-27	0846-22-2350

## ○給水器具の保有状況

水道課調  
(令和3年4月1日現在)

給水車	給水タンク			ポリタンク	給水ポリ袋		応急給水 浄水装置
	~999ℓ 基	1000ℓ ~1499ℓ 基	1500ℓ~ 基		~6ℓ 枚	20ℓ 枚	
2t 台				20ℓ 個			台
1(2t)	4	1	1	106	2,380	24	1

## ○応急仮設住宅建設予定地

施設名	所在地	敷地面積 m <sup>2</sup>	建設可能戸数 戸
総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド	高崎町 1414	4,238	84
大乘小学校東側空地	高崎町 185-10	4,000	40
田万里スポーツ広場	田万里町 1241	2,600	26
小梨スポーツ広場	小梨町 10385-1	2,706	27
大井スポーツ広場	下野町 926-5	1,901	19
旧忠海西小学校グラウンド	忠海床浦一丁目 5-1	13,467	134
旧忠海東小学校グラウンド	忠海東町五丁目 19-1	3,824	38
旧吉名小学校グラウンド	吉名町 4907-1	10,608	106

(注) 1 仮設住宅は、1戸あたりの敷地面積 100 m<sup>2</sup> (駐車場及び遊び場等を設ける場合)、床面積 29.7 m<sup>2</sup>を基準とする。

2 敷地面積は、障害物のない平地がどの程度あるかを示す。

## 〔消防・水防〕

## ○消防水利の現況

(令和3年4月1日現在)

	消火栓			防火水槽					貯溜水			流動水利			
				40 m <sup>3</sup> 未満		40 m <sup>3</sup> 以上						計	河川	海水	井戸・その他
	公設	私設	計	公設	私設	公設	私設	計	プール	貯水池	計				
竹原	773	1	774	122	4	15	5	146	10	14	24	37		43	80
忠海	142	11	153	17	3	3	7	30	4	3	7		11	—	11
計	915	12	927	139	7	18	12	176	14	7	31	37	11	43	91

## ○消防署消防車両等保有状況

(令和7年4月1日現在)

配置	車種別	車両記号	主な装備等
竹原消防署	指揮車	竹原指揮1	
	水槽付消防ポンプ自動車	竹原1	水槽1、500ℓ、電動ホースカー、AED
	消防ポンプ自動車	竹原2	圧縮空気泡消火装置(CAFS)
	化学消防ポンプ自動車	竹原化学1	水槽1、000ℓ、耐熱服、発電機
	救助工作車	竹原救助1	クレーン3t、ウインチ5t、救助資機材
	屈折よしご付消防ポンプ自動車	竹原はしご1	25m級
	資機材搬送車	竹原輸送1	
	高規格救急車	竹原救急1	高度救命処置用資機材
	高規格救急車	竹原救急2	高度救命処置用資機材
忠海分署	事務連絡車	忠海指揮1	
	消防ポンプ自動車	忠海2	電動ホースカー、AED
	高規格救急車	忠海救急1	高度救命処置用資機材

## ○消防団消防車両等保有状況

(令和7年4月1日現在)

種別	消防車両		
	小型動力消防ポンプ積載車	可搬式小型動力消防ポンプ	広報指揮車
保有数(台)	27	28	1

## ○救難用資材の状況

(令和3年4月1日現在)

	ボート		船外機	
	数量	規格・能力	数量	規格・能力
竹原消防署	1	6人乗りゴムボート	1	15馬力

## ○水防備蓄資材の状況

(令和8年3月1日現在)

区分	倉庫数	水防資材					水防器具				
		土のう等	シート	ロープ等	杭・丸太等	鉄線	かけや	のこぎり	スコップ	チェーンソー	水中ポンプ
		枚	枚	m	本	Kg	丁	丁	丁	台	基
市有	2	3,500	81	1,700	159	—	2	5	15	2	5

## ○海上流出油対策用資機材保有状況

県危機管理課調  
(平成25年2月1日現在)

機関・事業所名	オイルフェンス (m)	油処理剤 (L)	油吸着材 (kg)	作業船等	
				隻数 (隻)	総トン数等
電源開発(株)竹原発電所	1,924	180	433	4	防災船1、消防船1、作業船2
三井金属鉱業(株)竹原製煉所	200	380	85		

## ○樋門等の現況

竹原市建設課管理

樋門名称	樋門	排水ポンプ	設置地区
平方	○		吉名町 平方
柏(旧)	○	○	吉名町 柏
柏(新)		○	吉名町 柏
水場	○	○	吉名町 水場
毛木(排水機場)	○	○	吉名町 毛木
楠通	○	○	本町 三丁目

樋門名称	樋門	排水ポンプ	設置地区
榎町	○	○	竹原町 榎町
新町	○		竹原町 新町
吉崎 (排水機場)	○	○	竹原町 吉崎
皆実 (排水機場)	○	○	竹原町 皆実
築地第1 (排水機場)	○	○	竹原町 築地
築地第2 (樋門)	○		竹原町 築地
黒浜	○	○	港町 一丁目
北崎	○	○	港町 四丁目
舟入	○		高崎町 打越
大乘	○		高崎町 大乘
中浦 (排水機場)	○	○	高崎町 中浦新開
小島	○		福田町 小島
大正	○	○	福田町 堂沖尻
向島	○		田ノ浦 一丁目
大石南	○		港町 二丁目
城山	○		忠海床浦 一丁目
可寿美	○		忠海東町 一丁目
中須	○	○	塩町 二丁目
阿此比	○	○	本町 四丁目
掛町		○	本町 三丁目

## ○重要水防箇所一覧

西部建設事務所(東広島支所)管内

水系名	河川名 海岸	担当水防 管理団体 (市町)	重要水防箇所				
			左 岸 右	延長 km	位 置	予想され る危険	対策水防 工法
賀茂川	賀茂川	竹原市	左 右	1.00 1.40	新庄町田橋から下野町 東上条まで	越水 決かい	積土俵 木流し
賀茂川	賀茂川	竹原市	左 右	3.10 2.20	下野町中通から竹原町 皆実町皆実橋まで	越水 漏水	積土俵 月の輪
本川	本川	竹原市	左 右	2.00 2.20	下野町宮原浄念寺から 河口鉄道橋まで	決かい	木流し
竹原港 海岸	沖辺地区	竹原市		0.25	吉名町沖辺	越水 決かい	積土俵
吉名漁港 海岸	吉名地区	竹原市		0.52	吉名町沖辺吉名	越水 決かい	積土俵
竹原港 海岸	明神地区	竹原市		2.00	塩町二丁目23、塩町三 丁目20から21、塩町四	越水 決かい	積土俵

水系名	河川名 海岸	担当水防 管理団体 (市町)	重要水防箇所				
			左 岸 右	延長 km	位 置	予想され る危険	対策水防 工法
					丁目7から9、竹原町明 神橋付近・光福円付近		
竹原港 海岸	的場地区	竹原市		0.45	港町五丁目7、港町四丁 目3と6	越水	積土俵
竹原港 海岸	福田地区	竹原市		0.03	福田町	越水	積土俵
長浜漁港 海岸	長浜地区	竹原市		0.03	忠海長浜	越水	積土俵
竹原海岸	長浜地区	竹原市		0.10	忠海床浦	越水	積土俵
忠海港 海岸	忠海地区	竹原市		1.04	忠海町五丁目二窓漁 港、忠海東町一丁目3、 忠海中町一丁目2と4、 忠海床浦一丁目1（大砂 川）	越水	積土俵

## ○水防活動実施報告書

## 水防活動実施報告書

平成 年 月 日

作成責任者 ㊟

出水の概況	警戒水位		川		雨量			m	mm
水防実施箇所	左岸		川		地先			m	
日時	自 月 日 時		至 月 日 時						
出動人員	消防団員		その他		合計				
	人		人		人				
水防作業の概況及び工法	箇所		工法		m				
水防の結果	効果	堤防	田	家	鉄道	道路	人口	その他	
	被害	m	m <sup>2</sup>	戸	m	m	人		
使資器材	かます・俵				居住者の出動状況				
	万年土俵				水防関係者の死傷				
	なわ				雨量水位の状況				
	丸太								
	その他								
水防活動に関する自己批判									
備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること

## ○水防活動実績報告書

## 水防活動実績報告書

(管理団体で水防箇所毎に作成するもの)

(作成責任者)

⑥

管理団体名									指定非指定の別				
水防実施時の 台風名又は豪雨名									報告年月日		年 月 日		
場 所	左 岸 地先 m 川 右								所 要 経 費	管 理 団体分		県支出分	計
	日 時	自 年 月 日 時		至 年 月 日 時									
出動人員 数		水防団員	消防団員	その他	計				使 用 資 材	人 件 費			
	人	人	人	人									
水防作業の 概況及工法	工法 箇所 m									資材費			
										器材費			
										燃料費			
									雑 費				
									計				
								合 計					
								か ま す					
								俵					
								む し ろ					
								な わ					
								丸 太					
水防の結果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口						
	効果	m	ha	ha	戸	m	m	人					
被害	m	ha	ha	戸	m	m	人						
他の団体からの 応援の状況									立退きの状況及びそれを 指示した理由				
居住者の出動 状 況									水防功労者の氏名・年 齢・所属及びその功績概 要				
警察の援助 状 況									堤防その他の施設等の異 常の有無及び緊急工事を 要するものが生じた時は その場所及び損傷状況				
現場の指導者 職氏名									水防活動に関する自己 批判				
水防関係者 の死傷									備 考				

## 〔防疫・廃棄物等〕

## ○斎場施設

管理者名	施設名	所在地	電話番号
竹原市	竹原市斎場	竹原市小梨町 10179-2	0846-22-9520

## ○ごみ処理施設

組合名	施設名	所在地	電話番号
広島中央環境衛生組合	広島中央エコパーク 高効率ごみ発電施設 処理能力：最大 285 t / 日 (95 t / 日 × 3 炉)	東広島市西条町上三 永 10759-2	0846-23-3038

## ○し尿処理施設

組合名	施設名	所在地	電話番号
広島中央環境衛生組合	広島中央エコパーク 汚泥再生処理センター 処理能力：300 kℓ / 日 (し尿：53 kℓ / 日、浄化槽 汚泥：247 kℓ / 日)	東広島市西条町上三 永 10759-2	082-426-0820

## 〔危険物施設等〕

## ○危険物施設の状況

(平成30年3月31日現在)

	製造所	貯蔵所								取扱所					合計
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	計	給油取扱所	販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	計	
竹原	—	15	17	1	21	4	11	3	72	13	—	—	15	28	100
忠海	—	3	6	—	4	—	—	—	13	3	—	—	9	12	25
計	—	18	23	1	25	4	11	3	85	16	—	—	24	40	125

## ○毒物・劇物製造所一覧

県薬務課調

(平成31年4月1日現在)

製造所名称	製造所所在地	電話番号
三井金属鉱業(株)竹原製煉所	塩町 1-5-1	0846-22-0600
(株)中国環境分析センター	塩町 1-3-1	0846-22-2629

## 〔輸送関係〕

## ○ヘリポート適地の状況

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

番号	名称	場所	地積 (m)	水利			備考 (管理者 電話番号)
				種類	水量・ 流量 $m^3$	地表面 土質	
1	三井金属鉱業株 竹原製煉所	塩町一丁目 5-1	150×120	海水		まさ土	所長 0846-22-0600
2	総合公園バンブー・ ジョイ・ハイランド	高崎町 1414	120×180	消火栓	3 基	芝生	竹原市 0846-22-7749
3	吉名学園グラウンド	吉名町 2671	125×130	消火栓 プール	412	まさ土	校長 0846-28-0205
4	忠海学園グラウンド	忠海東町三 丁目 9-1	100×97	プール	412	まさ土	校長 0846-26-0929
5	竹原消防署裏	中央四丁目 13-1	25×25	消火栓		コンク リート	東広島市消防局 082-422-0119
6	賀茂川中学校グラウンド	東野町 2051-1	82×82	プール		まさ土	校長 0846-29-0200
7	大久野島	忠海町 大久野島	95×65	海水 プール		芝生	休暇村大久野島 0846-63-0101

## ○緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## ○規制除外車両確認証明書

第 号		年 月 日	
規制除外車両確認証明書			
広島県公安委員会			印
番号標に表示されている番号			
通行目的			
使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

(裏)

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急通行車両の通行を優先させ、その通行に支障を及ぼさないこと。</li> <li>2 「緊急通行車両標章」を車両の前面の見えやすい箇所に掲示するとともに、必ずこの証明書を携行すること。</li> <li>3 通行目的欄に掲げる目的以外に使用しないこと。</li> <li>4 警察官等の指示があるときは、これに従うこと。</li> <li>5 他の車両に使用したり、他人に貸与しないこと。</li> <li>6 当該用務が終了したときは、「緊急通行車両標章」及びこの証明書を最寄りの警察署等に速やかに返還すること。</li> </ol>
---

## ○市有自動車一覽

(令和3年4月現在)

所属	車種	普通車			軽自動車		合計
		乗用車	貨物車	特種車	乗用車	貨物車	
竹原市役所		10	3	5	3	36	57

## 〔条例・協定等〕

## ○竹原市防災会議及び水防協議会委員構成

条例区分	機関名	職名	委員	備考
	竹原市	市長	防災会議 水防協議会	
第1号	広島県西部総務事務所	東広島支所長	防災会議 水防協議会	
〃	広島県西部建設事務所	東広島支所長	防災会議 水防協議会	
〃	広島県西部東保健所	所長	防災会議 水防協議会	
第2号	竹原警察署	署長	防災会議 水防協議会	
第3号	竹原市	副市長	防災会議 水防協議会	
〃	竹原市	総務部長	防災会議 水防協議会	
〃	竹原市	企画部長	防災会議 水防協議会	
〃	竹原市	市民福祉部長	防災会議 水防協議会	
〃	竹原市	建設部長	防災会議 水防協議会	
〃	竹原市	教育次長	防災会議 水防協議会	
第4号	竹原市教育委員会	教育長	防災会議 水防協議会	事務局（総務学事課内）
第5号	東広島市消防局竹原消防署	署長	防災会議 水防協議会	竹原市中央4丁目13-1
〃	竹原市消防団	団長	防災会議 水防協議会	事務局（危機管理課内）
第6号	中国電力ネットワーク株式会社東広島ネットワークセンター	所長	防災会議	東広島市下見5丁目5-15
〃	西日本旅客鉄道株式会社三原管理駅	駅長	防災会議	三原市城町1丁目1-30
〃	竹原地区医師会	会長	防災会議	竹原市中央3丁目14-1 （竹原市保健センター内）
〃	N T T西日本中国支店設備部	部長	防災会議	広島市南区宇品神田3丁目12-11
第7号	竹原市自治会連合会	会長	防災会議	事務局（地域づくり課内）
〃	竹原市女性連絡協議会	事務局長	防災会議	事務局長宅内
〃	陸上自衛隊第46普通科連隊	第2中隊長	防災会議	安芸郡海田町寿町2-1

条例区分	機関名	職名	委員	備考
〃	竹原市社会福祉協議会	事務局次長	防災会議	事務局（社会福祉協議会内）
〃	竹原市民生委員児童委員協議会	理事	防災会議	事務局（社会福祉課内）
〃	広島県水道広域連合企業団竹原事務所	所長	防災会議	竹原市中央四丁目 8-17

## ○竹原市防災会議条例

昭和 39 年 10 月 6 日  
条例第 34 号

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、竹原市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 竹原市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 広島県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 広島県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (4) 教育長
  - (5) 東広島市消防局の職員のうちから市長が任命する者及び消防団長
  - (6) 指定公共機関、又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (7) その他市長が必要と認めて任命する者
- 6 前項第 6 号及び第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、広島県の職員、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月17日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月17日条例第2号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月24日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ○竹原市災害対策本部条例

昭和39年10月6日  
条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、竹原市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月25日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月24日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

## ○竹原市水防協議会条例

昭和 55 年 12 月 25 日  
条例第 31 号

(趣旨)

第 1 条 竹原市水防協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(組織)

第 2 条 協議会は、会長 1 人及び委員 25 人以内で組織する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、関係行政機関の職員にあつては、当該職にある期間とし、その他の者にあつては 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長において特別の理由があると認めるときは、前 2 項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解職することができる。

(招集)

第 4 条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(会議)

第 5 条 会議は、委員の 3 分の 1 以上が出席しなければこれを開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(雑則)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 19 日条例第 8 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## ○応援協定一覧表

名 称	相手方	市等	締結年月日
広島県内広域消防相互応援協定書	広島県内各市町	竹原市	平成29年6月1日施行
広島県内広域消防相互応援協定実施細目	〃	竹原市	令和4年8月1日
広島県内大規模災害時等広域消防応援実施基準	〃	竹原市	平成29年6月1日施行
広島県内航空消防応援協定書	広島市	竹原市	平成29年9月1日
広島空港及びの周辺における消火救難活動に関する協定書	広島国際空港株式会社	竹原市等	令和3年6月30日
広島県防災ヘリコプター応援協定	広島県	竹原市	平成8年7月11日
県内市町村の災害時の相互応援に関する協定	広島県内各市町村	竹原市	平成8年12月2日
広島空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定	三原市、東広島市	竹原市	平成21年4月1日
広島空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定実施細目	〃	竹原市	〃
災害時における被災車両の撤去等に関する協定	社団法人日本自動車連盟中国支部	竹原市	平成17年9月30日
災害時における道の駅たけはら施設使用に関する協定	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所	竹原市	平成22年10月14日
災害時における情報交換に関する協定	国土交通省中国地方整備局	竹原市	平成23年7月7日
瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	他の海ネット会員	竹原市等	平成24年3月29日
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	NTT西日本中国支店	竹原市	平成27年1月23日
災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	中国電力ネットワーク株式会社東広島ネットワークセンター	竹原市	平成23年10月28日 令和2年4月1日
消防応援協定書	三井金属鉱業(株)竹原製煉所	東広島市(消防事務委託により)	昭和43年2月20日 平成27年2月2日
緊急時における船舶の使用に関する覚書	大久野島国民休暇村	東広島市(消防事務委託により)	昭和52年9月5日 平成21年3月31日
消防応援協定書	電源開発(株)竹原火力発電所	東広島市(消防事務委託により)	昭和58年5月10日 平成21年4月1日

名 称	相手方	市等	締結年月日
緊急時における船舶の使用に関する覚書	山陽商船株式会社	東広島市(消防事務委託により)	昭和61年5月14日 平成21年3月31日
災害時の医療救護活動に関する協定書	社団法人竹原地区医師会	竹原市	平成7年4月1日
災害発生時における竹原市と竹原市内郵便局及び三原郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 竹原市内郵便局及び 三原郵便局	竹原市	平成29年12月14日
災害通信活動協定書	J A R L 竹原アマチュア無線クラブ	竹原市	平成9年5月9日
消防応援協定書	中国生コンクリート株式会社	竹原市	平成9年5月9日
災害活動協定書	竹原市建設同志会	竹原市	平成9年6月18日
災害時における食材提供及び調理等の協力に関する協定	竹原飲食組合	竹原市	平成20年3月28日
災害時における協力に関する協定	荘野協働のまちづくりネットワーク	竹原市	平成21年7月22日
災害時等における福祉避難所の設置運営等に関する協定	医療法人社団恵宣会 外10法人	竹原市	令和5年3月1日
災害時における物資の調達に関する協定	広島県LPガス協会竹原地区協議会	竹原市	平成27年1月19日
避難所施設利用に関する協定書	広島県立忠海高等学校	竹原市	平成29年9月8日
避難所施設利用に関する協定書	広島県立竹原高等学校	竹原市	平成29年9月8日
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ	竹原市	平成29年10月18日
災害及び防災情報の放送に関する協定書	株式会社たけはらケーブルネットワーク	竹原市	平成29年4月1日
広島中央地域連携中枢都市圏における災害時の相互応援に関する協定	呉市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎神島町	竹原市	平成30年8月1日
災害時における施設の提供協力に関する協定書	東洋コルク株式会社	竹原市	平成30年10月25日
災害発生時における生活関連物資の供給等に関する協定書	生活協同組合ひろしま	竹原市	令和元年6月3日
災害救助物資の調達に関する協定書	株式会社ジュンテンドー	竹原市	令和元年6月3日

名 称	相手方	市等	締結年月日
災害時における支援協力に関する協定書	株式会社 フジ	竹原市	令和元年7月24日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	竹原市	令和元年9月19日
災害時における医療救護活動に関する協定書	一般社団法人竹原薬剤師会	竹原市	令和2年1月27日
災害時の医療救護活動実施細目	一般社団法人竹原薬剤師会	竹原市	令和2年1月27日
災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書	太陽工業株式会社	竹原市	令和2年3月30日
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	竹原市	令和2年3月30日
災害時における物資の調達に関する協定書	瀬戸内カートン株式会社	竹原市	令和2年5月19日
災害対応に関する協定書	株式会社 セトウチ	竹原市	令和2年7月9日
災害時における物資の調達に関する協定書	王子コンテナ株式会社	竹原市	令和3年10月30日
災害時における物資の保管及び輸送等に関する協定書	中国通運株式会社	竹原市	令和3年2月4日
災害時における物資供給に関する協定書	株式会社ナフコ	竹原市	令和3年4月27日
防災パートナーシップに関する協定書	広島テレビ放送株式会社	竹原市	令和3年10月8日
広島県行政書士会との災害協定書	広島県行政書士会	竹原市	令和4年7月29日
災害時における物資輸送等に関する協定書	福山通運株式会社	竹原市	令和4年11月24日
災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	竹原市	令和4年12月14日
竹原市被災者生活サポートボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人竹原市社会福祉協議会	竹原市	令和5年5月31日
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	大栄環境株式会社	竹原市	令和5年5月13日
災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	株式会社サタケ	竹原市	令和6年3月13日
災害時の相互応援に関する協定書	備後圏域連携協議会を組織する9市町	竹原市	令和6年4月1日

名 称	相手方	市等	締結年月日
災害に係る情報発信等に関する協定書	株式会社テレビ新広島	竹原市	令和6年9月27日
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	佐川急便株式会社	竹原市	令和7年5月1日
災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定	ヤマト運輸株式会社	竹原市	令和7年5月16日
災害時等における情報発信協力に関する協定書	株式会社熊平製作所	竹原市	令和7年8月1日

## ○広島県内広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、広島県内において災害が発生した場合に、広島県内の市町及び消防組合がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定の実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、広島県の区域とする。

(協定市町等の責務)

第3条 この協定を締結した市町及び消防組合（以下「協定市町等」という。）は、各協定市町等において、消防力の充実強化に努めるものとする。

(対象とする災害)

第4条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、協定市町等の応援を必要とするものとする。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した協定市町等（以下「災害発生市町等」という。）の長（協定市町等の長から委任を受けた消防長及び消防組合の管理者を含む。以下同じ。）が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の協定市町等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が、他の協定市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認められる場合
- (2) 災害発生市町等の消防力のみによっては、災害防ぎょが著しく困難と認められる場合
- (3) 災害を防ぎょするため、他の協定市町等が保有する車両、資機材、人員等が必要であると認められる場合
- (4) その他特別な理由により他の協定市町等の応援が必要であると認められる場合

2 応援要請は、次の各号に掲げる事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の種別
  - (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
  - (3) 必要とする車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
  - (4) 必要とする消防隊、救助隊、救急隊その他の隊（消防団を含む。）であって災害応援に必要な隊（以下「応援隊」という。）の到着希望日時及び集結場所
  - (5) その他必要な事項
- (応援隊の派遣)

第6条 応援要請を受けた協定市町等（以下「応援市町等」という。）の長は、特別の理由がない限り応援を行うものとする。

- 2 応援市町等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請をした協定市町等（以下「要請市町等」という。）の長に連絡するものとする。
- 3 応援市町等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長等に連絡するものとする。
- 4 広島県は、この協定に基づく消防の相互応援が円滑に実施されるよう、必要な調整等を行うものとする。

（応援隊の指揮）

第7条 応援隊の指揮は、要請市町等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

（報告）

第8条 応援市町等の長は、応援活動終了後速やかに、応援活動の結果を要請市町等の長に報告するものとする。

- 2 要請市町等の長は、災害活動終了後速やかに、災害の概要を応援市町等の長に報告するものとする。

（経費の負担）

第9条 応援に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援市町等が負担する経費

ア 人件費、消費燃料費等の経費

イ 応援隊員（消防団員を含む。以下同じ。）が応援活動により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援隊員が、その出発地と災害発生の場所との間の往復中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

- (2) 要請市町等が負担する経費

ア 要請による救援物資等の調達経費

イ 応援が長期間にわたる場合の燃料の補給及び食料の支給に要する経費

ウ 応援隊員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

- (3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町等と要請市町等が協議して定めるものとする。

（実施細目等）

第10条 この協定の実施に関して必要な事項は、広島県及び協定市町等が協議して、実施細目及び実施基準等により定めるものとする。

（疑義の協議）

第11条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、広島県及び協定市町等が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書 26 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を所持するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 広島県内広域消防相互応援協定書（平成 22 年 3 月 16 日施行）は、この協定の施行の日の前日をもって廃止する。

締結者名 略

## ○広島県内広域消防相互応援協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、広島県内広域消防相互応援協定書（以下「協定」という。）第10条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 協定市町等は、協定第5条に基づく応援要請を迅速かつ的確に行うため、別表のとおり連絡先（以下「指定連絡先」という。）を定めるものとし、指定連絡先に変更があった場合は、別記様式第1号により広島県に届け出るものとする。

2 前項の届出を受けた広島県は、指定連絡先を修正し、協定市町等に通知するものとする。

3 応援要請は、指定連絡先に電話等により行うものとし、事後、速やかに別記様式第2号による応援要請書を応援市町等に送付するものとする。

(応援の特例)

第3条 協定市町等の長は、協定第5条に基づく応援要請がない場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、応援隊を派遣することができるものとする。

(1) 行政区域又は消防機関の管轄区域（以下「区域」という。）外で発生した災害を、災害発生市町等が覚知する前に覚知し、災害内容から判断して、応援の必要があると認めた場合

(2) 通信網の途絶等により災害発生市町等との連絡が取れない場合で応援の必要があると認めた場合

2 前項に規定する応援を行った場合、又は区域外の災害を自己の区域の災害と判断して出動した場合は、協定第5条に基づく応援要請による応援とみなす。

3 応援市町等は、第1項第1号により応援隊を派遣した場合は、速やかに災害発生市町等に連絡するものとする。

4 災害発生市町等は、前項の連絡を受けた場合は、速やかに自己の所属する消防隊、救助隊、救急隊その他の隊（消防団を含む。）であって災害対応に必要な隊（以下「消防隊等」という。）を出動させるものとする。

5 前項の規定に関わらず、災害発生市町等は、救急事故等、災害の種別・規模等から応援隊のみで対応及び事後処理が可能である場合は、応援市町等と協議の上、自己の所属する消防隊等を出動させないことができる。

(応援隊の派遣)

第4条 応援市町等の長は、協定第6条に基づく応援隊を派遣する場合は、派遣する隊の種別、人員、車両、出発日時、応援隊の長の職・氏名、その他の応援隊の派遣に関する必要な事項を、要請市町等の指定連絡先に電話等により連絡するものとする。

2 応援要請を受けた協定市町等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を要請市町等の指定連絡先に電話等により連絡するものとする。

3 応援隊は、災害の状況に応じ、必要な装備資器材、被服等を携行するものとする。

(応援隊の活動)

第5条 要請市町等の長は、応援隊を効率的に運用するため、所属する消防職員又は消防団員等（以下「職員等」という。）に現場への誘導及び応援業務の指示を行わせるとともに、必要に応じて、応援活動上必要な資器材等を応援隊に提供するものとする。

2 応援隊と要請市町等との間の無線通信は、原則として主運用波を使用するものとする。

(緊急消防援助隊要請時の対応)

第6条 災害発生市町等の長からの連絡により、広島県知事が緊急消防援助隊の要請を行った場合、県内の応援隊は、広島県内消防応援隊として、県に設置される広島県消防応援活動調整本部の調整により活動するものとする。

(報告)

第7条 協定第8条第1項に規定する報告は、原則として、別記様式第3号の応援隊活動結果報告書により行うものとし、同条第2項に規定する報告は別記様式第4号の災害概要報告書により行うものとする。

2 前項に定めるほか、応援隊の長は応援活動開始前及び応援活動終了後、要請市町等の現場最高指揮者に対し、次の事項を口頭で報告するものとする。

(1) 応援活動開始前

- ① 応援隊の現場到着日時
- ② 応援隊の車両、資器材等の種別及び数量並びに人員

(2) 応援活動終了後

- ① 応援隊の活動概要
- ② 応援隊員の負傷及び資器材等の損傷の有無
- ③ 応援隊の現場引き上げ日時

(災害の調査)

第8条 災害の調査は、要請市町等が行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、応援市町等が災害の調査を行うことができるものとする。

- (1) 救急事故（多数傷病者発生事案等の特殊なものを除く。）
- (2) 災害の種別・規模等から、応援市町等において災害の調査を行うことが適当と判断されるとき。
- (3) その他特別な事由により、要請市町等による災害の調査が困難な場合で、要請市町等の長から災害の調査の要請があったとき。

2 応援隊は、要請市町等の職員等が現場に不在のときは、当該市町等の職員等が到着するまでの間、災害現場の保存に努めるとともに、必要に応じて初動の調査を行うものとする。

(応援の始期等)

第9条 応援の始期は応援隊が出動した時点とし、応援の終期は応援隊が帰着した時点とする。

(経費の請求)

第10条 応援市町等の長は、協定第9条第2号又は第3号の規定により応援に要した経費を請求するときは、別記様式第5号により要請市町等の長に請求するものとする。

(応援隊の派遣計画)

第11条 協定市町等の長は、協定第6条第1項に規定する応援隊の派遣を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ応援隊の派遣計画を定めておくものとする。

(情報交換等)

第12条 協定市町等は、次に掲げる情報等を相互に交換するものとする。

- (1) 消防力及び消防概要
- (2) その他応援に関し必要な事項

(合同訓練の実施)

第13条 協定市町等は、円滑な応援活動を確保するため、合同で訓練を実施するよう努めるも

のとする。

(連絡会議)

第 14 条 広島県及び協定市町等は、協定第 11 条に規定する疑義事項等を協議するほか、協定の適正な運用を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

(その他)

第 15 条 この実施細目の実施に関して必要な事項は、広島県及び協定市町等が協議して運用する。

#### 附 則

- 1 この実施細目は、協定施行の日から施行する。
- 2 広島県内広域消防相互応援協定実施細目（平成 22 年 3 月 16 日施行）は、協定の施行の日の前日をもって廃止する。
- 3 この実施細目は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

## ○広島県内大規模災害時等広域消防相互応援実施基準

### 1 趣旨

この実施基準（以下「基準」という。）は、広島県内広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）第 10 条及び広島県内広域消防相互応援協定実施細目（以下「実施細目」という。）第 15 条に基づき、広島県内で第 3 項に規定する大規模災害等が発生した場合における広島県内広域消防相互応援活動（以下「消防相互応援」という。）が、県内の消防本部及び消防団により、迅速、的確かつ必要最大限に実施されることを目的として、必要な事項を定める。

### 2 用語の定義及び連絡窓口

この基準において使用する用語は、協定及び実施細目において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるものとする。

なお、協定市町等への連絡は、第 9 項を除き、協定市町等を管轄する消防本部の指定連絡先とする。

- (1) ブロック 広島県内の市町を 2 ブロックに区分した西部地域及び東部地域をいい、当該区分に属する協定市町等は、別表 1 のとおりとする。
- (2) 災害発生ブロック 災害発生市町等の属するブロックをいう。
- (3) 応援ブロック 災害発生ブロックに対して消防相互応援を行うブロックをいう。
- (4) ブロック代表 ブロックの消防相互応援を調整するための代表消防本部をいう。
- (5) ブロック代表代行 ブロック代表に事故がある場合、又は連絡の取れない場合に、ブロック代表を代行する消防本部をいう。
- (6) 災害発生ブロック代表 災害発生ブロックのブロック代表をいう。
- (7) 応援ブロック代表 応援ブロックのブロック代表をいう。
- (8) 県代表 広島県全体の消防相互応援を調整するための代表消防本部をいう。
- (9) 県代表代行 県代表に事故がある場合、又は連絡の取れない場合に、県代表を代行する消防本部をいう。
- (10) ブロック内応援 ブロック内の協定市町等で行う消防相互応援をいう。
- (11) 全県応援 ブロックを越えた応援活動の必要がある消防相互応援をいう。

### 3 対象とする災害

この基準の対象とする災害は、次に掲げる災害とし、2 以上の協定市町等の応援を必要とするものとする。

ただし、災害による被害が小規模又は限定的と判明し、拡大する恐れがないと判断される場合を除く。

- (1) 大規模な火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災
- (2) 地震、風水害その他の大規模な自然災害
- (3) 航空機事故、列車事故等の集団救急救助事故
- (4) 前各号に掲げるほか、大規模又は特殊な災害

#### 4 応援の要請

前項に規定する災害に係る協定第5条に規定する応援要請は、次のとおり行うものとし、その連絡系統は別表2のとおりとする。

- (1) 災害発生市町等は、その属するブロックのブロック代表（又はブロック代表代行。以下同じ。）に対して、ブロック内応援又は全県応援の要請の連絡を行うものとする。
- (2) ブロック内応援
  - ア 災害発生市町等からブロック内応援の要請を受けたブロック代表は、当該ブロック内の他の協定市町等に対して応援要請の連絡を行うとともに、その旨を県代表（又は県代表代行。以下同じ。）に連絡するものとする。
  - イ 前アの連絡を受けた県代表は、その旨を災害発生市町等が属さないブロックのブロック代表及び広島県（以下「県」という。）に連絡するものとする。
  - ウ 前イの連絡を受けたブロック代表は、その旨を自己のブロックに属する協定市町等に情報提供するものとする。
- (3) 全県応援
  - ア 災害発生市町等から全県応援の要請の連絡を受けたブロック代表は、当該ブロック内の他の協定市町等及び県代表に対して応援要請の連絡を行うものとする。
  - イ 前アの連絡を受けた県代表は、応援ブロック代表に対して応援要請の連絡を行うとともにその旨を県に連絡するものとする。
  - ウ 前イの連絡を受けた応援ブロック代表は、当該ブロック内の協定市町等に対して応援要請の連絡を行うものとする。
- (4) 連絡が取れない場合等の措置
  - ア 前各号の規定に関わらず、ブロック代表若しくは県代表に連絡が取れない場合又は緊急を要する場合は、災害発生市町等は直接他の協定市町等に応援を要請し、又は県に応援要請を連絡できるものとする。
  - イ 前アの応援要請を受けた協定市町等又は応援要請の連絡を受けた県は、当該応援要請に係る臨機の対応を行うとともに、別表2に示す連絡先への連絡に努めるものとする。

#### 5 応援の決定

協定第6条第2項又は第3項に係る事項（以下「応援隊情報」という。）は次のとおり連絡するものとし、当該連絡系統は、別表2のとおりとする。

- (1) 応援市町等は、応援隊情報を、自己の属するブロックのブロック代表に連絡するものとする。
- (2) ブロック内応援
  - ア 前号の連絡を受けたブロック代表は、当該応援隊情報を災害発生市町等及び県代表に連絡するものとする。
  - イ 前アの連絡を受けた県代表は、当該応援隊情報を災害発生市町等が属さないブロックのブロック代表及び県に連絡するものとする。
  - ウ 前イの連絡を受けたブロック代表は、当該応援隊情報を自己のブロックに属する協定市町等に情報提供するものとする。
- (3) 全県応援
  - ア 第1号の連絡を受けたブロック代表は、当該応援隊情報を県代表に連絡するものとする。
  - イ 前アの連絡を受けた県代表は、当該応援隊情報を災害発生市町等及び県に連絡するとともに、ブロック代表に情報提供するものとする。

## 6 迅速出動体制

- (1) 第3項に規定する災害が発生した場合において、災害発生市町等と連絡が取れず、かつ、事態に照らして緊急を要し、第4項に規定する応援要請を待ついとまがないと認められる場合は、災害発生市町等以外の協定市町等は自らの判断により、ブロック代表又は県代表は災害発生市町等の近隣の協定市町等の消防本部に依頼して、災害発生市町等に先行調査のための応援隊（以下「先遣隊」という。）を派遣することができる。この場合、協定第5条に規定する応援要請があったものとみなす。
- (2) 先遣隊を派遣した協定市町等は、その旨を自己の属するブロックのブロック代表に連絡するものとする。
- (3) ブロック代表は、自ら先遣隊を派遣し、先遣隊の派遣を依頼し、又は前号の連絡を受けた場合は、その旨を自己のブロックに属する前号以外の協定市町等及び県代表に連絡するものとする。
- (4) 県代表は、自ら先遣隊を派遣し、先遣隊の派遣を依頼し、又は前号の連絡を受けた場合は、その旨をブロック代表（ただし、前号の連絡を受けたブロック代表を除く。）及び県に連絡するものとする。
- (5) 前号の連絡を受けたブロック代表は、その旨を自己のブロックに属する協定市町等に連絡するものとする。
- (6) 第3号又は第5号の連絡を受けた協定市町等は、直ちに応援のための準備に着手するものとする。

## 7 指揮支援隊

- (1) ブロック内応援の場合にあっては当該ブロックのブロック代表が、全県応援の場合にあっては県代表が災害発生市町等の現地本部に指揮支援隊を派遣し、災害発生市町等の指揮支援に当たるとともに、応援隊の活動を調整・統括するものとする。
- (2) 災害発生市町等が複数に及ぶ場合は、県代表及びブロック代表が協議して、指揮支援隊の派遣を調整するものとする。
- (3) 災害発生市町等の現地本部に先着した応援隊（第6項に規定する先遣隊を含む。以下「先着応援隊」という。）は、前2号に規定する指揮支援隊が到着するまでの間、暫定的に指揮支援隊として活動するものとする。

## 8 応援隊の派遣及び活動等

災害時における応援隊の活動及び平時における応援隊の登録及び装備等については、「緊急消防援助隊広島県大隊応援等実施計画」に準ずるものとする。

## 9 消防団の応援活動

- (1) 消防団による応援は、消防団の特徴である「要員動員力」「即時対応力」「地域密着性」の活用及び被災地に投入する消防力の最大化等を図ることを目的とし、災害種別、規模及び危険性等を勘案して行うものとする。
- (2) 応援の要請及び決定
  - ア 災害発生市町等は、前号の応援を必要とする場合は、第4項の規定に関わらず、協定第5条に規定する応援要請について、協定市町等に対して直接連絡するものとする。
  - イ 前アの応援要請を受けた協定市町等は、第5項の規定に関わらず、協定第6条に規定する応援隊の派遣について、災害発生市町等に対して直接連絡するものとする。
  - ウ 県、県代表及びブロック代表は、消防団による応援の情報を得た場合は、相互に連絡するものとする。
- (3) 応援市町等は、消防団による応援を行う場合は、消防団長及び消防団を所轄する消防本部の消防長と協議の上、消防組織法第18条第3項の規定に基づき出動させるものとする。
- (4) 応援活動を行う消防団は、災害発生市町等の長の指揮のもと、各消防団を所轄する消防本部と緊密に連携して活動するものとする。

## 10 県の対応

県は、必要に応じて現地本部に職員を派遣し、情報収集及び連絡調整に当たるとともに、県代表と連携し、消防相互応援の円滑な実施及び緊急消防援助隊との連携の確保のため、関係機関との調整等必要な措置を講じるものとする。

#### 11 応援体制の縮小等

- (1) 消防相互応援の体制を縮小又は廃止する場合は、ブロック内応援の場合は災害発生市町等及び災害発生ブロック代表が、全県応援の場合はブロック内応援の場合に加え、県代表及び応援ブロック代表が協議の上、決定するものとする。
- (2) ブロック内応援の場合であって前号の決定を行った場合は、ブロック代表は県代表にその旨を連絡するものとする。
- (3) 県代表は、消防相互応援の体制を縮小又は廃止した場合は、その旨を県に連絡するものとする。

#### 12 応援の中止

- (1) 応援市町等は、応援隊の派遣を中止すべき特別な事情が生じた場合は、自己の属するブロックのブロック代表にその旨を連絡し、派遣を中止することができるものとする。
- (2) ブロック代表は、前項の連絡を受けた場合は、県代表及び県に連絡するものとする。
- (3) 前各号の規定に関わらず、消防団による応援の中止の連絡は、第9項に準じて行うものとする。

#### 13 消防庁長官への連絡

- (1) 県は、第4項第2号イ、同項第3号イ、同項第4号ア、第5項第2号イ、同項第3号イ、第6項第4号、第9項第2号ウ、第11項第3号、[第12項第2号]の連絡を受けた場合は、その旨を消防庁長官に連絡するものとする。
- (2) 県代表は、県と連絡をとることができない場合であって必要と認める場合は、直接消防庁長官に連絡することができるものとし、その場合、事後速やかに県に連絡するものとする。

#### 14 体制又は連絡の省略等

- (1) ブロック代表若しくは県代表又は先着応援隊は、災害の状況により、災害発生市町等が自ら応援隊の活動を調整・統括することが適切と判断される場合は、第7項に規定する指揮支援を省略することができるものとする。
- (2) 協定市町等又は県は、災害の状況により、災害対応に有効かつ支障がないと判断され、別表2の連絡系統における連絡先の了解を得た場合は、別表2の連絡系統に関わらず最適な連絡先に必要な情報を直接連絡できるものとする。

#### 15 その他

この基準の実施に関して必要な事項は、県及び協定市町等が協議して別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この基準は、平成29年6月1日から施行する。

## ○広島県内航空消防応援協定書

広島市を甲とし、竹原市を乙として、甲乙両当事者は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、甲の所有する回転翼航空機（以下「航空機」という。）を用いた災害の応援について、次のとおり協定を締結した。

## (目的)

第1条 この協定は、乙の区域内において発生した災害に甲は、航空機を活用して応援することにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

## (対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害とする。

## (運営経費の負担)

第3条 乙は、甲の航空機を活用することに対し、航空機の運営に要する経費を負担するものとする。

## (運航の基準)

第4条 航空機による災害の応援要請その他運航について必要な事項は、別に定める「広島県航空消防の運航に関する要綱」によるものとする。

## (航空機の指揮)

第5条 乙の要請に基づく航空機の運航の指揮は、乙の長又は消防長が航空機の長に対して行うものとする。

2 航空機の長は、航空機運航上、気象条件が運航に適しない場合又は航空機の性能限界をこえる場合等支障があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、必要な措置をとることができる。

## (応援経費の負担)

第6条 航空機の応援に要する経費の負担は、次の各項に定めるところによるものとする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費で次に掲げる経費は、要請した乙の負担とする。ただし、甲の重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) 一般人の死傷に伴う損害補償

3 前項に定める乙の負担額は、航空保険により支払われる金額を控除した額とする。

4 前各項に定める経費以外の諸経費については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

## (協定期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定施行の日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日までに、甲又は乙からなんらの意思表示がないときは、協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

## (疑義の解決)

第8条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

## 附 則

1 この協定は、平成29年9月1日から施行する。

- 2 広島県内航空消防応援協定書（平成2年3月7日施行）は、この協定の施行の日の前日をもって廃止する。
- 3 航空機による応援については、広島県内広域消防相互応援協定書（平成29年6月1日施行）は、適用しない。

平成29年9月1日

甲 広島市  
代表者 広島市長 松井 一實

乙 竹原市  
代表者 竹原市長 吉田 基

## ○広島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

広島国際空港株式会社代表取締役社長（以下「甲」という。）、三原市長（以下「乙」という。）、東広島市長（以下「丙」という。）及び竹原市長（以下「丁」という。）は、広島空港（以下「空港内」という。）及びその周辺（以下「空港周辺」という。）において実施する消火救難活動について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、空港内及び空港周辺における航空機事故又はその他の火災等若しくはそれらの事態が発生するおそれがある事態（以下「緊急事態」という。）において、甲、乙、丙及び丁が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、人命の救助及び被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

### （区分及び活動内容等）

第2条 この協定は、空港内及び空港周辺で緊急事態が発生した場合に適用される。なお、空港内及び空港周辺の定義は、甲が定める「広島空港機能管理規程（セイフティ編）」に基づき作成するグリッド・マップで標示する区域とし、以下のとおりとする。

(1) 「空港内」とは、「グリッド・マップー広島空港」で標示する区域における制限区域内をいう。

(2) 「空港周辺」とは、「グリッド・マップー広島空港」で標示する区域とし、上記(1)の空港の範囲を除く広島空港の標点から概ね半径9キロメートル圏内の範囲をいう。

2 甲、乙、丙及び丁は、空港内で緊急事態が発生し、現場へ出動する場合は、あらかじめ出動区分を定め、緊急性の程度に応じて出動する消防車両等の台数等を規定することができるものとする。

3 甲、乙、丙及び丁は、この協定に定めるもののほか、甲が定める「広島空港緊急計画」及び各機関が定める規程等に基づき活動するものとする。

### （通報要領）

第3条 甲は、空港内で緊急事態が発生した場合は、速やかに乙へ通報するとともに、必要に応じて、丙及び丁へ通報するものとする。なお、乙、丙及び丁へ出動を要請する必要がないと判断した場合は、情報提供のみ実施することができるものとする。ただし、乙、丙及び丁

が出動すべき事態であると自ら判断した場合は、この限りではない。

2 乙、丙及び丁は、前項に基づき通報を受けたならば、速やかに出動するものとする。なお、乙、丙及び丁は、出動した先着隊の空港内への到着が遅れることが予想される場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

3 前項の通報は、次の事項について、電話その他の方法により行うものとする。

- (1) 緊急事態の発生場所及び時間
- (2) 航空機の所属、便名、機種及び搭乗人員数
- (3) 入退場のため指定する緊急ゲート
- (4) 緊急事態の態様（緊急事態の種類、火災発生の有無、航空機の状況等）
- (5) その他必要な事項

4 乙、丙又は丁は、通報に応じて出動し、現場に到着したならば、速やかに通報を受けた機関に連絡するものとする。

5 甲、乙、丙及び丁は、自らが管轄する区域において緊急事態が発生した場合は、速やかに通報を受けた機関に連絡するものとする。

#### （費用の負担）

第4条 消火救難活動のために要する費用の負担については、必要に応じて、甲、乙、丙及び丁において協議するものとする。

#### （調査に対する協力）

第5条 甲、乙、丙及び丁が空港内及び空港周辺において消火救難活動を実施する場合は、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災、事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

#### （相互通報）

第6条 甲、乙、丙及び丁が単独で消火救難活動に従事したときは、必要に応じて、その活動内容を相互に通報するものとする。

#### （訓練）

第7条 甲、乙、丙及び丁は、平素より緊急事態発生時における消火救難活動において協議し、定期的に訓練を実施するものとする。

#### （資料の交換）

第8条 甲、乙、丙及び丁は、空港に発着する航空機、空港における諸施設相互の消防機器及び人員等について、消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

#### （協定の細目）

第9条 この協定に定めるもののほか、消火救難活動に関する具体的な事項は、別途定める実施細目により規定するものとする。

#### （協定の改廃）

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙、丙及び丁において協議して定めるものとし、必要に応じて、改廃するものとする。

#### 附 則

1 この協定は、令和3年7月1日から適用する。

2 この協定を証するにあたり、本協定書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁において、それぞれ1通を保管する。

令和3年6月30日

甲	広島国際空港株式会社代表取締役社長	中村 康浩
乙	三原市長	岡田 吉弘
丙	東広島市長	高垣 廣徳
丁	竹原市長	今榮 敏彦

## ○広島県防災ヘリコプター応援協定

広島県を甲とし、竹原市を乙として、甲乙両当事者は、甲の所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いた災害時の応援について、次のとおり協定を締結した。

### （目的）

**第1条** この協定は、乙が災害による被害を最小限に防止するため、航空機の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （協定区域）

**第2条** 本協定に基づき乙が航空機の応援を求めることができる地域は、乙の区域とする。

### （災害の範囲）

**第3条** この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

### （応援要請）

**第4条** この協定に基づく応援要請は、乙の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、広島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又影響を与えるおそれのある場合
- (2) 乙の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急救助活動等において、航空機による活動が最も有効な場合

### （応援要請の方法）

**第5条** 応援要請は、広島県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資器材の品目及び数量
- (7) その他必要事項

**（防災航空隊の派遣）**

**第6条** 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態等を確認の上、応援するものとする。

2 前条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに乙の長に通報するものとする。

**（防災航空隊の隊員の指揮）**

**第7条** 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における広島県防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、乙の長又は消防長が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨乙の長又は消防長に通告するものとする。

**（消防活動に従事する場合の特例）**

**第8条** 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、乙の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、広島県内広域消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

**（経費負担）**

**第9条** この協定に基づく応援に要する運航経費は、甲が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、甲が負担するものとする。

**（その他）**

**第10条** この協定に定めのない事項は、甲乙両者が協議して定めるものとする。

**（適用）**

**第11条** この協定は、平成8年7月11日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び乙の長は記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

甲 広島県

代表者 広島県知事 藤田雄山

乙 竹原市

代表者 竹原市長 中尾義孝

## ○県内市町村の災害時の相互応援に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、広島県（以下「県」という。）及び広島県内の市町村は、広島県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、広島県内の他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他の都道府県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

**(応援の種類)**

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の人的応援
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

**(応援要請の手続等)**

第2条 応援を受けようとする市町村は、原則として、次の事項を明らかにして、第4条に定める県又は市町村の連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
  - (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
  - (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職種別人員
  - (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数
  - (5) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
  - (6) 応援を必要とする期間
  - (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村以外の市町村は、通信の途絶等により被災市町村との連絡が取れず、災害の実態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が前項の要請を行ういとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。
- 3 他の都道府県の市町村の応援を受けようとする市町村は、県の連絡担当部局を通じて要請するものとする。
- 4 県を通じて他の都道府県の市町村から応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県に通報するものとする。
- 5 県は、市町村間の応援について必要な指示又は調整を行うものとする。

**(応援経費の負担)**

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援を受けた市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市町村から要請があった場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担基準」に定めるところによる。

**(連絡担当部局)**

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

**(連絡協議会の設置)**

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、広島県災害時相互

応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

**(他の協定との関係)**

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定その他災害応援に関して定められた他の手続きを排除するものではない。

**(その他)**

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

**(施行)**

第8条 この協定は、平成8年12月2日から施行する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書 87 通を作成し、県及び各市町村が記名・押印をして、各自その 1 通を所持する。

平成8年12月2日

締結者名 略

## ○災害時における被災車両の撤去等に関する協定

竹原市（以下「甲」という。）と社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部長（以下「乙」という。）とは、被災地における被災車両の撤去等について、次のとおり協定を締結した。

**(目的)**

第1条 この協定は、竹原市内で災害が発生した場合において、甲が乙に対し、被災地における被災車両の撤去等の支援要請を行う場合の手続等について定めるものとする。

**(支援要請の内容)**

第2条 この協定により、甲が乙に支援要請する内容は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条第2項に基づき甲が実施する災害時における被災車両の撤去その他甲が必要と認める業務（この協定において「被災車両の撤去等」という。）とする。

**(支援要請)**

第3条 甲は、被災車両の撤去等を乙に行わせる必要があると認めた場合は、乙に支援要請を行うことができる。

2 甲は、前項の規定により支援要請を行うときは次の事項を乙に連絡し、被災車両の撤去等の実施を指示するものとする。

- (1) 被災の状況と要請の内容（場所及び支援要請内容）
- (2) 担当者への連絡方法
- (3) その他必要な事項

3 乙は、甲からの支援要請があった場合は、甲の指示に基づき、速やかに被災車両の撤去等の作業を行うものとする。

**(費用の負担)**

第4条 この協定に基づく被災車両の撤去等に要する経費については、乙が負担する。

(災害補償)

第5条 この協定に基づく被災車両の撤去等の実施により、出勤した乙の職員が災害を受けた場合の補償は、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

(損害賠償)

第6条 本協定に基づく被災車両の撤去等の実施により、損害が発生した場合の賠償については、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

(疑義の協議)

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、1通を保有する。

平成17年9月30日

甲 竹原市  
代表者 竹原市長 小坂政司

乙 社団法人日本自動車連盟中国本部  
広島支部 支部長 藤井一裕

## ○災害時における道の駅たけはら施設使用に関する協定

国土交通省中国地方整備局広島国道事務所長（以下「甲」という。）と竹原市長（以下「乙」という。）は、一般国道185号線竹原市本町一丁目及び竹原市田ノ浦一丁目地内の道の駅たけはら（以下「道の駅」という。）の周辺地域での地震、豪雨等災害発生時における道路利用者及び周辺地域に居住する住民の安全を確保するため、道の駅の施設のうち、甲が所有する施設（以下「施設」という。）を避難施設（以下「避難所」という。）として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は乙が道の駅を避難所として使用する際に必要となる事項を定め、もって、避難所としての適切な機能を確保することを目的とする。

(適用)

第2条 本協定に基づき避難所としての使用が開始された場合、本協定に定める事項については、平成19年11月13日締結の『道の駅たけはら』（仮称）の設置に関する協定』に優先する。

(対象施設)

第3条 乙が道の駅を避難所として使用する場合、甲は甲の所有する施設の使用を許可する。道路情報提供コーナー、休憩スペース、トイレ、駐車場及びこれらの附属施設

(使用手続)

第4条 乙は、道の駅を避難所として使用しようとするときは、速やかに甲に連絡するとともに、道路占用許可申請書を提出するものとする。

(使用形態)

第5条 前条までの規定により、乙が避難所として使用する場合においても甲による道の駅としての使用に制限は生じないものとする。

(使用料等)

第6条 避難所としての使用に生じる上水道、し尿処理、電気使用料は、平成22年4月16日交換の『「道の駅たけはら」(仮称)の維持管理に関する覚書』の規定に基づき、甲・乙それぞれが負担するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めがない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から道の駅の共用廃止、又は登録が抹消される日までとする。

以上、この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保持するものとする。

平成22年10月14日

甲	国土交通省中国地方整備局 広島国道事務所長	平山 純一
乙	竹原市長	小坂 政司

## ○災害時における情報交換に関する協定

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という.)と竹原市長(以下「乙」という.)は、竹原市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という.)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、竹原市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、竹原市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時から連携に努めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保持する。

平成27年7月7日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 福田 功

乙 竹原市 竹原市長 小坂 政司

## ○瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府岬町、兵庫県姫路市、兵庫県播磨町、和歌山県海南市、岡山県玉野市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県坂町、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県柳井市、山口県周防大島町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、愛媛県松山市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県上島町、大分県姫島村

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹

事等」という。)を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路

(3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路

(4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目

(5) 受入港及び受入港への海上経路

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事(以下「応援とりまとめ幹事」という。)は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

(応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員(以下、「応援会員」という。)との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

(1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。

(2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。

(3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
- (2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理
- (3) この協定の運営に係る連絡及び調整
- (4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定（参加・離脱）申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

締結者名 略

## ○特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

竹原市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

## (用語の定義)

第2条 本契約に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本契約に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

## (通信機器の管理)

第3条 甲は、本契約にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

## (屋内設備の管理及び破損)

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

## (特設公衆電話の設置)

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所・回線数等の必要な情報は、別紙1「避難所特設公衆電話一覧表」に定めて、甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別紙2「情報管理責任者通知書」に定めて相互に通知することとする。

## (特設公衆電話の移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

## (定期試験の実施)

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙3「特設公衆電話の定期試験仕様書」に定める接続試験を実施することとする。

## (故障発見時の扱い)

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

## (特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙で連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

## (特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限

り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成27年1月13日

甲 広島県竹原市中央五丁目1番35号  
竹原市  
竹原市長 吉田基 印

乙 広島県広島市中区基町6番77号  
西日本電信電話株式会社  
広島支店長 黒田吉広 印

## ○災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

竹原市（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社 東広島ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

(連絡)

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

(連絡責任者)

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

(協力)

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報を含む。）
- (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (4) 避難所へ避難された住民への周知
- (5) 住民からの問い合わせ対応
- (6) 道路等の被災・復旧状況の情報提供

(連携)

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

(要員派遣)

第5条 大規模災害が発生した場合、甲から要請された場合または乙から派遣すべきと判断した場合に、乙は甲へ要員派遣を行うものとする。

派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

(防災訓練)

第6条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

(取扱いの変更)

第7条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第8条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第9条 この取扱いに定めた事項について疑義が生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この取扱いの証として、本書2通を作成し、甲および乙が記名・押印のうえ、各自その1通を所持する。

なお、本取扱い締結をもって、平成26月1日付で中国電力(株)東広島営業所と締結した「災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い」については失効するものとする。

令和2年4月1日

甲 竹原市中央5丁目1番35号  
竹原市長 今 榮 敏 彦

乙 東広島市西条下見5丁目5番15号  
中国電力ネットワーク株式会社  
東広島ネットワークセンター  
所 長 石 田 満 彦

## ○消防応援協定書

第1条 消防組織法第39条に準じて、竹原市における火災その他の災害による被害を軽減し地域社会の福祉の増進に資するため、東広島市長(以下「甲」という。)と三井金属鉱業株式会社竹原製煉所(以下「乙」という。)は、次の事項によつて乙の自衛消防組織の応援出動及び防災用物品貸出(以下「応援出動等」という。)について協定を締結する。

第2条 火災その他の災害が発生し、甲から応援出動等の要請があったときは、特別の支障がない限り、乙は応援出動等を行い、その防御鎮圧に当たるものとする。

第3条 応援出動等の要請は、甲がこれを行うものとする。また、災害の状況により乙が自主的に応援出動等を行った場合も甲からの要請があったものとみなす。

第4条 応援出動等の要請は、次の事項を明らかにし、電話又はファクシミリ等により行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援隊の任務及び応援場所又は防災用物品の貸出品名及び数量
- (3) その他必要な事項

第5条 応援出動等をした場合は、現場到着と同時に甲の指揮下に属するものとする。ただし、緊急を要し甲の指揮を受けるいとまがないときは、乙の応援隊長が直接指揮することができるものとする。

第6条 応援出動等に要した費用は、次の方法によつて処理するものとする。

- (1) 応援出動途中(出動から帰所までをいう。以下同じ。)の事故による隊員の災害については、甲が公務中の事故であることを証明し、乙が労災者災害補償保険法の手続きを実施するものとする。
- (2) 応援出動途中において第三者の身体又は器物に損害を与えたときの補償については、乙の責任において解決するものとする。ただし、甲の指揮下における乙の応援活動により生じた損害(乙の過失によるものを除く。)の補償については、甲の責任において解決するものとする。
- (3) 応援出動途中に生じた機会器具及び防災用物品の損耗、燃料費、出動手当並びに被服の損料は、乙の負担とするものとする。

(4) 応援出動途中の隊員の食糧は、甲において現物を調達するものとする。

第7条 乙は、乙の自衛消防組織及び防災用物品に変更があったときは、その都度甲に通知するものとする。

第8条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に必要な事項については、甲乙双方協議の上、決定するものとする。

第9条 この協定は、平成27年2月2日からその効力を生じ、一方が他方に文書で廃止通告するまでの間、効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年2月2日

甲 東広島市西条栄町8番29号  
代表者 東広島市長 藏田 義雄

乙 竹原市塩町一丁目5-1  
三井金属鉱業株式会社竹原製煉所  
代表者 所長 永瀧 栄一

## ○緊急時における船舶の使用に関する覚書

休暇村大久野島を甲とし、東広島市を乙として、甲と乙は、竹原市、大崎上島町及び東広島市管内の島（以下「島しょ部」という。）において災害が発生した場合に、甲が所有する船舶を使用することについて、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、島しょ部において発生した災害に、乙が、甲が所有する船舶を使用することにより、被害の軽減を図ることを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

（船舶使用の要請）

第3条 乙は、島しょ部において災害が発生し、甲が所有する船舶を使用することが必要と認めるときは、甲に当該船舶使用の要請をするものとする。

（要請の方法）

第4条 乙は、前条の要請をするときは、船舶使用を安全かつ適正に行うため、災害に係る情報の収集を行い、電話、ファクシミリ等により、乗船する消防隊等の人数、機械器具等の数量、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。

（船舶使用の確認）

第5条 甲は、乙から船舶使用の要請を受けたときは、甲の所有する船舶の運航の可否を確認の上、乙の要請に応ずるものとする。

2 前項の場合において、甲は、中国運輸局に対し、乙から船舶使用の要請を受けた旨を報告し、必要な調整を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、事後において報告するものとする。

3 甲は、乙からの船舶使用の要請に応ずることが困難な事情がある場合は、その旨を速やかに乙に通報するものとする。

(運航中の指示)

第6条 船舶使用の要請により乗船する消防隊等は、運航中は甲の指示に従うものとする。

(事故処理)

第7条 船舶使用の要請による乗船用意のときから完全に下船するまでの間において、甲又は乙若しくは第三者に事故が発生した場合は、甲及び乙の双方が誠意をもってその事故処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、当該自故の損害賠償については、乙において必要な手続きを行なうものとする。ただし、甲に責があると認められるときは、甲乙両者が協議して行うものとする。

(経費等の負担)

第8条 この協定に基づき船舶の使用に要した経費は、甲の負担とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず船舶使用した場合に必要な次の経費は、甲の請求により乙が負担するものとする。

(1) 船舶使用のため甲の従事者が、その者の責めに帰することができない理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の災害補償

(2) 船舶使用のため甲の責めに帰することができない理由により船舶又は設備が損傷した場合の修繕等に要する実費（甲の加入する損害保険等の支払金があるときは、当該額を控除した額）

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成21年4月1日からその効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印の上、各自その1通を保持する。

平成21年3月31日

甲 竹原市忠海町大久野島 5476-4  
休暇村大久野島  
代表者 支配人 義本 英也

乙 甲 東広島市西条栄町8番29号  
東広島市

代表者 東広島市長 藏田 義雄

## ○消防応援協定書

第1条 消防組織法第39条に準じて竹原市における火災その他の災害による被害を軽減し地域社会の福祉の増進に資するため、東広島市（以下「甲」という。）と電源開発株式会社竹原火力発電所（以下「乙」という。）は、次の事項によって竹原火力発電所自衛消防隊の応援出動及び防災用物品貸出（以下「応援出動等」という。）について協定を締結する。

第2条 火災その他の災害が発生した場合、甲より応援出動等の要請があったときは特別の支障がない限り、乙は消防自動車隊等を派遣してその防ぎよ鎮圧にあたるものとする。

第3条 応援出動等の要請は、甲がこれを行うものとする。また、災害の状況により自主的に応援出動等を行なった場合も甲より要請があったものとみなすものとする。

第4条 応援出動等の要請は、次の事項を明らかにし、電話またはファクシミリ等により行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援隊の任務および応援場所または防災用物品の貸出品名及び数量
- (3) その他必要な事項

第5条 応援出動等をした場合は、現場到着と同時に甲の指揮下に属するものとする。ただし、緊急を要し甲の指揮を受けるいとまがないときは、乙の応援隊長が直接指揮することができる。

第6条 応援出動等に要した費用は、次の方法によって処理するものとする。

- (1) 応援出動等中の事故による隊員の災害については、甲が公務中の事故であることを証明し、乙が労働者災害補償保険法の手続きを実施するものとする。
- (2) 応援出動途中および帰路において第三者に人身又は器物に損害を与えたときの補償については、乙の責任において解決するものとする。
- (3) 応援出動等中に生じた機械器具及び防災物品の損耗、燃料費、出動手当、被服の損料は、乙の負担とする。
- (4) 応援隊員の食糧は、甲において現物を調達する。

第7条 乙の自衛消防組織及び防災用物品に変更があったときは、その都度甲に通知するものとする。

第8条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に必要な事項については、甲乙双方協議の上、決定するものとする。

第9条 この協定は、平成21年4月1日からその効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名、押印の上、各自その1通を保持する。

平成21年4月1日

甲 東広島市西条栄町8番29号

東広島市

代表者 東広島市長 藏田 義雄

乙 竹原市忠海長浜二丁目1番1号

電源開発株式会社竹原火力発電所

代表者 所長 谷口 寿朗

## ○緊急時における船舶の使用に関する覚書

山陽商船株式会社を甲とし、東広島市を乙として、甲と乙は、竹原市、大崎上島町及び東広島市管内の島（以下「島しょ部」という。）において災害が発生した場合に、甲が所有する船舶を使用することについて、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、島しょ部において発生した災害に、乙が、甲が所有する船舶を使用することにより、被害の軽減を図ることを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

（船舶使用の要請）

第3条 乙は、島しょ部において災害が発生し、甲が所有する船舶を使用することが必要と認めるときは、甲に当該船舶使用の要請をするものとする。

（要請の方法）

第4条 乙は、前条の要請をするときは、船舶使用を安全かつ適正に行うため、災害に係る情報の収集を行い、電話、ファクシミリ等により、乗船する消防隊等の人数、機械器具等の数量、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。

（船舶使用の確認）

第5条 甲は、乙から船舶使用の要請を受けたときは、甲の所有する船舶の運航の可否を確認の上、乙の要請に応ずるものとする。

2 前項の場合において、甲は、中国運輸局に対し、乙から船舶使用の要請を受けた旨を報告し、必要な調整を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、事後において報告するものとする。

3 甲は、乙からの船舶使用の要請に応ずることが困難な事情がある場合は、その旨を速やかに乙に通報するものとする。

（運航中の指示）

第6条 船舶使用の要請により乗船する消防隊等は、運航中は甲の指示に従うものとする。

（事故処理）

第7条 船舶使用の要請による乗船用意のときから完全に下船するまでの間において、甲又は乙若しくは第三者に事故が発生した場合は、甲及び乙の双方が誠意をもってその事故処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、当該事故の損害賠償については、乙において必要な手続きを行なう

ものとする。ただし、甲に責があると認められるときは、甲乙両者が協議して行うものとする。

(経費等の負担)

第8条 この協定に基づき船舶使用した場合に必要な次の費用は、甲の請求により乙が負担するものとする。

- (1) 船舶使用中に要した燃料等の運航のための実費
- (2) 船舶使用のため甲の従事者が、その者の責めに帰することができない理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の災害補償
- (3) 船舶使用のため甲の責めに帰することができない理由により船舶又は設備が損傷した場合の修繕等に要する実費（甲の加入する損害保険等の支払金があるときは、当該額を控除した額）
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定に基づき船舶使用した場合に必要なとした実費

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成21年4月1日からその効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印の上、各自その1通を保持する。

平成21年3月31日

甲 竹原市港町三丁目1番7号  
山陽商船株式会社  
代表者 代表取締役 峯崎 昭輝

乙 甲 東広島市西条栄町8番29号  
東広島市  
代表者 東広島市長 藏田 義雄

## ○災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救助の万全を期すため、竹原市を甲とし、社団法人竹原地区医師会を乙として、甲乙両当事者は、災害時の医療救護活動について次のとおり協定書を締結した。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が行う災害時の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する大規模な事故（航空機事故、列車事

故等)を含むものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して、医療救護班の編成および派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を受けるものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

(災害医療救護計画)

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護組織の編成
- (2) 医療救護組織の活動計画
- (3) 他地区医師会および広島県医師会と関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮命令系統
- (5) 医薬品、医療資器材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

(医療救護班の業務)

第4条 乙が派遣する医療救護班は、避難所、災害現場等に甲が設置する救護所において、医療救護を行うことを原則とする。

2 甲は、必要と認めた場合は、前項に規定する救護所のほか、被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関に救護所を設置することができる。

3 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に対する選別
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検索

(医療救護班に対する指揮命令等)

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重するものとする。

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとるものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 患者が収容された医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第9条 乙は、甲が実施する訓練に協力するものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する費用
  - (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の費用
  - (3) 医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合の扶助金
  - (4) 救護所が設置された医療機関において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費
  - (5) 前各号に該当しない費用であって、この協定書を実施するために要した実費
- (細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、別に甲及び乙が協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成7年4月1日

甲 竹原市

代表者 竹原市長 中 尾 義 孝

乙 社団法人 竹原地区医師会

代表者 会長 浅 野 弘

## ○災害発生時における竹原市と竹原市内郵便局及び三原郵便局の協力に関する協定

竹原市(以下「甲」という。)と竹原市内郵便局及び三原郵便局(以下「乙」という。)は、竹

原市内に発生した地震、その他の異常な自然現象等による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、竹原市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難状況等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した避難情報等の広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
  - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
  - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

- 2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては竹原市総務課長、乙にあつては竹原郵便局長とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙両者が協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

(覚書の廃止)

第10条 この協定の締結に際し、平成9年5月8日付けで竹原市長と竹原市内各郵便局長により締結した「災害時における竹原市内郵便局、竹原市間の相互協力に関する覚書」は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成29年12月14日

甲 竹原市中央五丁目1-35  
竹原市  
代表者 竹原市長 吉田 基 印

乙 日本郵便株式会社  
竹原市内郵便局及び三原郵便局  
代表者  
竹原市中央三丁目1-2  
日本郵便株式会社 竹原郵便局  
局長 升谷 正己 印

## ○災害通信活動協定書

第1条 消防組織法第21条に準じて竹原市(以下「市」という。)における大規模な火災、地震、地滑り、洪水等の災害(以下「大災害」という。)による被害を軽減し、地域社会の福祉の増進に資するため竹原市長(以下「市長」という。)とJARL竹原アマチュア無線クラブ会長(以下「会長」という。)は、次の事項によってクラブ員の応援出動について協定を締結する。

第2条 大災害が発生し、町内における通信の断絶又は混信により情報収集等が不能となった場合、市よりクラブ員の出動要請があったときは、特別の支障がない限り、会長はクラブ員を派遣して情報の収集にあたるものとする。

第3条 クラブ員の応援要請は、市長がこれを行うものとする。ただし、大災害の状況により自主的に応援を行った場合は、後日すみやかに市長に報告を行うものとする。

第4条 応援出動の要請は、次の事項を明らかにし、行うものとする。

- 1 クラブ員の人員及び任務並びに応援場所
- 2 その他必要な事項

第5条 クラブ員が出動した場合、市長の指揮内によりがたいときは、会長が直接指揮するものとする。

第6条 クラブ員の出動に要した費用は、次のとおりとする。

- 1 クラブ員の出動については、奉仕活動とし、原則として無償とする。
- 2 応援出動中の事故によるクラブ員の災害については、消防法第36条の3の規定（消防協力者への災害補償）により市が処理する。
- 3 クラブ員の出動中に生じた機械器具の消耗は、原則としてクラブ員の負担とする。
- 4 クラブ員の食糧は、市において調達する。
- 5 前各項以外の費用については、両者において、その都度協議のうえ決定する。

第7条 クラブ員について、別表により市に通知するものとし、これを変更した場合、その都度通知するものとする。

第8条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に必要な事項については、双方協議のうえ、決定するものとする。

第9条 この協定は、平成9年5月9日から適用する。

この協定の成立を証するため、この証書を作成し、記名押印のうえ各1通を保有する。

平成9年5月9日

竹 原 市 長      中 尾 義 孝  
JARL竹原アマチュア無線クラブ会長      西 山 祐 司

## ○消防応援協定書

第1条 消防組織法第21条に準じて、竹原市における大規模な火災による被害を軽減し、地域社会の福祉の増進に資するため、竹原市長（以下「市長」という。）と中国生コンクリート㈱代表取締役（以下「社長」という。）は次の事項によってコンクリートミキサー車（以下「車両」という。）の応援出動について協定を締結する。

第2条 大規模な火災が発生した場合、竹原市より消火用水を運搬するため車両の応援出動の要請があったときは、特別の支障がない限り社長は、車両を派遣してその防ぎょ鎮圧にあたるものとする。

第3条 車両の応援要請は、市長がこれを行うものとする。

第4条 応援出動の要請は、次の事項を明らかにし、電話および口頭により実施するものとする。

- 1 車両台数（運転手を含む）
- 2 応援場所
- 3 その他必要な事項

第5条 車両が出動した場合は、現場到着と同時に消防署長の指揮下に属するものとする。

第6条 応援出動に要した費用は、次の方法によって処理するものとする。

- 1 応援出動中の事故による隊員の災害については、竹原市が公務中の事故である事を証明し、その補償については、災害補償の規定により応援側において補償するものとする。

2 応援隊員の食糧は、竹原市において現物を調達する。

3 応援車両の出動中に生じた経費は、両者においてその都度協議のうえ決定するものとする。

第7条 休日、夜間等の応援要請先は、別表のとおりとし、これを変更した場合は、竹原市に通知するものとする。

第8条 この協定書に定めるもののほか、協定の実施に必要な事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

第9条 この協定は、平成9年5月9日から適用する。この協定の成立を証するためこの証書を作成し、記名押印のうえ各1通を保有する。

平成9年5月9日

竹原市長 中尾 義孝

中国生コンクリート株式会社  
代表取締役 竹本 勲

## ○災害活動協定書

第1条 消防組織法第21条に準じて竹原市（以下「市」という。）における大規模な火災、地震、地滑り、洪水等の災害（以下「大災害」という。）による被害を軽減し、地域社会の福祉の増進に資するため、竹原市長（以下「市長」という。）と竹原建設同志会長（以下「会長」という。）は、次の事項によって応援隊の応援出動について協定を締結する。

第2条 市内において大災害が発生し、市民の生命、身体、財産の保護に土木用機械器具及び人員が必要な時、市より応援隊の出動要請があったときは、特別の支障がない限り会長は、応援隊を派遣し被害の軽減活動にあたるものとする。

第3条 応援隊の応援要請は、市長がこれを行うものとする。ただし、大災害の状況により自主的に応援を行った場合は、後日すみやかに市長に報告を行うものとする。

第4条 応援出動の要請は、次の事項を明らかにし、行うものとする。

1. 機械器具名及び人員
2. 任務及び応援場所
3. その他必要な事項

第5条 車両が出動した場合は、市長の指揮内によりがたいときは、応援隊長が直接指揮するものとする。

第6条 応援隊の出動に要した費用は、次の方法によって処理するものとする。

1. 応援出動中の事故による隊員の災害については竹原市が公務中の事故である事を証明し、その補償については、労災補償の規定により応援側において補償するものとする。
2. 応援隊の出動中に生じた経費は、両者において、その都度協議のうえ決定するものとする。

第7条 応援隊の組織表について、市に通知するものとし、これを変更した場合、その都度通

知するものとする。

第8条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に必要な事項については、双方協議のうえ、決定するものとする。

第9条 この協定は、平成9年6月18日から適用する。この協定の成立を証するため、この証書を作成し、記名押印のうえ各1通を保有する。

平成9年6月18日

竹原市長 中尾義孝

竹原市建設同志会長 岩野清人

## ○災害時における食材提供及び調理等の協力に関する協定

竹原市（以下「甲」という。）と竹原飲食組合（以下「乙」という。）は、被災地における食材提供及び調理等の協力について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、竹原市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙が食材提供及び調理等の協力を行う場合の手續等について定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する被害をいう。

（協力の申出）

第3条 乙は、竹原市内に災害が発生した場合において、食材提供及び調理等の協力が可能と判断したときは、甲にその旨を申し出るものとする。

（協力の申出に対する諾否）

第4条 甲は、乙から前条に規定する申出を受けたときは、その諾否を決定し、応諾するときは、速やかに乙にその旨を伝達するとともに、受入体制を整えるものとする。

（状況報告）

第5条 乙は、食材提供及び調理等の協力を実施した場合には、次に掲げる事項を明らかにした書面により、甲に報告するものとする。

- (1) 出動場所及び期間
- (2) 出動人数
- (3) 提供した食材の内容及び数量
- (4) 調理等の内容
- (5) その他必要な事項

（費用負担）

第6条 この協定による食材提供及び調理等の協力に要する費用は、乙の負担とする。

（連絡責任者）

第7条 この協定による申出、諾否等に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成20年3月28日

甲 竹原市中央五丁目1番35号

竹原市

竹原市長 小坂政司



乙 竹原市中央五丁目6番28号

竹原商工会議所内

竹原飲食組合

組合長 丹下忠雄



## ○災害時における協力に関する協定

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生し、応急対策等のため緊急に活動の必要が生じた場合、その活動について竹原市(以下「甲」という。)と荘野協働のまちづくりネットワーク(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結した。

(協力要請)

第1条 竹原市内に、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、緊急にその災害への対応が必要となり、甲が協力を要請したときは、乙はこれに協力するものとする。

(期間)

第2条 この協定の有効期間は、協約締結の日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間の1か月前までに甲・乙いずれからも異議の申し立てがない限り自動的に継続するものとする。

(協議)

第3条 この協定に定める内容に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 21 年 7 月 22 日

甲 竹原市中央五丁目 1 番 35 号  
竹原市  
竹原市長



乙 竹原市西野町 2 0 5 4 番地 1  
荘野協働のまちづくりネットワーク

会長



## ○災害時等における福祉避難所の設置運営等に関する協定

竹原市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、災害時等における福祉避難所の設置運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、竹原市内に災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、災害発生時、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置し、第 3 条に定める要配慮者を当該避難所に避難させ、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（指定する施設）

第 2 条 乙は、甲が指定する福祉避難所として利用できる施設（以下「指定施設」という。）の範囲を定め、あらかじめ福祉避難所指定承諾書（様式第 1 号）を甲に提出する。

（福祉避難所の利用対象者）

第 3 条 この協定により設置運営する福祉避難所の利用対象者は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等指定避難所での生活において特別な配慮を要する者のうち、医療機関に入院又は社会福祉施設等に入所するに至らない者（以下「要配慮者」という。）とその介助等に当たる付添者とする。

（設置運営）

第 4 条 甲は、災害時等において、要配慮者の存在を把握した場合は、乙に対し被害状況及び利用状況を確認のうえ、福祉避難所の設置を要請するものとする。

2 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第 7 条第 1 項に掲げる費用等に関する届出（様式第 2 号）を作成し、これを甲に提出するものとし、甲は届出を受けた後、速やかに乙と福祉避難所設置運営委託契約（別紙）を締結するものとする。

3 乙は、甲と前項の福祉避難所設置運営委託契約を締結した場合、福祉避難所を設置し、

次の各号に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者及びその介助等にあたる付添者（以下「要配慮者等」という。）への相談に応じる相談職員の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援等
- (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る報告及び費用に係る毎月の請求（第7条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付することとする。）

（設置運営の期間）

第5条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、甲と乙が締結した福祉避難所設置運営委託契約に定める期間とする。ただし、特段の事情のあるときは、甲と乙が協議して期間を変更することができるものとする。

（緊急入所及び短期入所等のサービス提供）

第6条 乙は、甲の要請に従い、可能な範囲で乙が設置する施設及び事業所に要配慮者の緊急入所若しくは短期入所サービスの提供又は乙が対応できるサービスの提供に応じるものとする。

（費用等）

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令に定めるところにより、次に掲げる所要の実費を負担するものとする。

- (1) 相談職員に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
  - (2) 要配慮者等に要する食費
  - (3) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストマ用装具等の消耗機材の購入費用等、直接支払を行ったものに要した費用
- 2 前項各号に掲げるもののほか、福祉避難所の設置運営等に要した費用で甲が認めるもの。

（協力体制）

第8条 乙は、福祉避難所の相談職員に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、相談職員の派遣調整を要請する等の必要な措置を講じるものとする。

（要配慮者等の受入れ）

第9条 乙が設置運営する福祉避難所に要配慮者等を受入れる場合、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において指定された福祉避難所へ避難するものとする。

（平時からの連携）

第10条 甲と乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平時から必要に応じて情報の交換や防災訓練の実施等の防災体制の整備に取り組むものとする。

（個人情報保護）

第11条 甲及び乙並びに相談職員及び乙以外の協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第12条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第13条 乙は、この協定に関する書類等を事務所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第14条 甲は、乙が運営する指定施設が休廃止した場合、又は乙がこの協定に基づく指示に違反したこと等により、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、この協定を解除できるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月1日

(甲) 竹原市  
竹原市長 今榮 敏彦

(乙) 所在地  
名 称  
代表者職氏名

## ○災害時における物資の調達に関する協定書

竹原市（以下「甲」という。）と一般社団法人広島県LPガス協会竹原地区協議会（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の円滑な調達に資するため、甲が乙に対し、物資の調達に係る協力の要請を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次の掲げる場合において、乙に対し、その保有する物資の供給（借り受けを含む。以下同じ。）を要請することができる。

- (1) 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 市外の災害救助のため、国、県又は他の市町村から、物資の調達の斡旋を要請され、又は特に必要と認めて斡旋を行うとき。
- (3) その他緊急に必要となったとき。

2 前項の要請は、甲からの供給要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

3 前項ただし書の場合にあって、乙は、甲の意思を確認のうえ、次の措置をとるものとする。

4 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況について、甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとし、乙は甲からの要請があったときは、可能な限り調達するものとする。

- (1) LPガス
- (2) その他甲が指定するもの（ガスコンロ、ガス炊飯器など）

（物資の優先協力）

第4条 乙は、甲から第2条に定める要請を受けたときは、乙の可能な範囲内において、優先的に甲に物資を供給するものとする。

（物資の価格）

第5条 物資の取引価格（甲が乙から借り受ける物資の借受価格を含む。）は、災害発生時直前における適正な価格（乙が引渡しのための搬送を行った場合は、その運賃を含む。）とすることを基本とし、甲乙協議して決定するものとする。

（物資の搬送及び引渡し）

第6条 乙は、物資の搬送及び引渡しについては、甲の指示（物資の供給先に関する指示を含む。）に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

（代金の支払）

第7条 甲は、乙から引渡しを受けた物資の代金は、乙からの請求書を受理した後、遅滞なく支払うものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力を円滑に推進するため、平常時から必要な情報の交換を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、その都度解決を図るものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲乙いずれかから、この協定を終了する旨の申出がない限り、継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年1月19日

甲 広島県竹原市中央五丁目1番35号  
竹原市  
竹原市長 吉田基

乙 広島県竹原市中央一丁目9番11号  
一般社団法人広島県LPガス協会竹原地区協議会  
地区協議会長 武田孝治

## ○避難所施設利用に関する協定書

広島県立忠海高等学校長（以下「甲」という。）と竹原市長（以下「乙」という。）は、台風・地震等による非常災害が発生又は発生が予想される場合（以下「災害時」という。）において、地域住民の安全確保のための避難所としての施設利用に関する協定を締結した。

(目的)

第1条 この協定書は、乙が、甲の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設)

第2条 乙が、避難所として利用できる施設は、グラウンド、武道場、体育館及び同窓会館とする。ただし、乙が前記以外の施設が必要となった場合には、文書により甲に協議し、甲の同意を得て利用するものとする。

(開設の通知)

第3条 乙は、前条に基づき避難所を開設する際、事前に甲に対しその旨を、文書により通知

するものとする。

- 2 乙は避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、口頭により甲の了解を得て、避難所を開設できるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、乙は甲に対し開設した旨を、文書により通知するものとする。

(避難所の管理)

第4条 避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

(費用負担)

第5条 乙は、避難所の管理運営に関する経費を負担するものとする。

- 2 乙の責任に帰すべき事由により施設が滅失し、又はき損したときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は甲の管理する設備器具等を滅失、又はき損したときも、同様とする。

(災害時に備えて貸与する鍵の管理)

第6条 甲は、災害時に備えて避難所開設に最低限必要となる鍵を乙に貸与することができる。

- 2 乙は、甲から貸与された鍵の管理責任者を定め、甲に文書により通知しなければならない。  
3 乙は、甲から貸与された鍵を責任を持って保管し、複製は行わないものとする。鍵を紛失した場合には、遅滞なく甲に届けるとともに、乙の負担で新しい鍵に取り替えるものとする。  
4 乙は、管理責任者に変更があった場合には速やかに、甲に文書により通知するものとする。

(避難所解消への努力)

第7条 乙は、甲が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第8条 乙は、甲の管理する施設を避難所としての利用を終了する際は、その旨を文書により通知するとともに、その施設を原状に回復し、甲の確認を受けた後、甲に引き渡すものとする。

(協議)

第9条 この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成29年9月8日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成29年9月8日

甲 竹原市忠海床浦四丁目4番1号  
広島県立忠海高等学校  
校長 大石秀邦 印

乙 竹原市中央五丁目 1 番35号

竹原市

代表者 竹原市長 吉 田 基 印

## ○避難所施設利用に関する協定書

広島県立竹原高等学校長（以下「甲」という。）と竹原市長（以下「乙」という。）は、台風・地震等による非常災害が発生又は発生が予想される場合（以下「災害時」という。）において、地域住民の安全確保のための避難所としての施設利用に関する協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定書は、乙が、甲の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設）

第2条 乙が、避難所として利用できる施設は、グラウンド、第一・第二体育館、武道場とする。ただし、乙が前記以外の施設が必要となった場合には、文書により甲に協議し、甲の同意を得て利用するものとする。

（開設の通知）

第3条 乙は、前条に基づき避難所を開設する際、事前に甲に対しその旨を、文書により通知するものとする。

2 乙は避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、口頭により甲の了解を得て、避難所を開設できるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、乙は甲に対し開設した旨を、文書により通知するものとする。

（避難所の管理）

第4条 避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、避難所の管理運営に関する経費を負担するものとする。

2 乙の責任に帰すべき事由により施設が滅失し、又はき損したときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は甲の管理する設備器具等を滅失、又はき損したときも、同様とする。

（災害時に備えて貸与する鍵の管理）

第6条 甲は、災害時に備えて避難所開設に最低限必要となる鍵を乙に貸与することができる。

2 乙は、甲から貸与された鍵の管理責任者を定め、甲に文書により通知しなければならない。

3 乙は、甲から貸与された鍵を責任を持って保管し、複製は行わないものとする。鍵を紛失した場合には、遅滞なく甲に届けるとともに、乙の負担で新しい鍵に取り替えるものとする。

4 乙は、管理責任者に変更があった場合には速やかに、甲に文書により通知するものとする。

（避難所解消への努力）

第7条 乙は、甲が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解

消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第8条 乙は、甲の管理する施設を避難所としての利用を終了する際は、その旨を文書により通知するとともに、その施設を原状に回復し、甲の確認を受けた後、甲に引き渡すものとする。

(協議)

第9条 この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成29年9月8日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成29年9月8日

甲 竹原市竹原町3444番地1  
広島県立竹原高等学校  
校長 慶徳克二 印

乙 竹原市中央五丁目1番35号  
竹原市  
代表者 竹原市長 吉田基 印

## ○災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

竹原市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、竹原市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧業務を実施するにあたり、必要な資機材を迅速かつ円滑に提供するために必要な事項を定めるものとする。

(提供の要請)

第2条 甲は、災害時において、資機材を必要とするときは、乙に対し、乙が保有し、又は調達できる資機材について、優先的な提供を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材を甲に優先的に提供するものとする。

(資機材の種類)

第3条 甲が乙に要請することができる資機材は、次に掲げるものとする。

(1) 別表に掲げる資機材

(2) その他乙の調達できる範囲内で甲が要請する資機材

(協力の要請)

第4条 第2条第1項の規定による要請は、別紙様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(資機材の引渡し)

第5条 資機材の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して、資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により、資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が甲にレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提供する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払)

第7条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した乙の職員が、本業務において負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(情報交換及び連絡体制)

第9条 甲と乙は、平常時から資機材のレンタル等についての情報交換を行うとともに、別紙連絡体制表を作成し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙のいずれかが文書をもって協定終了等何らかの意思表示をしない限り、この協定は、有効期限が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年10月18日

甲 広島県竹原市中央五丁目1番35号  
竹原市 代表者  
竹原市長 吉 田 基

乙 東京都中央区日本橋三丁目12番2号  
朝日ビルヂング7F  
株式会社アクティオ  
代表取締役 小 沼 直 人

## ○災害及び防災情報の放送に関する協定書

竹原市（以下「甲」という。）と株式会社たけはらケーブルネットワーク（以下「乙」という。）との間において、災害の状況、災害時の避難、安否及びライフラインの復旧等必要な情報並びに平時の防災対応に資する情報（以下「災害及び防災情報」という。）の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等が竹原市内で発生し、又は発生するおそれがある場合その他必要な場合に、市民へ迅速かつ正確に情報が伝わるよう甲乙相互に協力する災害及び防災情報の放送について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において災害とは、台風、集中豪雨、大規模火災、危険物の爆発、地震、その他非常の事態を言う。

（災害及び防災情報の放送）

第3条 甲は、竹原市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他必要な場合において、甲の放送施設等を利用し、乙に対して災害及び防災情報の放送の要請をするものとする。

2 甲は、乙に対し災害及び防災情報の放送の要請をする場合は、放送要請書（別記様式）によるものとする。ただし、緊急の場合は口頭で行い、後日放送要請書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの放送の要請に対し放送の形式、内容等をその都度自主的に決定し、可能な限り災害及び防災情報を乙の自主放送チャンネルにて放送するものとする。

4 甲は、乙に対し災害及び防災情報の放送の運用に当たり、放送局としての編成権を尊重し、実施するものとする。

（連絡責任者）

第4条 災害情報等の放送が確実かつ円滑に実施できるよう甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくものとする。

(放送料)

第5条 災害及び防災情報の放送に係る放送料は無料とする。ただし、その放送が長期間にわたる場合は、甲乙協議するものとする。

(平時の協力)

第6条 甲及び乙は、災害時等の相互協力を円滑にするために、平時から次の事項について相互に協力するものとする。

- (1) 情報交換に関すること
- (2) 防災知識の普及啓発活動に関すること

(放送要請訓練の実施)

第7条 甲及び乙は、放送要請訓練を毎年度1回以上、連携して実施するものとする。

(協議)

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第9条 この協定は、平成29年4月1日から適用する。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 竹原市  
代表者 竹原市長 吉田 基

乙 竹原市中央四丁目6番16号  
株式会社たけはらケーブルネットワーク  
代表者 代表取締役社長 山本 静司

## ○広島中央地域連携中枢都市圏における災害時の相互応援に関する協定

呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町及び大崎上島町（以下「協定市町」という。）は、圏域の防災力強化のため、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、協定市町の区域において災害が発生し、当該被害を受けた協定市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急対策等を実施できない場合において応急対

策等に係る協定市町相互の応援が円滑に実施されるよう、協定市町が相互に協力することを確認し、必要な事項を定めるものとする。

(事前対策)

第2条 協定市町は、平常時から次の事項を実施し、災害時における相互の応援に備えるものとする。

- (1) 連絡体制の整備
- (2) 応援要請及び呼応に係る訓練その他の必要な訓練
- (3) 備蓄物資の情報 共有
- (4) 防災意識の啓発のための教育、研修活動等に係る情報共有
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急対策等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救護及び救助活動に必要な車両及び資機材の提供
- (4) 救助及び応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等へ発信する必要がある情報のホームページ等への掲載
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市町から特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請しようとする被災市町は、次の事項を明らかにし、第6条の規定により定めた担当部局を通じて電話ファクシミリ等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、災害の概要、情報通信機器の状況、被害状況、避難場所、ライフライン情報その他の被災者等へ発信する必要がある情報
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第5条 被災市町から前条の規定による応援要請を受けた協定市町(以下「応援市町」という。)は、極力、応援要請に応じるよう努めるものとする。

2 被災市町の応援を実施する場合は、応援市町が相互に連携協力の上、行うものとする。

3 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により連絡が取れない被災市町がある場合には、連絡が可能な協定市町が相互に連絡調整し、自主的な応援活動を行うことができる。

(連絡担当部局)

第6条 協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは速やかに被災状況等の情報を相互に交換できる体制を整えておくものとする。

(応援等経費の負担)

第7条 第2条の規定による事前対策に要した経費の負担については、協定市町が協議して別に定めるものとする。

2 第3条の規定による応援に要した経費の負担については、原則として応援を受けた被災市町の負担とする。

3 応援を受けた被災市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町から要請があった場合には、応援した協定市町は一時繰替支弁するものとする。

4 前3項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第9条 この協定は、平成30年8月1日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書8通を作成し各協定市町が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年8月1日

締結者名 略

## ○災害時における施設の提供協力に関する協定書

竹原市（以下「甲」という。）と東洋コルク株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、住民の避難所及び他自治体から派遣される応援職員等の滞在場所（以下「避難場所等」という。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)

第2条 甲が、避難場所等として利用できる施設は、乙が管理する工場棟2階休憩室部分約100㎡とする。

(要請内容)

第3条 甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

(1) 住民の避難所

(2) 他自治体から派遣される応援職員等の滞在場所

(協力の要請)

第4条 甲は、避難場所等の施設を開設する必要があると認めたときは、乙に対してその旨を文書又は口頭で要請する。避難場所等の使用を終了するときも同様とする。

(協力の実施)

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、施設の安全を確認した上で、避難場所等を提供するものとする。この場合、避難場所等の開設及び運営は、甲が行うものとする。ただし、甲から要請があった場合、乙は甲と協力して対応するものとする。

(使用不可の通知)

第6条 乙は、施設が何らかの事情により避難場所等として使用できない場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、避難場所等の管理運営に関する経費を負担するものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により施設が滅失し、又はき損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は乙の管理する設備器具等を滅失、又はき損したときも、同様とする。

(使用中の事故等に対する責任)

第8条 避難者の施設内で発生した事故等に対する責任を乙は負わないものとする。

(避難場所等解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難場所等の早期解消に努めるものとする。

(避難場所等の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難場所等としての利用を終了する際は、その施設を原状に回復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結日の属する年度の末日をもって終了とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年10月25日

甲 竹原市中央五丁目1番35号  
竹原市  
代表者 竹原市長 今 榮 敏 彦

乙 竹原市東野町字下垣内1660番地  
東洋コルク株式会社  
生産本部 本部長  
広島工場 工場長 山 本 幸 一

## ○災害発生時における生活関連物資の供給等に関する協定書

広島県竹原市（以下「市」という。）と生活協同組合ひろしま（以下「事業者」という。）は、竹原市内において災害等が発生したとき又は災害等が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における生活関連物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に市が事業者の協力を得て、被災者に対して、より速やかにかつ円滑に物資の提供ができるようにすることを目的とする。

（要請）

第2条 災害時において市が物資を必要とする場合は、事業者に対して物資の供給を要請する。  
2 前項の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した要請書（別紙）をもって行うものとするが、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 事業者は、市から前条の要請を受けたときは、事業者の営業に支障がない範囲において、要請事項について適切な処置を取り、市に対し、速やかに物資を供給するものとする。

（支援体制の整備）

第4条 事業者は、前条の規定により市から協力要請を受けたときは、事業者が加盟する生活協同組合連合会等（以下「連合会等」という。）に対して、連合会等が保有する物資の供給、輸送等について協力を要請し、連合会等と連携して、市の要請に応えるものとする。

（物資の種類）

第5条 市が、事業者に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、事業者が調達可能な物資とする。

（1）別表「災害支援物資調達リスト」に掲げる物資

（2）その他市が指定する物資

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は市が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として事業者が行うものとする。ただし、事業者による運搬が困難な場合は、別に市が指定する者が行うものとする。

（損害の負担）

第7条 第6条の規定に基づく、運搬業務により生じた損害の補償については市と事業者が協議をして定める

（費用負担）

第8条 事業者が供給した物資の対価及び事業者が行った搬送等の費用については、市がこれを負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、市及び事業者が協議をして、その都度定めるものとする。

3 市の事業者に対する費用の支払い方法は、市の通常の支払方法によるものとする。

(平常時の活動)

第9条 市及び事業者は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報の交換や市が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者を市及び事業者が別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じた事項については、その都度、市及び事業者が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市又は事業者が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び事業者が記名のうえ、各1通を保有する。

令和元年6月3日

市 広島県竹原市中央五丁目1番35号  
竹原市  
市長 今榮 敏彦

事業者 広島県廿日市市大野原一丁目2番10号  
生活協同組合ひろしま  
理事長 惠木 尚

## ○災害救助物資の調達に関する協定書

竹原市（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関し、次の通り協定を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

(物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 日用品等
- (2) 作業関係用品
- (3) 冷暖房機器及び電気用品等

(4) 他甲が指定する物資

(要請の方法)

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記1号様式の文書を交付するものとする。

(物資の価格及び支払)

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

(物資の引渡し)

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

(担当者名簿の作成)

第6条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間の満了する1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年6月3日

甲 広島県竹原市中央五丁目1番35号  
竹原市  
竹原市長 今柴 敏彦

乙 島根県益田市下本郷町206番地5  
株式会社ジュンテンドー  
代表取締役社長 飯塚 正

## ○災害時における支援協力に関する協定書

広島県竹原市（以下「甲」という。）と株式会社フジ（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、竹原市内に地震・風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し又は発生する恐れがある場合において、救援物資（以下「物資」という。）の供給及び被災者の支援協力に係る防災活動協力について、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所及び期間等を明示した文書をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、次の事項について、乙に協力を要請することができる。

（1）乙のフジ竹原店（以下「店舗」という。）の駐車場等を一時避難場所として被災者に対し提供すること。

ただし、乙は安全確保等に支障がある場合は一般車両の進入を制限することができる。

（2）乙の店舗において、被災者に対し、水道水及びトイレ等を可能な範囲で提供すること。

（3）乙の店舗において、乙の知り得た災害に関する情報を被災者に対し可能な範囲で提供すること。

（物資の種類）

第3条 前条第1項に規定する物資の種類は次のとおりとし、乙は甲に対し、乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

（1）食料品

（2）その他乙の取扱商品

（経費の負担）

第4条 第2条の規定に基づく甲の支援要請により乙が要した経費については、甲が負担するものとし、負担範囲等に関しては、その都度、甲、乙協議の上決定する。

（物資の価格）

第5条 乙が、第2条第1項の規定により供給した物資の価格は、災害が発生した直前の販売価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 第2条第1項に規定する物資の引渡しは、乙において甲の指定する場所に搬送し、甲は職員を派遣して調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。ただし、乙の搬送が安全に支障を来す恐れがある場合は、甲が乙の店舗へ引き取りに来るものとする。

（事故に対する責任）

第7条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故に対しては、一切の責任を負わないものとする。

（避難に当たっての誘導等）

第8条 対象施設に地域住民等が避難した際の食料、生活必需品等の支援及び避難に当たっての誘導等については、甲がこれを行うものとする。ただし、災害規模・被災状況等により対応が困難なときは、この限りではない。

(有効期限)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲、乙いずれからも当該協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年7月24日

甲 広島県竹原市中央五丁目1番35号  
竹原市  
市長 今榮 敏彦

乙 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号  
株式会社 フジ  
代表取締役 山口 普

## ○災害に係る情報発信等に関する協定

竹原市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、竹原市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、竹原市が竹原市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ竹原市の行政機能の低下を軽減させるため、竹原市とヤフーが互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

(本協定における取組)

第2条 本協定における取組の内容は次の中から、竹原市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1) ヤフーが、竹原市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、竹原市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

- (2) 竹原市が、竹原市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 竹原市が、竹原市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 竹原市が、災害発生時の竹原市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 竹原市が、竹原市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) 竹原市が、竹原市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 竹原市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、竹原市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条に基づく竹原市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、竹原市から提供を受ける情報について、竹原市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、竹原市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、竹原市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、竹原市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和元年9月19日

竹原市：広島県竹原市中央五丁目1番35号  
竹原市  
市長 今 榮 敏 彦

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川 邊 健 太 郎

## ○災害時における医療救護活動に関する協定書

竹原市を甲とし、一班社団法人竹原薬剤師会を乙として、甲乙両当事者は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、竹原市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、竹原市地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し薬剤師班の派遣を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

(薬剤師の活動場所)

第3条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

(薬剤師班の業務)

第4条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理
- (3) 前各号に付随する業務等

(指揮命令)

第5条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

(医薬品の等の供給)

第6条 医療救護活動に必要な医薬品等は、甲が供給について必要な措置をとるものとする。ただし、緊急の場合は、薬剤師班が携行するものを含め、乙が供給するものを使用することができるものとする。

(調剤費等)

第7条 救護所等における調剤費は、無料とする。

(実費弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成、派遣に要する費用
- (2) 派遣薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の費用
- (3) 薬剤師班員が医療救護活動において、負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために要した実費(細目)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

この協定を証するため協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和2年1月27日

甲 竹原市  
代表者 竹原市長 今榮 敏彦

乙 東広島市安芸津町三津4424番地  
一般社団法人竹原薬剤師会  
竹原薬剤師会会長 神田 信吾

## ○災害時の医療救護活動実施細目

竹原市を甲とし、一般社団法人竹原薬剤師会を乙として、甲乙両当事者は、令和2年1月27日付けで締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」(以下「協定」という。)第9条に基づき、次の実施細目を定める。

(薬剤師班の派遣要請)

第1条 協定第2条第1項に規定する甲の乙に対する医療救護班の派遣要請は、市長(災害対策本部長)から竹原薬剤師会会長に対して行うことを原則とする。

2 派遣要請は、原則として災害発生場所、日時及び概要を明らかにした文書によって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

(医療救護活動の報告)

第2条 乙は、協定第2条第2項の規定により薬剤師班を派遣したときは、当概医療救護活動終了後速やかに、薬剤師班ごとの「医療救護活動報告書」(第1号様式)、「薬剤師班員名簿」(第2号様式)及び「医薬品等使用報告書」(第3号様式)をとりまとめ、甲に報告するものとする。

(事故報告)

第3条 乙は、派遣要請に基づき乙が派遣する医療救護活動において、当該薬剤師班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」(第4号様式)により速やかに甲に報告するものとする。

(医療救護班に係る実費弁償等の請求)

第4条 協定第8条第1号及び第2号に規定する薬剤師班に係る費用については、乙が各薬剤師班分を取りまとめ、「実費弁償請求書」(第5号様式)により甲に請求するものとする。

2 協定第8条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」(第6号様式)により甲に請求するものとする。

(実費弁償の額等)

第5条 協定第8条第1号に規定する実費弁償の額は、原則として別表に定める額とする。

2 協定第8条第1号に規定する実費弁償の額は、乙が派遣する医療救護班が使用した医薬品等に係る購入価格とする。

3 協定第8条第3号に規定する扶助金の支給については、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)の規定に準ずるものとする。

(支払い)

第6条 甲は、協定第8条各号に規定する費用の支払いの請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに実費弁償等を乙に対し支払うものとする。

(医療救護班派遣の限界)

第7条 乙は、協定第2条の規定にかかわらず、災害が激甚であり、班員及びその周辺に危害又はその恐れがある場合は、派遣の要請に応じないことができる。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和2年 1月27日

甲 竹原市  
代表者 竹原市長 今榮 敏彦

乙 東広島市安芸津町三津 4424 番地  
一般社団法人竹原薬剤師会  
竹原薬剤師会会長 神田 信吾

## ○災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書

竹原市（以下「甲」という。）と太陽工業株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における天幕等資機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、天幕等資機材（以下「物資」という。）を防災拠点等へ供給するために、その必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため必要があると認めるときは、乙に対し、調達可能な物資の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として、別記第1号様式により行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1） エアテント（マク・クイックシェルター）
- （2） 間仕切り（クイックパーテーション）
- （3） 天幕大型テント
- （4） その他甲が指定する物資

（物資供給への協力）

第4条 乙は、甲からの要請を受けたときは、速やかに物資の供給に努めるものとする。

2 乙は甲に物資の供給を実施したときは、別記第2号様式により、その実施状況を甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、第4条の規定により、乙が供給した物資の代金及び運搬等に係る経費（以下「費用」という。）を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（連絡担当者の指定）

第7条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙は、連絡担当者を定め、相互に別記第3号様式により文書で報告するものとする。

2 甲乙は、連絡担当者に変更があった場合には、その都度文書で報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は乙が災害時に物資を運搬する際には、乙の車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(平時の活動)

第9条 甲乙は、この協定に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙のいずれからも文書による意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。  
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年3月30日

甲 広島県竹原市中央五丁目1番35号  
竹原市  
竹原市長 今榮 敏彦

乙 大阪府大阪市淀川区木川東4-8-4  
太陽工業株式会社  
代表取締役社長 荒木 秀文

## ○災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

竹原市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したとき又は災害対策本部運営訓練（以下、「防災訓練」という。）実施時の、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

(定義)

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、竹原市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、竹原市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

(地図製品等の供給の要請等)

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
- (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したとき又は防災訓練実施時は、災害応急対策、災害復旧・復興及び防災訓練にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中又は防災訓練実施時の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中又は防災訓練実施時、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年3月30日

## ○災害時における物資の調達に関する協定書

竹原市（以下「甲」という。）と瀬戸内カートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、竹原市内において地震、風水害等の災害その他の危機事象が発生した場合（以下「災害時」という。）における、避難所生活に必要な段ボール製品等（以下「物資」という。）の調達について、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対し、その保有する物資について優先的な提供を要請することができる。

(物資の種類)

第3条 甲が乙に協力を要請することができる物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製品（間仕切り、ベッド、シート等）
- (2) その他乙の調達できる範囲内で甲が要請する物資

(要請の方法)

第4条 甲の乙に対する協力要請手続は、物資調達要請書（別記様式第1号）により行うも

のとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに当該要請書を送付するものとする。

2 前項の協力要請手続を円滑に行うため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置くものとし、連絡責任者は、甲にあつては竹原市災害対策本部事務局とし、乙にあつては乙の工場長とする。

3 甲及び乙は、連絡する順位を定めた連絡先を毎年度当初に、災害時における物資の調達に関する協定書連絡先報告書（別記様式第2号）により甲乙互いに報告するものとし、期中に異動があつた場合も、その都度、同様式により報告するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の搬入又は引渡し場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲は、乙の指定する場所において、物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

（業務報告）

第6条 乙は、業務終了後速やかに業務内容を物資供給業務報告書（別記様式第3号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が甲に提供した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する物資の対価は、乙が提出する報告書等に基づき、別記防災協定製品価格一覧表の価格を基準として、災害時直前における物資及び運搬等に係る適正価格を加味し、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第8条 乙は、業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、当該費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があつたときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

（損害への対応）

第9条 この協定に基づく業務を実施する際、乙に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この期間満了の30日前までに甲又は乙から相手方に対し、この協定を変更又は終了させる旨の文書による意思表示がない場合は、協定期間は引き続き1年間延長するものとし、以後において期間が満了するときも同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲及び乙が記名・

押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年5月19日

甲 竹原市中央五丁目1番35号  
竹原市  
代表者 竹原市長 今 榮 敏 彦

乙 三原市南方二丁目14番1号  
瀬戸内カートン株式会社  
代表取締役社長 西 川 雅 貴

## ○災害対応に関する協定書

竹原市（以下「甲」という。）と株式会社セトウチ（以下「乙」という。）は、災害応急対策への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙が協力して、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、暴風、大雨洪水その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対し小型無人機（以下「ドローン」という。）を用いた災害時の応急対策の実施を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲が必要と認めるときは、乙に対し要請書（様式第1号）により第4条に定める業務への協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することとし、後日速やかに乙に要請書を提出するものとする。

（活動の実施区域）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務の実施区域は、竹原市全域を基本とする。

（業務）

第4条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) ドローンによる災害状況の把握及び報告
  - (2) ドローンによる被災者の捜索協力
  - (3) 緊急を要する災害状況の調査、測量及び対策工法の検討
  - (4) その他災害時の応急対策に関する業務で、甲の要請に対し、乙が承諾した業務
- 2 乙は、前項の業務により撮影・計測した画像・測量データ等を甲に提供するものとする。

（契約の締結）

第5条 甲は乙に第2条の協力要請をした場合は、速やかに業務委託契約を締結するものとする。

（報告）

第6条 乙は、本業務を実施した場合、報告書（様式第2号）により甲の定める期限までに報告するものとする。

（映像等の所有権等）

第7条 本協定に基づく業務により取得した映像や画像の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。

（費用の請求と支払い）

第8条 乙は業務完了後当該活動に要した費用を第5条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受けた時は、内容を精査し、第5条により締結した契約に基づき、その費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第9条 この協定に基づく業務の実施に伴い、第3者に対し損害を及ぼしたとき、又は乙の技術者に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その措置について甲乙協議の上定めるものとする。

（平常時の活動）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から必要な情報の交換や甲が実施する防災訓練への乙の参加など、緊急時・災害時に備えるものとする。

（連絡調整）

第11条 本協定の協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲及び乙は連絡責任者を別に定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間の満了日までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、この協定は更新されたものとし、以降も同様とする。

（その他）

第13条 この協定について疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2部作成し、甲乙記名押印の上、各自その1部を保有する。

令和2年7月9日

甲 竹原市中央五丁目1番35号  
竹原市  
代表者 竹原市長 今榮 敏彦

乙 竹原市東野町158番地3  
株式会社 セトウチ  
代表取締役社長 土肥 真也

## ○災害時における物資の調達に関する協定書

竹原市（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における避難所生活に必要な段ボール製品等（以下「物資」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、竹原市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の調達の協力を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 甲が乙に要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請があったときに乙が製造又は調達可能な物資とする。

- (1) 段ボール製品（ベッド、トイレ、パーテーション等）
- (2) その他乙の取扱製品

（要請の手続き）

第4条 甲は、物資調達要請書（別記様式第1号）により、乙に対して物資の調達の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

2 前項の協力要請手続を円滑に行うため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置くものとし、連絡責任者は、甲にあっては竹原市災害対策本部事務局とし、乙にあっては乙の営業部とする。

3 甲及び乙は、連絡する順位を定めた連絡先を毎年度当初に、災害時における物資の調達に関する協定書連絡先報告書（別記様式第2号）により甲乙互いに報告するものとし、期中に異動があった場合も、その都度、同様式により報告するものとする。

（調達の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、その要請に基づく物資の製造又は調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の出荷見通しを甲に連絡するものとする。

（運搬）

第6条 物資の搬入又は引渡し場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲は、乙の指定する場所において、物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

（物資の代金等）

第7条 甲が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、第4条の要請時直前における価格を参考に、甲、乙協議の上決定するものとする。

（代金等の請求及び支払）

第8条 乙は、前条の規定による代金等の決定後、納品書及び請求書により、代金等を甲に請求するものとする。

（報告）

第9条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、その内容を確認後、速やかに代金等を支払うものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の前1か月以内に、甲乙いずれからもこの協定の延長について何らかの申出がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間協定を更新するものとし、以後同様とする。

(事業所運営)

第11条 この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和2年10月30日

甲 竹原市中央5丁目1番35号  
竹原市  
代表者 竹原市長 今榮 敏彦

乙 三原市南方1丁目2番13号  
王子コンテナ株式会社  
三原工場  
工場長 京本 裕一郎

## ○災害時における物資の保管及び輸送等に関する協定書

竹原市（以下「甲」という。）と中国通運株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の保管及び輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時の物資の保管及び輸送等に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し物資の保管及び輸送等の協力を要請し、乙は、特別の理由がない限り、要請に協力する。

2 前項の規定による要請は、要請書（様式第1号）により業務の内容等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付する。  
(業務の内容)

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し物資の保管及び輸送等の協力を要請し、乙は、特別の理由がない限り、要請に協力する。

2 前項の規定による要請は、要請書（様式第1号）により業務の内容等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付する。  
(業務の内容)

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 乙の管理する倉庫における九千物資の一時保管
- (2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務

- (3) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (4) 救援物資の輸送等を支援する物流専門家の派遣
- (5) その他甲が必要とする応急対策業務

(業務報告)

第4条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに業務実施内容を報告書(様式第2号)により甲に報告する。

(事故等)

第5条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じる。ただし、文書をもって報告する暇がない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を提出する。

(損害の負担)

第6条 業務の実施時に生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負う。

(機密の保持)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務の終了又は解除された後についても同様とする。

(費用の負担)

第8条 乙が第3条の業務を実施した場合に要した費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲が負担する。

(費用の請求及び支払)

第9条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求する。費用は、災害発生直前における適切価格を基準とし、当該業務の終了後、甲と乙が協議の上決定する。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、30日以内に費用を乙に支払う。

(連携及び情報の共有)

第10条 甲及び乙は、本協定の実施にあたり連携及び情報の共有を図る。

- (1) 甲は、甲が主催する防災訓練に乙の参加を要請することができる。この場合において、乙は、甲から防災訓練参加要請があった場合は、積極的に参加する。
- (2) この協定の実効性を高めるため、情報の共有を図り、定期的に協議を行う。

(連絡調整)

第11条 本協定の協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲及び乙は連絡責任者を別に定める。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の通知を終了しない限り、その効力を有する。

(その他)

第13条 この協定について疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本書を2部作成し、甲乙記名押印の上、各自その一部を保有する。

令和3年2月4日

甲 竹原市中央5丁目1番35号  
竹原市  
代表者 竹原市長 今榮 敏彦

乙 竹原市西野町2102番地  
中国通運株式会社  
代表取締役社長 小坂 政司

## ○災害時における物資供給に関する協定

竹原市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資

（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、

乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

(1) 竹原市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 竹原市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 「供給要請対象物資」（別紙①）に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。

災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、

物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を竹原市長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては竹原市総務企画部危機管理課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙㉔）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和3年4月27日

甲 広島県竹原市中央五丁目1番35号  
竹原市  
代表者 竹原市長 今榮 敏彦

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号  
株式会社ナフコ  
代表取締役 石田 卓巳

## ○防災パートナーシップに関する協定書

竹原市を甲とし、広島テレビ放送株式会社を乙として、甲と乙は、災害による被害の軽減と平常時における防災に連携して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が連携して災害の被害を軽減するための防災情報の発信並びに平常時の防災活動に取り組むことにより、住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 2 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において生ずる被害をいう。
- 3 防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

(緊急時の情報発信の要請)

第3条 甲は、目的で定める災害被害を軽減するために、住民への情報伝達が急を要すると判断した場合、乙に対して電話又は電子メール、ファックスなどにより情報発信を要請することができる。乙は、甲から要請を受けた際は、放送や通信を通じて速やかな情報発信に努める。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、防災のために使用する目的のもと、甲が見舞われた災害の映像・写真・画像など防災関連資料の提供を、相手方に可能な範囲で協力する。

- 2 甲及び乙は、本協定の趣旨に基づき、それぞれが防災対策に資する取組みを行うときは、可能な範囲で協力する。

(連絡担当者)

第5条 甲及び乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先・連絡手段などを運用連絡表に記載し、相互に確認する。

2 甲及び乙は、毎年4月1日及び人事異動などによりそれぞれの担当者に変更が生じた場合、速やかに相手方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先・連絡手段などを運用連絡表に記載し、相互に確認する。

(協定期間)

第6条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が相手方にこの協定の終了を通知しない限り継続する。

(協議事項)

第7条 この協定の定めない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、対応を決定する。

この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を保管する。

令和3年10月8日

甲 竹原市中央五丁目1番35号

竹原市

代表者 竹原市長 今榮 敏彦

乙 広島市東区二葉の里3丁目5番4号

広島テレビ放送株式会社

代表取締役社長 飯田 政之

## ○災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

竹原市（以下「甲」という。）及び広島県行政書士会（以下「乙」という。）は竹原市内で地震、風水害等の自然災害その他大規模災害（火災、爆発等その及ぼす被害の程度においてこれらに類する事件、事故等を含む。）が発生したとき（以下「災害等」という。）における、乙が被災者への支援として実施する行政書士業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において乙が実施する支援可能な行政書士業務（以下「支援業務」という。）について、必要な事項を定める。

(業務の範囲)

第2条 支援業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務
- (2) 被災者支援相談センターの開設
- (3) その他甲が必要とする業務

2 乙は、被災者支援相談センターを開設する際、その開設場所について、あらかじめ甲と協議するものとする。ただし、甲が被災等により協議することができない場合は、この限りでない。

(支援業務の要請)

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して支援業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

(行政書士の派遣)

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに要請内容による支援業務を実施するための措置を行い、その措置の状況を甲に報告するとともに、甲の要請場所に会員を派遣するものとする。

(報告)

第5条 乙は、支援業務を実施した場合は、甲の定める期限までに、その状況について書面で報告を行うものとする。

(連絡体制)

第6条 甲及び乙は、災害時における被災者支援に支障のないように、常に連絡体制に努めるものとする。

2 乙は、支援業務の実施に当たり、広島県行政書士会県内支部に対して必要な調整を行うものとする。

(費用負担)

第7条 第3条第1項の要請に基づき行う第4条に規定する行政書士の派遣に要する費用は、乙の負担とする。

2 支援業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第2条第1項第1号に掲げる業務のうち行政書士法第1条の2及び第1条の3第1項第1号から第3号までに掲げる業務に係る費用は、相談者（業務上の依頼者）の負担とする。

(損害への対応)

第8条 この協定に基づく支援業務を行う際、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がないときは、有効期間を更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年7月29日

甲 広島県竹原市中央五丁目1番35号  
竹原市  
代表者 竹原市長 今榮 敏彦

乙 広島市中区中町8番18号広島クリスタルプラザ10階  
広島県行政書士会  
会長 原田 誠

## ○災害時における物資輸送等に関する協定書

竹原市（以下「甲」という。）と福山通運株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するよう努めるものとする。

- （1）甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- （2）甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
- （3）甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- （4）前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- （1）乙が物資輸送に使用する車両に対する緊急通行車両確認標章等の速やかな発行
- （2）乙の車両への燃料の優先供給
- （3）罹災状況に係る情報の提供
- （4）前各号に掲げるもののほか、乙が必要とする事項

（協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による協力の要請は、要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合や乙の事業の支障となる場合は、この限りではない。

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するよう努めるものとする。

なお、貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、甲に報告するものとする。

（費用等の負担）

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 第2条に規定する協力内容の実施により生じた損害の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

3 前各項の費用等及びその支払方法等については、甲乙協議の上決定するものとする。

なお、第1項の費用については、原則として貨物自動車運送業務法に基づき乙が国土交通大臣に届け出た運賃料金によるものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先等を定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うよう努めるものとする。

(協定の解除)

第9条 甲及び乙は、相手方又は相手方の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したときは協定を解除するものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から1年間効力を有するものとし、甲乙いずれからも契約

満了の3か月前までに文書をもって相手方に対して協定終了の申し出をしない限り、1年間同内容で継続するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協

議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年11月24日

甲 広島県竹原市中央五丁目1番35号  
竹原市  
代表者 竹原市長 今榮 敏彦

乙 広島県福山市東深津町四丁目20番1号  
福山通運株式会社  
代表者 代表取締役 小丸 成洋

## ○災害時における物資供給に関する協定書

竹原市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給す

るために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、

災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定す

るものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定

の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年12月14日

甲 広島県竹原市中央5丁目1番35号  
竹原市  
竹原市長 今 榮 敏 彦

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧 雄 一 郎

## ○竹原市被災者生活サポートボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

竹原市（以下「甲」という。）と社会福祉法人竹原市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、竹原市被災者生活サポートボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における災害応急対策として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じるものとする。

（センターの設置）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙がセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲乙協議の上、その設置場所を確保するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、他の社会福祉協議会、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整に係る担当者を速やかに配置し、連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

(センターの業務)

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付、調整
- (4) 災害ボランティア関連情報の収集、発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 竹原市災害対策本部等との以下の情報の共有
  - ①被害状況・避難情報
  - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
  - ③ボランティアによる支援活動の状況
  - ④特に支援を必要とする者の情報
  - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、ならびに乙の運営するセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年5月31日

甲 竹原市中央五丁目1番35号  
竹原市  
竹原市長 今榮 敏彦

乙 竹原市中央三丁目13番5号  
社会福祉法人 竹原市社会福祉協議会  
会長 中沖 明

## ○災害廃棄物等の処理に関する基本協定書

竹原市（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震又は風水害、その他特殊な災害時等（以下「地震等災害」をいう。）の不測の事態において、甲及び甲の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定書は、竹原市内において不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備えて日頃から甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- (1) 災害廃棄物等の撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物等の収集運搬
- (3) 災害廃棄物等の処分
- (4) 災害廃棄物処理計画等の策定及び策定支援
- (5) 前各号に伴う必要な事業

(災害廃棄物等の処理の実施)

第4条 乙は、甲からの要請があったとき、必要な人員、車両、重機、資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物処理等の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意することとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
- (2) 再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

(連絡協議会)

第5条 甲乙は、本協定の内容確認並びに情報交換を目的として、毎年度1回以上の連絡協議会を開催し、次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。

- (1) 想定される災害及び不測の事態について
- (2) 協力要請の手続き、手順について
- (3) 想定される災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び数量について
- (4) 災害廃棄物等の撤去、積込作業について
- (5) 災害廃棄物等の収集運搬について
- (6) 災害廃棄物等の処分について
- (7) その他必要な事項

(個別契約書の締結)

第6条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

(他被災市町村（都道府県）への応援)

第8条 甲が、被災した他の市町村（都道府県）に対して災害廃棄物等の処理についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

(甲の解除権)

第9条 乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は項の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用する等していると認められたとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにも関わらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(有効期間)

第11条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(既定のない事項の扱い)

第12条 本協定書に定めのない事項及び各項に疑義が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年6月13日

甲 竹原市中央五丁目1番35号  
竹原市  
竹原市長 今 榮 敏 彦

乙 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号  
大栄環境株式会社  
代表取締役 金 子 文 雄

## ○災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

広島県竹原市（以下「甲」という。）と株式会社サタケ（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

### （協力の要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 竹原市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 竹原市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達のあっせんを要請され、又は特に必要を認めてあっせんを行うとき。

### （物資調達の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 別紙1「供給要請対象物資一覧」に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第4条 第2条の要請は、物資調達要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができないときは口頭で要請し、その後速やかに物資調達要請書（別記様式第1号）を交付するものとする。

2 乙は、前項の規定による甲からの協力要請に基づき、物資を提供したときは、物資供給報告書（別記様式第2号）を甲に提出するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

### （物資の価格）

第6条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(物資の搬送及び引渡し)

第7条 乙は、物資の搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

(代金の支払)

第8条 乙は、前条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡場所までの運賃を含む。以下、同様とする。）を甲に請求するものとし、甲は乙からの適法な請求に基づき、速やかに物資の代金を支払うものとする。甲が引渡しを受けた物資の代金は、引渡し後、速やかに支払うものとする。

2 前条第2項の引渡し前に生じた物資の亡失、毀損等は乙の負担とする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、連絡先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。なお、連絡先との内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して決定するものとする。

(廃止届等)

第11条 乙は、第3条に規定する物資の取扱いを廃止又は休止した場合は、甲に廃止届（別記様式第3号）又は休止届（別記様式第4号）を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により休止届を報告後、物資の取扱いを再開した場合は、再開届（別記様式第5号）により、遅滞なく甲に届け出るものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 乙が、前条第1項に規定する廃止を届け出た場合は、この協定は、その廃止に係る物資についての効力を失うものとする。

3 乙が、前条第1項に規定する休止を届け出た場合は、この協定は、その休止に係る物資についての効力を失う。ただし、同条第2項に規定する再開届（別記様式第5号）が提出され、甲に到達した時点で、この協定は効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年3月13日

甲 広島県竹原市中央五丁目1番35号  
竹原市  
市長 今榮 敏彦

乙 東広島市西条西本町2番30号  
株式会社サタケ  
代表取締役 松本 和久

## ○災害時の相互応援に関する協定書

備後圏域連携協議会を組織する市町（以下「協定市町」という。）は、いずれかの協定市町の区域内において災害が発生し、被害を受けた場合に、被害を受けた協定市町（以下「被災市町」という。）の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない協定市町が、相互に応援協力し、被災市町の応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、協定市町の区域内に災害が発生し、被災市町独自では十分に被災地の救援等応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨にのっとり、相互の応援を円滑に遂行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （応援要請等）

第2条 協定市町は、被災市町から応援の要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に被災市町における被害が甚大と認められる場合においては、協定市町は、災害の状況等を把握し、独自の判断で必要な応援を行うものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなすものとする。

### （応援の種類）

第3条 この協定における応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 救援活動等に必要な車両、舟艇及び資機材の提供
- (5) 被災者を一時収容するための施設（以下「避難施設」という。）の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

### （応援要請の窓口）

第4条 協定市町は、あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定め、相互に通知するとともに、災害が生じたときは、必要な情報を速やかに提供するものとする。

### （応援要請の手続等）

第5条 応援を要請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、協定市町に対し災害  
応援要請書（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出する  
いとまがないと認められるときは、前条に定める協定市町の連絡担当部局を通じて、電話等  
の通信手段により要請し、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資及び資機材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (4) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
- (5) 避難施設に収容を要する被災者の状況及び人数並びに避難施設の提供を必要とする期  
間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町の負担とする。

2 応援を受けた被災市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受  
けた被災市町から要請があった場合には、応援した協定市町は一時繰替支弁するものとす  
る。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（連絡会議の設置）

第7条 この協定に基づき、災害時の相互応援が円滑に行われるよう、備後圏域自治体防災連  
絡会議を設置し、災害時の相互応援について定期的に研究及び協議を行うものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この協定は、協定市町が別に締結した災害時の相互応援に関する協定その他災害応援  
に関して定められた他の手続を排除するものではない。

（その他）

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定め  
のない事項については、その都度協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書9通を作成し、各協定市町が記名押印のうえ、  
各自その1通を保有する。

2024年（令和6年） 4月 1日

三原市長

岡 田 吉 弘

尾道市長

	平 谷 祐 宏
福山市長	<u>枝 広 直 幹</u>
<u>府中市長</u>	小 野 申 人
竹原市長	今 榮 敏 彦
世羅町長	奥 田 正 和
神石高原町長	入 江 嘉 則
笠岡市長	小 林 嘉 文
井原市長	大 舌 勲

## ○災害に係る情報発信等に関する協定書

竹原市（以下「甲」という。）と株式会社テレビ新広島（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携を図り、警戒レベルや警戒レベル相当情報等の防災情報及び発災後の生活支援情報等について、迅速かつ正確に情報発信することを目的とする。

（情報発信の内容）

第2条 甲と乙は、連携して次の事項について情報発信する。

- (1) 地震、風水害その他の災害に対する「警戒レベル」、「警戒レベル相当情報」、「避難所等の開設情報」等
- (2) 発災後における生活支援情報
- (3) 平時における土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域等に関する情報、防災関連の取り組みに関する情報

（情報発信の方法）

第3条 甲から乙への情報伝達は、Lアラート等により行うものとする。

2 乙は、前項で得た情報のうち特に「警戒レベル3」以上の情報については、乙の番組、速報スーパー、L字放送等のいずれかによって報道するとともに、乙のホームページ及び公式SNS等でインターネットを通じて情報発信する。

3 災害発生危険が高まる場合においては、早めの避難を促す目的で「市長からの呼びかけ」等を甲乙協力して、映像もしくはメッセージにより情報発信するものとする。

(費用の負担)

第4条 甲及び乙は、この協定の運用に要する経費負担を一切求めないこととする。

(担当者名簿の作成)

第5条 甲及び乙は、この協定の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定める事項について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年9月27日

甲 竹原市  
代表者 竹原市長 今榮 敏彦

乙 広島市南区出汐二丁目3番19号  
株式会社テレビ新広島  
代表取締役社長 箕輪 幸人

## ○災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

竹原市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、竹原市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる竹原市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、竹原市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰すべき事由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和7年5月1日

甲 竹原市中央五丁目6番28号  
竹原市  
代表者 竹原市長 今榮 敏彦

乙 広島市南区出島1丁目19番20号  
佐川急便株式会社 中国支店  
支店長 岩崎 勇人

## ○災害時における物資輸送及び運営等の協力に関する協定

竹原市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社三次主管支店（以下「乙」という。）は、災害時の対応に資する取組に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、竹原市内で災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲に対する救援物資の緊急輸送体制の速やかな構築及び人材、資機材等を活用した運営の協力について、甲が乙に要請する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で定めるものをいう。

(協力要請)

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、乙に対し協力を要請することができるものとする。この場合において、乙は、業務上の支障又はやむを得ない事由により協力することができないと乙が判断するときを除き、他の業務に優先して協力するものとする。

2 甲が乙に対し要請する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送
- (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所等への物資配送
- (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- (4) 乙が管理する資機材の提供
- (5) 乙に所属する人員による物資輸送拠点運営等の協力
- (6) 乙に所属する人員による避難所等の運営支援
- (7) その他協議し合意した事項

3 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の物資輸送の継続に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 乙が物資輸送に使用する車両に対する緊急通行車両確認証明書及び災害対応従事車両証明書の速やかな発行
- (2) 罹災状況に係る情報の提供

(要請手続)

第4条 前条に規定する要請は、協力要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに本書を提出するものとする。

2 前項の規定により甲から乙に対して行う要請は、安全担当を代表窓口として手続を行うものとする。

(事故等)

第5条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により物資輸送等を中断したときは、乙は、速やかに代替の車両を手配し、その輸送を継続するよう努めるものとする。

2 乙は、代替の車両が手配できない場合、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

(報告)

第6条 乙は、協力業務を遂行したときは、次の事項を取りまとめ、後日、実績報告書(様式第2号)を甲に提出するものとする。

- (1) 協力内容
- (2) 協力した場所
- (3) 要請によって使用した車両、資機材等
- (4) 従事者数
- (5) その他必要となる事項

(経費の負担)

第7条 この協定に基づく物資輸送及び運営等に要した経費は、その都度甲乙協議して決定し、甲が負担する。

## (損害の負担)

第8条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。  
ただし、乙の責に帰すべき事由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

## (連絡体制)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡担当者を選定するものとする。  
2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

## (協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、決定するものとする。

## (有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

令和7年5月16日

甲 広島県竹原市中央五丁目6番28号  
竹原市  
竹原市長 今榮 敏彦

乙 広島県三次市東酒屋町306-66  
ヤマト運輸株式会社  
三次主管支店長 高橋 克典

## ○災害時等における情報発信協力に関する協定書

竹原市（以下「甲」という。）と株式会社熊平製作所（以下「乙」という。）は、災害時等における情報発信協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が連携を図り、災害が発生または発生するおそれがある場合において、一元的かつ迅速に住民へ情報伝達する仕組みを構築し、住民の適切な避難行動に結びつけることを目的とする。

(情報発信の内容)

第2条 発信・集約される主な情報は次のとおりとする。

- (1) 市内の天気予報
- (2) 市内に発表中の警報・注意報
- (3) 市内に発令中の警戒レベルと避難情報
- (4) 避難所の開設情報
- (5) 河川の水位情報
- (6) 河川カメラの情報
- (7) 平時からの防災啓発情報や訓練の案内等
- (8) その他、甲及び乙が必要と認めるもの。

(情報発信の方法)

第3条 乙はインターネット上に点在する様々な防災に資する情報を、「みんなの自主防」へ集約することとする。

(費用の負担)

第4条 システムの構築及び改良に要する経費は乙が負担することとする。

(担当者名簿の作成)

第5条 甲及び乙は、この協定締結の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

(個人情報の取扱い)

第6条 甲及び乙は、本協定に関連して取得した個人情報について、災害時等における情報発信協力の目的以外には使用せず、関係法令を遵守して厳重に管理するものとする。また、正当な理由なく第三者に開示・漏洩しないものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年8月1日

甲 竹原市  
代表者 竹原市長 今榮 敏彦

乙 広島市南区宇品東2丁目1番42号  
株式会社 熊平製作所  
代表取締役社長 熊平 明宣

## 〔様式等〕

## ○災害発生報告

( ) 県支部

( ) 市町村

月 日 時 分 受信				13	火災の発生状況								
発信者 職氏名				14	交通途絶となった路線								
受信者	情報連絡班	班	氏名	15	破堤溢水した河川 海岸ため池								
1 調査日時	月 日 時 分			16	その他の被害								
2 発生場所				災害に 対し と つ て い る 措 置									
人の被害	3 死者	人	氏名(生年月日)					17	災害対策本部設置		月 日 分		
	うち災害関連死者	人	氏名(生年月日)										
	4 行方不明者	人	氏名(生年月日)										
	5 重傷者	人	氏名(生年月日)										
6 軽傷者	人	氏名(生年月日)											
住家の被害	7 全壊 (全焼・流失)	棟	世帯					人員	消防職員等の 出動状況			19 消防職員	人
	8 半壊 (半焼)	棟	世帯					人員				20 消防団員	人
	9 床上浸水	棟	世帯					人員				21 警察官	人
	10 床下浸水	棟	世帯					人員				22 その他	人
計					人								
非住家の被害	11 学校等公共 建物			23 その他の 応急措置									
	12 その他												

## ○被害総括表

被害区分		被害内容		被害区分	被害内容	被害額(千円)
( ) 県支部						
( ) 市町村						
月 日 時 分 現在						
① 人	ア 死者	人	氏名	④ 公共建物	キ 幼稚園	公 棟
	うち災害関連死者	〃	〃			私 〃
	イ 行方不明者	〃	〃		ク 専修学校 各種学校	公 〃
	ウ 重傷者	〃	〃		私 〃	
	エ 軽傷者	〃	〃		ケ 病院	〃
② 住家	ア 全壊 (全焼・流失)	棟	世帯	人	コ 官公庁その他	〃
	イ 半壊(半 壊)	〃	〃	〃	⑤ 神社・仏閣・文化財	〃
	ウ 一部破損	〃	〃	〃	ア 道路被害	か所
	エ 床上浸水	〃	〃	〃	イ 橋梁被害	橋
	オ 床下浸水	〃	〃	〃	ウ 河川被害	か所
③ 非住家	ア 全壊 (全焼・流失)	公共建物	棟	⑥ 公共土木施設	エ 砂防設備被害	〃
	イ 半壊(半 焼)	公共建物	〃		オ 地すべり防 止施設被害	〃
被害区分		被害内容	被害額(千円)	カ 急傾斜地崩 壊防止施設被 害	〃	
④ 公共建物	ア 小学校	公	か所	キ 治山施設被害	〃	
		私	〃	ク 港湾施設被害	〃	
	イ 中学校	公	〃	ケ 漁港施設被害	〃	
		私	〃	コ 海岸施設被害	〃	
	ウ 高等学校	公	〃	サ その他	〃	
		私	〃	ア 田	流失・埋没	ha
	エ 大学	公	〃	イ 畑	流失・埋没	〃
		私	〃	冠水	〃	
	オ 高等専門学校	〃	〃	ウ 農道決壊	か所	
	カ 盲学校 ろう学校 養護学校	〃	〃	エ 溜池・水路決壊	〃	
			オ 頭首工被害	〃		
			⑦ 農林水産施設			

被害区分		被害内容	被害額(千円)	被害区分		被害内容	被害額(千円)		
⑦ 農林水産施設	カ 路面決壊	か所		⑧ その他	ニ ブロック塀等被害	か所			
		橋梁流失	橋		ヌ その他				
	キ 水産施設被害	か所		罹災世帯数		世帯			
	ク その他			罹災者数		人			
	ア 農産被害			被害総額		千円			
⑧ その他	イ 林産被害			⑨ 火災発生	ア 建物	件			
	ウ 水産被害				イ 危険物	〃			
	エ 商工被害				ウ その他	〃			
	オ 山くずれ	山腹崩壊 ha		災害対策本部設置	月 日 時 分				
	カ 土石流	溪流			避難の指示・勧告状況	地区名	避難場所	世帯数	人数
	キ 地すべり	か所							
	ク 崖くずれ	〃				合計			
	ケ 木材流出	m <sup>3</sup>				消防職員		人	
	コ 山林焼失	ha			消防団員		〃		
	サ 鉄軌道被害	か所			警察官		〃		
	シ 沈没	隻			その他		〃		
	船舶	流失	〃			計		〃	
		破損	〃			その他			
		ス 清掃施設被害	か所						
	セ 都市施設被害	〃							
	ソ 自然公園施設被害	〃							
	タ 工業用水道被害	〃							
	チ 水道施設被害	〃							
	ツ 水道(断水)	戸							
	テ 電話(不通)	回線							
ト 電気(停電)	戸								
ナ ガス(停止)	〃								

## ○被害程度の判定基準

用語		定義
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位とする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	
公共土木施設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋梁被害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。

用語	定義	
河川被害	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。	
砂防設備被害	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。	
地すべり防止施設被害	地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。	
急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。	
治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。	
港湾施設被害	港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。	
漁港施設被害	漁港漁場整備法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。	
海岸施設被害	海岸法にいう海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。	
農林水産業施設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流失埋没	田畑の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜池・水路決壊	溜池及び水路の堤防の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土石流	堆積土砂又は崩壊により、家屋・公共施設に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	地すべり	地すべりにより、負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	崖くずれ	崖くずれにより、負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	鉄軌道被害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	る、かいろのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自然公園施設被害	自然公園法及び自然環境保全法に定める施設の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。

用語		定義
	水道（断水）	上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス（停止）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	その他	各項に該当しない被害とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
	被害総額	物的被害の概算額とする。（千円単位）
	火災発生	火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。

## ○罹災台帳

## 罹 災 台 帳

(整理番号第 号)

罹災場所 竹原市 町 番地						物件所有者 竹原市 町 番地					
災害の原因						避難場所					
罹 災 者	住所又は所在地 竹原市 町 番地 電話 ( )					名前					
		続柄	名前	性別	生年月日	備考	現 況				その他
							健在	軽傷	重症	死亡	
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
7											
8											
罹 災 状 況	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家		<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊			<input type="checkbox"/> 床上浸水 (    cm ) <input type="checkbox"/> 床下浸水 (    cm )  <input type="checkbox"/> その他					
	土 地		長さ×高さ×幅 <input type="checkbox"/> 崩壊 <input type="checkbox"/> 陥没 <input type="checkbox"/> 埋没 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> その他								
	その他										
備考											
罹災日	年 月 日 時 分					調査員の職・氏名					
調査日	年 月 日 時 分										

## ○罹災証明書

第 号

## 罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続柄	年齢
		世帯主	

罹災原因	
------	--

被災住家 <sup>※</sup> の所在地	
住家 <sup>※</sup> の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住宅）

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

竹原市長



## ○罹災証明書交付申請書

統一様式

## 罹災証明申請書

市(区・町・村)長 年 月 日

申請者 (世帯主)	住所	電話番号
	(現在の連絡先)	電話番号
	(ふりがな) 氏名	

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住所	電話番号
	(ふりがな) 氏名	申請者との関係

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 <sup>※</sup> の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	
---	--

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	<input type="checkbox"/> 浸水被害 ( <input type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下 ) <input type="checkbox"/> その他被害(以下に記入)
-------	---

(追加項目)	(留意事項2を参考に、必要な項目があれば追加してください。)
--------	--------------------------------

## 〔その他〕

## ○市内文化財一覧

種別	名称	指定年月日	所在地
国重要文化財	銅鐘（高麗鐘）	明治43年4月20日	本町三丁目13-1
国重要文化財	春風館頼家住宅	昭和63年12月19日	本町三丁目7-24
国重要文化財	復古館頼家住宅	昭和63年12月19日	本町三丁目7-26
国天然記念物	スナメリクジラ廻遊海面	昭和5年11月19日	高崎町阿波島南端
国天然記念物	忠海八幡神社社叢	昭和11年9月3日	忠海中町三丁目7-15
国重要伝統的建造物群保存地区	竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区	昭和57年12月16日選定	本町一丁目、三丁目、四丁目の一部
国登録有形文化財	旧日の丸写真館	平成26年12月19日	本町一丁目4996-2
県重要文化財	木造十一面観音立像	昭和37年3月29日	本町三丁目10-44
県重要文化財	木造聖観世音菩薩座像	昭和53年1月31日	吉名町観音谷
県史跡	磯宮	昭和12年5月28日	田ノ浦一丁目6-8
県史跡	唐崎常陸介之墓	昭和17年6月9日	本町一丁目16-22
県史跡	頼惟清旧宅	昭和32年9月30日	本町三丁目12-21
県史跡	木村城跡	昭和48年3月28日	新庄町末宗
県天然記念物	忠海のウバメガシ樹叢	昭和12年5月28日	忠海床浦一丁目12-27
県天然記念物	楠神社のクスノキ	平成4年10月29日	忠海長浜三丁目8-1
県無形民俗文化財	福田のししまい	昭和56年4月17日	福田町中谷 稲生神社
県無形民俗文化財	忠海の祇園祭みこし行事	昭和59年11月19日	忠海中町三丁目7-15
市重要文化財	光海神社棟札	昭和46年12月27日	吉名町宮条2046
市重要文化財	吉名八幡宮法楽連歌	昭和46年12月27日	吉名町宮条2046
市重要文化財	駕籠	昭和46年12月27日	忠海床浦二丁目10-1
市重要文化財	弾薬輸送庫	昭和46年12月27日	忠海床浦二丁目10-1
市重要文化財	旧松阪家住宅	昭和60年4月10日	本町三丁目9-22

種別	名称	指定年月日	所在地
市重要文化財	西方寺普明閣・お籠堂	昭和62年12月26日	本町三丁目 10-44
市重要文化財	紙本著色竹原絵屏風	平成2年2月14日	本町三丁目 7-24
市重要文化財	旧森川家住宅	平成16年7月21日	中央三丁目 16-33
市重要文化財	旧吉井家住宅	平成30年12月21日	本町三丁目 8-19
市史跡	福田社倉	昭和38年9月13日	福田町中谷 1571
市史跡	郷賢祠	昭和38年9月13日	田ノ浦二丁目
市史跡	横大道古墳群	昭和38年9月13日	新庄町鷺ノ森 331
市史跡	田万里鏡田古墳群	昭和38年9月13日	田万里町鏡田
市史跡	能島村上氏の遺跡	平成4年12月24日	竹原町 124 外
市史跡	東永谷製鉄遺跡	平成20年10月22日	下野町966-1、974-1の一部
市無形民俗文化財	田万里八幡神社当屋祭オハケ神事	平成25年10月24日	田万里町 1222
市天然記念物	宿根の大桜	平成26年4月24日	下野町字宿郷 359

## ○災害救助法による災害救助基準

県健康危機管理課調  
令和7年6月1日現在

救助の方法	支出の限度	使 途	適 用 範 囲	期 間
避難所の設置	1 避難所設置費 1人1日360円以内 2 高齢者、障害者等であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。	1 避難所の設置、維持及び管理費用 2 賃金職員雇上費 3 消耗器材費 4 建物の使用謝金 5 避難所に整備する機械・器具・備品類等の使用謝金、賃借料又は購入費 6 光熱水費等 7 仮設便所等の設置費	1 災害が発生するおそれがある場合において、被害を受ける恐れがあり、現に救助を要する者 2 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	1 災害発生の日から7日以内 2 災害が発生する場合において、救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間
応急仮設住宅の供与	一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて定める。建設して供与する場合は、一戸当たり7,089,000円以内とし、供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出でき	1 建設して供与する場合は、建設にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建設事務費等 2 解体撤去及び土地の原状回復のための費用	1 住家が全焼、全壊又は滅失し、自らの資金では住宅を得ることができない者 2 福祉仮設住宅を応急仮設住宅として設置できる。	1 着工は災害発生の日から20日以内 2 供与期間は完成の日から2年以内

救助の方法	支出の限度	使 途	適 用 範 囲	期 間
	る費用は、当該地域における実費とする。 同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 賃貸住宅の居室の借上げにより供与する場合は地域の実情に応じた額とする。	3 賃貸住宅の居室を借上げて供与する場合の家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用	3 賃貸住宅の居室の借上げを実施し、収容することができる	
炊出しその他による食品の給与	1人1日(3食)あたり1,390円以内	1 主食費 2 副食費 3 燃料費 4 器物等の使用謝金 5 消耗器材費 6 雑費	1 避難所に避難生活している者 2 災害により現に炊事のできない者	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	実費	1 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費 2 浄水に必要な薬品及び資機材 3 水の購入費(真にやむを得ないとき)	災害により現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 住家の全壊、全焼又は滅失により被害を受けた世帯 夏季 冬季 (4~9月) (10~3月) 1人世帯 1人世帯 20,300円以内 33,700円以内 2人世帯 2人世帯 26,100円以内 43,500円以内 3人世帯 3人世帯 38,700円以内 60,600円以内 4人世帯 4人世帯 46,200円以内 70,900円以内 5人世帯 5人世帯 58,500円以内 89,300円以内 6人以上1人増すごとに加算 8,500円 12,300円 2 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等による一時的な居住不能を含む)により被害を受けた世帯 夏季 冬季 (4~9月) (10~3月) 1人世帯 1人世帯 6,700円以内 10,700円以内 2人世帯 2人世帯 8,900円以内 14,000円以内 3人世帯 3人世帯 13,400円以内 19,900円以内 4人世帯 4人世帯 16,300円以内 23,600円以内 5人世帯 5人世帯 20,500円以内 29,800円以内 6人以上1人増すごとに加算 2,900円 3,900円	給貸与費用	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水若しくは船舶の遭遇等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、被害の実態に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。  (例) 1 寝具 2 被服 3 身の回り品 4 炊事用具 5 食器 6 日用品 7 光熱材料  ※認められない物品 テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、電子レンジ、オーブンレンジ等	災害発生の日から10日以内
医療の給付	1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費	医療費用	1 災害のため医療の途を失った者に対し応急的処置をする。 2 救護班によって行う。	災害発生の日から14日以内

救助の方法	支出の限度	使 途	適 用 範 囲	期 間
	2 病院又は診療所による場合 国民健康保健の診療報酬の額以内 3 あんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師（以下「施術者」という）による場合 協定料金の額以内		ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、一般の病院又は診療所（施術者を含む）において行うことができる。 3 次の範囲内で行う。 (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護	
助産の給付	1 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合 慣行料金の8割以内の額	助産費用	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんしたもので、災害のため助産の途を失った者に対し、次の範囲内で行う。 1 分べんの介助 2 分べん前後の処置 3 衛生材料の支給	災害発生の日から7日以内
被災者の救出	実費	救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を速やかに捜索し、又は救出するもの。	災害発生の日から3日（72時間）以内
被災した住宅の応急修理 【住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理】	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して1世帯当たり、53,900円以内	修理費	災害のための住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	災害発生の日から10日以内に完了
被災した住宅の応急修理 【日常生活に必要な最小限度の部分の修理】	居室、炊事場、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分に対して1世帯当たり 1 大規模半壊・中規模半壊・半壊 739,000円以内 2 準半壊 358,000円以内	修理費	1 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 2 応急修理の規模は、居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことができな部分とし、現物をもって行う。	災害発生の日から3月以内 （災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了
学用品の給与	1 教科書及び教材 ・小学校児童、中学校生徒 「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出。又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 ・高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費	1 教科書（教材を含む） 2 文房具 3 通学用品	住家の全壊、全焼、流失、半壊又は床上浸水（土砂の堆積等による一時的な居住不能を含む。）により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒に対して、現物をもって行う。	災害発生の日から教科書（教材を含む）は1か月以内、その他の学用品は15日以内

救助の方法	支出の限度	使 途	適 用 範 囲	期 間
	2 文房具及び通学用品費 ・ 小学校児童 1 人当たり 5,500 円 ・ 中学校生徒 1 人当たり 5,800 円 ・ 高等学校等生徒 1 人当たり 6,300 円			
埋葬	1 体当たり 大人 (12 歳以上) 232,200 円以内 小人 (12 歳未満) 185,700 円以内	1 棺 (付属品を含む) 2 埋葬又は火葬 (賃金職員等雇上費を含む) 3 骨つぼ及び骨箱	災害の際に死亡した者について、死体の応急的処理を行うため、原則として現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。	災害発生の日から 10 日以内
死体の搜索	実費	搜索のための機械、器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費等	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定されるものに対して行う。	災害発生の日から 10 日以内
死体の処理	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置費 1 体当たり 3,700 円以内 2 死体の一時保存のための費用 (1) 既存建物を利用する場合借上費の実費 (2) 既存建物を利用できない場合 1 体当たり 5,900 円以内 (3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、実費を加算できる。 3 検案のための費用 救護班以外により検案する場合 慣行料金の額以内	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置費 2 死体の一時保存費 3 死体の検案費	1 災害により死亡した者について行う。 2 処理は次の範囲内で行う。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置。 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 3 検案は原則として救護班によって行う。	災害発生の日から 10 日以内
障害物の除去	1 世帯当たり 143,900 円以内	除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等	居室、炊事場等生活に欠くことができない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者に対して行う。	災害発生の日から 10 日以内
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	実費	輸送費及び賃金職員等雇上費	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は次の場合である。 (1) 被災者 (避難者) の避難 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 等	それぞれの救助の実施が認められる期間以内

## ○災害融資制度等一覧

## 1 災害融資制度

関係法令	貸付金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	貸付限度額	
日本政策 金融公庫法	農林漁業施設資金 (主務大臣指定)	・果樹の改植又は補植 ・主務大臣の指定する 農業及び水産業の生産 力の維持、増進に必要 な施設の復旧 ・被災した林業施設の 復旧	農業を営む者 農協 (農業者に転貸する 場合に限る。) 同連合会(果樹の改 植又は補植の場合に限 る。)	農業施設 融資対象事業費× 80%	
			林業を営む者	林業施設 最高 いずれか低い 額 ①融資対象事業費 ×80% ②1施設 300万円 (特認 600万円) 最低1件 10万円	
			漁業を営む者 漁協(漁業者に転貸 する場合に限る。)	漁業施設 最高 いずれか低い 額 ①融資対象事業費 ×80% ②漁船 1,000万円 その他施設 1施設 300万円 (特認 600万円)	
	農林漁業施設資金 (共同利用施設)	農産物の生産・流 通・加工・販売に必要 な施設及びその他の共 同利用施設の復旧	土地改良区、同連 合、農協、同連合会、 農済、同連合会、5割 法人、農業振興法人	<最高限度> (融資対象事業費－ 国庫補助金)×80%	
			林産物の生産・流 通・加工・販売に必要 な共同利用施設及びそ の他の共同利用施設の 復旧	森組・森連・中小企 業等協組(その組合員 の50%以上が林業者で あるもの)農協・農協 連	<最高限度> (融資対象事業費 －国庫補助金)×80%
			水産物の生産・流 通・加工・販売に必要 な共同利用施設及びそ の他の共同利用施設の 復旧	水産業協同組合(漁業 生産組合を除く)	<最高限度> (融資対象事業費 －国庫補助金)×80%
	農林漁業セーフテ ィネット資金 (災害等資金)	災害等により被害を 受けた経営の再建	災害等により農林業 経営の維持安定が困難 な担い手であって、農 業所得又は林業所得が 総所得の過半を占める 等の一定の要件を満た す者	600万円 (特認 年間経営 費等の12分の6以 内)	
			災害等により漁業経 営の維持安定が困難な 漁業者であって、漁業	600万円 (特認 年間経営費 等の12分の6以内)	

			所得が総所得の過半を占める等の一定の要件を満たす者	
--	--	--	---------------------------	--

貸付利率	償還期間	据置期間	取扱金融機関等	県の主管課	備考
0.25～ 0.50%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 【受託金融機関】 農林中央金庫 広島県信用農業協 同組合連合会 広島県信用漁業協 同組合連合会 など	就農支援課	令和4.5.18現在
0.25～ 0.50%	15年以内	3年以内		林業課	令和4.5.18現在
0.25～ 0.50%	15年以内	3年以内		水産課	令和4.5.19現在
0.25～ 0.50%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 【受託金融機関】 農林中央金庫 広島県信用農業協 同組合連合会 広島県信用漁業協 同組合連合会 など	就農支援課	令和4.5.18現在
0.25～ 0.50%	20年以内	3年以内		林業課	令和4.5.18現在
0.25～ 0.50%	20年以内	3年以内		水産課	令和4.5.19現在
0.25～ 0.50%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 【受託金融機関】 農林中央金庫 広島県信用農業協 同組合連合会 広島県信用漁業協 同組合連合会 など	就農支援課	令和4.5.18現在
0.16～ 0.30%	10年以内	3年以内		水産課	令和3.4.19現在
関係法令	貸付金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	貸付限度額	
日本政策 金融公庫法	農業基盤整備資金 (農地、牧野の改 良、造成又は復旧に 必要な資金)	災害復旧事業 農地、牧野又はその 保全利用上必要な施設 の災害復旧	土地改良区、同連 合、農協、同連合会、 農業者、5割法人、農 業振興法人	最高 貸付を受ける 者が当該年度に 負担する額 最低 1件 10万円	

	林業基盤整備資金 (樹苗養成施設資金)	樹苗養成施設の復旧	森組・森連・農協・ 中小企業等協同組合・ 樹苗養成事業を営む者	<最高限度> (融資対象事業費 -国庫補助金)×80%	
	(造林資金)	激甚災害に対処する ための特別の財政援助 等に関する法律施行令 に基づく復旧造林	森組・森連・農協・ 森林公社・地方公共団 体・林業を営む者	<最高限度> (融資対象事業費 -国庫補助金)×80%	
	(林道資金)	自動車道、軽車道及 びこれらの附帯施設の 復旧	森組・森連・農協・ 中小企業等協同組合・ 林業を営む者	<最高限度> (融資対象事業費 -国庫補助金)×80%	
広島県農林 水産業関係 単独事業補 助金交付要 綱	農業災害等特別対策 資金	知事が指定 する災害によ り被害を受け た農業者の経 営維持、生活 の安定及び農 業用施設等の 再取得に必要 な資金	被害農 業者救 済資金	農業を営む者であ つて、農作物等の損失額 が平年農業総収入の 10%以上であること について市町長の認定を 受けた者	個人 200万円 (果樹、畜産500万 円) 法人 1,000万円
			農業施 設災害 特別資 金	農業を営む者であ つて、暴風雨、豪雨、降雪、 降雹、降霜、低温及び干 ばつ等の天災により、 被害を受けたことにつ いて、市町長の認定を 受けた者	個人 1,800万円 法人等 2億円
	漁業災害特別対策 資金	知事が指定 する災害によ り被害を受け た漁業者の経 営再生産及び 漁業用施設等 の再取得等に 必要な資金	被害漁 業者救 済資金	漁業を営む者であ つて、水産物等の損失額 が平均漁業総収入額の 10%以上であること について市町長の認定を 受けた者	個人 200万円 法人 1,000万円
			漁業施 設災害 特別資 金	漁業を営む者であ つて、漁業施設等に大き な被害を受けたため、 新たにこれと同種の漁 業用施設の造成等を必 要とする旨を市町長が 証明した者	漁業近代化資金融 通法第2条第3項第1 号に定める額
貸付利率	償還期間	据置期間	取扱金融機関等	県の主管課	備考
0.16～ 0.30%	25年以内	10年以内	日本政策金融公庫 【受託金融機関】 農林中央金庫 広島県信用農業協 同組合連合会 など	農業基盤課	平成30.4.18現在

0.25～ 0.50%	15年以内	5年以内	日本政策金融公庫 【受託金融機関】 農林中央金庫 など	林業課	令4.5.18現在
0.25～ 0.50%	30年以内 (林業経営改善計画による：40年以内、森林施業計画による：50年以内)	20年以内 (林業経営改善計画による：25年以内、森林施業計画による：35年以内)			
0.16～ 0.20%	20年以内 (林業経営改善計画による：25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画による：7年以内)			
0.30%	7年以内	1年以内	農業協同組合	就農支援課	
3.0%以内	7年～17年以内	2～7年以内			
3.0%以内	7年以内	1年以内	広島県信用漁業協同組合連合会	水産課	
3.0%以内	漁業近代化資金融通法施行令第2条に規定する期間	漁業近代化資金融通法施行令第2条の表に規定する期間			

関係法令	貸付金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	貸付限度額
生活福祉資金貸付制度要綱	生活福祉資金(福祉資金-福祉費)	被災した住宅の補修等に必要経費	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。)ただし、法に基づく災害援護資金の貸	250万円以内(目安)
		災害により臨時に必要な経費		150万円以内(目安)

	生活福祉資金 (福祉資金-緊急 小口資金)	緊急から一時的に生活の維持が困難となった場合に必要な資金	付対象となる世帯は、災害援護資金を優先する。	10万円以内	
緊急生活安定資金貸付制度要綱	緊急生活安定資金	緊急に必要な生じた資金	低所得世帯	生活資金5万円以内 療養資金5万円以内 (特に必要と認められる場合15万円以内)	
災害弔慰金の支給等に関する法律	災害援護資金	被災者の生活の立て直しに必要な経費	災害り災者 (所得制限あり)	1世帯当たり 350万円以内 (被害により異なる)	
母子及び 寡婦福祉法	母子・父子・寡婦福祉資金 (住宅資金)	住宅の補修等に必要な経費	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等	150万円以内 (特例200万円以内)	
	母子・父子・寡婦福祉資金 (転宅資金)	現に居住している住宅を移転するのに必要な資金	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等	26万円以内	
母子家庭等緊急援護資金貸付制度要綱	母子家庭等緊急援護資金 (生活安定資金)	母子家庭等に緊急に必要な資金	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等	1回当たり 3～5万円	
独立行政法人福祉医療機構法	新築資金		私的医療機関(対象施設:病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、指定訪問看護事業、医療従事者養成施設)	①、②のいずれか低い額 ①限度額300万～12億円 ②標準建設費・購入価格・所要資金の700～90% (施設の種類により異なる)	
	増改築資金	甲種			病床不足地域における増改築(病院・診療所)
		乙種			病床不足地域における増改築(病院・診療所)
		その他			増改築(病院・診療所以外)
	機械購入資金				新設(新築資金に伴い必要な場合) 先進医療等に使用する高額な医療機器(病院)
	長期運転資金				・新設(新築資金) ・経営安定化 ・新型コロナウイルス対応支援
広島県県費預託融資制度要綱	セーフティネット資金 (国指定)	災害復旧に必要な設備資金、運転資金	次のいずれかに該当する中小企業等 ①国指定の災害等の影響を受けた者 (セーフティネット保証第3号、4号適用)	中小企業者 8,000万円 組合等 16,000万円	

貸付利率	償還期間	据置期間	取扱金融機関等	県の主管課	備考
連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	7年以内(目安)	6月以内	市区町社会福祉協議会	地域福祉課	
無利子	12月以内	2月以内			
無利子	6か月以内 (特に必要と認められる場合9か月以内)	なし	市区町社会福祉協議会	地域福祉課	一部の市町でのみ実施
3.0%以内で条例で定める事 据置期間中は無利子	10年 (据置期間を含む)	3年	市町	健康危機管理課	
保証人あり無利子 保証人なし1.0%	6年以内 (特別7年以内)	6か月	市町	こども家庭課	
	3年以内	6か月	市町		
無利子	3～6か月	無し	地区母子会	こども家庭課	1名以上の保証人が必要
0.400～1.000%	30年以内 (施設・構造の種類により異なる)	3年以内 (施設の種類により異なる)	独立行政法人福祉医療機構 独立行政法人福祉医療機構代理店 (全国の都市銀行、地方銀行、信用金庫、信託銀行、商工組合中央金庫、信用組合の本支店)	医療介護基盤課	左記通常貸付制度によって災害の場合も対応している。災害救助法が適用された地域については、特別な条件で貸付を行う。 新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた施設に対する経営資金については優遇融資を実施 利率は令和4年5月2日現在
0.900～1.500%					
0.500～1.100%					
1.009%	5年以内	6か月以内			
0.700%	5年超10年以内				
0.809%	3年以内	1年以内 (施設の種類により異なる)			
0.809%	3年以内				
0.400%	15年以内				

(固定金利) 信用保証付 0.8～1.2%	設備資金・ 運転資金 10 年以内	【対象①】 設備資金3年以 内 運転資金1年以 内	県費預託融資制 度取扱金融機関	経営革新課	別途、信用保証 料が必要
関係法令	貸付金の種	貸付対象事業	貸付対象者	貸付限度額	
			②全国的な大規模経済 危機・災害等の影響を受 けた者 (危機関連保証適用) ③激甚災害を受けたこ とについて市町の証明 (り災証明)のある者 (災害関連保証適用)		
	自然災 害・ 倒産防止等 資金 (県指定 等)		※自然災害により直接 被害を受けた中小企業者 等 (市町の発行する「り災 証明書」が必要)	中小企業者4,000万円 組合等 8,000万円 ※復旧経費の範囲内 を限度とする。	
※「株式会社商工組合中央金庫法」及び「株式会社日本政策金融公庫法」等に基づいた災害復旧のための国の制度あり					
独立行政法人住宅 金融支援機構法	災害復興 住宅融資	住宅の建設、購入、 補修	災害で被害を受けた家 屋の所有者、賃借人、居 住者の方	(別表1)	
天災による被害農 林漁業者等に対す る資金の融通に関 する暫定措置法	経営資金	種苗、肥料、飼料、薬 剤、農機具(政令で定める ものに限る)、家畜、家き ん、薪炭原木、木材、林業 用種苗、しいたげほだ木、 漁具(政令で定めるもの に限る)、稚魚、餌料、漁業 用燃油等の購入資金、炭が ま、わさび育成施設、樹苗 育成施設の構築資金、漁船 (政令で定めるものに限 る。)の建造又は取得資 金、労賃水利費、農作物共 済、畑作物共済(ただし、 蚕繭に係る者に限る。)、 家畜共済、漁業共済の掛 金、簡易な施設の復旧のた めの資材の購入資金、既往 の災害で借り受けている経 営資金の返済にあてる資金 その他農業漁業経営に必要 な資金	次の基準によって市町長 の被害認定を受けた農林漁 業を営む者。(政令で定め る法人を含む。) ・被害農業者： $\frac{30 \text{ (減収量)}}{100 \text{ (平年収穫量)}}$ 以上でかつ $\frac{10 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年農業総収入額)}}$ 以上のもの ・樹体被害農業者 $\frac{30 \text{ (樹体損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上のもの ・被害林業及び漁業者： $\frac{10 \text{ (産物損失額)}}{100 \text{ (平年林業(漁業)総収入額)}}$ 以上か $\frac{50 \text{ (施設損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上のもの	(表)のB万円又 は、 A%(損失額に対す る割合)のいずれ か低い額 A%及びB万円は、 政令で定められる が、最近の天災に 適用された額及び 損失額に対する割 合	

	事業資金	火災により被害を受けた在庫品等の補てんに必要な資金	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合	損失額の80%または以下の金額のいずれか低い額 単協 2,500万円 連合会5,000万円 ただし、激甚災害適用の場合 単協 5,000万円 連合会 7,500万円	
貸付利率	償還期間	据置期間	取扱金融機関等	県の主管課	備考
		【対象②】 設備資金2年以内 運転資金2年以内 【対象③】 設備資金3年以内 運転資金1年以内			
(固定金利) 信用保証付 0.8～1.2% 信用保証無 1.1～1.5%	設備資金・ 運転資金10 年以内	設備資金3年以 内 運転資金1年以 内			信用保証付で融資を利用する場合は別途保証料が必要
○団信に加入する場合 ・新機構団信：1.05% ・新機構団信(デュエット)：1.2% ・新3大疾病付機構団信：1.29% ○団信に加入しない場合：0.85%  (令和4年4月1日現在)	(別表1)	補修の場合1年以内、その他は3年以内	独立行政法人住宅金融支援機構	建築課	満60歳以上の方向けには、災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)も利用が可能(リバースモーゲージ型融資)
・損失額が10～30%未満の者6.5%以内 ・損失額が30%以上の者5.5%以内(樹体被害者は6.5%以内) ・特別被害地域内で損失額が50%以上の者(特別被害農林漁業者)3.0%以内で、法発動の都度定められる。	6年以内(激甚災害適用は7年以内)で政令で定める。		農業協同組合、森林組合、広島県信用漁業協同組合連合会	就業支援課 林業課 水産課	

6.5%以内	3年以内		広島県信用農業協同組合連合会 広島県信用漁業協同組合連合会 農林中央金庫、森林組合連合会	就農支援課 林業課 水産課	
--------	------	--	--	---------------------	--

(表)

区 分		天災融資法のみ適用の場合			激甚災害法適用の場合		
		A%	B万円		A%	B万円	
			個人	法人		個人	法人
農業者	果樹栽培者 家畜等飼養者	55	500	2,500	80	600	2,500
	一般農業者	45	200	2,000	60	250	2,000
	林業者	45	200	2,000	60	250	2,000
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000	80	5,000	5,000
	漁船建造所得 資金	80	500	2,500	80	600	2,500
	水産動植物 養殖基金	50	500	2,500	60	600	2,500
	一般漁業者	50	200	2,000	60	250	2,000

## 2 その他の救済制度（減免等）

救済制度		救済制度の内容	窓口等
国税の減免及び徴収猶予等		被災者に対する ①所得税の減免 ②源泉徴収所得税の徴収猶予 ③相続税又は贈与税の免除等	税務署
地方税の減免及び徴収猶予等		被災者に対する ①地方税（個人の県民税、個人の市町村民税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、軽自動車税）の減免 ②地方税の徴収猶予 ③地方税の納付期限の延長等	県庁 （県税事務所） 市役所 町役場
国民健康保険料（税）及び医療費の一部負担金の減免等		被災者に対する ①保険料（税）の減免及び徴収猶予 ②医療費の一部負担金の減免及び徴収猶予	市役所 町役場
後期高齢者医療保険料及び医療費の一部負担金の減免等		被災者に対する ①保険料の減免及び徴収猶予 ②医療費の一部負担金の減免及び徴収猶予	市役所 町役場
介護保険料及び利用者負担の減免等		被災者に対する ①保険料の減免及び徴収猶予 ②利用者負担の減免	市役所 町役場
国	災害弔慰金の支給	一定規模以上の自然災害で死亡した場合 生計維持者 500万円 その他の者 250万円	市役所 町役場
	災害障害見舞金の支給	一定規模以上の自然災害で、一定程度の障害となった場合 生計維持者 250万円 その他の者 125万円	
	被災者生活再建支援金の支給	一定規模以上の自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活再建を支援する。	
県	災害弔慰金の支給	自然災害で死亡した場合 50万円	市役所 町役場
	災害障害見舞金の支給	自然災害で住家に一定以上の被害を受けた場合 全壊 30万円 半壊 10万円	
	広島県被災者生活再建支援補助金の支給	県内に被災者生活再建法が適用されることとなる災害において、被災世帯数が法定の基準に満たない市町の被災者に対して市町と連携し支援を行う。	
中小企業者への信用保証枠の拡大		中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は4号指定の災害により影響を受ける特定の地域の中小企業者に対しては、一般保証の別枠で最大2億8,000万円の保証枠が上乘せされる。	広島県信用保証協会

根 拠 法 令	備 考
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 (昭和22年法律第175号)	
地方税法 (昭和25年法律第226号) 広島県税条例 (昭和29年条例第16号) 各市町の条例	
国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)	
高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例	
介護保険法 (平成9年法律第123号) 各市町等 (保険者) の条例	
災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	
被災者生活再建支援法 (平成10年法律第66号)	支給額は (別表 2) を参照
広島県災害見舞金等支給要綱 (昭和62年4月21日施行)	災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金が支給される場合を除く。
広島県被災者生活再建支援援助金交付要綱 (平成12年6月7日施行)	支給額は (別表 2) を参照
中小企業信用保険法 (昭和25年法律第264号)	

(別表1) 災害復興住宅融資の貸付限度額及び償還期間

貸付区分 貸付条件		災害復興住宅						
		建設の場合	購入（新築・中古）の場合 中古リフォームの一体型の場合	補修の場合				
貸付限度額	貸付限度額	戸当り限度額	戸当り限度額	戸当り限度額				
		○土地を取得する場合3,700万円 ○土地を取得しない場合2,700万円	3,700万円	1,200万円				
貸付条件	償還期間	次の①又は②のいずれか短い期間（1年以上1年単位）						
		①申込区分による最長返済期間 <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設購入</th> <th>35年</th> <th>最長3年間（1年単位）の元金据置期間を設定した場合、元金据置期間分の返済期間が延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補修</td> <td>20年</td> <td>1年間の元金据置期間を設定した場合、元金据置期間分の返済期間が延長</td> </tr> </tbody> </table> ②「80歳」 - 「申込本人又は収入合算者（注）のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切上げ）」  （注）収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合に 限る  ※元金据置期間を設定した場合も、完済時年齢の上限は、80歳			建設購入	35年	最長3年間（1年単位）の元金据置期間を設定した場合、元金据置期間分の返済期間が延長	補修
建設購入	35年	最長3年間（1年単位）の元金据置期間を設定した場合、元金据置期間分の返済期間が延長						
補修	20年	1年間の元金据置期間を設定した場合、元金据置期間分の返済期間が延長						

※詳細は、住宅金融支援機構ホームページ参照

(別表2) 被災者生活再建支援金及び広島県被災者生活再建支援補助金の支給額

## 1 被災者生活再建支援金

支給額は次の2つの支援金の合計額（単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

区分	基礎支援金	再建方法	加算支援金	合計
全壊 半壊解体 敷地被害解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃貸（公営住宅以外）	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸（公営住宅以外）	50万円	100万円
中規模半壊	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸（公営住宅以外）	25万円	25万円

## 2 広島県被災者生活再建支援補助金

被災者生活再建支援金の半額

ただし、市町が県と同額の支援を行うことを条件しているため、県と市町の支給合計額は被災者生活再建支援金と同額。